

**関東地方整備局
建設コンサルタント業務等における
入札・契約、総合評価に関する運用ガイドライン**

(令和7年度版)

令和7年8月

関東地方整備局

は　じ　め　に

本ガイドラインでは、以下の3つの柱を掲げ、改善に向けた取り組みを推進している。

■改善に向けた取り組みの3本柱

1. 品質確保と担い手の育成・確保
2. 技術力が十分に発揮できる競争環境の確保
3. 事務手続きの効率化

3本柱の取り組みを、より効率的に進めるため、働き方改革の促進と生産性の向上を踏まえた、必要な改善、本ガイドラインへの反映を行っていくものである。

※本ガイドラインは、関東地方整備局における建設コンサルタント業務等の入札契約手続きの手順と評価項目等についての基本的事項を定め、建設コンサルタント業務等における入札契約手続きの適切な運用を図ることを目的として作成したものである。

法令改正や、様々な環境変化に応じ、適宜改訂を行うものである。

背 景

公共投資の削減に伴い、不適確業者によるダンピング受注が発生し、公共工事等の品質や、担い手である企業・人への影響が懸念され、『公共工事の品質確保の促進に関する法律』が平成17年4月より施行。

平成17年8月26日には、本法律を踏まえて閣議決定された、『公共工事の品質確保の促進に関する施策を総合的に推進するための基本的な方針（基本方針）』において、公共工事に係る調査・設計の品質の確保に関しても価格と品質が総合的に優れた内容の契約とすることが必要とされた。

平成19年度から総合評価落札方式が試行を開始。翌平成20年5月に財務省との包括協議が整い、建設コンサルタント業務等においても総合評価落札方式が本格的に導入。

平成21年3月に国土交通本省は、「設計コンサルタント業務等成果の向上に関する懇談会」（座長：小澤一雅東京大学大学院工学系研究科教授）において、「建設コンサルタント業務等におけるプロポーザル方式及び総合評価落札方式の運用ガイドライン」を策定。

その後の実施状況や品確法の改正等を踏まえ、適宜、改定がなされている。

平成23年度に関東地方整備局においても、関東地方整備局総合評価審査委員会の意見を踏まえ、「関東地方整備局建設コンサルタント業務等における入札契約手続き運用ガイドライン」をとりまとめた。

平成25年以降、プロポーザル方式、総合評価落札方式を全面的に展開し、技術力の高い企業を適切に評価すると共に、低入札価格調査、履行確実性調査を厳格に執行することで、近年では低入札による契約は、ほぼ解消し、平均業務成績評定点も上昇傾向にある。

この状況を保ちつつ、受・発注者双方の働き方改革を推進することが求められている。

平成31年4月1日に労働基準法、人事院規則の改正により、時間外勤務の上限規制がなされ、受・発注者共に業務の更なる効率化が求められることとなった。

令和元年6月1日に、「公共工事の品質確保の促進に関する法律の一部を改正する法律（令和元年法律第三十五号）」が、令和元年6月14日に公布・施行され、『品確法』に公共工事に関する調査等（測量、地質調査その他の調査（点検及び診断を含む。）及び設計）について広く本法律の対象とした。

同法改正の背景・必要性として、

『全国的に災害が頻発する中、災害からの迅速かつ円滑な復旧・復興のため、災害時の緊急対応の充実強化が急務である』、

『「働き方改革関連法」の成立により、公共工事においても長時間労働のは正や待遇改善といった働き方改革の促進が急務である』、

『建設業・公共工事の持続可能性を確保するため、働き方改革の促進と併せ、生産性の向上が急務である』、

『公共工事に関する調査等の品質が公共工事の品質確保を図る上で重要な役割である』が挙げられている。

同法は、その理念、責務を記し、受注者、発注者が、ともに品質確保、業務環境改善等を進めていくことを求めている。

さらに、令和6年6月12日に、インフラ整備や地域づくりを支える建設業等がその役割を果たし続けられるよう、担い手の確保、地域建設業等の維持、生産性向上、発注体制の強化に係る規定を整備するため、公共工事の品質確保の促進に関する法律等の一部を改正する法律により、公共工事の品質確保の促進に関する法律等の一部改正が行われ、同月19日に公布・施行された。

目次（本編）

◆ 適用時期 ----- 1-1

1 入札契約方式の概要

1-1 定義 -----	1-1
1-2 平準化 -----	1-1
1-3 発注方式の選定の考え方 -----	1-2
1-4 入札・契約手続き方式 -----	1-9
1-5 適切な業種区分の設定の考え方 -----	1-11
1-6 設計共同体に関する競争参加要件等 -----	1-11
1-7 同種・類似業務の基本的な考え方 -----	1-12
1-8 評価(特定)テーマの設定の考え方 -----	1-13
1-9 参考見積の取り扱い -----	1-13
1-10 予定技術者の変更 -----	1-13
1-11 簡易参加表明書の提出 -----	1-14

2 入札契約手続きの実施手順

2-1 【随意契約】プロポーザル方式の実施手順 -----	2-1
2-2 【随意契約】拡大型プロポーザル方式《試行》の実施手順 -----	2-2
2-3 【指名競争】総合評価落札方式(標準型・簡易型)の実施手順 ---	2-3
2-4 【指名競争】総合評価落札方式 (実施能力評価(拡大)型)の実施手順 --	2-4
2-5 【一般競争】総合評価落札方式(標準型・簡易型)の実施手順 ---	2-5
2-6 【一般競争・指名競争】価格競争入札方式の実施手順 -----	2-6

3 土木関係建設コンサルタント業務等における審査・評価

3-1 審査・評価に関する基本的な考え方 -----	3-1
3-2 資格要件について -----	3-19
3-3 プロポーザル方式における具体的な審査・評価について -----	3-26
3-4 【指名競争】総合評価落札方式における具体的な審査・評価について	3-44
3-5 【指名競争】総合評価落札方式による落札者の決定 -----	3-70
3-6 価格競争入札方式における具体的な審査・評価について -----	3-71
3-7 その他審査・評価における試行について-----	3-92

4 発注者支援業務等における審査・評価

4-1 審査・評価に関する基本的な考え方 -----	4-2
----------------------------	-----

4-2 資格要件について -----	4-6
4-3 【一般競争】総合評価落札方式における具体的な審査・評価について	4-38
4-4 【一般競争】総合評価落札方式による落札者の決定 -----	4-45
5 補償関係コンサルタント業務における審査・評価	
5-1 審査・評価に関する基本的な考え方 -----	5-1
5-2 資格要件について -----	5-15
5-3 プロポーザル方式における具体的な審査・評価について -----	5-27
5-4 【指名競争】総合評価落札方式における具体的な審査・評価について	5-39
5-5 【指名競争】総合評価落札方式による落札者の決定 -----	5-50
5-6 價格競争方式における具体的な審査・評価について -----	5-51
6 建築関係建設コンサルタント業務等における審査・評価	
6-1 審査・評価に関する基本的な考え方 -----	6-1
6-2 資格要件について -----	6-9
6-3 プロポーザル方式における具体的な審査・評価について -----	6-13
6-4 【一般競争】総合評価落札方式における審査・評価 -----	6-18
6-5 【一般競争】総合評価落札方式による落札者の決定 -----	6-21
7 審査・評価の留意事項	
7-1 評価内容の担保 -----	7-1
7-2 中立かつ公平な審査・評価の確保 -----	7-2
7-3 情報公開 -----	7-3
8 品質確保対策	
8-1 低入札価格業務における品質確保対策 -----	8-1

目次（参考資料）

○関連通達等【本省発出通達一覧】----- 参 1-1

【入札・契約関係委員会等】

○関東地方整備局総合評価審査委員会規則 ----- 参 2-1

○関東地方整備局総合評価審査小委員会設置要領 ----- 参 2-4

○関東地方整備局総合評価審査分科会構成及び運営 ----- 参 2-6

○関東地方整備局総合評価審査委員会

　技術提案・交渉方式専門部会設置要領 ----- 参 2-8

【関係法令等】

○公共工事の品質確保の促進に関する法律 ----- 参 3-1

（令和6年6月19日 一部改正）

◆適用時期

本ガイドラインは、令和 7 年 8 月 1 日以降に公示する建設コンサルタント業務等に適用するものとする。

1 入札契約方式の概要

1-1 定義

(1) プロポーザル方式

プロポーザル(技術提案書)の提出を求め、技術的に最適な者を特定する手続き(プロポーザル方式に基づく建設コンサルタント等の特定手続きについて(平成 6 年 6 月)より)である。

(2) 総合評価落札方式

経済性に配慮しつつ価格以外の多様な要素も考慮して、価格及び品質が総合的に優れた内容の契約(平成 17 年 3 月 31 日(令和 6 年 6 月改正)公共工事の品質確保の促進に関する法律第 3 条第 2 項)であり、会計法上は、第 29 条の 6 第 2 項に基づく競争(一般競争入札又は指名競争入札)に付する場合において、価格及びその他の条件が、国にとって最も有利なものをもって、申し込みをした者を選定し、契約の相手方とする落札者決定方式である。

(3) 価格競争入札方式

一定の資格要件を満たす者の中から、価格が最も有利なものをもって申し込みをした者を選定し、契約の相手方とする落札者決定方式である。

1-2 平準化

業務における履行期限の平準化については、法令遵守の上、取組むものである。

(1) 労働基準法 改正・施行(平成 31 年 4 月)

労働基準法に基づき、平成 31 年 4 月 1 日より罰則付きの時間外労働規制が適用(月 45 時間、年 360 時間)

(2) 公共工事の品質確保の促進に関する法律の一部を改正する法律

一部改正公布・施行(令和 6 年 6 月)

公共工事に関する調査等(測量、地質調査その他の調査(点検及び診断を含む。))

及び設計)について広く本法律の対象として位置付け

(3) 発注関係事務の運用に関する指針（運用指針） 改正（令和7年2月）

令和6年6月に品確法が改正され、担い手の確保のための働き方改革・処遇改善などの規定が盛り込まれたことから、運用指針の見直しを実施。

前回の運用指針から継続して「繰越明許費・債務負担行為の活用や入札公告の前倒しなどの取組により履行期限の平準化に取り組む」ことが、必ず実施すべき事項となっている。

■履行期限の平準化

○対象業務は、測量業務、地質調査業務、土木関係建設コンサルタント業務(ただし、発注者支援業務等及び環境調査など1年間を通じて実施する業務については対象外)とする。

○年度末に集中している業務の履行期限について、働き方改革や品質確保の観点から平準化を進める。

○中長期的には、当該年度に履行期限を迎える業務件数の比率が上半期50%、下半期50%を目指すこととし、令和7年度以降の履行期限については、当面の目標として以下の数値を四半期毎に履行期限を迎える業務件数の比率の目安とした上で、以下の目標を設定し、達成に努めるものとする。

なお、真に必要な業務を除き履行期限が3月とならないように配慮する。

第1 四半期 15%以上

第2 四半期 25%以上

第3 四半期 25%以上

第4 四半期 35%以下

第1～4 四半期については令和7年度内に完了する業務を対象とする。

また、翌債・国債・平準化国債等については、令和7年度に契約する件数に対する割合が、25%以上となることを目標とする。

○業務履行中に関係機関協議等により、年度内に適正な履行期間を確保できなくなった場合は、適切に繰越手続きを行う。

1－3 発注方式の選定の考え方

調査・設計の発注に当たっては、調査・設計の内容に照らして技術的な工夫の余地が小さい場合を除き、プロポーザル方式、総合評価落札方式(標準型又は簡易型)のいずれかの方式を選定することを基本とする。図1の各方式を選定する際の基本的な考え方(選定フロー)及び図2の発注方式選定表を事例として示す。

(1) プロポーザル方式

当該業務の内容が技術的に高度なもの又は専門的な技術が要求される業務であって、提出された技術提案に基づいて、仕様を作成する方が最も優れた成果を期待できる場合は、プロポーザル方式を選定する。なお、協議調整、地元説明、厳しい施工条件での設計等、業務の特性を考慮の上、プロポーザル方式の選定も検討する。

また、建築関係建設コンサルタント業務においては、国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律第5条に規定する基本方針に基づき契約する設計業務のほか、象徴性、記念性、芸術性、独創性、創造性等を求められる場合(いわゆる設計競技方式の対象とする業務を除く。)にもプロポーザル方式を選定する。

プロポーザル方式においては、重要な業務項目における検討プロセス等について提案を求める「特定テーマ」を提示(基本1テーマ)し、特定テーマに関する技術提案と当該業務の実施方針の提出を求めるとともに、予定管理技術者へのヒアリングを実施するものとする。

なお、「簡易公募型に準じた方式」で発注する業務のうち、特殊な業務や、技術的難易度が非常に高度な業務等、幅広く技術提案を求める業務においては、技術提案者の絞り込みを行わず、参加者全員より提案書を受ける「拡大型プロポーザル方式」を試行的に実施できるものとする。

また、「拡大型プロポーザル方式」において「同種・類似業務実績」に代えて、評価テーマの技術提案の内容を裏付ける「技術的経験」を求める業務実施要件の緩和を試行的に実施できるものとする。

(2) 総合評価落札方式（標準型、簡易型）

事前に仕様を確定可能であるが、入札者の提示する技術等によって、調達価格の差異に比して、事業の成果に相当程度の差異が生ずることが期待できる場合は、総合評価落札方式を選定する。総合評価落札方式には標準型及び簡易型を定める。

総合評価落札方式を選定した場合において、当該業務の実施方針以外に、業務内容に応じて具体的な取り組み方法の提示を求めるテーマ「評価テーマ」を示し、評価テーマに関する技術提案を求めるこによって、品質向上を期待できる業務の場合は標準型を選定し、実施方針のみで品質向上を期待できる業務の場合は簡易型を選定する。

■標準型

標準型においては、重要な業務項目における留意点等について提案を求める「評価テーマ」を提示(基本1テーマ)し、評価テーマに関する技術提案と当該業務の実施方針の提出を求めるとともに、予定管理技術者へのヒアリングを実施するものとする。価格と技術の評価に関する配点の比率は1:3を基本(発注者支援業務

等については1:2)とする。

なお、業務特性に応じ、評価テーマを設定せずとも、成果の品質が大きく変わらないと判断される場合においては、評価テーマ及びヒアリングを省略した「技術者評価を重視した選定」を試行的に実施できるものとする。

■簡易型

簡易型においては、当該業務の実施方針の提出を求めるのみとし、ヒアリングは原則実施しないものとする。価格と技術の評価に関する配点の比率は1:1とする。

なお、「簡易公募型に準じた方式」で発注する業務のうち、業務特性に応じ、企業及び技術者の実績があれば、成果の品質が大きく変わらないと判断される場合においては、実施計画書の提出を求め、可・不可の判断を行い、企業及び技術者の評価を加え技術評価を行う「実施能力評価型」を試行的に実施できるものとする。

また、企業・技術者の実績評価を緩和し技術的課題を評価する「実施能力評価拡大型」を試行的に実施できるものとする。

(3) 価格競争入札方式

上記(1)、(2)の方式によらない場合においては、入札参加要件として一定の資格・成績等を付すことにより品質を確保できる業務は価格競争入札方式を選定する。また、災害時の緊急対応や、応急・本復旧のための業務等については、随意契約や価格競争(指名競争)を採用し、迅速な体制確保を図るものとする。

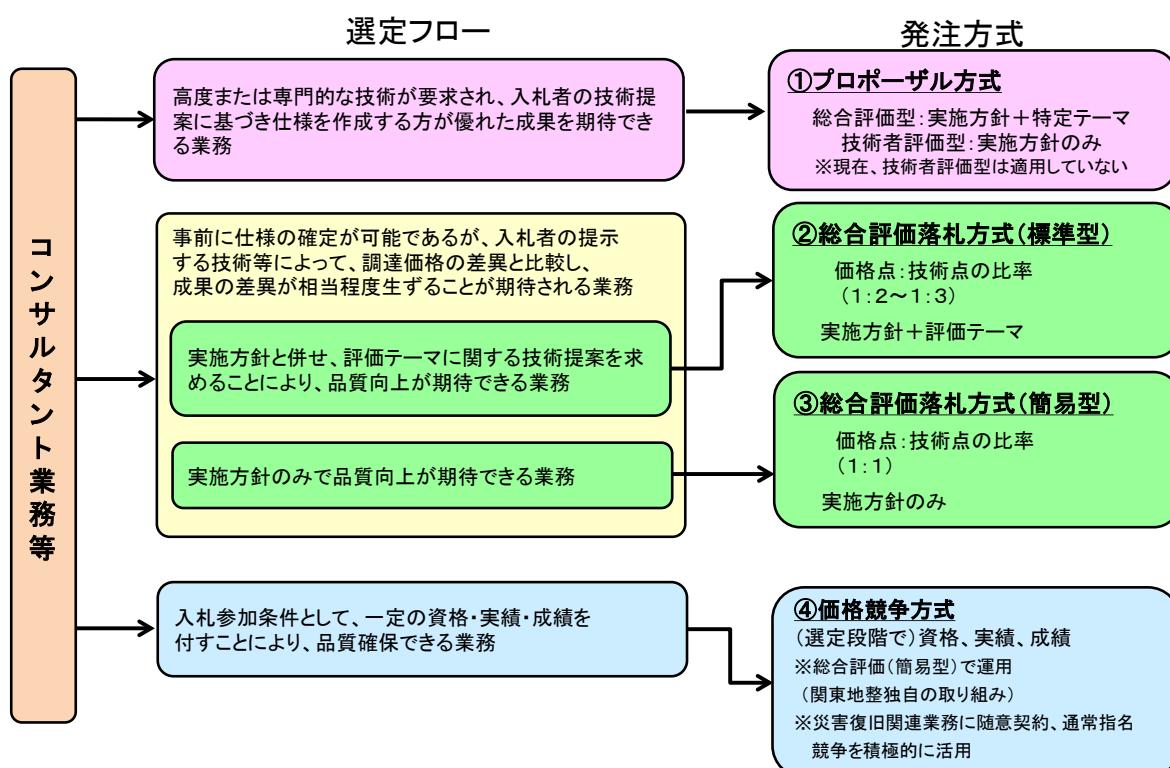


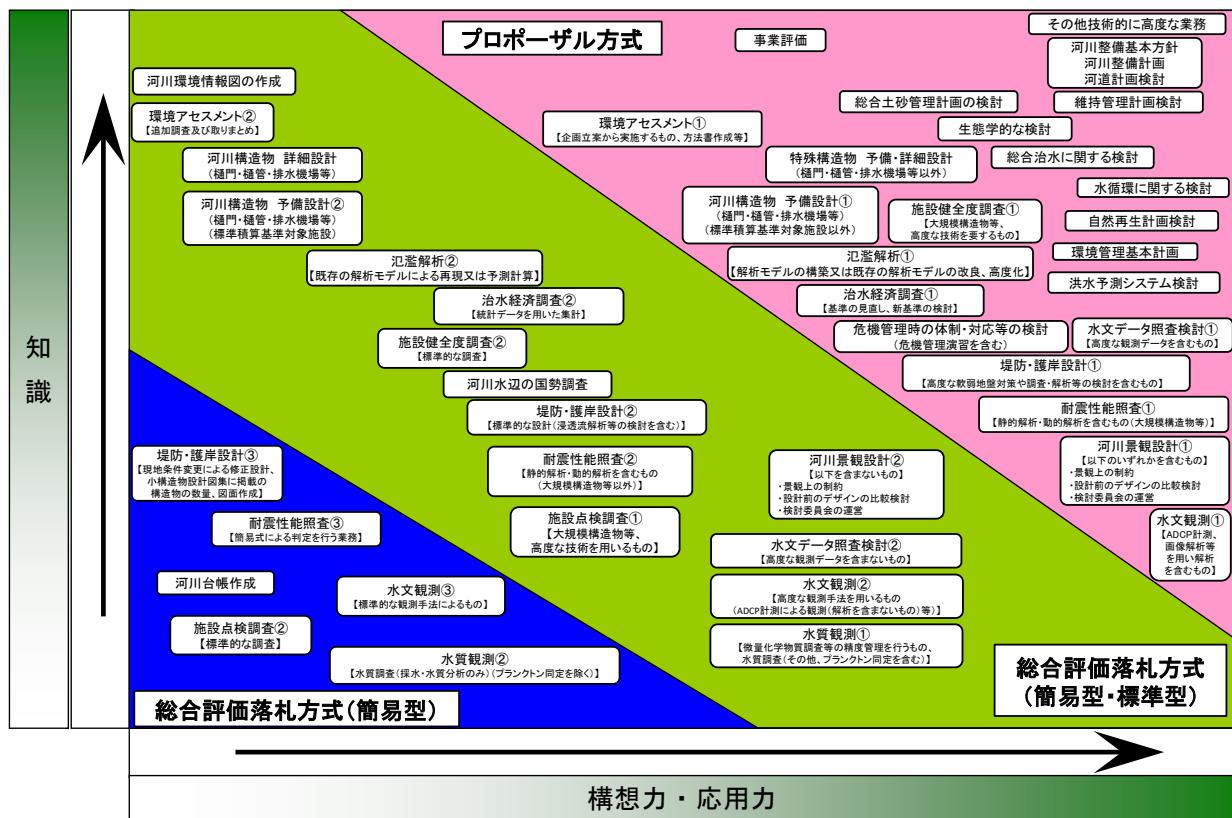
図1 建設コンサルタント業務等における発注方式を選定する際の基本的な考え方

図2 標準的な業務内容に応じた発注方式事例

発注方式の選定にあたっては、本ガイドラインの「1-3 発注方式の選定の考え方」に基づき選定することとし、本発注方式事例は目安として活用すること。

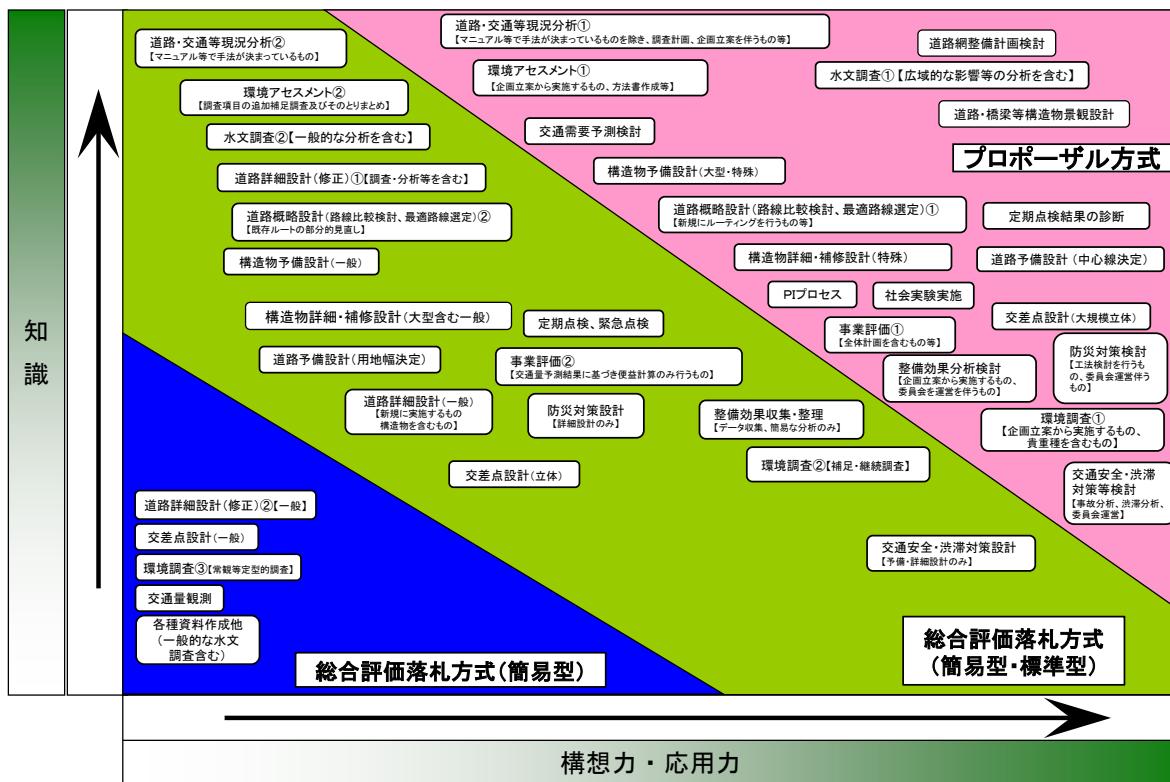
本発注方式事例は、業務内容と発注方式の関係を模式的に示したもので、業務規模を示したものではない。

■河川事業

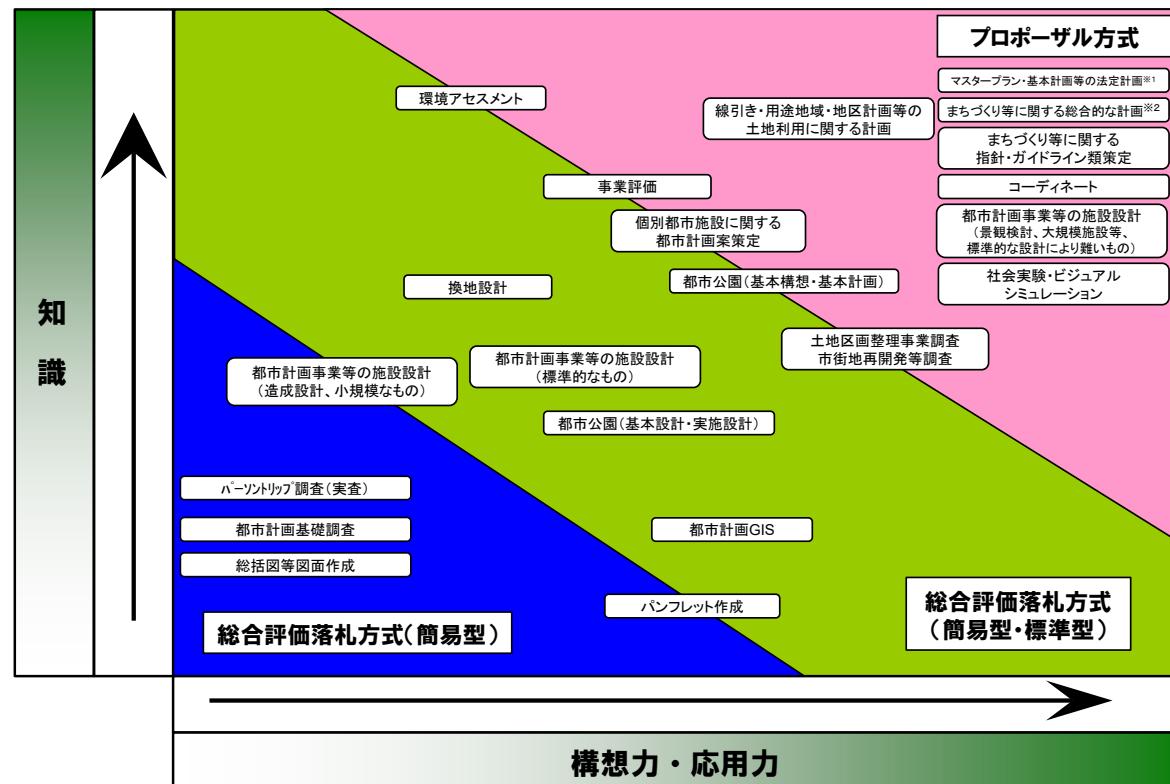


※海岸事業・砂防事業は、本表に準じて選定する。

■道路事業

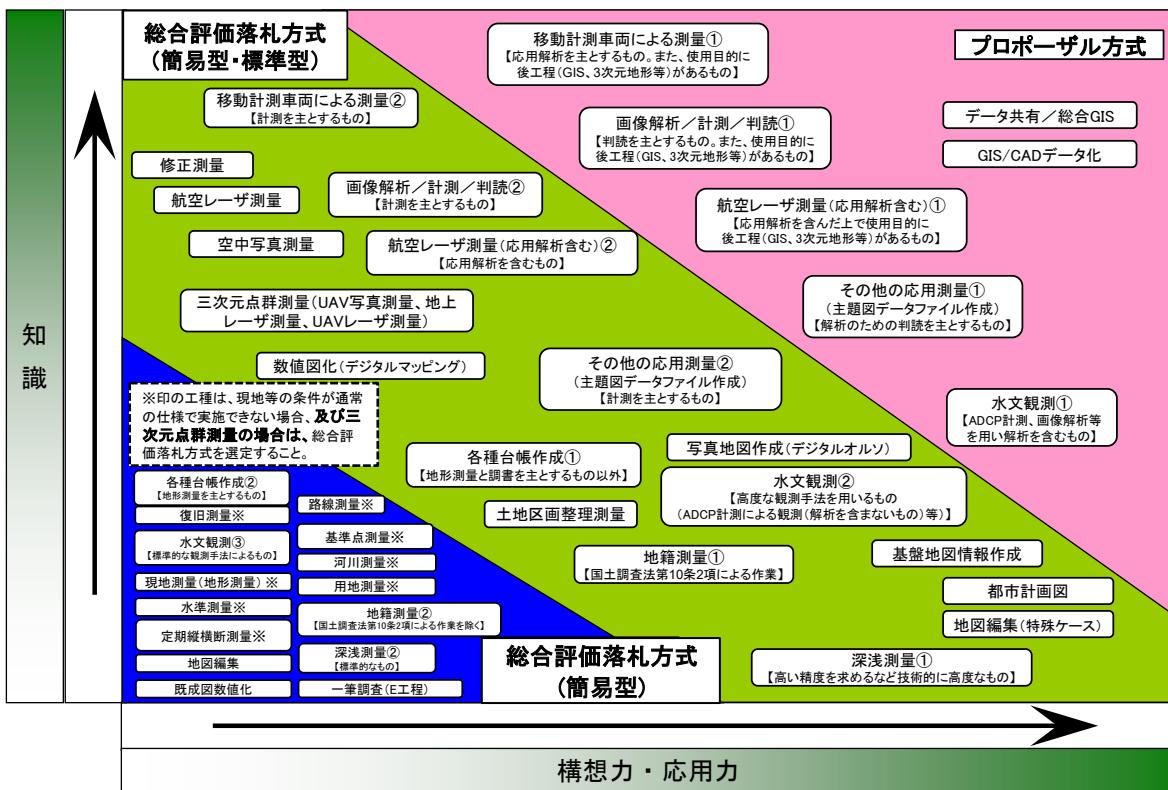


■都市事業

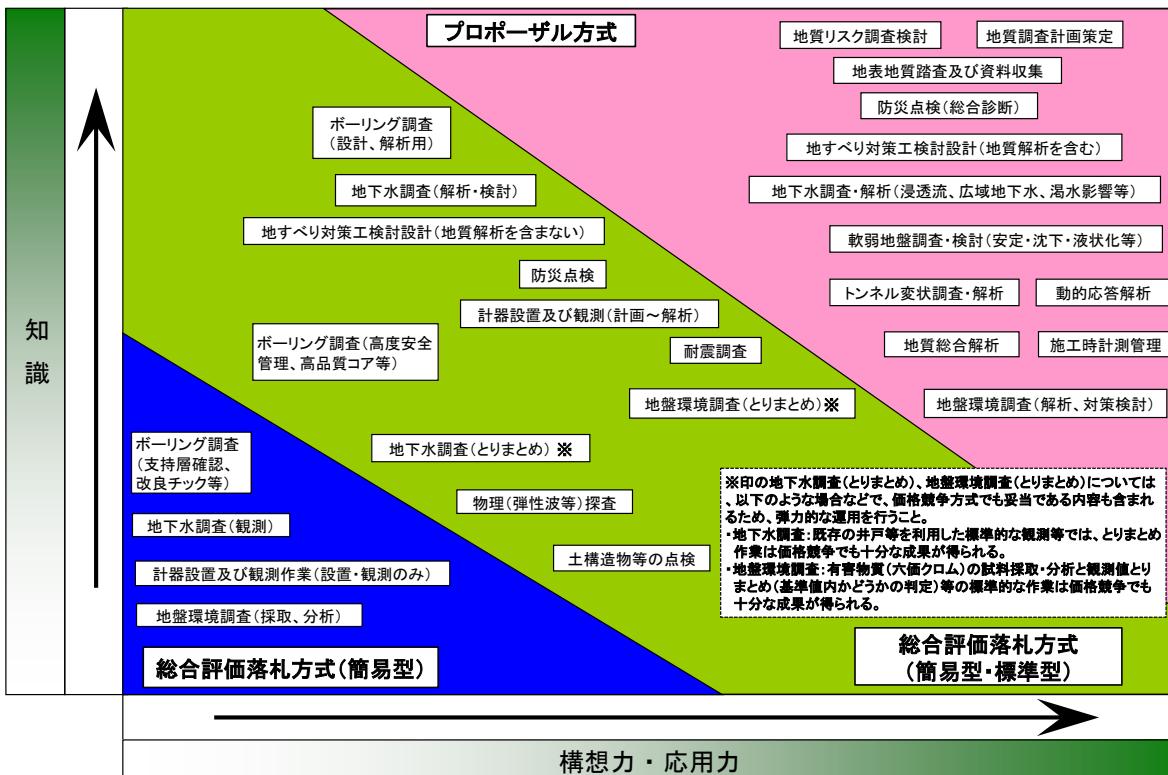


※1 都市計画区域マスター・プラン、市町村マスター・プラン、都市再開発方針、緑の基本計画、都市再生整備計画、中心市街地活性化基本計画、歴史的風致維持向上計画、景観計画 等
※2 都市交通に関するマスター・プラン・戦略、市街地整備に関する戦略(大街区化等)、都市の観光・環境(低炭素都市づくり等)、防災等に関する基本的な計画 等

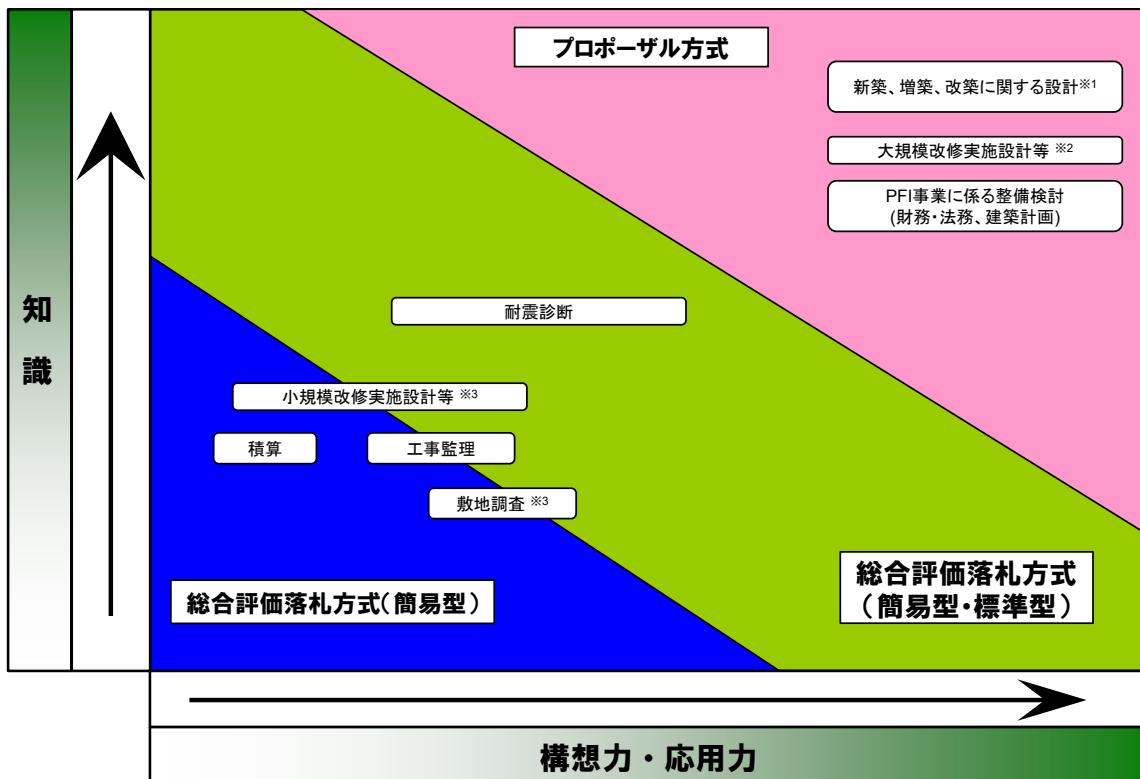
■測量調査



■地質調査



■ 建 築



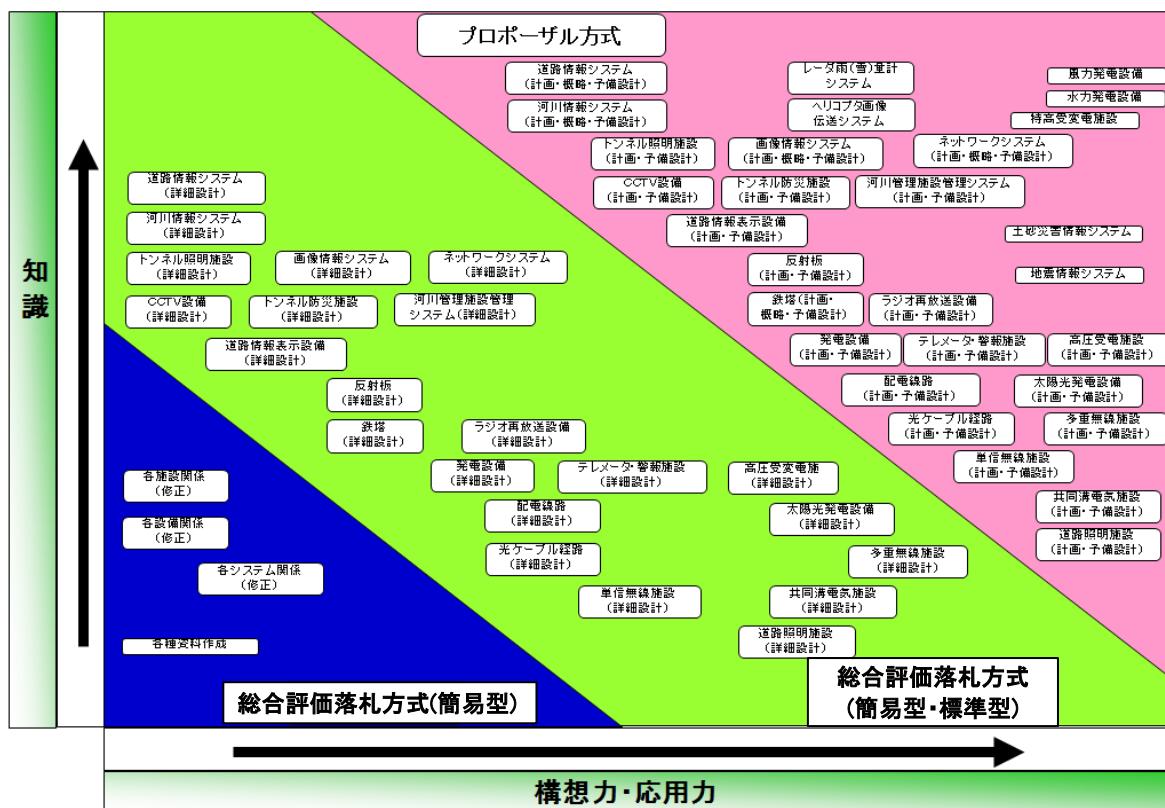
※1 建築士法第3条又は第3条の2に規定する設計

※2 耐震改修実施設計、建築士法第3条又は第3条の2に規定する改修設計等で、提案を反映して仕様を確定する必要がある設計

※3 ※2以外の実施設計

※4 設計競技方式については上図によらないものとする

■ 電気通信



1-4 入札・契約手続き方式

表2及び図3に入札・契約の方式の一覧と区分を示す。

なお、一般競争入札方式は、発注者支援等業務、工事監理業務(建築)等の政府協定対象外の業務で限定的に実施するものとする。

また、通常の指名方式(標準プロポーザル方式を含む)の運用は、原則禁止とともに、一般及び指名競争入札方式における価格競争方式についても、やむを得ない場合を除き、基本的に選定しないものとする。

表2 入札・契約手続き方式一覧

■令和7年度適用

契 約 方 式	業 務 規 模	
	政府調達協定対象	政府調達協定対象外
一般競争契約※1		
	価格競争方式	適用なし
指名競争契約	総合評価落札方式	発注者支援業務等において限定的に実施
	価格競争方式	適用なし
	総合評価落札方式	
	価格競争方式	対象業務すべて
	総合評価落札方式	
	上記以外の競争入札方式(通常指名)	関東地整はH18より原則禁止 ※災害など緊急を要する場合には、適用可能
随意契約		
	公募型	8,100万円以上
	簡易公募型	8,100万円未満 5,000万円以上
	簡易公募型に準ずる	5,000万円未満
	標準(通常指名)	関東地整はH18より原則禁止
	公募型	8,100万円以上
	簡易公募型	8,100万円未満 5,000万円以上
	簡易公募型に準ずる	5,000万円未満
	随意契約方式(緊急・特命)※3	適用なし

※1 発注者支援業務、工事監理業務(建築)等の政府協定対象外の業務で限定的に実施。

※2 特殊な技術、設備等が不可欠な業務で、それらの条件を明示し、他の参加者の有無を確認する必要がある業務。

※3 特殊な技術、設備等が不可欠な業務で、真にやむを得ない場合に適用可能。

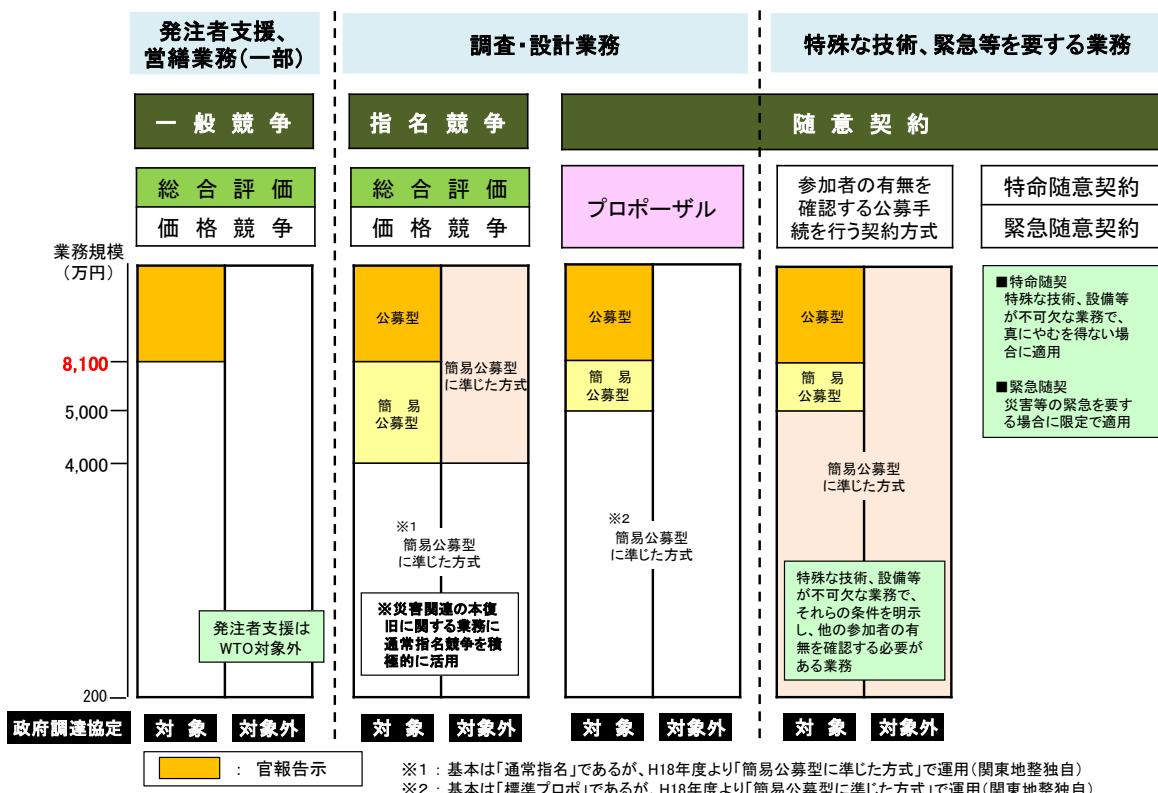


図3 建設コンサルタント業務等における入札・契約手続きの区分

■政府調達に関する協定 (Agreement on Government Procurement : GPA) の概要

- 国外企業の政府調達への参入を容易にするために結ばれた多国間の協定
- 世界貿易機構(World Trade Organization:WTO)加盟国166の国・地域のうち22の国・地域が参加
- 土木工事又は建築物の工事の実施を目的とする業務が対象
- 一部のサービス^{※1}を除き、一定額^{※2}を超える規模の調達にあたっては、国内企業と国外企業の待遇に差^{※3}を設けてはならない

※1	・事業化前の計画・検討業務(整備効果検討等) ・工事に直結する設計業務(詳細・実施設計) ・維持管理のための業務(耐震補強設計、点検業務等) ・発注者支援等業務 等
※2	令和6年度:8,100万円 (2箇年毎に見直し)
※3	発注情報の官報告示、入札説明書等の英訳記載、 入札参加要件、手続き期間 等

1－5 適切な業種区分の設定の考え方

発注にあたっては、業務内容を勘案し、以下の5業種(競争参加資格の業種区分)から適切な業種を選定し、資格要件として設定するものとする。

- 土木関係建設コンサルタント
- 測量
- 地質調査
- 建築関係建設コンサルタント
- 補償関係コンサルタント

なお、設定に当たっては、以下に留意するものとする。

- 一つの業務において、異なる業種が混在しないよう、原則、業種区分毎に分離して発注するものとする。
- 業務の性質上、分離が困難な場合は、異なる業種の有資格業者を構成員とする設計共同体(異業種JV)の参加を認める等の資格要件の拡大を図るものとする。
- また、業種区分による資格要件は、一業務一業種となることから、主たる業務内容が業務区分となるよう、適切に設定するものとする。

1－6 設計共同体に関する競争参加要件等

プロポーザル方式又は総合評価落札方式により調達手続きを行う場合は、業務内容等を勘案し、単体企業に加え、設計共同体の参加を認めるものとする。ただし、設計共同体の参加により、業務が必要以上に細分化され非効率となる場合等については、この限りではない。

また、設計共同体の参加を認める業務については、業務規模等の基準を設けないものとする。

(構成員の組合せ)

設計共同体の構成員の組合せは、当該発注に係る業務内容に対応する業種区分の有資格業者の組合せとするものとする。なお、異なる業種が混在する業務の場合は、前述の「1－5 適切な業種区分の設定の考え方」に準じるものとする。

(構成員が指名停止措置を受けた場合)

参加表明書及び技術提案書の提出期限から開札までの期間に、指名停止措置を受けた構成員が参加する設計共同体については、同様に指名停止措置が講じられることになる。その場合の取扱いについては下記のとおりとする。

- ① 被指名停止会社以外の構成員については、公示文等に定める期限にか

かわらず、被指名停止会社に代わる構成員を補充した上で、新たに設計共同企業体を結成し、認定の申請を行うことができるものとする。

- ② ①にかかわらず、残余の構成員が2社の場合、当該2社にて新たに設計共同体を結成することにより、認定及び確認の申請を行うことができる。
- ③ ①及び②にかかわらず、残余の構成員は、被指名停止会社に代わる構成員を補充せず、単独で確認の申請を行うことができる。
- ④ ①から③までの申請が、一部の構成員の指名停止以外の理由による認定もしくは確認であった場合、却下するものとする。
- ⑤ ①から③を適用する場合は、入札説明書に記載している「入札参加者を指名するための基準」における評価が、同等以上のものとする。
- ⑥ ①及び②の認定及び確認の申請があることを持って公示文等に定める技術提案書の提出期限、入札及び開札の日時の変更は行わない。

1－7 同種・類似業務の基本的な考え方

同種・類似業務については、発注する業務において、求める成果の品質確保に必要とされる技術力に応じて設定するものとする。

○同種業務：業務を実施するための諸条件や業務実施内容等が、発注する業務と概ね同様な業務。

○類似業務：発注する業務に求める成果を概ね得られることが類推される業務。

同種・類似業務の設定にあたっては、十分な競争性が確保できるよう留意しつつ、構造、規模、工法等の条件を付すことができるものとする。

条件の妥当性については、参加可能者数の確認を行い判断するものとする。

同種・類似業務の評価は、発注機関が国、都道府県、政令市、市町村、高速道路会社等の業務実績を基に実施するものとする。

ただし、建築関係建設コンサルタント業務においては、この限りではない。

技術者の「同種業務」又は「類似業務」の実績は、海外インフラプロジェクト技術者認定・表彰制度により認定された実績についても評価する。

（企業の「同種業務」又は「類似業務」の実績は、参加者が海外インフラプロジェクト技術者認定・表彰制度により認定された実績での評価を申請する場合は、国内の業務の実績と同様に評価できることとする。）

1－8 評価（特定）テーマの設定の考え方

プロポーザル方式及び総合評価落札方式（標準型）における評価テーマについては業務全体の目的を達成するために相応しい技術提案がなされるよう設定し、品質の確保に努めなければならない。

プロポーザル方式では、技術提案に基づき業務の仕様を作成することから、検討手法や実施方法等について、そのプロセスを具体的に求め、仕様が確定できるテーマを設定する。

総合評価落札方式（標準型）では、業務の仕様の範囲内において、技術的な工夫、留意点等を求めるなどを念頭においていたテーマを設定する。

1－9 参考見積の取り扱い

総合評価落札方式及び価格競争方式において、参考見積を徴収する場合は、入札公示又は入札説明書において、その旨を明記するとともに、当該見積に関する部分の歩掛を「入札説明書等ダウンロードシステム」等によって、できる限り早期に開示することにより、参加予定者が入札価格を算定するための期間を十分確保するよう努めるものとする。

ただし、建築関係建設コンサルタント業務については、平成21年国土交通省告示第15号において「建築士事務所の開設者がその業務に関して請求できる報酬の基準」が定められているので、参考見積は、特別な理由がない限り徴収しないこととする。

1－10 予定技術者の変更

参加表明書提出期限以降において、参加表明書に記載した管理（主任）技術者及び照査技術者は、原則として変更できない。

ただし、死亡、傷病、退職、出産、育児、介護等のやむを得ない理由により予定技術者の変更を行う場合は、以下によるものとする。

【選定・指名前】

変更した配置予定技術者の技術点に基づき再度選定・指名を行う。

【選定・指名後】

変更した配置予定技術者の技術点が変更前の配置予定技術者の技術点を下回った場合、提出された技術提案書を無効とする。また、変更した配置予定技術者の技術点が変更前の配置予定技術者の技術点を上回っていても、総合評価時の審査については変更前の配置予定技術者の技術点に基づき行う。

1－1－1 簡易参加表明書の提出

参加表明者(企業)、管理(主任)技術者の経験及び能力を確認する資料を基に、各項目において想定される評価ウエイトを記載した資料(簡易参加表明書)を提出すること。なお、参加表明者(企業)、管理(主任)技術者の経験及び能力を確認する資料と簡易参加表明書の評価結果が異なる場合、簡易参加表明書の評価点を上限とし、発注者による審査の結果をもって評価点とする。また、簡易参加表明書が未提出の場合には参加表明書を無効とする。ただし、拡大型プロポーザル方式の場合は、簡易参加表明書を評価の際の参考資料として使用するため、未提出及び記載の不備があつても無効となるなど不利益が生じることはない。

2 入札契約手続きの実施手順

2-1 【随意契約】プロポーザル方式の実施手順

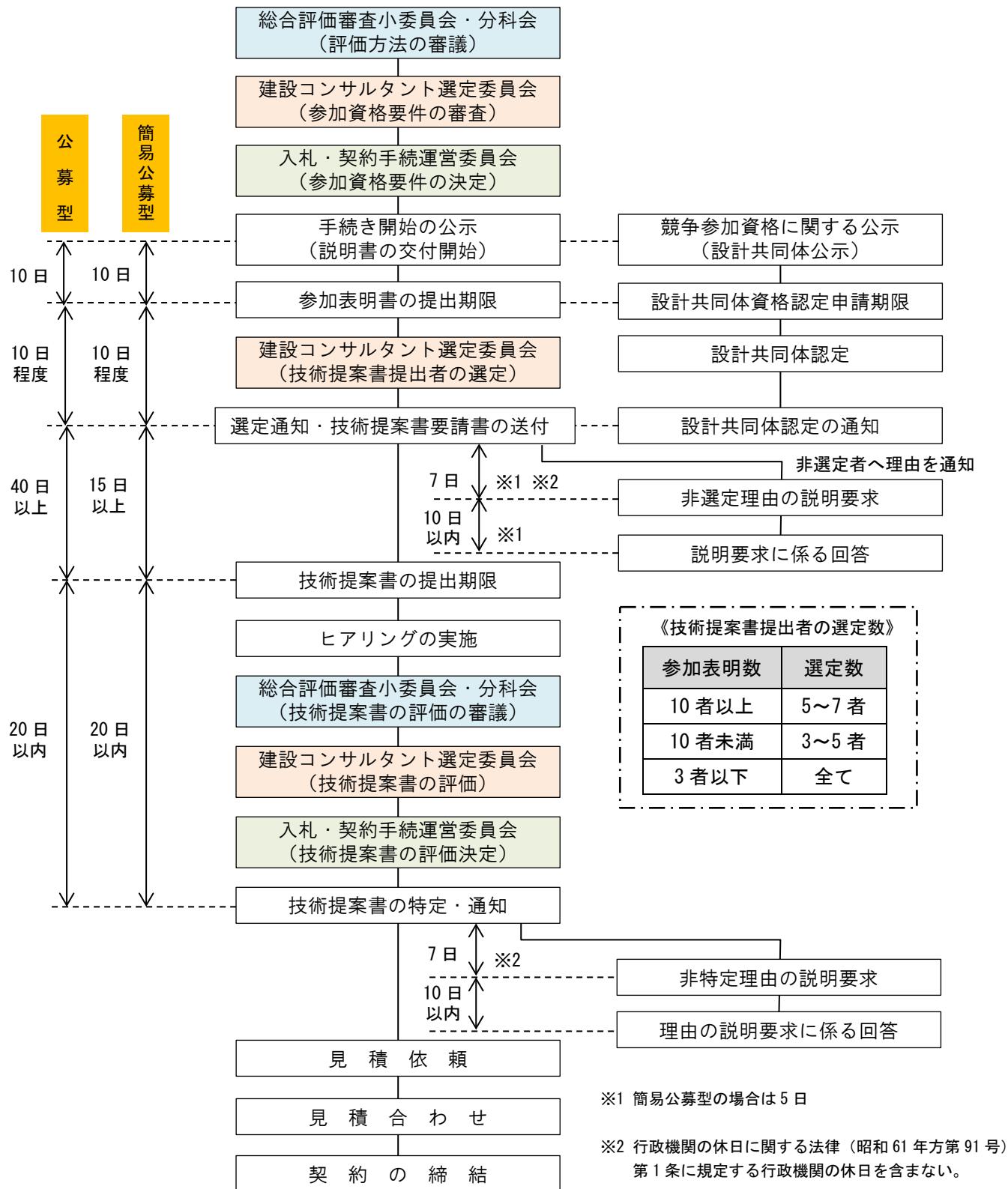


図 4 【随意契約】プロポーザル方式の実施手順

2-2 【随意契約】拡大型プロポーザル方式《試行》の実施手順

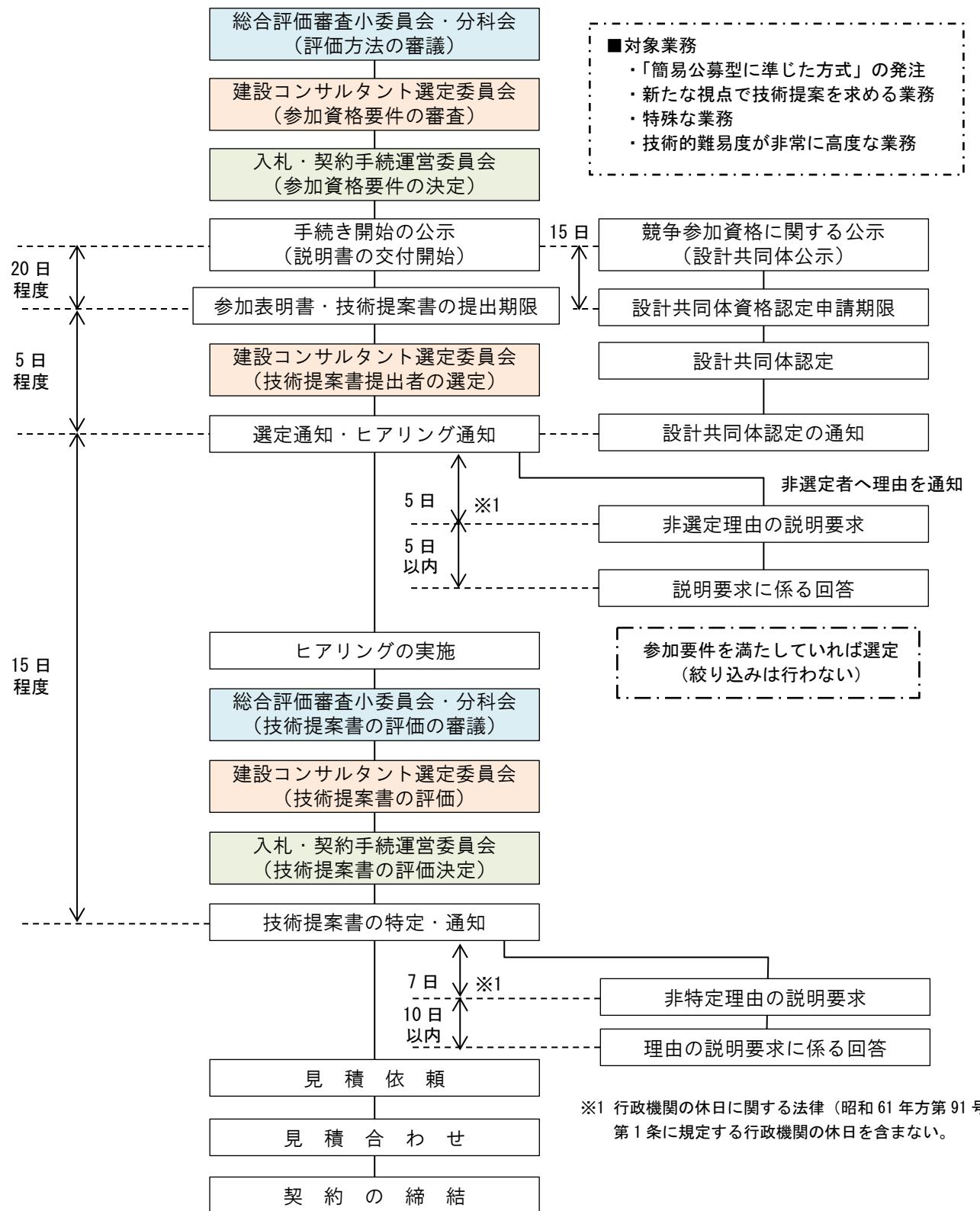


図5 【随意契約】拡大型プロポーザル方式《試行》の実施手順

2-3 【指名競争】総合評価落札方式（標準型・簡易型）の実施手順

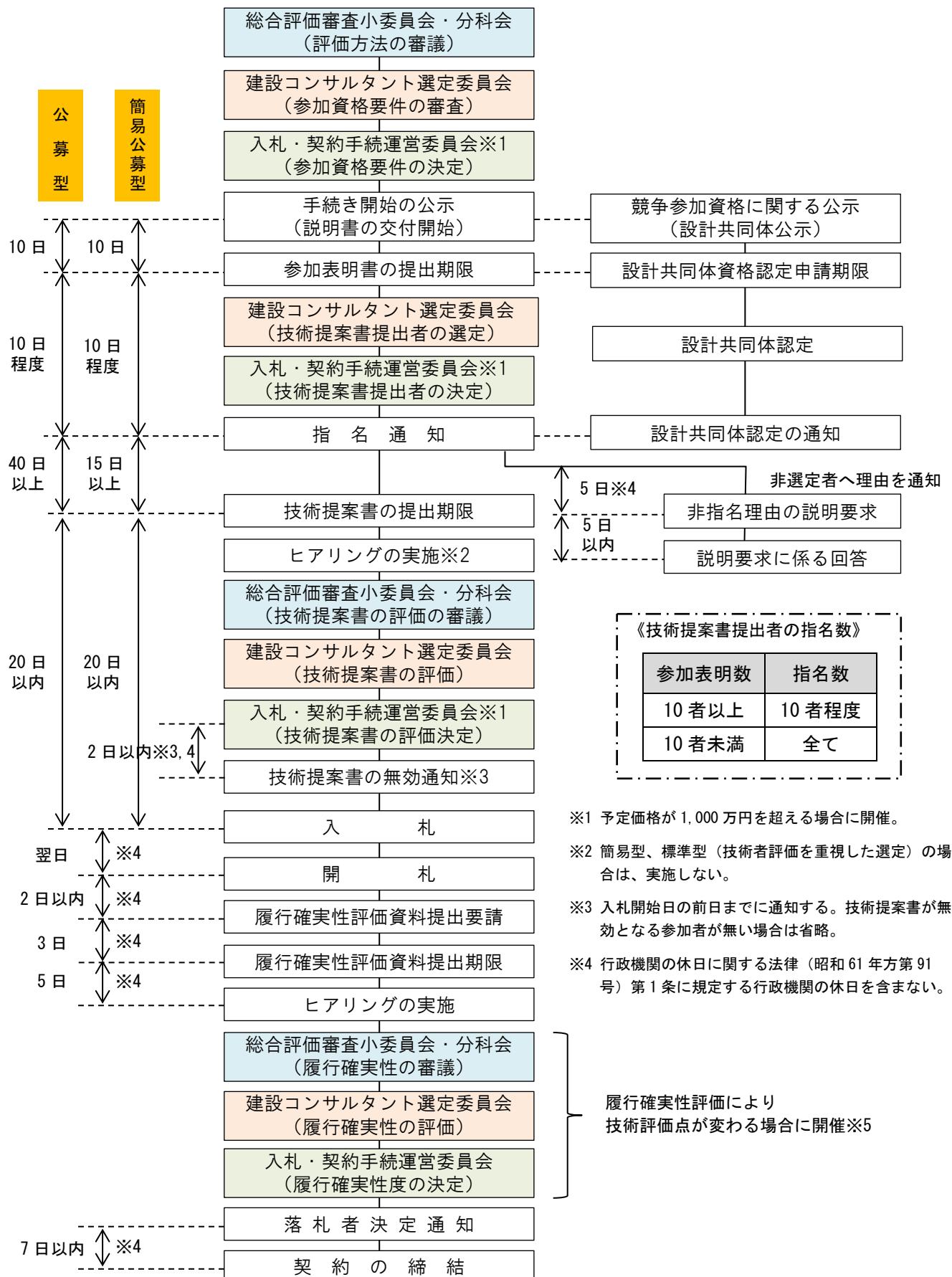


図6 【指名競争】総合評価落札方式（標準型・簡易型）の実施手順

2-4 【指名競争】総合評価落札方式（実施能力評価（拡大）型）《試行》の実施手順

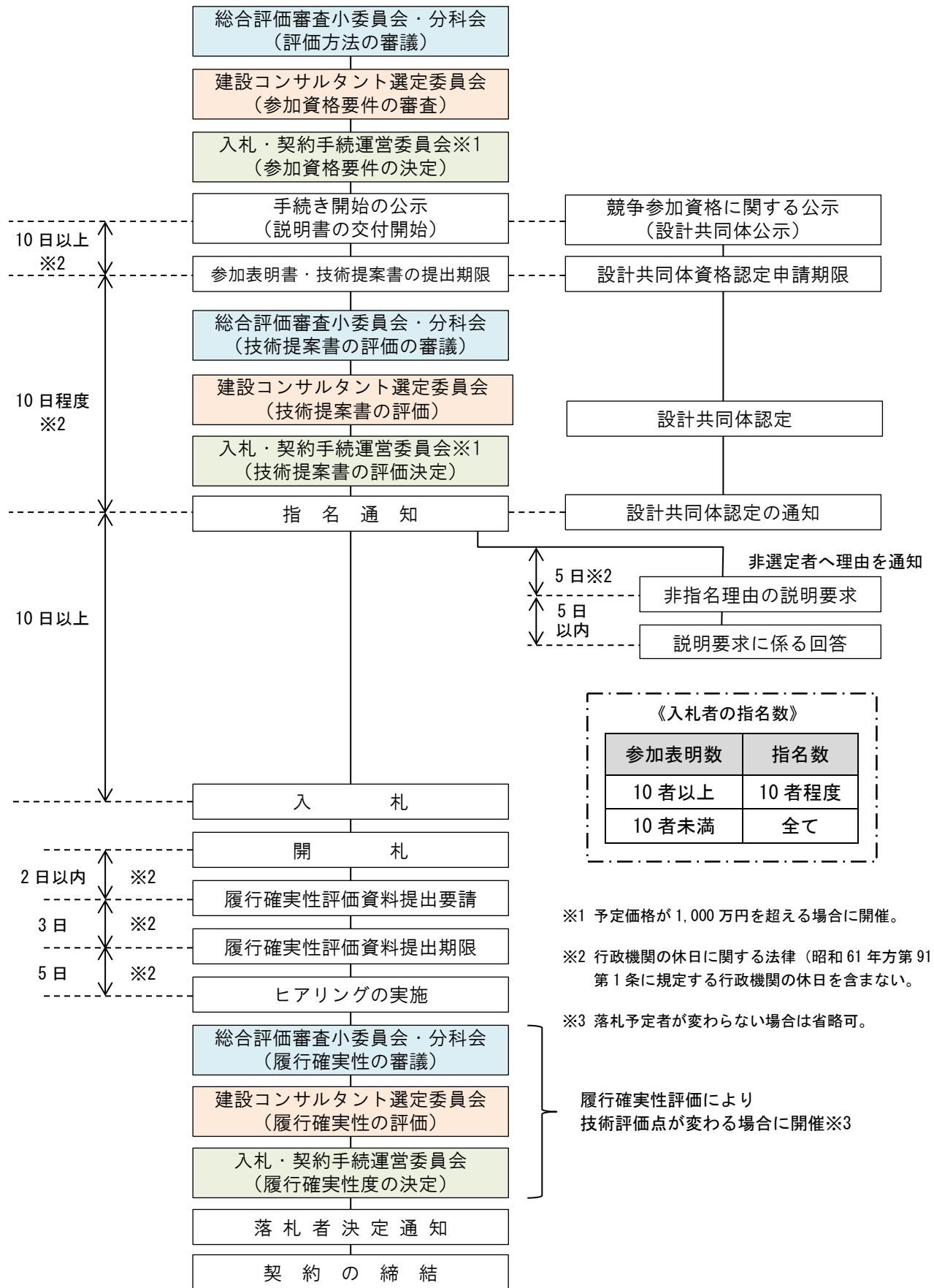


図7 【指名競争】総合評価落札方式（実施能力評価（拡大）型）の実施手順

2-5 【一般競争】総合評価落札方式（標準型・簡易型）の実施手順

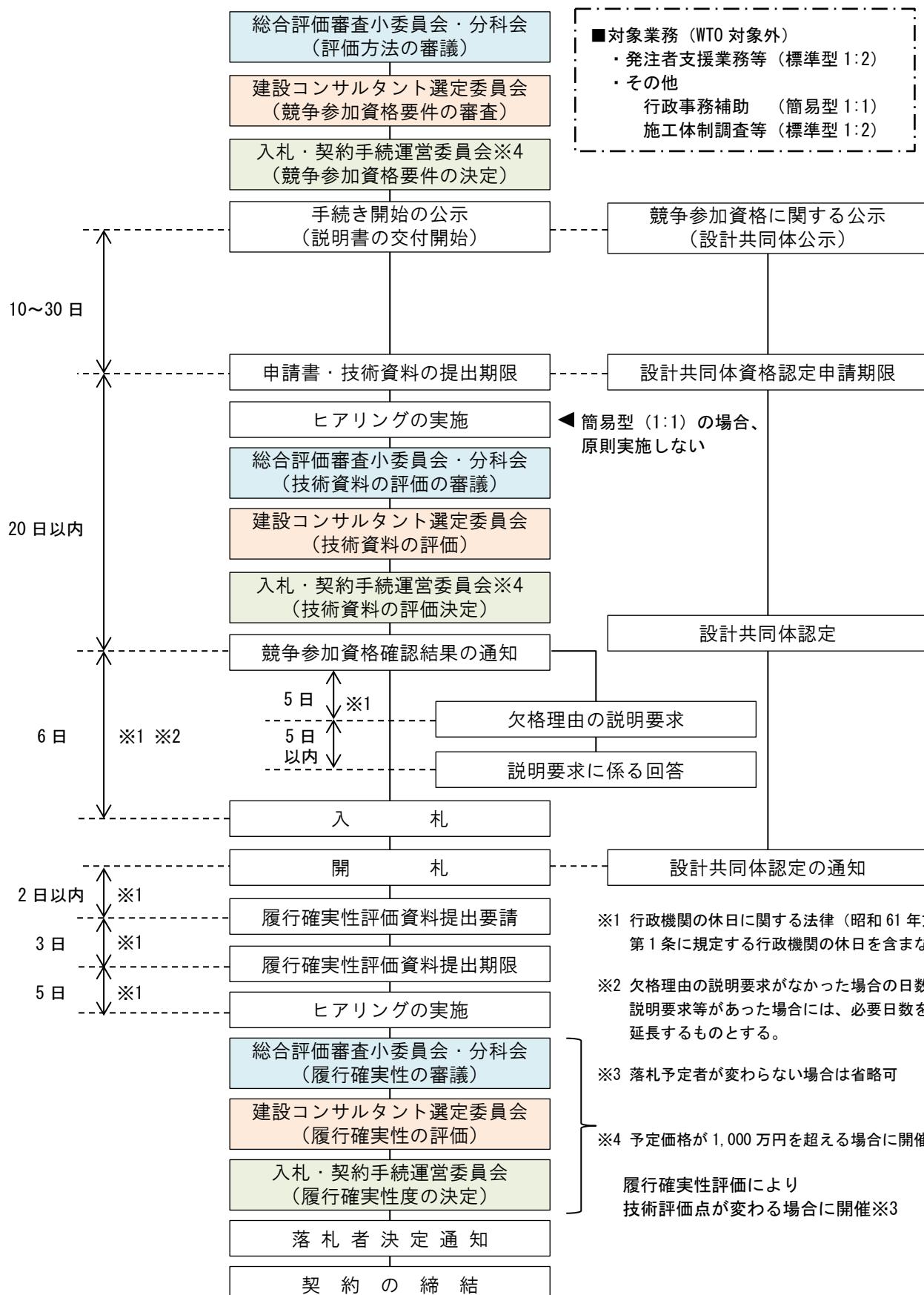


図8 【一般競争】総合評価落札方式の実施手順

2-6 【一般競争・指名競争】価格競争入札方式の実施手順

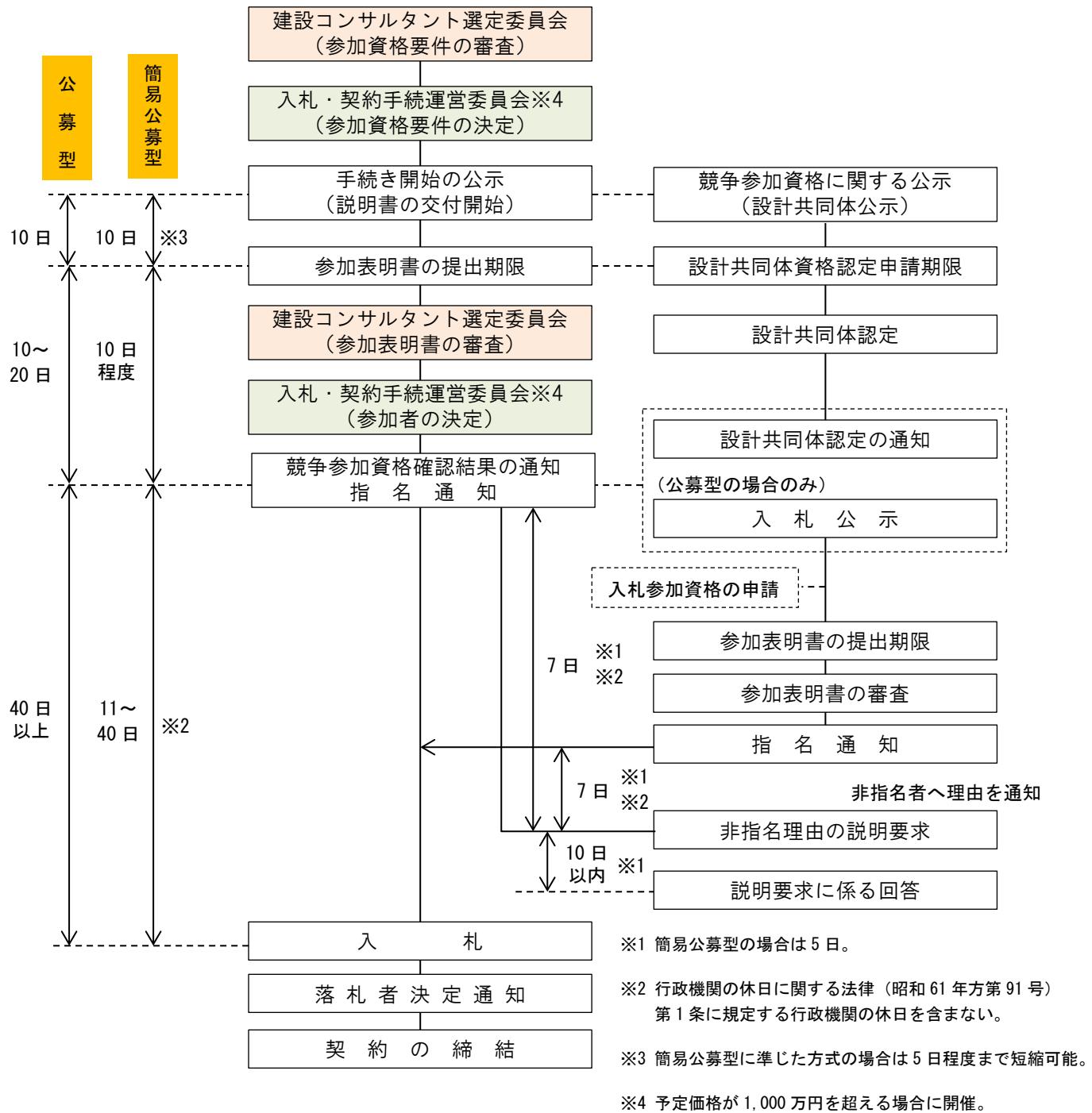


図9 【一般競争・指名競争】価格競争方式の実施手順

3-1 審査・評価に関する基本的な考え方

(1)配点の基本的な考え方

- 参加表明者(以下「企業」という。)や予定技術者の「資格・実績」よりも「成績・表彰」を重視し、配点割合を高く設定する。
- また、予定技術者については、「資格・実績」「成績・表彰」よりも「技術提案(実施方針、特定・評価テーマ)」を重視し、配点割合を高く設定する。

(2)技術提案書提出者を選定、入札参加者を指名する段階における配点

- 企業及び予定技術者の「資格・実績」「成績・表彰」に関する評価ウェイトは、以下の通りとする。

- 評価点は100点満点とし各評価項目の配点は評価ウェイトに応じた点数とする。

評価項目	企 業		予定技術者	
	資格・実績	成績・表彰	資格・実績	成績・表彰
評価の ウェイト	50%		50%	
	15% (15)	35% (35)	15% (15)	35% (35)

():配点

(試行①:地域要件の設定)

- 災害対応を含む、地域における社会資本を支える担い手確保・育成等の観点から、一定地域内における企業の「本店、支店又は営業所」の有無を参加要件とする「地域要件の設定」を試行的に実施する。
- 地域要件は、業務特性・内容等を勘案するとともに、競争性(競争参加可能者数)が充分確保されるよう設定しなければならない。
- 一定地域内に「本店」を有することを参加要件とする、いわゆる「本店しばり」は、充分な競争性の確保、業務特性・内容、業務規模等を勘案のうえ、適用可能とするが、測量業務については、総合評価落札方式(簡易型)で発注する、現地作業を含む業務には原則として適用する。

◎発注方式事例における試行対象業務

凡例 □ ○:適用
□ ×:適用しない

発注方式事例 簡易型(1:1)	対象		下記に該当する業務は対象外 (実績を有する企業が複数あり、十分な競争性を確保できる場合は対象とすることも可)
	現地作業 あり	現地作業 なし	
各種台帳作成②【地形測量を主とするもの】	○	×	>道路台帳図で交通規制が困難な路線など、MMSを利用する事例
復旧測量	○	×	
水文観測③【標準的な観測手法によるもの】	○	×	
現地測量【地形測量】	○	×	>砂防業務など、現地作業が困難な箇所を航空レーザ・UAV・地上レーザを利用する事例
		×	>i-constructionの一環として3次元データ取得が必要な事例
水準測量	○	×	
定期縦横断測量	○	×	>河川縦横断測量など、航空レーザ測深機を利用する事例(河川定期縦横断測量業務実施要領に準拠)
地図編集	×	×	>i-constructionの一環として2次元地図→3次元地図として作成する事例 (設計用数値地図データ作成仕様に準拠)
既成図数値化	×	×	>GIS等で活用される地図データベースを作成する事例(独自のレイヤ設定や作成手法)
路線測量	○	×	>交通規制が困難な路線など、MMSを利用する事例
		×	>現地作業が困難な箇所など、地上レーザを利用する事例
基準点測量	○	×	
河川測量	○	×	>河川縦横断測量など、航空レーザ測深機を利用する事例(河川定期縦横断測量業務実施要領に準拠)
用地測量	○	×	
地籍測量②【国土調査法第10条2項による作業を除く】	○	×	>山村部の地籍測量など航空写真測量や航空レーザ測量を利用する事例 (リモートセンシング技術を用いた山村部の地籍調査マニュアルに準拠)
深浅測量②【標準的なもの】	○	×	>急流部や深度が深い箇所など、ロッド・レッド手法が困難で音響測深機を利用する事例
		×	>面的に3次元データを必要とする事例
一筆調査(E工程)	○	×	

- プロポーザル方式で発注する業務については、原則、地域要件を設定しない。
- 各地方整備局に共通する業務を、代表する地方整備局が発注する場合は、発注方式に関わらず、地域要件は設定しない。

(試行②:若手技術者の活用)

- 業務成果における品質確保の担い手育成、確保のため、総合評価落札方式(簡易型)で発注する業務において、若手技術者を管理(主任)技術者として配置する場合に評価する試行を実施する。

- 若手技術者は、公示日現在の年齢が 40 歳以下または 35 歳以下とし、対象年齢を段階的に評価する。

※当該試行は、下記「(4)技術提案書の特定、技術点算出段階における配点」においても適用される

(試行③:災害協定および災害協定等に基づく活動実績の評価)

- 迅速な災害対応体制の確保(災害時の地域担い手確保・育成)のため、総合評価落札方式(標準型・簡易型)で発注する業務で災害協定および災害協定等に基づく活動実績を評価(選択項目)する試行を実施する。

- 関東地方整備局管内の事務所等との災害協定締結の有無および過去 5 年間の指定エリア内における、「災害活動を証明する資料」の交付を受けた災害活動実績を「入札参加者を指名するための基準」の「地域制」-「地域貢献度」において評価する。

○評価対象機関

災害協定:関東地方整備局の事務所等、国の機関、地方公共団体、特殊法人等

※企業単体との協定を対象とし、協会等の団体との災害協定は含まない。

災害活動実績:関東地方整備局(本局及び事務所等)、国の機関、地方公共団体、特殊法人等

○災害協定を証明する資料

関東地方整備局の場合:災害協定書の写し、年度更新における通知文及び依頼文の写し(関東地方整備局の事務所等が発効したもの)

国の機関、地方公共団体、特殊法人等の場合:災害協定書の写し、年度更新における通知文及び依頼文の写し(国(関東地方整備局以外)の機関、地方公共団体、特殊法人等が発効したもの)

○災害活動を証明する資料

関東地方整備局の実績の場合:災害活動証明書(関東地方整備局の本局、事務所等が発効したもの)

国の機関、地方公共団体、特殊法人等の場合:災害活動実績時の災害協定の写し及び当該災害協定に基づき実施されたことが確認できる契約書等の写しを必ず添付する。

注意)個別業務の依頼文のみの添付では、当該業務内容が災害協定等にもとづくものであるのか明確に判断出来ない場合があることから、協定書及び契約書又は災害活動実績に係る証明書の写し(協定名、災害名、活動実施場所、完了日が証明できるもの)を必ず添付する。

災害関連の表彰及び感謝状の類は除くものとする。

評価項目	評価ウェイト	
	地理的条件なし	地理的条件あり
資格要件	1.5%(3)	1.5%(3)
業務経験	3%(6)	3%(6)
地理的条件	—	1.5%(3)
地域貢献度	3%(6)	1.5%(3)

※():配点

※土木関係建設コンサルタント業務、又は地質調査業務において地域貢献度を評価する場合の評価ウェイト

(試行④:新規契約の有無の評価)

- 関東地方整備局発注業務の受注実績が無い企業の参入機会の確保を目的として、企業・技術者の実績評価を緩和し技術的課題を評価する評価方法の試行を実施する。
- 対象業務は、総合評価落札方式(簡易型1:1)実施能力評価拡大型とする。
- 発注する業務で設定している業種区分における、関東地方整備局発注業務の新規契約の有無について、評価する。
- 評価する新規契約の案件は、請負金額が200万円を超える業務とする。
- 新規契約の有無は、契約年度の4月1日から公告日までの期間における新規契約の有無とする。○設計共同体としての新規契約がある場合は、その設計共同体としての新規契約とし、設計共同体の構成員個々の新規契約としない。
- 当該年度において新規契約が確認された場合は、評価(加点)しない。

(3)発注方式別の選定・指名業者数

- プロポーザル方式、総合評価落札方式及び価格競争入札方式における選定・指名者数については、下記のとおりとする。

参加表明者数	プロポーザル	総合評価	価格競争
10者未満	3~5者程度		全て
10者以上	5~7者程度		10者程度

※プロポーザル方式において選定基準を満たす者が3者以下の場合は全て選定

※プロポーザル方式において選定基準を満たす者が10者未満の場合は、以下の選定の考え方を基本とする。(競争性の確保の観点から最大数を選定するが、例示と違う場合、本局に相談)

(例)10者未満の選定者数

適格者数6~9者で同点がない場合 → 選定者数は5者

適格者数5者で同点がない場合 → 選定者数は5者

適格者数4者で同点がない場合 → 選定者数は4者

※選定・指名の対象となる最下位順位で同点の者が複数存在する場合は、上記の業者数を超えて選定・指名することを基本とする。

(4)技術提案書の特定、技術点算出段階における配点

■プロポーザル方式

- 予定技術者の「資格・実績」「成績・表彰」及び技術提案の「実施方針」「特定テーマ」に対する評価のウェイトは、以下の通りとする。

- なお、評価点は 200 点満点とし、各評価項目の配点は、評価ウェイトに応じた点数とする。

評価項目	予定技術者		技術提案	
	資格・実績	成績・表彰	実施方針	特定テーマ
評価の ウェイト	25%		75%	
	10%(20)	15%(30)	25%(50)	50%(100)

※():配点

■【指名競争】総合評価落札方式

○予定技術者の評価の「資格・実績等」「成績・表彰」及び技術提案の「実施方針」「評価テーマ」に対する評価のウェイトは、以下の通りとする。

○実施能力評価型については企業の「資格・実績」、「成績・表彰」を加えて評価する。

評価項目	企業		予定技術者		技術提案	
	資格 実績	成績 表彰	資格 実績	成績 表彰	実施 方針	評価 テーマ
評 価 の ウ エ イ ト	標準型 (1:3)		—		25%	
	0%	0%	10% (20)	15% (30)	25% (50)	50% (100)
	【試行】 技術者 評価重視		—		50%	
	0%	0%	10% (20)	40% (80)	50% (100)	—
評 価 の ウ エ イ ト	簡易型 (1:1)		—		50%	
	0%	0%	20% (20)	30% (30)	50% (50)	—
	【試行】 実施能力 評価型		25%		25%	
	7.5% (15)	17.5% (35)	7.5% (15)	17.5% (35)	50% (100)	

○なお、評価点は標準型、簡易型:実施能力評価型が 200 満点、簡易型、簡易型:実施能力評価拡大型が 100 点満点、各評価項目の配点は、評価ウェイトに応じた点数とする。

※():配点

※標準型(1:2)で発注する発注者支援業務等における配点は、4-1 審査・評価に関する基本的な考え方(2)P4-1に掲載

○技術評価における評価項目及び配点ウェイトを表3-1～7に示す。

※(5)～(11)を考慮

(試行①:拡大型プロポーザル方式の実績要件緩和)

○拡大型プロポーザル方式において、先進的な内容などの実績が少ない業務において、同種・類似業務実績を求めることで参加者を過度に制限し、より高い技術力を有する企業を排除する可能性がある場合などに適用。

○従来の同種・類似業務実績に変わり、特定テーマの実現性確認の参考となる事例(技術的経験)を求める。

- 技術的経験は、役務契約や自治体実績、又は研究による実績でも可。
- 業務実績が無い場合でも、技術的経験が評価されれば業務成績の評価区分を3-1-(8)の③として評価する。

	評価区分			評価の ウェイト
	土木コンサル	測量	地質調査	
③	78点以上 79点未満	78点以上 79点未満	78点以上 79点未満	60%

- 技術的経験とは、以下の通りとする。

・企業の技術的経験

技術提案書の提出者が、特定テーマに関する技術提案内容の実現に必要な技術を、国・特殊法人・地方公共団体等(①)発注の業務・役務で活用した実績、②の研究機関との研究において活用した実績。

・配置予定技術者(管理技術者)の技術的経験

配置予定技術者が、特定テーマに関する技術提案内容の実現に必要な技術を、国・特殊法人・地方公共団体等(①)発注の業務・役務で活用した実績、②の研究機関との研究において活用した実績、②の研究機関で研究を行った実績。

- | |
|---|
| ① 国・特殊法人・地方公共団体等
国、特殊法人(注1)、地方公共団体(注2)、地方公社(注3)、公益法人(注4)、
又は大規模な土木工事を行う公益民間企業(注5) |
| ② 研究機関
一 大学、高等専門学校等の研究機関
二 国又は地方公共団体における研究機関
三 研究を目的に持つ独立行政法人、高速道路株式会社、日本下水道事業団
四 研究を目的に持つ特例社団・財団法人、公益社団・財団法人、一般社団・財団法人
五 民間研究機関(研究業務を行っている機関) |

(試行②:技術者評価重視型)

- 標準型(1:3)において、予定技術者の評価(資格・実績、成績・表彰)を重視し、評価テーマを設定せずに実施方針のみで評価を行う(ヒアリングも実施しない)試行を実施するものとする。

- ただし、評価テーマを設定し、ヒアリングを行った方が成果の品質が向上すると考えられる業務については、通常の標準型を適用するものとする。

※通常の標準型の適用例

- ・設計業務：特殊な現場条件の場合(軟弱地盤、地すべり、急傾斜地等)
シビアな工程管理が要求される場合(協議・調整が輻輳等)
- ・解析業務：現況再現等の精度確保に経験、技術を要する場合

(試行③:実施能力評価型)

- 簡易型(1:1)において、企業及び予定技術者の評価(資格・実績、成績・表彰)を重視し、評価テーマを設定せずに実施方針(実施計画書)を求め、評価を行う試行を実施するものとする。

- ヒアリングは実施しない。
- 実施計画書で求める内容は2項目とし、各業務の特性に応じて設定する。
- 実施計画書は可・不可の評価とし、可の場合は満点の評価を与えるが、「仕様と一部合わない」や「仕様を超える内容」の場合には可としても、加点を行わない場合がある。不可となった場合は実施計画書を「無効」とし、指名の対象としない。
- 不可の評価基準は以下のとおりとする。
 - ・件名が異なる。
 - ・必要項目のいずれかもしくは両方の記載が無い。
 - ・A4判1枚を超える記載である。
 - ・記載内容が仕様と異なる(他の業務と見受けられる)。
 - ・明らかな法令違反となる記載である。
 - ・未提出である。

(試行④:実施能力評価拡大型)

- 総合評価落札方式(簡易型1:1)で発注する業務のうち、発注方式選定表青部記載の業務の種類において、本試行を選択することができる。
- ヒアリングは実施しない。
- 評価基準は、現行の総合評価(簡易型)(実施能力評価)を基に、評価項目「成績・表彰」を省略する。
- 業務経験、地域性・地理的条件の評価項目を優位に評価する。
- 参加表明書と技術提案書を同時に提出する方式とし、入札手続き期間の短縮と資料作成の省力化を図る。

(試行⑤:国土交通省登録資格との組合せ評価)

- 総合評価落札方式(簡易型)で発注する橋梁点検(診断)業務のうち、担当技術者の資格要件に組合せ評価(例:技術士と国土交通省登録資格(RCCM、土木学会認定技術者以外)の組合せ)を試行することができる。

(5)技術者資格の設定

- 予定技術者の評価にあたっては、発注する業務内容に応じて、必要な技術者資格を設定する
- 土木コンサルタント・地質調査業務における技術者資格の評価順位は、下記のとおりとする。(測量業務における技術者資格は、「測量士」に限定)

	土木コンサル・地質調査	備 考
①	技術士	業務内容に応じ、技術部門を選定
	博士	研究業務等の高度な技術検討や学術的知見を要する業務の場合に設定
②	国土交通省登録技術者資格	業務内容に応じ、施設分野、業務区分が該当する場合に設定
③	国土交通省登録技術者資格に登録されていないRCCM、土木学会認定土木技術者資格	

○公共工事に関する調査及び設計等の品質確保に資する技術者資格登録規程(平成26年国土交通省告示1107号)に基づく民間資格の登録制度「国土交通省登録技術者資格」が創設されたことを踏まえ、当該規程第5条第2項に規定する「技術者資格登録簿」における「資格が対象とする区分」の「施設分野等」、「業務」及び「知識・技術を求める者」の区分に応じて、技術者資格の対象資格とするものとする。

(外国資格に基づく有資格者認定の申請があった場合)

- 「土木に関する外国の建設コンサルタント等において資格を有する者の建設大臣認定について」(平成6年12月27日付建設省経振発第100号)に定めるところにより、あらかじめ技術士又はRCCMに相当する旧建設大臣又は国土交通大臣による認定を受けている必要がある。
- なお、参加表明書の提出期限までに当該認定を受けていない場合も参加表明書の提出は可能であるが、この場合、当該認定の申請書の写しを参加表明書に添付し提出するものとし、選定通知の日までに認定を受け、認定書の写しを提出しなければならない。

(6)継続教育取組実績(CPD)の評価

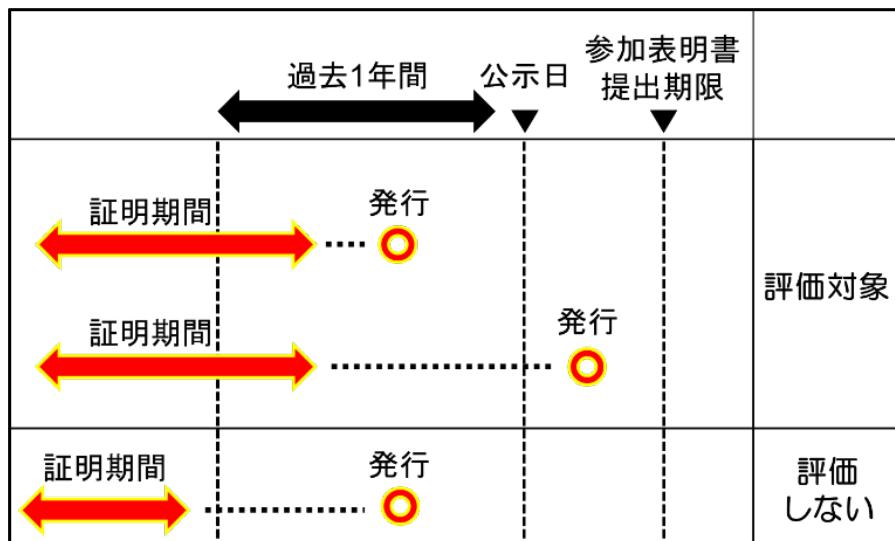
○予定技術者が、下記団体の発行するCPDの登録証明書等が有り、各団体が推奨する単位を満たしている場合に評価する。

(下記団体以外は評価しない)

土木コンサルタント業務	建設系CPD協議会の構成団体
地質調査業務	建設系CPD協議会の構成団体
測量業務	建設系CPD協議会の構成団体、測量系CPD協議会

測量業務の場合は、測量系CPD協議会が発行する「測量CPD学習履歴証明書」についても評価の対象とする。

○CPD単位取得の証明は、公示日から過去1年以内または、公示日以降に発行されたものとし、公示日から過去1年以内に証明期間の一部が含まれているものとする。なお、「公示日から過去1年以内」は公示日の1年前の日を含まず、公示日を含む。



○評価は年単位で評価することとし、証明期間に端数がある場合は、切り上げるものとする。

例) 推奨単位 : 50 単位／年

証明期間 : 1年3ヶ月 ⇒ 「2年」に切り上げ

登録単位 : 80 単位／2年 = 40 単位／年

上記の場合、推奨単位に満たないため、評価しない。

※証明期間とは、証明書に記載されている「取得期間」「証明期間」であり、受講した日付により算出するものではない。

(7)同種・類似業務、地域貢献度、及び業務成績・優良表彰の評価対象期間

○企業における地域貢献度、企業及び予定技術者における同種・類似業務、業務成績・優良表彰の評価対象期間は、下記のとおりとする。

■地域貢献度(災害協定の評価)の評価対象期間

区分	評価対象期間	備考
企 業	参加表明書の提出期限において災害協定の有効期間内であること	災害協定を証明する資料の有効期間を確認

■地域貢献度(災害活動実績の評価)の評価対象期間

区分	評価対象期間					備 考				
企 業	5箇年度+参加表明書の提出まで					災害活動を証明する資料の発行日で評価				



■同種・類似業務の評価対象期間

区分	評価対象期間					備 考				
企 業	10箇年度+公示日まで					1件以上の実績を有していなければならない				
予定技術者										



■業務成績・優良表彰の評価対象期間

区分	評価対象期間					備 考				
企 業	2箇年度					公示日により評価対象年度が変わるため注意				
予定技術者										

(公示日が4~7月の場合)



(公示日が8月以降の場合)



凡 例

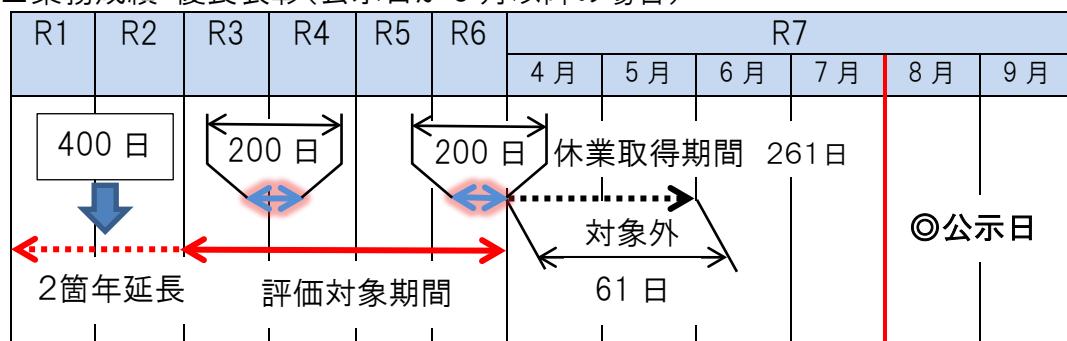
	: 企 業
	: 予定技術者

(ワークライフバランスを考慮した評価対象期間の延長)

- 予定技術者が、評価対象期間内において、出産前・後、育児等の長期休業を取得している場合、その期間を遡り、評価対象期間を延長する。
- 対象とする休業は、「労働基準法」、「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」で規定する以下の休業とする。
対象とする休業：「産前・産後休業」、「育児休業」、「介護休業」
- 休業の取得期間は、評価対象期間において取得した累積日数とし、年単位で切り上げて評価対象期間を遡り延長するものとする。

例) 評価対象期間内に 2 回にわたって 400 日取得した場合

■ 業務成績・優良表彰(公示日が 8 月以降の場合)



(8) 業務成績の評価区分

- 業種区分による業務成績の評価区分については、下記のとおりとする。

	評価区分			評価の ウェイト
	土木コンサル	測量	地質調査	
①	80 点以上	80 点以上	80 点以上	100%
②	79 点以上 80 点未満	79 点以上 80 点未満	79 点以上 80 点未満	80%
③	78 点以上 79 点未満	78 点以上 79 点未満	78 点以上 79 点未満	60%
④	77 点以上 78 点未満	77 点以上 78 点未満	77 点以上 78 点未満	40%
⑤	76 点以上 77 点未満	76 点以上 77 点未満	76 点以上 77 点未満	20%
⑥	60 点以上 76 点未満	60 点以上 76 点未満	60 点以上 76 点未満	0%
⑦	60 点未満	60 点未満	60 点未満	欠格

(9)業務成績の評価

企業及び予定技術者の業務成績の評価については、下記のとおりとする。

- 企業の場合、発注業務と同様の業種区分における国交省等発注業務(テクリス登録済)での業務評定点(100万円を超える業務。)の平均を用いて評価を行う。なお、業務評定点の平均とは、小数点第一位(小数点第二位を切り捨て)までとする。

【対象機関:「国交省等」について】

各地方整備局、北海道開発局、国土地理院、国土技術政策総合研究所、内閣府沖縄総合事務局開発建設部(いずれも農業、漁港、港湾空港関係を除く)とする。

- 予定技術者の場合、土木コンサル、測量、地質調査の3業種区分における国交省等発注業務(テクリス登録済)での技術者評定点(100万円を超える業務。)の平均を用いて評価を行う。なお、技術者評定点の平均とは、小数点第一位(小数点第二位を切り捨て)までとする。

- 評価期間については、3-1-(7)による。

- 評価区分については、3-1-(8)による。

(試行:業務成績における地方自治体等の受注実績を評価)

- 国交省等発注業務において業務成績評定がない場合は、「地方自治体等」の業務実績を用いる評価を、試行的に実施する。

【対象となる自治体等】

- ・関東地整管内の地方自治体(都県、政令市)

茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、山梨県、長野県、さいたま市、千葉市、横浜市、川崎市、相模原市

- ・関東地整管内の特殊法人、地方公社^{※1} 及び大規模な工事を行う公益民間企業^{※2}

※1：地方道路公社法に基づく「道路公社」

公有地の拡大の推進に関する法律に基づき都県が設置した「土地開発公社」
地方住宅供給公社法に基づき都県が設立した「住宅供給公社」

※2：鉄道会社、空港会社、道路会社、電力会社、ガス会社、石油備蓄会社、電気通信会社、特殊法人・地方公社・大規模な工事を行う公益民間企業が設置した研究機関

- 当該試行は、【指名競争】総合評価落札方式(簡易型)で発注する業務に限定し適用する。

- 当該試行を適用する企業は、関東地方整備局管内における同一の地方自治体等より、当該発注業務で求める同種・類似業務(テクリスでの確認可能なもの)の実績を2件以上有していなければならない。

- 予定技術者が当該試行を適用する場合、予定技術者は上記企業に所属し、かつ上記で確認した業務と同一自治体より、当該発注業務で求める同種・類似業務(テクリスでの確認可能なもの)の実績を1件以上有していなければならない。

- 企業が国交省等発注業務の実績を有している場合には、予定技術者は当該試行を適用する事はできない。
- 評価対象期間は、企業及び予定技術者とも令和3年度以降令和6年度末まで（過去4箇年度）に完了した業務【8月更新】とする。
- 業務実績が確認できた場合は、業務成績の評価区分を3-1-(8)の③として評価するものとする。

	評価区分			評価の ウェイト
	土木コンサル	測量	地質調査	
③	78点以上 79点未満	78点以上 79点未満	78点以上 79点未満	60%

(10) 優良表彰の評価

■ 優良業務表彰等の場合

企業及び予定技術者の優良表彰の評価については、下記のとおりとする。

- 発注業務と同様の業種区分における発注業務（100万円を超える業務。ただし、空港港湾関係の業務を除く）において、優良表彰等の表彰を受けた経験がある場合に評価する。
- 災害関連の表彰及び感謝状の類は除くものとする。
- プロポーザル方式は「全国実績」で評価し、総合評価方式は「関東地整実績」で評価するものとする。
- 評価期間については、3-1-(7)による。
- なお、優良表彰該当業務の技術者として、テクリスでの確認ができない場合は、表彰実績として認めない。

■ インフラ分野のDXに係る取組の場合

公共工事等の品質確保や生産性向上等、建設生産プロセスの高度化に関する取組を表彰された企業の評価については、下記のとおりとする。

- インフラDX大賞（工事・業務分野における国土交通大臣賞、優秀賞）または関東インフラDX大賞（局長表彰、事務所長表彰）を受けた経験がある企業を評価する。
- 評価期間については、3-1-(7)による。
- 「優良業務表彰」、「インフラDX大賞」、「関東インフラDX大賞」で複数の受賞実績がある企業は、最も評価が高くなる1つの実績で評価する。
- 「インフラDX大賞」、「関東インフラDX大賞」の受賞実績については、発注する業

務の業種区分に関わらず評価する。

■海外インフラプロジェクト実績認定・表彰制度の場合

- 海外インフラプロジェクト実績認定・表彰制度における、海外インフラプロジェクト優秀技術者表彰を受けた技術者を配置予定の管理(主任)技術者とする場合に評価を行う。
なお、評価対象業務の業種区分は発注業務と同一の業種区分に限る。

■若手・女性技術者奨励賞の場合

- 予定技術者の若手・女性技術者奨励賞の評価については、下記のとおりとする。
- 関東地方整備局発注業務(港湾空港関係を除く)で、若手・女性技術者奨励賞(事務所長表彰)を受けた経験がある場合に評価する。
- 評価期間については、3-1-(7)による。
- 「優良業務表彰」、「海外インフラプロジェクト優秀技術者」、「若手・女性技術者奨励賞」のうち複数の受賞実績がある技術者や事業促進PPP業務に関する業務経歴がある技術者は、最も評価が高くなる1つの実績で評価する。
- 「若手・女性技術者奨励賞」の受賞実績については、発注する業務の業種区分と同一の業種区分に限る。

■企業及び予定技術者の優良表彰の評価順位は、以下のとおりとする。

発注方式	評価区分	企 業	予定技術者
プロポーザル方式	①	国交省等発注業務における優良業務(局長)表彰の経験	国交省等発注業務における優良業務、優秀技術者(局長)表彰の経験 海外インフラプロジェクト優秀技術者 国土交通大臣賞を受けた経験
	②	国交省等発注業務における優良業務(部長・事務所長)表彰の経験	国交省等発注業務における優良業務、優秀技術者(部長・事務所長)表彰の経験 海外インフラプロジェクト優秀技術者 国土交通大臣奨励賞を受けた経験 事業促進PPP業務を管理技術者又は主任技術者の立場で従事した経験がある者。(業務成績の規定あり)
	③		関東地方整備局発注業務における若手・女性技術者奨励賞を事務所長等より受けた経験
	④	関東インフラDX大賞 (局長表彰)	—
	⑤	関東インフラDX大賞 (事務所長表彰)	—
総合評価方式	①	関東地方整備局発注業務における優良業務(局長)表彰を受けた経験	関東地方整備局発注業務における優良業務、優秀技術者(局長)表彰の経験 海外インフラプロジェクト優秀技術者 国土交通大臣賞を受けた経験
	②	関東地方整備局発注業務における優良業務(部長・事務所長)表彰の経験	関東地方整備局発注業務における優良業務、優秀技術者(部長・事務所長)表彰の経験 海外インフラプロジェクト優秀技術者 国土交通大臣奨励賞を受けた経験
	③		関東地方整備局発注業務における若手・女性技術者奨励賞を事務所長等より受けた経験
	④	関東インフラDX大賞 (局長表彰)	—
	⑤	関東インフラDX大賞 (事務所長表彰)	—

(11) 設計共同体に対する審査・評価

○プロポーザル方式又は【指名競争】総合評価落札方式において設計共同体による競争参加を受けた場合には、技術力を結集して業務を実施することによる利点を適切に評価できるよう配慮する。

(ヒアリング)

○設計共同体へ実施するヒアリングについては、原則、予定管理技術者に行うものとする。

○ただし、業務内容によっては、予定管理技術者に加え、設計共同体の構成員となっている他社の予定担当技術者(分担業務の責任者)も、ヒアリングに参加できるものとする。

○一部の業務においては、説明者の他に 40 歳以下の技術者の同席を 1 名まで認めることとする。

(地域貢献度・業務成績・優良表彰の評価)

○設計共同体における災害活動実績、業務成績、及び優良表彰の評価にあたっては、原則、全ての構成員の評価点を個別に算出し、その平均点を評価点とする。

例)2者からなる設計共同体の場合

	評価点		
	A者	B者	設計共同体
地域貢献度 (災害協定・ 災害活動 実績)	3 点	2 点	2.5 点
業務成績	18 点	6 点	12 点
優良表彰	5 点	0 点	2.5 点

(12)賃上げの実施に関する評価

- 対象業務は、総合評価落札方式により契約手続きを行う業務とする。
- 賃上げ実施を表明する参加者への賃上げの実施に関する評価(加点)は、下表の通りとする。

評価項目	評価基準		配点
賃上げの実施に関する評価	大企業※ ₁	契約を行う予定の会計年度に開始する参加者の事業年度または契約を行う予定の暦年※ _{2, 3} において、対前年度または前年比で給与等受給者一人当たりの平均受給額を3%以上増加させる旨、従業員に表明している場合。	11点
	中小企業等※ ₁	契約を行う予定の会計年度に開始する参加者の事業年度または契約を行う予定の暦年※ _{2, 3} において、対前年度または前年比で給与総額を1.5%以上増加させる旨、従業員に表明している場合。	※簡易型及び簡易型:実施能力評価拡大型は、6点

※1:「中小企業等」とは、法人税法第66第2項又は第3項に該当する者をいう。ただし、同条第5項に該当するものは除く。「大企業」はそれ以外の者をいう。

※2:「契約を行う予定の会計年度」及び「契約を行う予定の暦年」は、入札説明書(個別)による。

賃上げ表明書の評価(加点)を実施する適用期間については関東地方整備局ホームページ(<https://www.ktr.mlit.go.jp/gijyutu/gijyutu00000227.html>)に掲載している。

※3:経年的に本評価項目によって加点を受けようとする場合、事業年度単位か暦年単位かの選択を前年度又は前年から変えることによって、前年度等に加点を受けるために表明した期間と、当該年度等に加点を受けるために表明した期間が重なり、賃上げ表明の期間と加点を受ける期間との間に不整合が生じることのないよう、賃上げ表明を行う期間は、前年度等に加点を受けるために表明した期間と重ならない期間とすること。

- 提出書類や賃上げ実施の確認方法等の詳細については、入札説明書に記載のとおりとする。

(13)ワーク・ライフ・バランス等推進企業の評価

- 対象業務は、プロポーザル方式及び総合評価落札方式により契約手続きを行う業務とする。
- ワーク・ライフ・バランス等推進企業に関する認定を受けている場合に評価(加点)を行う。評価対象の認定は、下表の通りとする。

評価項目	評価基準	配点
ワーク・ライフ・バランス等推進企業の評価	<p>次に掲げるいずれかの認定を受けていること。</p> <ul style="list-style-type: none">○女性活躍推進法に基づく認定等※1<ul style="list-style-type: none">・プラチナえるぼし、えるぼし認定企業等○次世代法に基づく認定※2<ul style="list-style-type: none">・プラチナくるみん、くるみん(令和4年4月1日以降の基準)認定企業・くるみん(平成29年4月1日～令和4年3月31日までの基準)認定企業・トライくるみん、くるみん(平成29年3月31日までの基準)認定企業○若者雇用促進法に基づく認定※3<ul style="list-style-type: none">・ユースエール認定企業	0.5点

※1 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(平成27年法律第64号)第9条若しくは第12条の規定に基づく基準に適合するものと認定された企業(労働時間等の働き方に係る基準を満たすものに限る。)をいう。(同法第8条の規定に基づく一般事業主行動計画を策定・届出のみの企業については本取組の対象としない。)

※2 次世代育成支援対策推進法(平成15年法律第120号)第13条又は第15条の2の規定に基づく基準に適合するものと認定された企業をいう。

※3 青少年の雇用の促進等に関する法律(昭和45年法律第98号)第15条の規定に基づく基準に適合するものと認定された企業をいう。

3-2 資格要件について

(1)入札参加者(技術提案書の提出者)に対する資格要件

○基本的要件

①単体企業

- 1) 予算決算及び会計令(以下「予決令」という。)第98条において準用する予決令第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
- 2) 入札(業務)説明書(個別)に記載の業種区分による関東地方整備局(港湾空港関係を除く)における令和7・8年度〇〇*に係る一般競争(指名競争)参加資格の認定を受けていること。(会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続き開始の決定後、関東地方整備局長が別に定める手続きに基づく一般競争(指名競争)入札参加資格の再認定を受けていること。)
- 3) 参加表明書の提出期限の日から開札の時までの期間に、関東地方整備局長から建設コンサルタント業務等に関し指名停止を受けている期間中でないこと。
- 4) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずるものとして、国土交通省公共事業等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。
- 5) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てがなされている者(上記2)の再認定を受けた者を除く。)でないこと。

②設計共同体

- 1) 単体企業に掲げる条件を満たしている者により構成される設計共同体であつて、「競争参加者の資格に関する公示」(令和〇年〇月〇日付け関東地方整備局長)に示すところにより、関東地方整備局長から〇〇〇〇業務に係る設計共同体として競争参加者の資格の認定を受けている者であること。

* : 業種区分に応じ「土木関係建設コンサルタント業務」「測量」「地質調査業務」のいずれかを選択する。

○測量業務における技術部門登録

①測量業者登録がある機関

○資本関係又は人的関係

①技術提案書を提出しようとする者の間に資本関係又は人的関係※がないこと。

※：資本関係又は人的関係とは以下のものをいう。

○資本関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。

a)子会社等(会社法(平成17年法律第86号)第2条第3号の2に規定する子会社をいう。b)において同じ。)と親会社等(同条第4号の2に規定する親会社等をいう。b)において同じ)の関係にある場合

b)親会社等と同じくする子会社等同士の関係にある場合

○人的関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。但しa)については、会社等(会社法施行規則(平成18年法務省令第12号)第2条第3項第2号に規定する会社等をいう。以下同じ。)の一方が民事再生法(平成11年法律第225号)第2条第4号に規定する再生手続きが存続中の会社等又は更生会社(会社更生法(平成14年法律第154号)第2条第7項に規定する更生会社をいう。)である場合を除く。

a)一方の会社等の役員(会社法施行規則第2条第3項第3号に規定する役員のうち、次に掲げる者をいう。以下同じ。)が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合

- i. 株式会社の取締役。ただし、次に掲げる者を除く。
 - 1 会社法第2条第11号の2に規定する監査等委員会設置会社における監査等委員である取締役
 - 2 会社法第2条第12号に規定する指名委員会等設置会社における取締役
 - 3 会社法第2条第15号に規定する社外取締役
 - 4 会社法第348条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を遂行しないこととされている取締役
- ii. 会社法第402条に規定する指名委員会等設置会社の執行役
- iii. 会社法第575条第1項に規定する持分会社(合名会社、合資会社又は合同会社をいう。)の社員(同法第590条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を遂行しないこととされている社員を除く。)
- iv. 組合の理事
- v. その他業務を遂行する者であって、iからivまでに掲げる者に準ずる者

b)一方の会社等の役員が、他方の会社等の民事再生法第64条第2項又は会社更生法第67条第1項の規定により選任された管財人(以下単に「管財人」という。)を現に兼ねている場合

c)一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合

○その他入札の適正さが阻害されると認められる場合

組合(設計共同体を含む。)とその構成員が同一の入札に参加している場合その他上記の資本関係又は人的関係と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合。

○業務実績等に関する資格要件

- ①「国、特殊法人、地方公共団体等」※¹から受注した、平成〇年度※²から当該発注業務の公示日までに完了した「同種または類似業務」について、1件以上の実績※³を有すること。
- ②「本店、支店又は営業所」※⁴が〇〇地域※⁵に所在すること。
- ③令和〇年度から令和〇年度※⁶の間における国から受注した業務の平均業務評定点※⁷が60点以上であること※⁸。

※1：「国、特殊法人、地方公共団体等」とは、国^(注1)、特殊法人^(注2)、地方公共団体^(注3)、地方公社^(注4)、公益法人^(注5)、大規模な土木工事を行う公益民間企業^(注6)をいう。

(注1)：「国」とは、以下のものをいう。

- ・関東地方整備局
- ・関東地整を除く国土交通省(国土地理院、国土技術政策総合研究所等を含む)
- ・内閣府沖縄総合事務局開発建設部

(注2)：「特殊法人」とは、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律施令第一条に示す以下のものをいう。

- ・国際空港(株)：新関西、成田
- ・高速道路(株)：東日本、中日本、西日本、本州四国連絡、首都、阪神
- ・中間貯蔵・環境安全事業(株)
- ・沖縄科学技術大学院大学学園
- ・日本中央競馬会
- ・国立研究開発法人
 - 宇宙航空研究開発機構、科学技術振興機構、情報通信研究機構、
 - 日本原子力研究開発機構、森林研究・整備機構
- ・独立行政法人
 - 空港周辺整備機構、高齢・障害・求職者雇用支援機構、国際協力機構、
 - 国立科学博物館、国立高等専門学校機構、国立女性教育会館、
 - 国立青少年教育振興機構、国立美術館、国立文化財機構、
 - 自動車事故対策機構、中小企業基盤整備機構、
 - 鉄道建設・運輸施設整備支援機構、都市再生機構、日本学生支援機構、
 - 日本芸術文化振興会、日本高速道路保有・債務返済機構、
 - 日本スポーツ振興センター、水資源機構及び労働者健康安全機構
- (日本道路公団など同条に規定する法人の組織改編前の法人、附則第2条及び第3条に示す独立行政法人を含む)
- ・国土交通省所管のその他の国立研究開発法人、独立行政法人
- ・地方共同法人日本下水道事業団
- ・国立大学法人法施行令及び同施行規則に定められた各国立大学法人等

(注3)：「地方公共団体」とは、・地方自治法第1条の3に規定する以下のものをいう。

- ・普通地方公共団体

都道府県、市町村
・特別地方公共団体
　特別区、地方公共団体の組合、財産区、地方開発事業団

(注4) : 「地方公社」とは、以下のものをいう。

- ・地方道路公社法に基づく道路公社
- ・公有地の拡大の推進に関する法律に基づき都道府県が設置した「土地開発公社」
- ・地方住宅供給公社法に基づき都道府県が設立した「住宅供給公社」

(注5) : 「公益法人」とは、以下のものをいう。

- 一 公益法人とは、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律に基づき設立された一般社団法人又は一般財団法人、及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律に基づき認定を受けた公益社団法人又は公益財団法人。
- 二 旧民法第34条の規定により設立された社団法人又は財団法人であって、平成20年12月1日現在、現に存する法人であって、新制度の移行の登記をしていない法人(特例社団法人又は特例財団法人)。

(注6) : 「大規模な土木工事を行う公益民間企業」とは、以下のものをいう。

鉄道会社、空港会社、道路会社、電力会社、ガス会社、石油備蓄会社、電気通信会社、注2～注5及び上記公益民間企業が設置した研究機関

※2 : 3-1(7)同種・類似業務、地域貢献度、業務成績・優良表彰の評価対象期間を参照。

※3 : 実績として挙げた業務が、テクリス若しくは、書類等により受注実績及び同種又は類似業務であることが確認できた場合に実績と見なす。ただし、以下の業務は認めない。

- a) 再委託による業務
- b) 国土交通省発注業務のうち国土交通省競争参加資格(全省庁統一資格)における「役務の提供等」に認定されていることを競争参加資格とした業務
(ただし、国土交通省大臣官房技術調査課、都市局、水管理・国土保全局又は道路局発注業務でテクリス登録されている業務若しくは土木関係建設コンサルタント業務と同等と認められる業務は除く。)

また、実績として挙げた業務が国発注の場合、業務評定点が 60 点以上^(注1)なければ実績として認めない(60 点未満の場合は欠格)

(注1) : 関東地方整備局発注業務において平成 20 年 6 月 16 日以降公示した業務で低入札価格調査を経て契約を行った業務については 65 点以上であること。

また、平成 21 年 2 月 16 日以降公示した予定価格が 100 万円を超えて 1,000 万円以下の業務のうち、その落札価格が予定価格に10分の7を乗じて得た額又は平成 25 年 10 月 1 日以降公示した予定価格が 100 万円を超えて 1,000 万円以下の業務のうち、その落札価格が予定価格に品質確保基準価格を下回る価格で契約を行った業務については 65 点以上であること。

ただし、「地方整備局委託業務等成績評定要領」(平成 20 年 9 月 26 日付け国官技第 126 号)、「地方整備局委託業務等成績評定要領」(平成 23 年 3 月 28 日付け国官技第 360 号)、及び「地方整備局委託業務等成績評定要領」(平成30年1月4日付け国官技第187号)に基づく業務成績評定以外の業務は、この限りではない。

※4 : 十分な競争性が確保できる場合には、「本店、支店又は営業所」を「本店」のみに設定することとする。

※5 : 十分な競争性が確保できるよう、施工箇所から〇km 圏内、事務所管内区域から

3 土木関係建設コンサルタント業務等における審査評価
3-2 資格要件について

〇km 圏内、施工箇所の都県・隣接県など、適切に設定する。

※6 : 3-1(7)同種・類似業務、地域貢献度、業務成績・優良表彰の評価対象期間を参考。

※7 : 「業務評定点」とは、上記※3(注1)でいう「地方整備局委託業務等成績評定要領」により付与される業務成績評定のうち、「業務評定点」をいう。

また、「業務成績評定」とは、「業務評定点」と「技術者評定点」を総称したものという。

※8 : 当該発注業務と同様の業種区分で、100万円を超える業務。

(100 万円を超える業務がない場合は、この限りではない。)

(2)予定技術者に対する資格要件

○予定技術者の資格要件

- ①下記のいずれかの資格を有すること。
(測量)
 - 測量士
(土木関係コンサルタント、地質)
 - 技術士^{*1}
 - 博士^{*2}
 - 国土交通省登録技術者資格
 - 国土交通省登録技術者資格に登録がないRCCM、土木学会認定土木技術者資格

- ②下記のいずれかの実績を有すること。
 - 「国、特殊法人、地方公共団体等」^{*3}から受注した、平成〇年度^{*4}から当該発注業務の公示日までに完了した同種又は類似業務について、管理(主任)技術者又は担当技術者として1件以上の実績^{*5}又は、マネジメントした実務経験^{*6}を有すること。
 - 過去に「〇〇」に関する研究実績^{*7}を有すること。

- ③公示日時点における手持ち業務量が「〇億円未満かつ〇件未満」^{*8}であること。

- ④令和〇年度から令和〇年度^{*9}の間における国から受注した業務の平均技術者評定点^{*10}が60点以上であること。

*1 : 業務内容に応じ、適切な技術部門を選定する。

*2 : 研究業務等高等な技術検討や学術的知見を要する業務の場合に設定する。

設定に当たっては、業務内容に応じ、適切な専攻分野を選定する。

(地質調査業務の場合:博士(理学)、博士(学術))

*3 : 上記(1)業務実績等に関する資格要件①の「国、特殊法人、地方公共団体等」と同様。

*4 : 3-1(7)同種・類似業務、業務成績・優良表彰の評価対象期間を参照。

*5 : 実績として挙げた業務において、テクリス若しくは、書類等により管理(主任)又は担当技術者として従事した実績及び、同種又は類似業務であることが確認できた場合に実績と見なす。ただし、以下の業務は認めない。

a) 再委託による業務

b) 国土交通省発注業務のうち国土交通省競争参加資格(全省庁統一資格)における「役務の提供等」に認定されていることを競争参加資格とした業務

(ただし、国土交通省大臣官房技術調査課、都市局、水管理・国土保全局又は道路局発注業務でテクリス登録されている業務若しくは土木関係建設コンサルタント業務と同等と認められる業務は除く。)

また、実績として挙げた業務が国発注の場合、技術者評定点が 60 点以上^(注1)なければ実績として認めない(60 点未満の場合は欠格)

(注1) : 「上記(1)業務実績等に関する資格要件②の※3の注1」と同様

※6：実務経験として挙げた業務において、書類等により、受注者若しくは発注者における以下の者としてマネジメント行った実績及び同種又は類事業務であることが確認できた場合に実務経験と見なす。また、上記※5と同様に※5のa) b)の業務は認めない。

- a) 建設コンサルタント登録規程(S52.4.25 付け建設省告示第 717 号)第 3 条の一に該当する登録部門における技術管理者
- b) 地質調査業者登録規程(S52.4.25 付け建設省告示第 718 号)3条の1に該当する管理技術者
- c) 地方建設局委託設計業務等調査検査事務処理要領(H11.4.1 付け建設省厚契第 31 号)第 6 に該当する主任調査員相当以上の者

※7：技術者資格として「博士」を設定した場合、書面等により研究実績が確認できた場合に実績と見なす。

※8：手持ち業務量の制限は、管理技術者又は担当技術者となっている契約金額500万円以上の業務を対象とし、「5億円未満かつ10件未満」を標準とする。

(複数年契約の業務の場合は、契約金額を履行期間の総月数で除し、当該年度の履行月数を乗じた金額とする。)

担当技術者を兼任する場合は、手持ち業務量に当該業務を含めるものとする。

手持ち業務のうち、国土交通省所管^(注1)に係る建設コンサルタント業務等において、調査基準価格を下回る金額で落札した業務がある場合には、手持ち業務量の契約金額を5億円から2.5億円に、件数を10件から5件にするものとする。

(注1)：「国土交通省所管」とは、以下のものをいう。

国土交通省各地方整備局、北海道開発局、国土地理院、
国土総合技術政策総合研究所、内閣府沖縄総合事務局開発建設部

※9：3-1(7)同種・類似業務、業務成績・優良表彰の評価対象期間を参照。

※10：100万円を超える業務。(100 万円を超える業務がない場合は、この限りではない。)

3-3 プロポーザル方式における具体的な審査・評価について

(1) 業務説明書における明示すべき事項

1. 業務の概要

- 1) 業務の目的
- 2) 業務内容
- 3) 業務の打ち合わせ
- 4) 主たる部分
- 5) 再委託
- 6) 成果品
- 7) 履行期間
- 8) 電子入札システム対象業務
- 9) その他

2. 提案書の提出者に要求される資格要件

- 1) 技術提案書の提出者
- 2) 予定技術者

3. 技術提案書の提出者を選定するための基準

- 1) 参加表明書の評価項目、判断基準、ならびに評価ウェイト

4. 参加表明書の留意事項

- 1) 作成方法
- 2) 関連資料
- 3) 提出期限、提出場所及び提出方法
- 4) 選定・非選定通知

5. 技術提案書を特定するための基準

- 1) 技術提案書の評価項目、判断基準、ならびに評価ウェイト

6. 技術提案書の留意事項

- 1) 基本的事項
- 2) 作成方法
- 3) 提出期限、提出場所及び提出方法
- 4) 既存資料の閲覧
- 5) ヒアリング
- 6) 特定・非特定通知

7. 説明書の内容についての質問の受付及び回答

- 1) 質問
- 2) 電子入札システムによる質問書の提出

- 3) 質問に対する回答
- 8. 支払条件
- 9. その他留意事項
- 10. 苦情申し立てに関する事項

(2)技術提案書の提出者を選定するための基準

■評価項目について

- 評価項目は原則「必須」項目のみとする。
 - 但し、「個々の業務内容を勘案」し「選択」項目等も設定可能。
- ※表中の「評価の着目点、判断基準」の欄が「◎」は必須項目、「○」は選択項目。

■評価ウェイト

- 満点は100点とする。
- 選択項目を追加する場合は、評価項目の重みと満点を変えないように設定する。

評価項目
評価の着目点
判断基準
参加表明者の経験及び能力
資格要件
技術部門登録 【◎】 【土木関係建設コンサルタント業務の場合】 本業務に関する部門(〇〇部門)の建設コンサルタント登録がある機関、公益社団法人、公益財団法人、独立行政法人、学校教育法に基づく大学。 【地質調査業務の場合】 本業務に関する部門(〇〇部門)の建設コンサルタント登録がある機関、地質調査業者登録がある機関、公益社団法人、公益財団法人、独立行政法人、学校教育法に基づく大学。 【測量の場合】 測量業者登録がある機関。
業務経験
業務実績 【◎】 平成27年度以降公示日までに完了した同種又は類似業務実績を評価する。 ○同種業務実績がある。 ○類似業務実績がある。
専門技術力
業務成績 【◎】 令和5年度以降令和6年度末までに完了した業務(設計共同体としての業務を含む。)のうち国交省等発注業務の平均業務評定点を以下の順位で評価する。 なお、評価対象業務の業種区分は2.(1)(1)に記載したものに限る。 ①80点以上、②79点以上80点未満、③78点以上79点未満、④77点以上78点未満 ⑤76点以上77点未満、⑥60点以上76点未満、⑦60点未満 1)国交省等発注業務の実績 なお、上記1)の実績がない場合は加点しない。 ※業務説明書(個別)2.(1)(1)には「土木関係建設コンサルタント業務」、「地質調査業務」、「測量」等のうち当該業務の業種区分が記載される。
優良表彰 【◎】 国交省等発注業務で、令和5年度以降令和6年度末までに完了した業務のうち、優良業務表彰等の表彰を受けた経験がある者を以下の順位で評価する。 なお、優良業務表彰における評価対象業務の業種区分は2.(1)(1)に記載したものに限る。 ① 国交省等発注業務で、優良業務表彰(局長)を受けた経験がある者。 ② 国交省等発注業務で、優良業務表彰(部長、事務所長)を受けた経験がある者。 ③ インフラDX大賞(工事・業務分野における国土交通大臣賞、優秀賞)を受けた経験がある者。

	<p>④ 関東インフラ DX 大賞(局長)を受けた経験がある者。</p> <p>⑤ 関東インフラ DX 大賞(事務所長)を受けた経験がある者。</p> <p>※業務説明書(個別)2. (1)1)には「土木関係建設コンサルタント業務」、「地質調査業務」、「測量」等のうち当該業務の業種区分が記載される。なお、表彰以外は含まれない。</p>
管理(主任)技術者の経験及び能力	
資格要件	<p>技術者資格 【◎】</p> <p>【土木関係建設コンサルタント業務の場合】</p> <p>技術者資格を以下の項目で評価する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○技術士 <ul style="list-style-type: none"> ・総合技術監理部門(建設部門関連科目) ・建設部門 ○博士(工学)又はそれと同等の学位 ○国土交通省登録技術者資格【登録資格の対象業務で管理技術者の位置づけがある場合に設定】 ○ORCCM、土木学会認定土木技術者(特別上級、上級、1級) <p>【地質調査業務の場合】</p> <p>技術者資格を以下の項目で評価する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○技術士 <ul style="list-style-type: none"> ・総合技術監理部門(建設部門:選択科目を「土質及び基礎」、又は「応用理学一地質」) ・建設部門(選択科目を「土質及び基礎」) ・応用理学部門(選択科目を「地質」) ○博士(理学)、博士(学術)又はそれと同等の学位 ○国土交通省登録技術者資格【登録資格の対象業務で主任技術者の位置づけがある場合に設定】 ○ORCCM(専門技術部門を「地質」又は「土質及び基礎」) ○土木学会認定土木技術者(特別上級、上級、1級:資格分野を「地盤・基礎」) <p>【測量の場合】</p> <p>技術者資格を以下の項目で評価する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○測量士
継続教育取組実績	<p>CPDの取得状況 【◎】</p> <p>【土木関係建設コンサルタント業務、地質調査業務の場合】</p> <p>CPDの取得状況について以下の項目で評価する。</p> <p>建設系CPD協議会の構成団体が発行する継続教育(CPD)の登録証明書等が有り、かつ建設系CPD協議会の各構成団体が推奨する単位を満たしている者。</p> <p>【測量の場合】</p> <p>CPDの取得状況について以下の項目で評価する。</p> <p>建設系CPD協議会若しくは測量系CPD協議会の構成団体が発行する継続教育(CPD)の登録証明書等が有り、かつ建設系CPD協議会若しくは測量系CPD協議会の各構成団体が推奨する単位を満たしている者。</p>
業務経験	<p>業務実績 【◎】</p> <p>【土木関係建設コンサルタント業務、地質調査業務の場合】</p> <p>同種又は類似業務の実績等を以下の項目で評価する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○同種業務の実績を有する者。 ○同種業務に関する業務の成果をマネジメントした実務経験を有する者。 ○類似業務の実績を有する者。 ○類似業務に関する業務の成果をマネジメントした実務経験を有する者。 ○「〇〇」に関する研究実績を有する者。 <p>【技術者資格に博士を設定した場合に記載、「〇〇」には求める研究実績を記載する】</p> <p>【測量の場合】</p> <p>同種又は類似業務の実績等を以下の項目で評価する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○同種業務の実績を有する者。

	<p>○類似業務の実績を有する者。</p> <p>※上記期間に長期休業を取得した場合は、休業期間に応じて評価対象期間を1年単位で延長するための申請を行うことができる。</p>
専門技術力	<p>業務成績 【◎】</p> <p>令和3年度以降令和6年度末までに完了した業務(設計共同体としての業務を含む。)について、担当した国交省等発注業務(建築関係建設コンサルタント業務、補償関係コンサルタント業務及び港湾空港関係を除く)の平均技術者評定点を以下の順位で評価する。この場合、平均技術者評定点はテクリスに登録されている業務成績評定による。</p> <p>①80点以上、②79点以上80点未満、③78点以上79点未満、④77点以上78点未満 ⑤76点以上77点未満、⑥60点以上76点未満、⑦60点未満</p> <p>評価対象の優先順位は以下のとおりとし、優先順位の高い実績がある者が、優先順位の低い実績で参加しようとした場合は加点しない。</p> <p>また、複数の実績で参加しようとした場合についても加点しない。</p> <p>【土木関係建設コンサルタント業務、地質調査業務の場合】</p> <p>1)国交省等発注の実績 2)マネジメントした実務経験</p> <p>なお、上記2)の実績により評価を行う場合は③と評価し加点するが、1)又は2)の実績がない場合は加点しない。</p> <p>【測量の場合】</p> <p>1)国交省等発注の実績</p> <p>なお、上記1)の実績がない場合は加点しない。</p> <p>※上記期間に長期休業を取得した場合は、休業期間に応じて評価対象期間を1年単位で延長するための申請を行うことができる。</p> <p>※業務説明書(共通事項)より</p> <p>平均業務評定点は職務上従事した立場が、管理(主任)技術者又は担当技術者である業務を対象に算出する。</p> <p>令和6年度に完了した業務について、担当した国交省等発注業務(建築関係建設コンサルタント業務、補償関係コンサルタント業務及び港湾空港関係を除く)の技術者評定点に60点未満がある場合は評価点を減ずる。</p> <p>なお、職務上従事した立場は、管理(主任)技術者又は担当技術者とする。</p> <p>※他の評価項目において、長期休業に伴う技術者実績等の評価期間の延長の申請が行われている場合は、その内容に基づいて評価対象期間を1年単位で延長する。</p>
優良表彰 【◎】	<p>国土交通省及び内閣府沖縄総合事務局開発建設部の発注業務(農業、漁港、港湾空港関係を除く)で、令和3年度以降令和6年度末までに完了した業務のうち、優秀技術者表彰又は優良業務表彰等の実績がある者を以下の順位で評価する。</p> <p>但し、照査技術者として従事した業務は除く。</p> <p>なお、評価対象業務の業種区分は2. (1)1)に限る。</p> <p>①・国交省等発注業務で、優秀技術者表彰又は優良業務表彰を局長より受けた経験がある者。 ·海外インフラプロジェクト優秀技術者 国土交通大臣賞を受けた経験がある者。</p> <p>②・国交省等発注業務で、優秀技術者表彰又は優良業務表彰を部長又は事務所長より受けた経験がある者。 ·海外インフラプロジェクト優秀技術者 国土交通大臣奨励賞を受けた経験がある者。 ·事業促進PPP業務を管理技術者又は主任技術者の立場で従事した経験がある者。ただし、当該実績の業務評定点が業務成績の評価区分で①から③に該当するものであること。</p> <p>③・関東地方整備局発注業務(港湾空港関係を除く)で、若手・女性技術者奨励賞を事務所長等より受けた経験がある者。</p> <p>※業務説明書(個別)2. (1)1)には「土木関係建設コンサルタント業務」、「地質調査業務」、「測量」等のうち</p>

3 土木関係建設コンサルタント業務等における審査評価
3-3 プロポーザル方式における具体的な審査・評価について

	当該業務の業種区分が記載される。なお、表彰以外は含まれない。
専任性	<p>手持ち業務量【◎】</p> <p>手持ち業務量が、業務説明書(共通事項)による契約金額以上又は契約件数以上となる者は選定しない。</p> <p>※業務説明書(共通事項)に以下のとおり記載。</p> <p>手持ち業務量の制限は、管理(主任)技術者又は担当技術者となっている「国・特殊法人・地方公共団体等」から受注した契約金額500万円以上の業務(本業務を含まず、特定後未契約のもの及び落札決定通知を受けているが未契約のものを含む。)を対象とし、その契約額の合計が5億円未満かつ契約件数の合計が10件未満であることを標準とする。</p> <p>担当技術者を兼任する場合は、手持ち業務量に当該業務を含めるものとする。</p> <p>手持ち業務のうち、国土交通省所管に係る建設コンサルタント業務等において、調査基準価格を下回る金額で落札した業務がある場合には、手持ち業務量の契約金額の合計を2.5億円に、契約件数の合計を5件に読み替えるものとする。</p> <p>複数年契約の業務及び設計共同体として受注した業務の場合の契約金額については以下のとおり業務金額を算出するものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・複数年契約の業務の場合は、契約金額を履行期間の総月数で除し、当該年度の履行月数を乗じた金額とする。 ・設計共同体として受注した業務の契約金額は、総契約金額に出資比率を乗じた金額(分担した業務の金額)とする。
照査技術者の経験及び能力	<p>資格要件</p> <p>技術者資格【○】</p> <p>【土木関係建設コンサルタント業務の場合】</p> <p>技術者資格を以下の項目で評価する。</p> <p><input type="radio"/> 技術士</p> <ul style="list-style-type: none"> ・総合技術監理部門(建設部門関連科目) ・建設部門 <p><input type="radio"/> 国土交通省登録技術者資格【登録資格の対象業務で管理技術者の位置づけがある場合に設定】</p> <p><input type="radio"/> ORCCM、土木学会認定土木技術者(特別上級、上級、1級)</p>
業務経験	<p>業務実績【○】</p> <p>同種又は類似業務の実績等を以下の項目で評価する。</p> <p><input type="radio"/> 同種業務の実績を有する者。</p> <p><input type="radio"/> 類似業務の実績を有する者。</p> <p>※上記期間に長期休業を取得した場合は、休業期間に応じて評価対象期間を1年単位で延長するための申請を行うことができる。</p>
専門技術力	<p>業務成績【○】</p> <p>令和3年度以降令和6年度末までに完了した業務(設計共同体としての業務を含む。)について、担当した国交省等発注業務(建築関係建設コンサルタント業務、補償関係コンサルタント業務及び港湾空港関係を除く)の平均技術者評定点が60点未満である場合は選定しない。</p> <p>※他の評価項目において、長期休業に伴う技術者実績等の評価期間の延長の申請が行われている場合は、その内容に基づいて評価対象期間を1年単位で延長する。</p> <p>※業務説明書(共通事項)より</p> <p>平均業務評定点は職務上従事した立場が、管理(主任)技術者、担当技術者又は照査技術者である業務を対象に算出する。</p>
業務実施体制	<p>業務実施体制の妥当性【◎】</p> <p>以下のいずれかの項目に該当する場合には選定しない。</p> <p><input type="radio"/> 主たる部分を再委託する場合。</p> <p><input type="radio"/> 業務の分担構成が、以下の1)から3)などで不明確又は不自然な場合。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 分担業務の記載が無い 2) 業務内容と無関係な分担業務

- 3)分担業務の内容に対して過大又は過小な人員を配置
- 管理(担当)技術者について複数名記載した場合。
 - 担当技術者について8名を超えて記載した場合。(設計共同体の場合でも全体で8名までの記載とする。構成員毎に8名ではない。)
 - 設計共同体による場合に、業務の分担構成が細分化され過ぎている場合、一分担業務を複数の構成員が実施することとしている場合。

【拡大型】※以下の要件を満たす全ての者を選定する。

評価項目
評価の着目点
判断基準
参加表明者の経験及び能力
資格要件
技術部門登録 【◎】
【測量の場合】
測量業者登録がある機関。
業務経験
業務実績 【◎】
平成27年度以降公示日までに完了した業務実績を有すること。
○業務実績がある。
管理(主任)技術者の経験及び能力
資格要件
技術者資格 【◎】
【土木関係建設コンサルタント業務の場合】
技術者資格を以下の項目で評価する。
○技術士
·総合技術監理部門(建設部門関連科目)
·建設部門
○博士(工学)又はそれと同等の学位
○国土交通省登録技術者資格【登録資格の対象業務で管理技術者の位置づけがある場合に設定】
ORCCM、土木学会認定土木技術者(特別上級、上級、1級)
【地質調査業務の場合】
技術者資格を以下の項目で評価する。
○技術士
·総合技術監理部門(建設部門:選択科目を「土質及び基礎」、又は「応用理学-地質」)
·建設部門(選択科目を「土質及び基礎」)
·応用理学部門(選択科目を「地質」)
○博士(理学)、博士(学術)又はそれと同等の学位
○国土交通省登録技術者資格【登録資格の対象業務で主任技術者の位置づけがある場合に設定】
ORCCM(専門技術部門を「地質」又は「土質及び基礎」)
○土木学会認定土木技術者(特別上級、上級、1級:資格分野を「地盤・基礎」)
【測量の場合】
技術者資格を以下の項目で評価する。
○測量士
業務経験
業務実績 【◎】
【土木関係建設コンサルタント業務、地質調査業務の場合】
同種又は類似業務の実績等を以下の項目で評価する。
○同種業務の実績を有する者。
○同種業務に関する業務の成果をマネジメントした実務経験を有する者。
○類似業務の実績を有する者。
○類似業務に関する業務の成果をマネジメントした実務経験を有する者。
○「〇〇」に関する研究実績を有する者。
【技術者資格に博士を設定した場合に記載、「〇〇」には求める研究実績を記載する】

3 土木関係建設コンサルタント業務等における審査評価
3-3 プロポーザル方式における具体的な審査・評価について

	<p>【測量の場合】 同種又は類似業務の実績等を以下の項目で評価する。 <input type="radio"/>○同種業務の実績を有する者。 <input type="radio"/>○類似業務の実績を有する者。 ※上記期間に長期休業を取得した場合は、休業期間に応じて評価対象期間を1年単位で延長するための申請を行うことができる。</p>
専任性	<p>手持ち業務量 【◎】 手持ち業務量が、業務説明書(共通事項)による契約金額以上又は契約件数以上となる者は選定しない。</p> <p>※業務説明書(共通事項)に以下のとおり記載。</p> <p>手持ち業務量の制限は、管理(主任)技術者又は担当技術者となっている「国・特殊法人・地方公共団体等」から受注した契約金額500万円以上の業務(本業務を含まず、特定後未契約のもの及び落札決定通知を受けているが未契約のものを含む。)を対象とし、その契約額の合計が5億円未満かつ契約件数の合計が10件未満であることを標準とする。</p> <p>担当技術者を兼任する場合は、手持ち業務量に当該業務を含めるものとする。</p> <p>手持ち業務のうち、国土交通省所管に係る建設コンサルタント業務等において、調査基準価格を下回る金額で落札した業務がある場合には、手持ち業務量の契約金額の合計を2.5億円に、契約件数の合計を5件に読み替えるものとする。</p> <p>複数年契約の業務及び設計共同体として受注した業務の場合の契約金額については以下のとおり業務金額を算出するものとする。</p> <ul style="list-style-type: none">・複数年契約の業務の場合は、契約金額を履行期間の総月数で除し当該年度の履行月数を乗じた金額とする。・設計共同体として受注した業務の契約金額は、総契約金額に出資比率を乗じた金額(分担した業務の金額)とする。
照査技術者の経験及び能力	<p>資格要件</p> <p>技術者資格 【○】</p> <p>【土木関係建設コンサルタント業務の場合】 技術者資格を以下の項目で評価する。 <input type="radio"/>○技術士<ul style="list-style-type: none">・総合技術監理部門(建設部門関連科目)・建設部門<input type="radio"/>○国土交通省登録技術者資格【登録資格の対象業務で管理技術者の位置づけがある場合に設定】 <input type="radio"/>○RCCM、土木学会認定土木技術者(特別上級、上級、1級)</p>
業務経験	<p>業務実績 【○】</p> <p>同種又は類似業務の実績等を以下の項目で評価する。</p> <p><input type="radio"/>○同種業務の実績を有する者。 <input type="radio"/>○類似業務の実績を有する者。</p> <p>※上記期間に長期休業を取得した場合は、休業期間に応じて評価対象期間を1年単位で延長するための申請を行うことができる。</p>
業務実施体制	<p>業務実施体制の妥当性 【◎】</p> <p>以下のいずれかの項目に該当する場合には選定しない。</p> <p><input type="radio"/>○主たる部分を再委託する場合。 <input type="radio"/>○業務の分担構成が、以下の1)から3)などで不明確又は不自然な場合。<ul style="list-style-type: none">1)分担業務の記載が無い2)業務内容と無関係な分担業務3)分担業務の内容に対して過大又は過小な人員を配置<input type="radio"/>○管理(担当)技術者について複数名記載した場合。 <input type="radio"/>○担当技術者について8名を超えて記載した場合。(設計共同体の場合でも全体で8名までの記載とする。 構成員毎に8名ではない。) <input type="radio"/>○設計共同体による場合に、業務の分担構成が細分化され過ぎている場合、一の分担業務を複数の構成員が実施することとしている場合。</p>

【拡大型・実施要件緩和(試行)】※以下の要件を満たす全ての者を選定する。

評価項目	
評価の着目点	
判断基準	
参加表明者の経験及び能力	
資格要件	<p>技術部門登録 【◎】</p> <p>【測量の場合】 測量業者登録がある機関。</p>
業務経験	<p>技術的経験 【◎】</p> <p>平成 27 年度以降公示日までに完了した技術的経験を評価する。 ○特定テーマの技術提案を裏付ける技術的経験がある。</p>
管理(主任)技術者の経験及び能力	
資格要件	<p>技術者資格 【◎】</p> <p>【土木関係建設コンサルタント業務の場合】 技術者資格を以下の項目で評価する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○技術士 <ul style="list-style-type: none"> ・総合技術監理部門(建設部門関連科目) ・建設部門 ○博士(工学)又はそれと同等の学位 ○国土交通省登録技術者資格【登録資格の対象業務で管理技術者の位置づけがある場合に設定】 ORCCM、土木学会認定土木技術者(特別上級、上級、1級) <p>【地質調査業務の場合】 技術者資格を以下の項目で評価する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○技術士 <ul style="list-style-type: none"> ・総合技術監理部門(建設部門:選択科目を「土質及び基礎」、又は「応用理学－地質」) ・建設部門(選択科目を「土質及び基礎」) ・応用理学部門(選択科目を「地質」) ○博士(理学)、博士(学術)又はそれと同等の学位 ○国土交通省登録技術者資格【登録資格の対象業務で主任技術者の位置づけがある場合に設定】 ORCCM(専門技術部門を「地質」又は「土質及び基礎」) ○土木学会認定土木技術者(特別上級、上級、1級:資格分野を「地盤・基礎」) <p>【測量の場合】 技術者資格を以下の項目で評価する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○測量士
業務経験	<p>技術的経験 【◎】</p> <p>【土木関係建設コンサルタント業務、地質調査業務、測量の場合】 平成 27 年度以降公示日までに完了した同種又は類似業務の実績等を以下の項目で評価する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○特定テーマの技術提案を裏付ける技術的経験がある。 ○上記以外
専任性	
手持ち業務量 【◎】	<p>手持ち業務量が、業務説明書(共通事項)による契約金額以上又は契約件数以上となる者は選定しない。</p> <p>※業務説明書(共通事項)に以下のとおり記載。</p> <p>手持ち業務量の制限は、管理(主任)技術者又は担当技術者となっている「国・特殊法人・地方公共団体等」から受注した契約金額500万円以上の業務(本業務を含まず、特定後未契約のもの及び落札決定通知を受けているが未契約のものを含む。)を対象とし、その契約額の合計が 5 億円未満かつ契約件数の</p>

3 土木関係建設コンサルタント業務等における審査評価
3-3 プロポーザル方式における具体的な審査・評価について

	<p>合計が10件未満であることを標準とする。</p> <p>担当技術者を兼任する場合は、手持ち業務量に当該業務を含めるものとする。</p> <p>手持ち業務のうち、国土交通省所管に係る建設コンサルタント業務等において、調査基準価格を下回る金額で落札した業務がある場合には、手持ち業務量の契約金額の合計を2.5億円に、契約件数の合計を5件に読み替えるものとする。</p> <p>複数年契約の業務及び設計共同体として受注した業務の場合の契約金額については以下のとおり業務金額を算出するものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・複数年契約の業務の場合は、契約金額を履行期間の総月数で除し当該年度の履行月数を乗じた金額とする。 ・設計共同体として受注した業務の契約金額は、総契約金額に出資比率を乗じた金額(分担した業務の金額)とする。
照査技術者の経験及び能力	
	<p>資格要件</p> <p>技術者資格 【○】</p> <p>【土木関係建設コンサルタント業務の場合】</p> <p>技術者資格を以下の項目で評価する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○技術士 <ul style="list-style-type: none"> ・総合技術監理部門(建設部門関連科目) ・建設部門 ○国土交通省登録技術者資格【登録資格の対象業務で管理技術者の位置づけがある場合に設定】 ORCCM、土木学会認定土木技術者(特別上級、上級、1級)
	<p>業務経験</p> <p>技術的経験 【○】</p> <p>平成27年度以降公示日までに完了した同種又は類似業務の実績等を以下の項目で評価する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○特定テーマの技術提案を裏付ける技術的経験がある。 ○上記以外
業務実施体制	
	<p>業務実施体制の妥当性 【○】</p> <p>以下のいずれかの項目に該当する場合には選定しない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○主たる部分を再委託する場合。 ○業務の分担構成が、以下の1)から3)などで不明確又は不自然な場合。 <ol style="list-style-type: none"> 1)分担業務の記載が無い 2)業務内容と無関係な分担業務 3)分担業務の内容に対して過大又は過小な人員を配置 ○管理(担当)技術者について複数名記載した場合。 ○担当技術者について8名を超えて記載した場合。(設計共同体の場合でも全体で8名までの記載とする。構成員毎に8名ではない。) ○設計共同体による場合に、業務の分担構成が細分化され過ぎている場合、一の分担業務を複数の構成員が実施することとしている場合。

(3)技術提案書を特定するための基準(「拡大型」も含む)

■評価項目について

- 評価項目は原則「必須」項目のみとする。
 - 但し、「個々の業務内容を勘案」し「選択」項目等も設定可能。
- ※表中の「評価の着目点、判断基準」の欄が「◎」は必須項目、「○」は選択項目。

■評価ウェイト

- 満点は200.5点とする。
- 選択項目を追加する場合は、評価項目の重みと満点を変えないように設定する。

評価項目
評価の着目点
判断基準
管理(主任)技術者の経験及び能力
資格要件
技術者資格 【◎】 【土木関係建設コンサルタント業務の場合】 技術者資格を以下の項目で評価する。 <ul style="list-style-type: none">○技術士<ul style="list-style-type: none">・総合技術監理部門(建設部門関連科目)・建設部門○博士(工学)又はそれと同等の学位○国土交通省登録技術者資格【登録資格の対象業務で管理技術者の位置づけがある場合に設定】 ORCCM、土木学会認定土木技術者(特別上級、上級、1級) 【地質調査業務の場合】 技術者資格を以下の項目で評価する。 <ul style="list-style-type: none">○技術士<ul style="list-style-type: none">・総合技術監理部門(建設部門:選択科目を「土質及び基礎」、又は「応用理学－地質」)・建設部門(選択科目を「土質及び基礎」)・応用理学部門(選択科目を「地質」)○博士(理学)、博士(学術)又はそれと同等の学位○国土交通省登録技術者資格【登録資格の対象業務で主任技術者の位置づけがある場合に設定】 ORCCM(専門技術部門を「地質」又は「土質及び基礎」) ○土木学会認定土木技術者(特別上級、上級、1級:資格分野を「地盤・基礎」) 【測量の場合】 技術者資格を以下の項目で評価する。 <ul style="list-style-type: none">○測量士
継続教育取組実績
CPDの取得状況 【◎】 【土木関係建設コンサルタント業務、地質調査業務の場合】 CPDの取得状況について以下の項目で評価する。 建設系CPD協議会の構成団体が発行する継続教育(CPD)の登録証明書等が有り、かつ建設系CPD協議会の各構成団体が推奨する単位を満たしている者。 【測量の場合】 CPDの取得状況について以下の項目で評価する。 建設系CPD協議会若しくは測量系CPD協議会の構成団体が発行する継続教育(CPD)の登録証明書等が有り、かつ建設系CPD協議会若しくは測量系CPD協議会の各構成団体が推奨する単位を満たしている者。

業務経験	<p>業務実績 【◎】</p> <p>【土木関係建設コンサルタント業務、地質調査業務の場合】</p> <p>同種又は類似業務の実績等を以下の項目で評価する。</p> <ul style="list-style-type: none">○同種業務の実績を有する者。○同種業務に関する業務の成果をマネジメントした実務経験を有する者。○類似業務の実績を有する者。○類似業務に関する業務の成果をマネジメントした実務経験を有する者。○「〇〇」に関する研究実績を有する者。 <p>【技術者資格に博士を設定した場合に記載、「〇〇」には求める研究実績を記載する】</p> <p>【測量の場合】</p> <p>同種又は類似業務の実績等を以下の項目で評価する。</p> <ul style="list-style-type: none">○同種業務の実績を有する者。○類似業務の実績を有する者。 <p>※上記期間に長期休業を取得した場合は、休業期間に応じて評価対象期間を1年単位で延長するための申請を行うことができる。</p>
	<p>専門技術力</p> <p>業務成績 【◎】</p> <p>令和3年度以降令和6年度末までに完了した業務(設計共同体としての業務を含む。)について、担当した国交省等発注業務(建築関係建設コンサルタント業務、補償関係コンサルタント業務及び港湾空港関係を除く)の平均技術者評定点を以下の順位で評価する。この場合、平均技術者評定点はテクリスに登録されている業務成績評定による。</p> <p>①80点以上、②79点以上80点未満、③78点以上79点未満、④77点以上78点未満 ⑤76点以上77点未満、⑥60点以上76点未満、⑦60点未満</p> <p>評価対象の優先順位は以下のとおりとし、優先順位の高い実績がある者が、優先順位の低い実績で参加しようとした場合は加点しない。</p> <p>また、複数の実績で参加しようとした場合についても加点しない。</p> <p>【土木関係建設コンサルタント業務、地質調査業務の場合】</p> <p>1)国交省等発注の実績 2)マネジメントした実務経験</p> <p>なお、上記2)の実績により評価を行う場合は③と評価し加点するが、1)又は2)の実績がない場合は加点しない。</p> <p>【測量の場合】</p> <p>1)国交省等発注の実績</p> <p>なお、上記の実績がない場合は加点しない。</p> <p>※上記期間に長期休業を取得した場合は、休業期間に応じて評価対象期間を1年単位で延長するための申請を行うことができる。</p> <p>※業務説明書(共通事項)より</p> <p>平均業務評定点は職務上従事した立場が、管理(主任)技術者又は担当技術者である業務を対象に算出する。</p> <p>令和5年度に完了した業務について、担当した国交省等発注業務(建築関係建設コンサルタント業務、補償関係コンサルタント業務及び港湾空港関係を除く)の技術者評定点に60点未満がある場合は評価点を減ずる。</p> <p>なお、職務上従事した立場は、管理(主任)技術者又は担当技術者とする。</p> <p>※他の評価項目において、長期休業に伴う技術者実績等の評価期間の延長の申請が行われている場合は、その内容に基づいて評価対象期間を1年単位で延長する。</p>
専門技術力	

<p>優良表彰 【◎】</p> <p>国土交通省及び内閣府沖縄総合事務局開発建設部の発注業務(農業、漁港、港湾空港関係を除く)で、令和3年度以降令和6年度末までに完了した業務のうち、優秀技術者表彰又は優良業務表彰等の実績がある者を以下の順位で評価する。</p> <p>但し、照査技術者として従事した業務は除く。</p> <p>なお、評価対象業務の業種区分は2.(1)(1)(当該業務の業種区分)に限る。</p> <ul style="list-style-type: none"> ①・国交省等発注業務で、優秀技術者表彰又は優良業務表彰を局長より受けた経験がある者。 <ul style="list-style-type: none"> ・海外インフラプロジェクト優秀技術者 国土交通大臣賞を受けた経験がある者。 ②・国交省等発注業務で、優秀技術者表彰又は優良業務表彰を部長又は事務所長より受けた経験がある者。 <ul style="list-style-type: none"> ・海外インフラプロジェクト優秀技術者 国土交通大臣奨励賞を受けた絏験がある者。 ・事業促進PPP業務を管理技術者又は主任技術者の立場で従事した絏験がある者。ただし、当該実績の業務成績(技術者成績ではない)が業務成績の評価区分で①から③に該当するものであること。 ③・関東地方整備局発注業務(港湾空港関係を除く)で、若手・女性技術者奨励賞を事務所長等より受けた絏験がある者。 ※業務説明書(個別)2.(1)(1)には「土木関係建設コンサルタント業務」、「地質調査業務」、「測量」等のうち当該業務の業種区分が記載される。なお、表彰以外は含まれない。
<p>担当技術者の経験及び能力</p> <p>資格要件</p> <p>技術者資格 【○】</p> <p>【登録資格の対象業務で担当技術者の位置づけがある場合】</p> <p>技術者資格を以下の項目で評価する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○国土交通省登録技術者資格(以下の施設分野及び業務に該当する資格) <ul style="list-style-type: none"> 担当1:(施設分野:橋梁(鋼橋)、業務:点検) 担当2:(施設分野:橋梁(コンクリート橋)、業務:点検) 担当3:(施設分野:トンネル、業務:点検) <p>なお、当該資格を保有していることを証明する書類(資格者証の写し等)を添付すること。</p> <p>上記の担当1から担当3については、技術者を各1名ずつ配置すること。(同一技術者による重複配置は認めない。) 評価にあたっては、担当1から担当3の評価の平均をもって評価する。</p> <p>※上記は、「施設分野:橋梁(鋼橋)、業務:点検」、「施設分野:橋梁(コンクリート)、業務:点検」、「施設分野:トンネル、業務:点検」を設定した場合の記載。</p>
<p>照査技術者の経験及び能力</p> <p>資格要件</p> <p>技術者資格 【○】</p> <p>技術者資格を以下の項目で評価する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○技術士 <ul style="list-style-type: none"> ・総合技術監理部門(建設部門関連科目) ・建設部門 ○国土交通省登録技術者資格【登録資格の対象業務で管理技術者の位置づけがある場合に設定】 ORCCM、土木学会認定土木技術者(特別上級、上級、1級)
<p>継続教育取組実績</p> <p>CPDの取得状況 【○】</p> <p>CPDの取得状況について以下の項目で評価する。</p> <p>建設系CPD協議会の構成団体が発行する継続教育(CPD)の登録証明書等が有り、かつ建設系CPD協議会の各構成団体が推奨する単位を満たしている者。</p>
<p>業務経験</p> <p>業務実績 【○】</p> <p>同種又は類似業務の実績等を以下の項目で評価する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○同種業務の実績を有する者。 ○類似業務の実績を有する者。 <p>※上記期間に長期休業を取得した場合は、休業期間に応じて評価対象期間を1年単位で延長するための申請を行うことができる。</p>

専門技術力																																																																							
業務成績 【○】																																																																							
<p>令和3年度以降令和6年度末までに完了した業務(設計共同体としての業務を含む。)について、担当した国交省等発注業務(建築関係建設コンサルタント業務、補償関係コンサルタント業務及び港湾空港関係を除く)の平均業務評定点を以下の順位で評価する。この場合、平均業務評定点はテクリスに登録されている業務成績評定による。</p> <p>評価対象の優先順位は以下のとおりとする。</p> <p>1)国交省等発注の実績 なお、上記の実績がない場合は加点しない。</p> <p>※上記期間に長期休業を取得した場合は、休業期間に応じて評価対象期間を1年単位で延長するための申請を行うことができる。</p> <p>※業務説明書(共通事項)より 平均業務評定点は職務上従事した立場が、管理(主任)技術者、担当技術者又は照査技術者である業務を対象に算出する。</p>																																																																							
実施方針・実施フロー・工程計画・その他																																																																							
<table border="1"> <tr> <td>【◎】</td><td>業務理解度</td></tr> <tr> <td></td><td>目的、条件、内容の理解度が高い場合に優位に評価する。</td></tr> <tr> <td>【◎】</td><td>実施手順</td></tr> <tr> <td></td><td>業務実施手順を示す実施フローの妥当性が高い場合に優位に評価する。</td></tr> <tr> <td>【◎】</td><td>工程計画</td></tr> <tr> <td></td><td>業務量の把握状況を示す工程計画の妥当性が高い場合に優位に評価する。</td></tr> <tr> <td>【◎】</td><td>その他</td></tr> <tr> <td></td><td>「有益な代替案の提案」、「重要事項の指摘」がある場合に優位に評価する。</td></tr> <tr> <td>【◎】</td><td>なお、業務の目的の理解がされておらず、実施フローや工程計画の妥当性が著しく劣る場合は、特定しない。 また、参考見積の対象外の技術提案については、評価対象外とする。</td></tr> </table>		【◎】	業務理解度		目的、条件、内容の理解度が高い場合に優位に評価する。	【◎】	実施手順		業務実施手順を示す実施フローの妥当性が高い場合に優位に評価する。	【◎】	工程計画		業務量の把握状況を示す工程計画の妥当性が高い場合に優位に評価する。	【◎】	その他		「有益な代替案の提案」、「重要事項の指摘」がある場合に優位に評価する。	【◎】	なお、業務の目的の理解がされておらず、実施フローや工程計画の妥当性が著しく劣る場合は、特定しない。 また、参考見積の対象外の技術提案については、評価対象外とする。																																																				
【◎】	業務理解度																																																																						
	目的、条件、内容の理解度が高い場合に優位に評価する。																																																																						
【◎】	実施手順																																																																						
	業務実施手順を示す実施フローの妥当性が高い場合に優位に評価する。																																																																						
【◎】	工程計画																																																																						
	業務量の把握状況を示す工程計画の妥当性が高い場合に優位に評価する。																																																																						
【◎】	その他																																																																						
	「有益な代替案の提案」、「重要事項の指摘」がある場合に優位に評価する。																																																																						
【◎】	なお、業務の目的の理解がされておらず、実施フローや工程計画の妥当性が著しく劣る場合は、特定しない。 また、参考見積の対象外の技術提案については、評価対象外とする。																																																																						
特定テーマに関する技術提案																																																																							
<table border="1"> <tr> <td>全体</td><td>特定テーマ間の整合性</td></tr> <tr> <td></td><td>複数の特定テーマ間の整合性が高い場合は優位に評価し、矛盾がある等整合性が著しく悪い場合は特定しない。</td></tr> <tr> <td colspan="2">特定テーマ1</td></tr> <tr> <td colspan="2"> <table border="1"> <tr> <td>的確性</td><td></td></tr> <tr> <td>【◎】</td><td>地形、環境、地域特性などの与条件との整合性が高い場合に優位に評価する。</td></tr> <tr> <td>【◎】</td><td>着眼点、問題点、解決方法等が適かつ論理的に整理されており、本業務を遂行するにあって有効性が高い場合に優位に評価する。</td></tr> <tr> <td>【○】</td><td>事業の重要度を考慮した提案となっている場合に優位に評価する。</td></tr> <tr> <td>【○】</td><td>事業の難易度に相応しい提案となっている場合に優位に評価する。</td></tr> <tr> <td>【◎】</td><td>業務の的確性に著しく欠ける場合は特定しない。 また、参考見積の対象外の技術提案については、加点しない。</td></tr> </table> </td></tr> <table border="1"> <tr> <td colspan="2">専門技術力</td></tr> <tr> <td colspan="2">業務成績 【○】</td></tr> <tr> <td colspan="2"> <p>令和3年度以降令和6年度末までに完了した業務(設計共同体としての業務を含む。)について、担当した国交省等発注業務(建築関係建設コンサルタント業務、補償関係コンサルタント業務及び港湾空港関係を除く)の平均業務評定点を以下の順位で評価する。この場合、平均業務評定点はテクリスに登録されている業務成績評定による。</p> <p>評価対象の優先順位は以下のとおりとする。</p> <p>1)国交省等発注の実績 なお、上記の実績がない場合は加点しない。</p> <p>※上記期間に長期休業を取得した場合は、休業期間に応じて評価対象期間を1年単位で延長するための申請を行うことができる。</p> <p>※業務説明書(共通事項)より 平均業務評定点は職務上従事した立場が、管理(主任)技術者、担当技術者又は照査技術者である業務を対象に算出する。</p> </td></tr> <tr> <td colspan="2">実施方針・実施フロー・工程計画・その他</td></tr> <tr> <td colspan="2"> <table border="1"> <tr> <td>【◎】</td><td>業務理解度</td></tr> <tr> <td></td><td>目的、条件、内容の理解度が高い場合に優位に評価する。</td></tr> <tr> <td>【◎】</td><td>実施手順</td></tr> <tr> <td></td><td>業務実施手順を示す実施フローの妥当性が高い場合に優位に評価する。</td></tr> <tr> <td>【◎】</td><td>工程計画</td></tr> <tr> <td></td><td>業務量の把握状況を示す工程計画の妥当性が高い場合に優位に評価する。</td></tr> <tr> <td>【◎】</td><td>その他</td></tr> <tr> <td></td><td>「有益な代替案の提案」、「重要事項の指摘」がある場合に優位に評価する。</td></tr> <tr> <td>【◎】</td><td>なお、業務の目的の理解がされておらず、実施フローや工程計画の妥当性が著しく劣る場合は、特定しない。 また、参考見積の対象外の技術提案については、評価対象外とする。</td></tr> </table> </td></tr> <tr> <td colspan="2">特定テーマに関する技術提案</td></tr> <tr> <td> <table border="1"> <tr> <td>全体</td><td>特定テーマ間の整合性</td></tr> <tr> <td></td><td>複数の特定テーマ間の整合性が高い場合は優位に評価し、矛盾がある等整合性が著しく悪い場合は特定しない。</td></tr> <tr> <td colspan="2">特定テーマ1</td></tr> <tr> <td colspan="2"> <table border="1"> <tr> <td>的確性</td><td></td></tr> <tr> <td>【◎】</td><td>地形、環境、地域特性などの与条件との整合性が高い場合に優位に評価する。</td></tr> <tr> <td>【◎】</td><td>着眼点、問題点、解決方法等が適かつ論理的に整理されており、本業務を遂行するにあって有効性が高い場合に優位に評価する。</td></tr> <tr> <td>【○】</td><td>事業の重要度を考慮した提案となっている場合に優位に評価する。</td></tr> <tr> <td>【○】</td><td>事業の難易度に相応しい提案となっている場合に優位に評価する。</td></tr> <tr> <td>【◎】</td><td>業務の的確性に著しく欠ける場合は特定しない。 また、参考見積の対象外の技術提案については、加点しない。</td></tr> </table> </td></tr> </table> </td></tr></table></table>	全体	特定テーマ間の整合性		複数の特定テーマ間の整合性が高い場合は優位に評価し、矛盾がある等整合性が著しく悪い場合は特定しない。	特定テーマ1		<table border="1"> <tr> <td>的確性</td><td></td></tr> <tr> <td>【◎】</td><td>地形、環境、地域特性などの与条件との整合性が高い場合に優位に評価する。</td></tr> <tr> <td>【◎】</td><td>着眼点、問題点、解決方法等が適かつ論理的に整理されており、本業務を遂行するにあって有効性が高い場合に優位に評価する。</td></tr> <tr> <td>【○】</td><td>事業の重要度を考慮した提案となっている場合に優位に評価する。</td></tr> <tr> <td>【○】</td><td>事業の難易度に相応しい提案となっている場合に優位に評価する。</td></tr> <tr> <td>【◎】</td><td>業務の的確性に著しく欠ける場合は特定しない。 また、参考見積の対象外の技術提案については、加点しない。</td></tr> </table>		的確性		【◎】	地形、環境、地域特性などの与条件との整合性が高い場合に優位に評価する。	【◎】	着眼点、問題点、解決方法等が適かつ論理的に整理されており、本業務を遂行するにあって有効性が高い場合に優位に評価する。	【○】	事業の重要度を考慮した提案となっている場合に優位に評価する。	【○】	事業の難易度に相応しい提案となっている場合に優位に評価する。	【◎】	業務の的確性に著しく欠ける場合は特定しない。 また、参考見積の対象外の技術提案については、加点しない。	専門技術力		業務成績 【○】		<p>令和3年度以降令和6年度末までに完了した業務(設計共同体としての業務を含む。)について、担当した国交省等発注業務(建築関係建設コンサルタント業務、補償関係コンサルタント業務及び港湾空港関係を除く)の平均業務評定点を以下の順位で評価する。この場合、平均業務評定点はテクリスに登録されている業務成績評定による。</p> <p>評価対象の優先順位は以下のとおりとする。</p> <p>1)国交省等発注の実績 なお、上記の実績がない場合は加点しない。</p> <p>※上記期間に長期休業を取得した場合は、休業期間に応じて評価対象期間を1年単位で延長するための申請を行うことができる。</p> <p>※業務説明書(共通事項)より 平均業務評定点は職務上従事した立場が、管理(主任)技術者、担当技術者又は照査技術者である業務を対象に算出する。</p>		実施方針・実施フロー・工程計画・その他		<table border="1"> <tr> <td>【◎】</td><td>業務理解度</td></tr> <tr> <td></td><td>目的、条件、内容の理解度が高い場合に優位に評価する。</td></tr> <tr> <td>【◎】</td><td>実施手順</td></tr> <tr> <td></td><td>業務実施手順を示す実施フローの妥当性が高い場合に優位に評価する。</td></tr> <tr> <td>【◎】</td><td>工程計画</td></tr> <tr> <td></td><td>業務量の把握状況を示す工程計画の妥当性が高い場合に優位に評価する。</td></tr> <tr> <td>【◎】</td><td>その他</td></tr> <tr> <td></td><td>「有益な代替案の提案」、「重要事項の指摘」がある場合に優位に評価する。</td></tr> <tr> <td>【◎】</td><td>なお、業務の目的の理解がされておらず、実施フローや工程計画の妥当性が著しく劣る場合は、特定しない。 また、参考見積の対象外の技術提案については、評価対象外とする。</td></tr> </table>		【◎】	業務理解度		目的、条件、内容の理解度が高い場合に優位に評価する。	【◎】	実施手順		業務実施手順を示す実施フローの妥当性が高い場合に優位に評価する。	【◎】	工程計画		業務量の把握状況を示す工程計画の妥当性が高い場合に優位に評価する。	【◎】	その他		「有益な代替案の提案」、「重要事項の指摘」がある場合に優位に評価する。	【◎】	なお、業務の目的の理解がされておらず、実施フローや工程計画の妥当性が著しく劣る場合は、特定しない。 また、参考見積の対象外の技術提案については、評価対象外とする。	特定テーマに関する技術提案		<table border="1"> <tr> <td>全体</td><td>特定テーマ間の整合性</td></tr> <tr> <td></td><td>複数の特定テーマ間の整合性が高い場合は優位に評価し、矛盾がある等整合性が著しく悪い場合は特定しない。</td></tr> <tr> <td colspan="2">特定テーマ1</td></tr> <tr> <td colspan="2"> <table border="1"> <tr> <td>的確性</td><td></td></tr> <tr> <td>【◎】</td><td>地形、環境、地域特性などの与条件との整合性が高い場合に優位に評価する。</td></tr> <tr> <td>【◎】</td><td>着眼点、問題点、解決方法等が適かつ論理的に整理されており、本業務を遂行するにあって有効性が高い場合に優位に評価する。</td></tr> <tr> <td>【○】</td><td>事業の重要度を考慮した提案となっている場合に優位に評価する。</td></tr> <tr> <td>【○】</td><td>事業の難易度に相応しい提案となっている場合に優位に評価する。</td></tr> <tr> <td>【◎】</td><td>業務の的確性に著しく欠ける場合は特定しない。 また、参考見積の対象外の技術提案については、加点しない。</td></tr> </table> </td></tr> </table>	全体	特定テーマ間の整合性		複数の特定テーマ間の整合性が高い場合は優位に評価し、矛盾がある等整合性が著しく悪い場合は特定しない。	特定テーマ1		<table border="1"> <tr> <td>的確性</td><td></td></tr> <tr> <td>【◎】</td><td>地形、環境、地域特性などの与条件との整合性が高い場合に優位に評価する。</td></tr> <tr> <td>【◎】</td><td>着眼点、問題点、解決方法等が適かつ論理的に整理されており、本業務を遂行するにあって有効性が高い場合に優位に評価する。</td></tr> <tr> <td>【○】</td><td>事業の重要度を考慮した提案となっている場合に優位に評価する。</td></tr> <tr> <td>【○】</td><td>事業の難易度に相応しい提案となっている場合に優位に評価する。</td></tr> <tr> <td>【◎】</td><td>業務の的確性に著しく欠ける場合は特定しない。 また、参考見積の対象外の技術提案については、加点しない。</td></tr> </table>		的確性		【◎】	地形、環境、地域特性などの与条件との整合性が高い場合に優位に評価する。	【◎】	着眼点、問題点、解決方法等が適かつ論理的に整理されており、本業務を遂行するにあって有効性が高い場合に優位に評価する。	【○】	事業の重要度を考慮した提案となっている場合に優位に評価する。	【○】	事業の難易度に相応しい提案となっている場合に優位に評価する。	【◎】	業務の的確性に著しく欠ける場合は特定しない。 また、参考見積の対象外の技術提案については、加点しない。
全体	特定テーマ間の整合性																																																																						
	複数の特定テーマ間の整合性が高い場合は優位に評価し、矛盾がある等整合性が著しく悪い場合は特定しない。																																																																						
特定テーマ1																																																																							
<table border="1"> <tr> <td>的確性</td><td></td></tr> <tr> <td>【◎】</td><td>地形、環境、地域特性などの与条件との整合性が高い場合に優位に評価する。</td></tr> <tr> <td>【◎】</td><td>着眼点、問題点、解決方法等が適かつ論理的に整理されており、本業務を遂行するにあって有効性が高い場合に優位に評価する。</td></tr> <tr> <td>【○】</td><td>事業の重要度を考慮した提案となっている場合に優位に評価する。</td></tr> <tr> <td>【○】</td><td>事業の難易度に相応しい提案となっている場合に優位に評価する。</td></tr> <tr> <td>【◎】</td><td>業務の的確性に著しく欠ける場合は特定しない。 また、参考見積の対象外の技術提案については、加点しない。</td></tr> </table>		的確性		【◎】	地形、環境、地域特性などの与条件との整合性が高い場合に優位に評価する。	【◎】	着眼点、問題点、解決方法等が適かつ論理的に整理されており、本業務を遂行するにあって有効性が高い場合に優位に評価する。	【○】	事業の重要度を考慮した提案となっている場合に優位に評価する。	【○】	事業の難易度に相応しい提案となっている場合に優位に評価する。	【◎】	業務の的確性に著しく欠ける場合は特定しない。 また、参考見積の対象外の技術提案については、加点しない。																																																										
的確性																																																																							
【◎】	地形、環境、地域特性などの与条件との整合性が高い場合に優位に評価する。																																																																						
【◎】	着眼点、問題点、解決方法等が適かつ論理的に整理されており、本業務を遂行するにあって有効性が高い場合に優位に評価する。																																																																						
【○】	事業の重要度を考慮した提案となっている場合に優位に評価する。																																																																						
【○】	事業の難易度に相応しい提案となっている場合に優位に評価する。																																																																						
【◎】	業務の的確性に著しく欠ける場合は特定しない。 また、参考見積の対象外の技術提案については、加点しない。																																																																						
専門技術力																																																																							
業務成績 【○】																																																																							
<p>令和3年度以降令和6年度末までに完了した業務(設計共同体としての業務を含む。)について、担当した国交省等発注業務(建築関係建設コンサルタント業務、補償関係コンサルタント業務及び港湾空港関係を除く)の平均業務評定点を以下の順位で評価する。この場合、平均業務評定点はテクリスに登録されている業務成績評定による。</p> <p>評価対象の優先順位は以下のとおりとする。</p> <p>1)国交省等発注の実績 なお、上記の実績がない場合は加点しない。</p> <p>※上記期間に長期休業を取得した場合は、休業期間に応じて評価対象期間を1年単位で延長するための申請を行うことができる。</p> <p>※業務説明書(共通事項)より 平均業務評定点は職務上従事した立場が、管理(主任)技術者、担当技術者又は照査技術者である業務を対象に算出する。</p>																																																																							
実施方針・実施フロー・工程計画・その他																																																																							
<table border="1"> <tr> <td>【◎】</td><td>業務理解度</td></tr> <tr> <td></td><td>目的、条件、内容の理解度が高い場合に優位に評価する。</td></tr> <tr> <td>【◎】</td><td>実施手順</td></tr> <tr> <td></td><td>業務実施手順を示す実施フローの妥当性が高い場合に優位に評価する。</td></tr> <tr> <td>【◎】</td><td>工程計画</td></tr> <tr> <td></td><td>業務量の把握状況を示す工程計画の妥当性が高い場合に優位に評価する。</td></tr> <tr> <td>【◎】</td><td>その他</td></tr> <tr> <td></td><td>「有益な代替案の提案」、「重要事項の指摘」がある場合に優位に評価する。</td></tr> <tr> <td>【◎】</td><td>なお、業務の目的の理解がされておらず、実施フローや工程計画の妥当性が著しく劣る場合は、特定しない。 また、参考見積の対象外の技術提案については、評価対象外とする。</td></tr> </table>		【◎】	業務理解度		目的、条件、内容の理解度が高い場合に優位に評価する。	【◎】	実施手順		業務実施手順を示す実施フローの妥当性が高い場合に優位に評価する。	【◎】	工程計画		業務量の把握状況を示す工程計画の妥当性が高い場合に優位に評価する。	【◎】	その他		「有益な代替案の提案」、「重要事項の指摘」がある場合に優位に評価する。	【◎】	なお、業務の目的の理解がされておらず、実施フローや工程計画の妥当性が著しく劣る場合は、特定しない。 また、参考見積の対象外の技術提案については、評価対象外とする。																																																				
【◎】	業務理解度																																																																						
	目的、条件、内容の理解度が高い場合に優位に評価する。																																																																						
【◎】	実施手順																																																																						
	業務実施手順を示す実施フローの妥当性が高い場合に優位に評価する。																																																																						
【◎】	工程計画																																																																						
	業務量の把握状況を示す工程計画の妥当性が高い場合に優位に評価する。																																																																						
【◎】	その他																																																																						
	「有益な代替案の提案」、「重要事項の指摘」がある場合に優位に評価する。																																																																						
【◎】	なお、業務の目的の理解がされておらず、実施フローや工程計画の妥当性が著しく劣る場合は、特定しない。 また、参考見積の対象外の技術提案については、評価対象外とする。																																																																						
特定テーマに関する技術提案																																																																							
<table border="1"> <tr> <td>全体</td><td>特定テーマ間の整合性</td></tr> <tr> <td></td><td>複数の特定テーマ間の整合性が高い場合は優位に評価し、矛盾がある等整合性が著しく悪い場合は特定しない。</td></tr> <tr> <td colspan="2">特定テーマ1</td></tr> <tr> <td colspan="2"> <table border="1"> <tr> <td>的確性</td><td></td></tr> <tr> <td>【◎】</td><td>地形、環境、地域特性などの与条件との整合性が高い場合に優位に評価する。</td></tr> <tr> <td>【◎】</td><td>着眼点、問題点、解決方法等が適かつ論理的に整理されており、本業務を遂行するにあって有効性が高い場合に優位に評価する。</td></tr> <tr> <td>【○】</td><td>事業の重要度を考慮した提案となっている場合に優位に評価する。</td></tr> <tr> <td>【○】</td><td>事業の難易度に相応しい提案となっている場合に優位に評価する。</td></tr> <tr> <td>【◎】</td><td>業務の的確性に著しく欠ける場合は特定しない。 また、参考見積の対象外の技術提案については、加点しない。</td></tr> </table> </td></tr> </table>	全体	特定テーマ間の整合性		複数の特定テーマ間の整合性が高い場合は優位に評価し、矛盾がある等整合性が著しく悪い場合は特定しない。	特定テーマ1		<table border="1"> <tr> <td>的確性</td><td></td></tr> <tr> <td>【◎】</td><td>地形、環境、地域特性などの与条件との整合性が高い場合に優位に評価する。</td></tr> <tr> <td>【◎】</td><td>着眼点、問題点、解決方法等が適かつ論理的に整理されており、本業務を遂行するにあって有効性が高い場合に優位に評価する。</td></tr> <tr> <td>【○】</td><td>事業の重要度を考慮した提案となっている場合に優位に評価する。</td></tr> <tr> <td>【○】</td><td>事業の難易度に相応しい提案となっている場合に優位に評価する。</td></tr> <tr> <td>【◎】</td><td>業務の的確性に著しく欠ける場合は特定しない。 また、参考見積の対象外の技術提案については、加点しない。</td></tr> </table>		的確性		【◎】	地形、環境、地域特性などの与条件との整合性が高い場合に優位に評価する。	【◎】	着眼点、問題点、解決方法等が適かつ論理的に整理されており、本業務を遂行するにあって有効性が高い場合に優位に評価する。	【○】	事業の重要度を考慮した提案となっている場合に優位に評価する。	【○】	事業の難易度に相応しい提案となっている場合に優位に評価する。	【◎】	業務の的確性に著しく欠ける場合は特定しない。 また、参考見積の対象外の技術提案については、加点しない。																																																			
全体	特定テーマ間の整合性																																																																						
	複数の特定テーマ間の整合性が高い場合は優位に評価し、矛盾がある等整合性が著しく悪い場合は特定しない。																																																																						
特定テーマ1																																																																							
<table border="1"> <tr> <td>的確性</td><td></td></tr> <tr> <td>【◎】</td><td>地形、環境、地域特性などの与条件との整合性が高い場合に優位に評価する。</td></tr> <tr> <td>【◎】</td><td>着眼点、問題点、解決方法等が適かつ論理的に整理されており、本業務を遂行するにあって有効性が高い場合に優位に評価する。</td></tr> <tr> <td>【○】</td><td>事業の重要度を考慮した提案となっている場合に優位に評価する。</td></tr> <tr> <td>【○】</td><td>事業の難易度に相応しい提案となっている場合に優位に評価する。</td></tr> <tr> <td>【◎】</td><td>業務の的確性に著しく欠ける場合は特定しない。 また、参考見積の対象外の技術提案については、加点しない。</td></tr> </table>		的確性		【◎】	地形、環境、地域特性などの与条件との整合性が高い場合に優位に評価する。	【◎】	着眼点、問題点、解決方法等が適かつ論理的に整理されており、本業務を遂行するにあって有効性が高い場合に優位に評価する。	【○】	事業の重要度を考慮した提案となっている場合に優位に評価する。	【○】	事業の難易度に相応しい提案となっている場合に優位に評価する。	【◎】	業務の的確性に著しく欠ける場合は特定しない。 また、参考見積の対象外の技術提案については、加点しない。																																																										
的確性																																																																							
【◎】	地形、環境、地域特性などの与条件との整合性が高い場合に優位に評価する。																																																																						
【◎】	着眼点、問題点、解決方法等が適かつ論理的に整理されており、本業務を遂行するにあって有効性が高い場合に優位に評価する。																																																																						
【○】	事業の重要度を考慮した提案となっている場合に優位に評価する。																																																																						
【○】	事業の難易度に相応しい提案となっている場合に優位に評価する。																																																																						
【◎】	業務の的確性に著しく欠ける場合は特定しない。 また、参考見積の対象外の技術提案については、加点しない。																																																																						

3 土木関係建設コンサルタント業務等における審査評価
3-3 プロポーザル方式における具体的な審査・評価について

実現性	
【◎】	提案内容に説得力がある場合に優位に評価する。
【◎】	提案内容を裏付ける類似実績が明示されている場合に優位に評価する。
【○】	利用しようとする技術基準、資料が適切な場合に優位に評価する。
【○】	提案内容によって想定される事業費が適切な場合に優位に評価する。
【◎】	業務の実現性に著しく欠ける場合は特定しない。 また、参考見積の対象外の技術提案については、加点しない。
独創性	
【○】	工学的知見に基づく前例のない提案がある場合に優位に評価する。
【○】	周辺分野、異分野技術を援用した、高度の検討・解析手法の提案がある場合に優位に評価する。
【○】	複数の既存技術を統合化する提案がある場合に優位に評価する。
【○】	新工法採用の提案がある場合に優位に評価する。
参考見積	
参考見積りの妥当性【◎】	
<ul style="list-style-type: none"> ・提示した業務規模と大きくかけ離れているか、又は提案内容に対して見積りが不適切な場合には特定しない。 ・なお、積算の参考とするため、特定者には再度見積りを依頼する場合がある。 	
ワーク・ライフ・バランス等推進企業の評価【◎】	
評価基準を満たすワーク・ライフ・バランス等推進企業の認定を受けている者を評価する。	

【拡大型・実施要件緩和(試行)】

評価項目	
評価の着目点	
判断基準	
管理(主任)技術者の経験及び能力	
資格要件	<p>技術者資格 【◎】</p> <p>【土木関係建設コンサルタント業務の場合】</p> <p>技術者資格を以下の項目で評価する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○技術士 <ul style="list-style-type: none"> ・総合技術監理部門(建設部門関連科目) ・建設部門 ○博士(工学)又はそれと同等の学位 ○国土交通省登録技術者資格【登録資格の対象業務で管理技術者の位置づけがある場合に設定】 ○ORCCM、土木学会認定土木技術者(特別上級、上級、1級) <p>【地質調査業務の場合】</p> <p>技術者資格を以下の項目で評価する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○技術士 <ul style="list-style-type: none"> ・総合技術監理部門(建設部門:選択科目を「土質及び基礎」、又は「応用理学－地質」) ・建設部門(選択科目を「土質及び基礎」) ・応用理学部門(選択科目を「地質」) ○博士(理学)、博士(学術)又はそれと同等の学位 ○国土交通省登録技術者資格【登録資格の対象業務で主任技術者の位置づけがある場合に設定】 ○ORCCM(専門技術部門を「地質」又は「土質及び基礎」) ○土木学会認定土木技術者(特別上級、上級、1級:資格分野を「地盤・基礎」) <p>【測量の場合】</p> <p>技術者資格を以下の項目で評価する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○測量士
業務経験	<p>技術的経験 【◎】</p> <p>平成27年度以降公示日までに完了した同種又は類似業務の実績等を以下の項目で評価する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○特定テーマの技術提案を裏付ける技術的経験がある。 ○上記以外
専門技術力	<p>業務成績 【◎】</p> <p>令和3年度以降令和6年度末までに完了した業務(設計共同体としての業務を含む。)について、担当した関東地方整備局発注業務(建築関係建設コンサルタント業務、補償関係コンサルタント業務及び港湾空港関係を除く)の平均技術者評定点を以下の順位で評価する。この場合、平均技術者評定点はテクリスに登録されている業務成績評定による。</p> <p>評価対象の優先順位は以下のとおりとし、優先順位の高い実績がある者が、優先順位の低い実績で参加しようとした場合は加点しない。</p> <p>また、複数の実績で参加しようとした場合についても加点しない。</p> <p>【土木関係建設コンサルタント業務、地質調査業務の場合】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1)関東地方整備局発注の実績 2)業務成績評価における全国評価の試行 3)マネジメントした実務経験 <p>なお、上記3)の実績により評価を行う場合は③と評価し加点するが、1)から3)の実績がない場合は加点しない。</p>

<p>【測量の場合】</p> <p>1)関東地方整備局発注の実績 2)業務成績評価における全国評価の試行</p> <p>なお、上記1)、2)の実績がない場合は加点しない。</p> <p>※上記期間に長期休業を取得した場合は、休業期間に応じて評価対象期間を1年単位で延長するための申請を行うことができる。</p> <p>※業務説明書(共通事項)より</p> <p>平均業務技術者評定点は職務上従事した立場が、管理(主任)技術者又は担当技術者である業務を対象に算出する。</p> <p>令和6年度に完了した業務について、担当した関東地方整備局発注業務(建築関係建設コンサルタント業務、補償関係コンサルタント業務及び港湾空港関係を除く)の技術者評定点に60点未満がある場合は評価点を減ずる。</p> <p>なお、職務上従事した立場は、管理(主任)技術者又は担当技術者とする。</p> <p>※他の評価項目において、長期休業に伴う技術者実績等の評価期間の延長の申請が行われている場合は、その内容に基づいて評価対象期間を1年単位で延長する。</p>
<p>照査技術者の経験及び能力</p> <p>資格要件</p> <p>技術者資格 【○】</p> <p>技術者資格を以下の項目で評価する。</p> <p>○技術士</p> <p>·総合技術監理部門(建設部門関連科目)</p> <p>·建設部門</p> <p>○国土交通省登録技術者資格【登録資格の対象業務で管理技術者の位置づけがある場合に設定】</p> <p>ORCCM、土木学会認定土木技術者(特別上級、上級、1級)</p>
<p>業務経験</p> <p>技術的経験 【○】</p> <p>平成27年度以降公示日までに完了した同種又は類似業務の実績等を以下の項目で評価する。</p> <p>○特定テーマの技術提案を裏付ける技術的経験がある。</p> <p>○上記以外</p>
<p>専門技術力</p> <p>業務成績 【○】</p> <p>令和3年度以降令和6年度末までに完了した業務(設計共同体としての業務を含む。)について、担当した関東地方整備局発注業務(建築関係建設コンサルタント業務、補償関係コンサルタント業務及び港湾空港関係を除く)の平均技術者評定点を以下の順位で評価する。この場合、平均技術者評定点はテクリスに登録されている業務成績評定による。</p> <p>評価対象の優先順位は以下のとおりとし、優先順位の高い実績がある者が、優先順位の低い実績で参加しようとした場合は加点しない。</p> <p>また、複数の実績で参加しようとした場合についても加点しない。</p> <p>1)関東地方整備局発注の実績 2)業務成績評価における全国評価の試行</p> <p>なお、上記1)、2)の実績がない場合は加点しない。</p> <p>※上記期間に長期休業を取得した場合は、休業期間に応じて評価対象期間を1年単位で延長するための申請を行うことができる。</p> <p>※業務説明書(共通事項)より</p> <p>平均業務技術者評定点は職務上従事した立場が、管理(主任)技術者、担当技術者又は照査技術者である業務を対象に算出する。</p>

実施方針・実施フロー・工程計画・その他																											
【◎】	業務理解度 目的、条件、内容の理解度が高い場合に優位に評価する。																										
【◎】	実施手順 業務実施手順を示す実施フローの妥当性が高い場合に優位に評価する。																										
【◎】	工程計画 業務量の把握状況を示す工程計画の妥当性が高い場合に優位に評価する。																										
【◎】	その他 「有益な代替案の提案」、「重要事項の指摘」がある場合に優位に評価する。																										
【◎】	なお、業務の目的の理解がされておらず、実施フローや工程計画の妥当性が著しく劣る場合は、特定しない。 また、参考見積の対象外の技術提案については、評価対象外とする。																										
特定テーマに関する技術提案																											
全体	特定テーマ間の整合性 複数の特定テーマ間の整合性が高い場合は優位に評価し、矛盾がある等整合性が著しく悪い場合は特定しない。																										
特定テーマ1	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">的確性</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>【◎】</td><td>地形、環境、地域特性などの与条件との整合性が高い場合に優位に評価する。</td></tr> <tr> <td>【◎】</td><td>着眼点、問題点、解決方法等が適切かつ論理的に整理されており、本業務を遂行するにあたって有効性が高い場合に優位に評価する。</td></tr> <tr> <td>【○】</td><td>事業の重要度を考慮した提案となっている場合に優位に評価する。</td></tr> <tr> <td>【○】</td><td>事業の難易度に相応しい提案となっている場合に優位に評価する。</td></tr> <tr> <td>【◎】</td><td>業務の的確性に著しく欠ける場合は特定しない。 また、参考見積の対象外の技術提案については、加点しない。</td></tr> <tr> <th colspan="2">実現性</th></tr> <tr> <td>【◎】</td><td>提案内容に説得力がある場合に優位に評価する。</td></tr> <tr> <td>【◎】</td><td>提案内容の実現性を裏付ける技術的経験が明示されている場合に優位に評価する。</td></tr> <tr> <td>【◎】</td><td>業務の実現性に著しく欠ける場合は特定しない。 また、参考見積の対象外の技術提案については、加点しない。</td></tr> <tr> <th colspan="2">参考見積</th></tr> <tr> <td>参考見積りの妥当性【◎】</td><td> <ul style="list-style-type: none"> ・提示した業務規模と大きくかけ離れているか、又は提案内容に対して見積りが不適切な場合には特定しない。 ・なお、積算の参考とするため、特定者には再度見積りを依頼する場合がある。 </td></tr> <tr> <td>ワーク・ライフ・バランス等推進企業の評価【◎】</td><td>評価基準を満たすワーク・ライフ・バランス等推進企業の認定を受けている者を評価する。</td></tr> </tbody> </table>	的確性		【◎】	地形、環境、地域特性などの与条件との整合性が高い場合に優位に評価する。	【◎】	着眼点、問題点、解決方法等が適切かつ論理的に整理されており、本業務を遂行するにあたって有効性が高い場合に優位に評価する。	【○】	事業の重要度を考慮した提案となっている場合に優位に評価する。	【○】	事業の難易度に相応しい提案となっている場合に優位に評価する。	【◎】	業務の的確性に著しく欠ける場合は特定しない。 また、参考見積の対象外の技術提案については、加点しない。	実現性		【◎】	提案内容に説得力がある場合に優位に評価する。	【◎】	提案内容の実現性を裏付ける技術的経験が明示されている場合に優位に評価する。	【◎】	業務の実現性に著しく欠ける場合は特定しない。 また、参考見積の対象外の技術提案については、加点しない。	参考見積		参考見積りの妥当性【◎】	<ul style="list-style-type: none"> ・提示した業務規模と大きくかけ離れているか、又は提案内容に対して見積りが不適切な場合には特定しない。 ・なお、積算の参考とするため、特定者には再度見積りを依頼する場合がある。 	ワーク・ライフ・バランス等推進企業の評価【◎】	評価基準を満たすワーク・ライフ・バランス等推進企業の認定を受けている者を評価する。
的確性																											
【◎】	地形、環境、地域特性などの与条件との整合性が高い場合に優位に評価する。																										
【◎】	着眼点、問題点、解決方法等が適切かつ論理的に整理されており、本業務を遂行するにあたって有効性が高い場合に優位に評価する。																										
【○】	事業の重要度を考慮した提案となっている場合に優位に評価する。																										
【○】	事業の難易度に相応しい提案となっている場合に優位に評価する。																										
【◎】	業務の的確性に著しく欠ける場合は特定しない。 また、参考見積の対象外の技術提案については、加点しない。																										
実現性																											
【◎】	提案内容に説得力がある場合に優位に評価する。																										
【◎】	提案内容の実現性を裏付ける技術的経験が明示されている場合に優位に評価する。																										
【◎】	業務の実現性に著しく欠ける場合は特定しない。 また、参考見積の対象外の技術提案については、加点しない。																										
参考見積																											
参考見積りの妥当性【◎】	<ul style="list-style-type: none"> ・提示した業務規模と大きくかけ離れているか、又は提案内容に対して見積りが不適切な場合には特定しない。 ・なお、積算の参考とするため、特定者には再度見積りを依頼する場合がある。 																										
ワーク・ライフ・バランス等推進企業の評価【◎】	評価基準を満たすワーク・ライフ・バランス等推進企業の認定を受けている者を評価する。																										

3-4 【指名競争】総合評価落札方式における具体的な審査・評価について

(1) 入札説明書において明示すべき事項

1. 手続開始の公示日
2. 契約担当官等
3. 業務の概要
 - 1) 業務名
 - 2) 業務の目的
 - 3) 業務内容
 - 4) 主たる部分
 - 5) 再委託
 - 6) 成果品
 - 7) 履行期間
 - 8) 電子入札
 - 9) その他
4. 指名されるために必要な要件
 - 1) 入札参加者に要求される資格
 - 2) 参加表明書に関する要件
 - 3) 入札参加者を指名するための基準
5. 参加表明書の提出等
 - 1) 作成方法
 - 2) 関連資料
 - 3) 提出期限、提出場所及び提出方法
6. 非指名理由について
7. 入札説明書の内容についての質問の受付及び回答
8. 総合評価に関する事項
 - 1) 落札者の決定方法
 - 2) 総合評価の方法
 - 3) 技術点を算出するための基準
 - 4) 評価内容の担保
9. 技術提案書の提出等
 - 1) 作成方法
 - 2) 技術提案書の無効
 - 3) 実施方針・業務フロー・工程計画その他
 - 4) 評価テーマ
 - 5) 提出期限、提出場所及び提出方法
 - 6) 既存資料の閲覧
 - 7) 実施方針及び評価テーマに関するヒアリング
 - 8) 履行確実性に関するヒアリング
10. 入札及び開札の日時及び場所
11. 入札方法等
12. 入札保証金及び契約保証金
13. 開札
14. 入札の無効
15. 適正な調査及び調査内容の実効を担保するための措置

3 土木関係建設コンサルタント業務等における審査・評価
3-4 【指名競争】総合評価落札方式における具体的な審査・評価について

16. 手続きにおける交渉の有無
17. 契約書作成の要否
18. 支払条件
19. 火災保険付保の要否
20. 関連情報を入手するための照会窓口
21. その他の留意事項
22. 苦情申し立てに関する事項

(2)入札参加者を指名するための基準

■評価項目について

- 評価項目は原則「必須」項目のみとする。
- 但し、「個々の業務内容を勘案」し「選択」項目等も設定可能。
※表中の「評価の着目点、判断基準」の欄が「○」は必須項目、「○」は選択項目。
- ※参加表明者の経験及び能力のうち、「新規契約の有無」は【簡易型：実施能力評価
拡大型の場合】必須項目として設定。

■評価ウェイト

- 満点は100点とする。
- 選択項目を追加する場合は、評価項目の重みと満点を変えないように設定する。

【標準型、簡易型】

評価項目
評価の着目点
判断基準
参加表明者の経験及び能力
資格要件
<p>技術部門登録 【○】</p> <p>【土木関係建設コンサルタント業務の場合】 本業務に関する部門(〇〇部門)の建設コンサルタント登録がある機関、公益社団法人、公益財団法人、独立行政法人、学校教育法に基づく大学。</p> <p>【地質調査業務の場合】 本業務に関する部門(〇〇部門)の建設コンサルタント登録がある機関、地質調査業者登録がある機関、公益社団法人、公益財団法人、独立行政法人、学校教育法に基づく大学。</p> <p>【測量の場合】 測量業者登録がある機関。</p>
業務経験
<p>業務実績 【○】</p> <p>平成27年度以降公示日までに完了した同種又は類似業務実績を評価する。</p> <ul style="list-style-type: none">○同種業務実績がある。○類似業務実績がある。

3 土木関係建設コンサルタント業務等における審査・評価

3-4 【指名競争】総合評価落札方式における具体的な審査・評価について

地域性
<p>地理的条件【○】</p> <p>【「地質調査業務」及び「測量」のうち現場作業がある場合】</p> <p>【「土木関係建設コンサルタント業務」のうち現場作業(現地踏査等は除く)がある場合】</p> <p>本店、支店又は営業所の所在地を以下により評価する。</p> <ul style="list-style-type: none">① ○○○に本店がある。② ○○○に支店又は営業所がある。③ 上記以外は指名しない <p>【「地質調査業務」及び「測量」のうち現場作業がない場合】</p> <p>【「土木関係建設コンサルタント業務」のうち現場作業(現地踏査等は除く)がない場合】</p> <p>本店、支店又は営業所の所在地を以下により評価する。</p> <ul style="list-style-type: none">① ○○○地域に本店がある。② ○○○に支店又は営業所がある。③ 上記以外 <p>【業務内容に応じ①以外を指名しないとする場合がある】</p> <p>本店の所在地を以下により評価する。</p> <ul style="list-style-type: none">① ○○○に本店がある。上記以外は指名しない
地域貢献度【○】
<p>国・特殊法人・地方公共団体等発注業務(設計共同体としての業務を含む)において、令和2年度以降参加表明書提出までに、以下の災害活動実績がある者及び参加表明書提出日に以下の災害協定締結のある者を評価する。</p> <p>【災害活動実績】</p> <ul style="list-style-type: none">①発注事務所における災害活動実績がある。②発注事務所管内を含む都県内に所在地がある関東地方整備局の本局・事務所等における災害活動実績がある。③関東地方整備局管内における災害活動実績がある。④関東地方整備局管外における災害活動実績がある。 (関東地整管外における災害活動実績については、関東地方整備局長からの要請を受け災害活動を行った場合に限る)⑤上記以外 <p>②の場合は、③を満たすこと。</p> <p>なお、上記の「事務所等」には、出張所は含まない。また、②及び③の発注機関は国(関東地整以外)の機関、地方公共団体、特殊法人等を含む。</p> <p>【災害協定】</p> <ul style="list-style-type: none">①発注事務所との災害協定締結がある。②発注事務所管内を含む都県内に所在地がある関東地方整備局の事務所等との災害協定締結がある。③上記以外 <p>なお、上記の「事務所等」には、出張所は含まない。また、②の発注機関は国(関東地整以外)の機関、地方公共団体、特殊法人等を含む。</p>

3 土木関係建設コンサルタント業務等における審査・評価
3-4 【指名競争】総合評価落札方式における具体的な審査・評価について

<p>新規契約の有無</p> <p>新規契約の有無【◎】※簡易型:実施能力評価拡大型の場合</p> <p>関東地方整備局発注業務(港湾空港関係を除く)の新規契約の有無を下記により評価する。</p> <p>なお、新規契約の有無の評価対象業務の業種区分は入札説明書(個別)4.(1)1に記載したものに限る。</p> <p>① 当該年度に契約がない ② 当該年度に契約がある</p>
<p>専門技術力</p> <p>業務成績 【◎】</p> <p>令和5年度以降令和6年度末までに完了した業務(設計共同体としての業務を含む。)のうち、国交省等発注業務(港湾空港関係を除く)の平均業務評定点を以下の順位で評価する。</p> <p>①80点以上、②79点以上80点未満、③78点以上79点未満、④77点以上78点未満 ⑤76点以上77点未満、⑥60点以上76点未満、⑦60点未満</p> <p>なお、評価対象業務の業種区分は入札説明書(個別)4.(1)1ア)に記載したものに限る。</p> <p>評価対象の優先順位は以下のとおりとし、優先順位の高い実績がある者が、優先順位の低い実績で参加しようとした場合は加点しない。</p> <p>また、複数の実績で参加しようとした場合についても加点しない。</p> <p>【標準型、標準型:技術者評価重視型の場合】</p> <p>1)国交省等発注業務の実績</p> <p>なお、上記1)の実績がない場合は加点しない。</p> <p>【簡易型の場合】</p> <p>1)国交省等発注業務の実績 2)地方自治体等の受注実績を評価する試行</p> <p>なお、上記2)の実績により評価を行う場合は③として加点するが、1)又は2)の実績がない場合は加点しない。</p> <p>※入札説明書(個別)4.(1)1ア)には「土木関係建設コンサルタント業務」、「地質調査業務」、「測量」等のうち当該業務の業種区分が記載される。</p>
<p>優良表彰 【◎】</p> <p>関東地方整備局発注業務(港湾空港関係を除く)で、令和5年度以降令和6年度末までに完了した業務のうち、優良業務表彰等の表彰を受けた経験がある者を以下の順位で評価する。</p> <p>なお、優良業務表彰における評価対象業務の業種区分は入札説明書(個別)4.(1)1に記載したものに限る。</p> <p>①関東地方整備局発注業務で、優良業務表彰(局長)を受けた経験がある者。 ②関東地方整備局発注業務で、優良業務表彰(部長、事務所長)を受けた経験がある者。 ③インフラ DX 大賞(工事・業務分野における国土交通大臣賞、優秀賞)を受けた経験がある者。 ④関東インフラ DX 大賞(局長)を受けた経験がある者。 ⑤関東インフラ DX 大賞(事務所長)を受けた経験がある者。</p>

3 土木関係建設コンサルタント業務等における審査・評価

3-4 【指名競争】総合評価落札方式における具体的な審査・評価について

	<p>※入札説明書(個別)4.(1)(1)ア)には「土木関係建設コンサルタント業務」、「地質調査業務」、「測量」等のうち当該業務の業種区分が記載される。なお、表彰以外は含まれない。</p>
管理(主任)技術者の経験及び能力	
資格要件	
技術者資格 【◎】	
<p>【土木関係建設コンサルタント業務の場合】</p> <p>技術者資格を以下の項目で評価する。</p> <p>○技術士</p> <ul style="list-style-type: none">・総合技術監理部門(建設部門関連科目)・建設部門 <p>○博士(工学)又はそれと同等の学位</p> <p>○国土交通省登録技術者資格【登録資格の対象業務で管理技術者の位置づけがある場合に設定】</p> <p>○ORCCM、土木学会認定土木技術者(特別上級、上級、1級)</p>	
<p>【地質調査業務の場合】</p> <p>技術者資格を以下の項目で評価する。</p> <p>○技術士</p> <ul style="list-style-type: none">・総合技術監理部門(建設部門:選択科目を「土質及び基礎」、又は「応用理学一地質」)・建設部門(選択科目を「土質及び基礎」)・応用理学部門(選択科目を「地質」) <p>○博士(理学)、博士(学術)又はそれと同等の学位</p> <p>○国土交通省登録技術者資格【登録資格の対象業務で主任技術者の位置づけがある場合に設定】</p> <p>○ORCCM(専門技術部門を「地質」又は「土質及び基礎」)</p> <p>○土木学会認定土木技術者(特別上級、上級、1級:資格分野を「地盤・基礎」)</p>	
<p>【測量の場合】</p> <p>技術者資格を以下の項目で評価する。</p> <p>○測量士</p>	
継続教育取組実績	
CPDの取得状況 【◎】	
<p>【土木関係建設コンサルタント業務、地質調査業務の場合】</p> <p>CPDの取得状況について以下の項目で評価する。</p> <p>建設系CPD協議会の構成団体が発行する継続教育(CPD)の登録証明書等が有り、かつ建設系CPD協議会の各構成団体が推奨する単位を満たしている者。</p>	
<p>【測量の場合】</p> <p>CPDの取得状況について以下の項目で評価する。</p> <p>建設系CPD協議会若しくは測量系CPD協議会の構成団体が発行する継続教育(CPD)の登録証明書等が有り、かつ建設系CPD協議会若しくは測量系CPD協議会の各構成団体 が推奨する単位を満たしている者。</p>	

<p>業務経験</p>
<p>業務実績 【◎】</p>
<p>【土木関係建設コンサルタント業務、地質調査業務の場合】</p> <p>同種又は類似業務の実績等を以下の項目で評価する。</p> <ul style="list-style-type: none">○同種業務の実績を有する者。○同種業務に関する業務の成果をマネジメントした実務経験を有する者。○類似業務の実績を有する者。○類似業務に関する業務の成果をマネジメントした実務経験を有する者。○「〇〇」に関する研究実績を有する者。 <p>【技術者資格に博士を設定した場合に記載、「〇〇」には求める研究実績を記載する】</p>
<p>【測量の場合】</p> <p>同種又は類似業務の実績等を以下の項目で評価する。</p> <ul style="list-style-type: none">○同種業務の実績を有する者。○類似業務の実績を有する者。
<p>※上記期間に長期休業を取得した場合は、休業期間に応じて評価対象期間を1年単位で延長するための申請を行うことができる。</p>
<p>若手技術者 【○】</p>
<p>【若手技術者評価の対象の場合】</p> <p>若手技術者の活用について以下の順位で評価する。</p> <ol style="list-style-type: none">① 管理(主任)技術者に若手技術者(35歳以下)を配置する場合。② 管理(主任)技術者に若手技術者(40歳以下*)を配置する場合。 ※①を除く③ 上記以外 <p>※入札説明書(共通事項)より</p> <p>若手技術者とは本業務の公示日現在の年齢が対象年齢以下のものとする。</p> <p>なお、生年月日を証明する書類(運転免許証、健康保険証もしくは公的機関が発行した年齢が確認できる書類の写し)を参加表明書に添付し提出する必要があり、証明する書類の添付がない場合は加点を行わないものとする。</p>
<p>専門技術力</p>
<p>業務成績 【○】</p>
<p>令和3年度以降令和6年度末までに完了した業務(設計共同体としての業務を含む。)について、担当した国交省等発注業務(建築関係建設コンサルタント業務、補償関係コンサルタント業務及び港湾空港関係を除く)の平均技術者評定点を以下の順位で評価する。この場合、平均技術者評定点はテクリスに登録されている業務成績評定による。</p>

3 土木関係建設コンサルタント業務等における審査・評価

3-4 【指名競争】総合評価落札方式における具体的な審査・評価について

評価対象の優先順位は以下のとおりとし、優先順位の高い実績がある者が、優先順位の低い実績で参加しようとした場合は加点しない。

①80点以上、②79点以上80点未満、③78点以上79点未満、④77点以上78点未満

⑤76点以上77点未満、⑥60点以上76点未満、⑦60点未満

また、複数の実績で参加しようとした場合についても加点しない。

【標準型、標準型：技術者評価重視型の場合】かつ【土木関係建設コンサルタント業務、地質調査業務の場合】

1)国交省等発注の実績

2)マネジメントした実務経験

なお、上記2)の実績により評価を行う場合は③と評価し加点するが、1)又は2)の実績がない場合は加点しない。

【標準型、標準型：技術者評価重視型の場合】かつ【測量の場合】

1)国交省等発注の実績

なお、上記の実績がない場合は加点しない。

【簡易型の場合】かつ【土木関係建設コンサルタント業務、地質調査業務の場合】

1)国交省等発注の実績

2)マネジメントした実務経験 又は 地方自治体等の受注実績を評価する試行

なお、上記2)の実績により評価を行う場合は③と評価し加点するが、1)又は2)の実績がない場合は加点しない。

【簡易型の場合】かつ【測量の場合】

1)国交省等発注の実績

2)地方自治体等の受注実績を評価する試行

なお、上記2)の実績により評価を行う場合は③と評価し加点するが、1)又は2)の実績がない場合は加点しない。

※上記期間に長期休業を取得した場合は、休業期間に応じて評価対象期間を1年単位で延長するための申請を行うことができる。

※入札説明書(共通事項)より

平均業務評定点は職務上従事した立場が、管理(主任)技術者又は担当技術者である業務を対象に算出する。

令和6年度に完了した業務について、担当した関東地方整備局発注業務(建築関係建設コンサルタント業務、補償関係コンサルタント業務及び港湾空港関係を除く)の技術者評定点に60点未満がある場合は評価点を減ずる。

3 土木関係建設コンサルタント業務等における審査・評価

3-4 【指名競争】総合評価落札方式における具体的な審査・評価について

なお、職務上従事した立場は、管理(主任)技術者又は担当技術者とする。

※他の評価項目において、長期休業に伴う技術者実績等の評価期間の延長の申請が行われている場合は、その内容に基づいて評価対象期間を1年単位で延長する。

優良表彰 【◎】

関東地方整備局発注業務(港湾空港関係を除く)で、令和3年度以降令和6年度末までに完了した業務のうち、優秀技術者表彰又は優良業務表彰等の実績がある者を以下の順位で評価する。

但し、照査技術者として従事した業務は除く。

なお、評価対象業務の業種区分は入札説明書 4. (1)(1)ア)(当該業務の業種区分)に限る。

- ①・関東地方整備局発注業務で、優秀技術者表彰又は優良業務表彰を局長より受けた経験がある者。
 - ・海外インフラプロジェクト優秀技術者 国土交通大臣賞を受けた経験がある者。②・関東地方整備局発注業務で、優秀技術者表彰又は優良業務表彰を部長又は事務所長より受けた経験がある者。
 - ・海外インフラプロジェクト優秀技術者 国土交通大臣奨励賞を受けた経験がある者。
- ③・関東地方整備局発注業務で、若手・女性技術者奨励賞を事務所長等より受けた経験がある者。

※入札説明書(個別)4. (1)(1)ア)には「土木関係建設コンサルタント業務」、「地質調査業務」、

「測量」等のうち当該業務の業種区分が記載される。なお、表彰以外は含まれない。

専任性

手持ち業務量 【◎】

手持ち業務量が、入札説明書(共通事項)による契約金額以上又は契約件数以上となる者は選定しない。

※入札説明書(共通事項)に以下のとおり記載。

手持ち業務量の制限は、管理(主任)技術者又は担当技術者となっている「国・特殊法人・地方公共団体等」から受注した契約金額500万円以上の業務(本業務を含まず、特定後未契約のもの及び落札決定通知を受けているが未契約のものを含む。)を対象とし、その契約額の合計が5億円未満かつ契約件数の合計が10件未満であることを標準とする。

担当技術者を兼任する場合は、手持ち業務量に当該業務を含めるものとする。

手持ち業務のうち、国土交通省所管に係る建設コンサルタント業務等において、調査基準価格を下回る金額で落札した業務がある場合には、手持ち業務量の契約金額の合計を2.5億円に、契約件数の合計を5件に読み替えるものとする。

複数年契約の業務及び設計共同体として受注した業務の場合の契約金額については以下のとおり業務金額を算出するものとする。

- ・複数年契約の業務の場合は、契約金額を履行期間の総月数で除し当該年度の履行月数を乗じた金額とする。
- ・設計共同体として受注した業務の契約金額は、総契約金額に出資比率を乗じた金額(分担した業務の金額)とする。

3 土木関係建設コンサルタント業務等における審査・評価
3-4 【指名競争】総合評価落札方式における具体的な審査・評価について

照査技術者の経験及び能力
資格要件
<p>技術者資格 【○】</p> <p>【土木関係建設コンサルタント業務の場合】</p> <p>技術者資格を以下の項目で評価する。</p> <p>○技術士</p> <ul style="list-style-type: none">・総合技術監理部門(建設部門関連科目)・建設部門 <p>○国土交通省登録技術者資格【登録資格の対象業務で管理技術者の位置づけがある場合に設定】</p> <p>ORCCM、土木学会認定土木技術者(特別上級、上級、1級)</p>
業務経験
<p>業務実績 【○】</p> <p>同種又は類似業務の実績等を以下の項目で評価する。</p> <p>○同種業務の実績を有する者。</p> <p>○類似業務の実績を有する者。</p> <p>※上記期間に長期休業を取得した場合は、休業期間に応じて評価対象期間を1年単位で延長するための申請を行うことができる。</p>
専門技術力
<p>業務成績 【○】</p> <p>令和3年度以降令和6年度末までに完了した業務(設計共同体としての業務を含む。)について、担当した国交省等発注業務(建築関係建設コンサルタント業務、補償関係コンサルタント業務及び港湾空港関係を除く)の平均技術者評定点が60点未満である場合は選定しない。</p> <p>※他の評価項目において、長期休業に伴う技術者実績等の評価期間の延長の申請が行われている場合は、その内容に基づいて評価対象期間を1年単位で延長する。</p> <p>※入札説明書(共通事項)より</p> <p>平均業務評定点は職務上従事した立場が、管理(主任)技術者、担当技術者又は照査技術者である業務を対象に算出する。</p>

3 土木関係建設コンサルタント業務等における審査・評価
3-4 【指名競争】総合評価落札方式における具体的な審査・評価について

業務実施体制

業務実施体制の妥当性 【◎】

以下のいずれかの項目に該当する場合には選定しない。

- 主たる部分を再委託する場合。
- 業務の分担構成が、以下の1)から3)などで不明確又は不自然な場合。
 - 1)分担業務の記載が無い
 - 2)業務内容と無関係な分担業務
 - 3)分担業務の内容に対して過大又は過小な人員を配置
- 管理(担当)技術者について複数名記載した場合。
- 担当技術者について8名を超えて記載した場合。(設計共同体の場合でも全体で8名までの記載とする。構成員毎に8名ではない。)
- 設計共同体による場合に、業務の分担構成が細分化され過ぎている場合、一分担業務を複数の構成員が実施することとしている場合。

(3)技術点を算出するための基準

■評価項目について

- 評価項目は原則「必須」項目のみとする。
- 但し、「個々の業務内容を勘案」し「選択」項目等も設定可能。
※表中の「評価の着目点、判断基準」の欄が「◎」は必須項目、「○」は選択項目。

■評価ウェイト

- 満点は211.5点とする。
【標準型、簡易型:実施能力評価型の場合】
- 満点は106.5点とする。【簡易型、簡易型:実施能力評価拡大型の場合】
- 選択項目を追加する場合は、評価項目の重みと満点を変えないように設定する。

①企業の経験及び能力

【簡易型:実施能力評価型】

(2)入札参加者を指名するための基準「参加表明者の経験及び能力」と同じ。

【簡易型:実施能力評価拡大型】

(2)入札参加者を指名するための基準「参加表明者の経験及び能力」から詳細項目「成績・表彰」を除く。

②予定管理技術者の経験及び能力

【標準型、簡易型】(標準型:技術者評価重視型、簡易型:実施能力評価型を含む)

【簡易型:実施能力評価拡大型】

(3)技術点を算出するための基準「予定技術者の経験及び能力」から詳細項目「成績・表彰」を除く。

評価項目
評価の着目点
判断基準
管理(主任)技術者の経験及び能力
資格要件
<p>技術者資格 【◎】</p> <p>【土木関係建設コンサルタント業務の場合】</p> <p>技術者資格を以下の項目で評価する。</p> <ul style="list-style-type: none">○技術士<ul style="list-style-type: none">・総合技術監理部門(建設部門関連科目)・建設部門○博士(工学)又はそれと同等の学位○国土交通省登録技術者資格【登録資格の対象業務で管理技術者の位置づけがある場合に設定】○ORCCM、土木学会認定土木技術者(特別上級、上級、1級)

3 土木関係建設コンサルタント業務等における審査・評価
3-4 【指名競争】総合評価落札方式における具体的な審査・評価について

	<p>【地質調査業務の場合】</p> <p>技術者資格を以下の項目で評価する。</p> <p>○技術士</p> <ul style="list-style-type: none">・総合技術監理部門(建設部門:選択科目を「土質及び基礎」、又は「応用理学一地質」)・建設部門(選択科目を「土質及び基礎」)・応用理学部門(選択科目を「地質」) <p>○博士(理学)、博士(学術)又はそれと同等の学位</p> <p>○国土交通省登録技術者資格【登録資格の対象業務で主任技術者の位置づけがある場合に設定】</p> <p>○ORCCM(専門技術部門を「地質」又は「土質及び基礎」)</p> <p>○土木学会認定土木技術者(特別上級、上級、1級:資格分野を「地盤・基礎」)</p>
	<p>【測量の場合】</p> <p>技術者資格を以下の項目で評価する。</p> <p>○測量士</p>
	<p>継続教育取組実績</p> <p>CPDの取得状況 【◎】</p> <p>【土木関係建設コンサルタント業務、地質調査業務の場合】</p> <p>CPDの取得状況について以下の項目で評価する。</p> <p>建設系CPD協議会の構成団体が発行する継続教育(CPD)の登録証明書等が有り、かつ建設系CPD協議会の各構成団体が推奨する単位を満たしている者。</p> <p>【測量の場合】</p> <p>CPDの取得状況について以下の項目で評価する。</p> <p>建設系CPD協議会若しくは測量系CPD協議会の構成団体が発行する継続教育(CPD)の登録証明書等が有り、かつ建設系CPD協議会若しくは測量系CPD協議会の各構成団体 が推奨する単位を満たしている者。</p>
	<p>業務経験</p> <p>業務実績 【◎】</p> <p>【土木関係建設コンサルタント業務、地質調査業務の場合】</p> <p>同種又は類似業務の実績等を以下の項目で評価する。</p> <p>○同種業務の実績を有する者。</p> <p>○同種業務に関する業務の成果をマネジメントした実務経験を有する者。</p> <p>○類似業務の実績を有する者。</p> <p>○類似業務に関する業務の成果をマネジメントした実務経験を有する者。</p> <p>○「〇〇」に関する研究実績を有する者。</p> <p>【技術者資格に博士を設定した場合に記載、「〇〇」には求める研究実績を記載する】</p>

【測量の場合】

同種又は類似業務の実績等を以下の項目で評価する。

○同種業務の実績を有する者。

○類似業務の実績を有する者。

※上記期間に長期休業を取得した場合は、休業期間に応じて評価対象期間を1年単位で延長するための申請を行うことができる。

若手技術者【○】

【若手技術者評価の対象の場合】

若手技術者の活用について以下の順位で評価する。

- ① 管理(主任)技術者に若手技術者(35歳以下)を配置する場合。
- ② 管理(主任)技術者に若手技術者(40歳以下※)を配置する場合。 ※①を除く
- ③ 上記以外

※入札説明書(共通事項)より

若手技術者とは本業務の公示日現在の年齢が対象年齢以下のものとする。

なお、生年月日を証明する書類(運転免許証、健康保険証もしくは公的機関が発行した年齢が確認できる書類の写し)を参加表明書に添付し提出する必要があり、証明する書類の添付がない場合は加点を行わないものとする。

専門技術力

業務成績【○】※実施能力評価拡大型は評価しない。

令和3年度以降令和6年度末までに完了した業務(設計共同体としての業務を含む。)について、担当した関東地方整備局発注業務(建築関係建設コンサルタント業務、補償関係コンサルタント業務及び港湾空港関係を除く)の平均技術者評定点を以下の順位で評価する。この場合、平均技術者評定点はテクリスに登録されている業務成績評定による。

評価対象の優先順位は以下のとおりとし、優先順位の高い実績がある者が、優先順位の低い実績で参加しようとした場合は加点しない。

①80点以上、②79点以上80点未満、③78点以上79点未満、④77点以上78点未満

⑤76点以上77点未満、⑥60点以上76点未満、⑦60点未満

また、複数の実績で参加しようとした場合についても加点しない。

【標準型、標準型:技術者評価重視型の場合】かつ【土木関係建設コンサルタント業務、地質調査業務の場合】

1)国交省等発注の実績

2)マネジメントした実務経験

3 土木関係建設コンサルタント業務等における審査・評価

3-4 【指名競争】総合評価落札方式における具体的な審査・評価について

なお、上記2)の実績により評価を行う場合は③と評価し加点するが、1)又は2)の実績がない場合は加点しない。

【標準型、標準型：技術者評価重視型の場合】かつ【測量の場合】

1)国交省等発注の実績

なお、上記の実績がない場合は加点しない。

【簡易型の場合】かつ【土木関係建設コンサルタント業務、地質調査業務の場合】

1)関東地方整備局発注の実績

2)マネジメントした実務経験 又は 地方自治体等の受注実績を評価する試行

なお、上記2)の実績により評価を行う場合は③と評価し加点するが、1)又は2)の実績がない場合は加点しない。

【簡易型の場合】かつ【測量の場合】

1)国交省等発注の実績

3)地方自治体等の受注実績を評価する試行

なお、上記2)の実績により評価を行う場合は③と評価し加点するが、1)又は2)の実績がない場合は加点しない。

※上記期間に長期休業を取得した場合は、休業期間に応じて評価対象期間を1年単位で延長するための申請を行うことができる。

※入札説明書(共通事項)より

平均業務評定点は職務上従事した立場が、管理(主任)技術者又は担当技術者である業務を対象に算出する。

令和6年度に完了した業務について、担当した国交省等発注業務(建築関係建設コンサルタント業務、補償関係コンサルタント業務及び港湾空港関係を除く)の業務評定点に60点未満がある場合は評価点を減ずる。

なお、職務上従事した立場は、管理(主任)技術者又は担当技術者とする。

※他の評価項目において、長期休業に伴う技術者実績等の評価期間の延長の申請が行われている場合は、その内容に基づいて評価対象期間を1年単位で延長する。

優良表彰 【◎】 ※実施能力評価拡大型は評価しない。

関東地方整備局発注業務(港湾空港関係を除く)で、令和3年度以降令和6年度末までに完了した業務のうち、優秀技術者表彰又は優良業務表彰等の実績がある者を以下の順位で評価する。

但し、照査技術者として従事した業務は除く。

なお、評価対象業務の業種区分は4.(1)(1)ア)に限る。

①・関東地方整備局発注業務で、優秀技術者表彰又は優良業務表彰を局長より受けた経験がある者。

・海外インフラプロジェクト優秀技術者 国土交通大臣賞を受けた経験がある者。

3 土木関係建設コンサルタント業務等における審査・評価

3-4 【指名競争】総合評価落札方式における具体的な審査・評価について

		<p>②・関東地方整備局発注業務で、優秀技術者表彰又は優良業務表彰の表彰を部長又は事務所長より受けた経験がある者。</p> <p>・海外インフラプロジェクト優秀技術者 国土交通大臣奨励賞を受けた経験がある者。</p> <p>③・関東地方整備局発注業務で、若手・女性技術者奨励賞を事務所長等より受けた経験がある者。</p> <p>※入札説明書(個別)4.(1)(1)ア)には「土木関係建設コンサルタント業務」、「地質調査業務」、「測量」等のうち当該業務の業種区分が記載される。なお、表彰以外は含まれない。</p>
--	--	---

担当技術者の経験及び能力

資格要件

技術者資格 【○】

【登録資格の対象業務で担当技術者の位置づけがある場合】

技術者資格を以下の項目で評価する。"

○国土交通省登録技術者資格(以下の施設分野及び業務に該当する資格)

担当1:(施設分野:橋梁(鋼橋)、業務:点検)

担当2:(施設分野:橋梁(コンクリート橋)、業務:点検)

担当3:(施設分野:トンネル、業務:点検)

なお、当該資格を保有していることを証明する書類(資格者証の写し等)を添付すること。

上記の担当1から担当3については、技術者を各1名ずつ配置すること。(同一技術者による重複配置は認めない。) 評価にあたっては、担当1から担当3の評価の平均をもって評価する。

※上記は、「施設分野:橋梁(鋼橋)、業務:点検」、「施設分野:橋梁(コンクリート)、業務:点検」、「施設分野:トンネル、業務:点検」を設定した場合の記載。

照査技術者の経験及び能力

資格要件

技術者資格 【○】

技術者資格を以下の項目で評価する。

○技術士

・総合技術監理部門(建設部門関連科目)

・建設部門

○国土交通省登録技術者資格【登録資格の対象業務で管理技術者の位置づけがある場合に設定】

ORCCM、土木学会認定土木技術者(特別上級、上級、1級)

継続教育取組実績

CPDの取得状況 【○】

CPDの取得状況について以下の項目で評価する。

建設系CPD協議会の構成団体が発行する継続教育(CPD)の登録証明書等が有り、かつ建設系CPD協

3 土木関係建設コンサルタント業務等における審査・評価
3-4 【指名競争】総合評価落札方式における具体的な審査・評価について

	<p>議会の各構成団体が推奨する単位を満たしている者。</p>
業務経験	<p>業務実績【○】</p> <p>同種又は類似業務の実績等を以下の項目で評価する。</p> <p>○同種業務の実績を有する者。</p> <p>○類似業務の実績を有する者。</p> <p>※上記期間に長期休業を取得した場合は、休業期間に応じて評価対象期間を1年単位で延長するための申請を行うことができる。</p>
専門技術力	<p>業務成績【○】 ※実施能力評価拡大型は評価しない。</p> <p>令和3年度以降令6年度末までに完了した業務(設計共同体としての業務を含む。)について、担当した国交省等発注業務(建築関係建設コンサルタント業務、補償関係コンサルタント業務及び港湾空港関係を除く)の平均技術者評定点を以下の順位で評価する。この場合、平均技術者評定点はテクリスに登録されている業務成績評定による。</p> <p>評価対象の優先順位は以下のとおりとし、優先順位の高い実績がある者が、優先順位の低い実績で参加しようとした場合は加点しない。</p> <p>①80点以上、②79点以上80点未満、③78点以上79点未満、④77点以上78点未満 ⑤76点以上77点未満、⑥60点以上76点未満、⑦60点未満</p> <p>また、複数の実績で参加しようとした場合についても加点しない。</p> <p>【標準型、標準型:技術者評価重視型の場合】</p> <p>1)国交省等発注の実績</p> <p>なお、上記1)の実績がない場合は加点しない。</p> <p>【簡易型の場合】</p> <p>1)国交省等発注の実績</p> <p>2)地方自治体等の受注実績を評価する試行</p> <p>なお、上記2)の実績により評価を行う場合は③と評価し加点するが、1)又は2)の実績がない場合は加点しない。</p> <p>※上記期間に長期休業を取得した場合は、休業期間に応じて評価対象期間を1年単位で延長するための申請を行うことができる。</p> <p>※入札説明書(共通事項)より</p> <p>平均業務評定点は職務上従事した立場が、管理(主任)技術者、担当技術者又は照査技術者である業務を対象に算出する。</p>

③実施方針

【標準型】

評価項目	
評価の着目点	
判断基準	
実施方針・実施フロー・工程計画・その他	
【◎】	業務理解度 目的、条件、内容の理解度が高い場合に優位に評価する。
【◎】	実施手順 業務実施手順を示す実施フローの妥当性が高い場合に優位に評価する。
【◎】	工程計画 業務量の把握状況を示す工程計画の妥当性が高い場合に優位に評価する。
【◎】	その他 「有益な代替案の提案」、「重要事項の指摘」がある場合に優位に評価する。
【◎】	仕様の内容を超えるような記載がある場合は、加点しない。 また、以下の場合は技術提案書を無効とする。 ・業務の目的が理解されておらず、実施フローや工程計画の妥当性が著しく劣る場合。

【標準型：技術者評価重視型、簡易型】

評価項目	
評価の着目点	
判断基準	
実施方針・実施フロー・工程計画・その他	
【◎】	業務理解度(課題、着目理由) 業務を履行するうえでの課題及びその理由が適切であり、業務目的、条件、内容の理解度が高い場合に優位に評価する。 なお、課題については、最も重要なものを1項目記載することとし、2項目以上記載した場合、又は複数の課題を1項目として記載した場合は、加点しない。
【◎】	対応方針 課題、着目理由を踏まえ、適切な対応方針が記載されており、本業務の履行にあたって有効性が高い場合に優位に評価する。
【◎】	実施フロー 業務実施手順を示す実施フローの妥当性が高い場合に優位に評価する。
【◎】	工程計画 業務量の把握状況を示す工程計画の妥当性が高い場合に優位に評価する。

3 土木関係建設コンサルタント業務等における審査・評価
 3-4 【指名競争】総合評価落札方式における具体的な審査・評価について

【◎】	<p>仕様の内容を超えるような記載がある場合は、加点しない。</p> <p>また、以下の場合は技術提案書を無効とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・業務の目的が理解されておらず、実施フローや工程計画の妥当性が著しく劣る場合。 ・3. (4)【技術者評価重視型の場合3. (8)】に示された内容以外の事項を記載した場合 ・様式一8に示された記載様式に適合しない(課題、着目理由、対応方針、実施フロー、工程計画以外の内容を記載した場合を含む。)技術提案書である場合。
-----	--

【簡易型:実施能力評価型】

評価項目	
評価の着目点	
判断基準	
工程計画・その他	
【◎】	<p>工程計画</p> <p>業務量の把握状況を示す工程計画の妥当性を確認する。</p> <p>なお、以下の場合は、技術提案書を評価しない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特記仕様書に記載の項目(各条項)が漏れている場合。 ・各項目の実施時期が不明(未記載含む)な場合。 ・特記仕様書記載の業務の履行期間を超過している場合。
【◎】	<p>「精度管理」、「安全管理」、「成果品の品質を確保するための計画」よりいずれか 1 つ</p> <p>業務の実施能力を確認する。</p>
【◎】	<p>仕様の内容を超えるような記載がある場合は、加点しない。</p> <p>また、以下の場合は技術提案書を無効とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・件名が異なる。 ・必要項目のいずれかもしくは両方の記載が無い。 ・A4判1枚を超える記載である。 ・記載内容が仕様と異なる(他の業務と見受けられる)。 ・明らかな法令違反となる記載である。 ・未提出である。

【簡易型:実施能力評価拡大型】

評価項目	
評価の着目点	
判断基準	
工程計画・技術的課題	
【◎】	工程計画

3 土木関係建設コンサルタント業務等における審査・評価
 3-4 【指名競争】総合評価落札方式における具体的な審査・評価について

	<p>業務量の把握状況を示す工程計画の妥当性を確認する。</p> <p>なお、以下の場合は、技術提案書を評価しない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特記仕様書に記載の項目(各条項)が漏れている場合。 ・各項目の実施時期が不明(未記載含む)な場合。 ・特記仕様書記載の業務の履行期間を超過している場合。
【◎】	<p>技術的課題【成果物の品質を確保するための計画、精度管理、安全管理(公示前に左記から1つを選び記載すること。)】</p> <p>業務の実施能力を確認する。</p>
【○】	<p>仕様の内容を超えるような記載がある場合は、加点しない。</p> <p>また、以下の場合は技術提案書を無効とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・件名が異なる。 ・必要項目のいずれかもしくは両方の記載が無い。 ・A4判1枚を超える記載である。 ・記載内容が仕様と異なる(他の業務と見受けられる)。 ・明らかな法令違反となる記載である。 ・未提出である。

④評価テーマ

【標準型のみ】(「標準型:技術者評価重視型」の場合は評価テーマを求めない。)

評価項目	評価の着目点
	判断基準
特定テーマに関する技術提案	全体
	特定テーマ間の整合性
	複数の特定テーマ間の整合性が高い場合は優位に評価し、矛盾がある等整合性が著しく悪い場合は特定しない。
特定テーマ1	的確性
【◎】	地形、環境、地域特性などの与条件との整合性が高い場合に優位に評価する。
【○】	着眼点、問題点、解決方法等が適切かつ論理的に整理されており、本業務を遂行するにあたって有効性が高い場合に優位に評価する。
【○】	事業の重要度を考慮した提案となっている場合に優位に評価する。

3 土木関係建設コンサルタント業務等における審査・評価
 3-4 【指名競争】総合評価落札方式における具体的な審査・評価について

【○】	事業の難易度に相応しい提案となっている場合に優位に評価する。
	業務の的確性に著しく欠ける場合は特定しない。 なお、仕様の内容を超えるような記載がある場合は加点しない。
実現性	
【○】	提案内容に説得力がある場合に優位に評価する。
【○】	提案内容を裏付ける類似実績が明示されている場合に優位に評価する。
【○】	利用しようとする技術基準、資料が適切な場合に優位に評価する。
【○】	提案内容によって想定される事業費が適切な場合に優位に評価する。
【○】	業務の実現性に著しく欠ける場合は特定しない。 なお、仕様の内容を超えるような記載がある場合は加点しない。

⑤ 貸上げの実施に関する評価

貸上げの実施に関する評価【○】

評価基準を満たす貸上げ表明書を提出した者を評価する。

⑥ ワーク・ライフ・バランス等推進企業の評価

ワーク・ライフ・バランス等推進企業の評価【○】

評価基準を満たすワーク・ライフ・バランス等推進企業の認定を受けている者を評価する。

(4) 履行確実性評価

低入札業務では、業務成績評定が低くなる傾向があり、技術提案された内容が適正に履行されないおそれがあることから、総合評価方式においては、技術提案内容の履行の確実性について、厳格に評価する必要があるため、予定価格が 100 万円を超える業務については、品質を確保するための基準価格を設定し、「履行確実性」の評価を加えて技術評価点を算出する。

■ 品質を確保するための基準価格

品質確保基準価格	予定価格が 100～1000 万円以下の業務
調査基準価格	予定価格が 1000 万円を超える業務

① 調査基準価格の算出

○各業種における調査基準価格は、下表の①～④の合計額に 1.1 を乗じた額とする。

3 土木関係建設コンサルタント業務等における審査・評価
 3-4 【指名競争】総合評価落札方式における具体的な審査・評価について

■R6.8.1 現在

業種区分	①	②	③	④
土木コンサル	直接人件費	直接経費	その他原価 × 0.9	一般管理費等 × 0.50
地質調査	直接調査費	間接調査費 × 0.9	解析等調査 業務費 × 0.8	諸経費 × 0.50
測量	直接測量費	測量調査費	諸経費 × 0.50	
補償コンサル	直接人件費	直接経費	その他原価 × 0.9	一般管理費等 × 0.50
建築コンサル	直接人件費	特別経費	技術料等経費 × 0.6	諸経費 × 0.6

○ただし、調査基準価格には、以下のとおり上限・下限値を設定する。

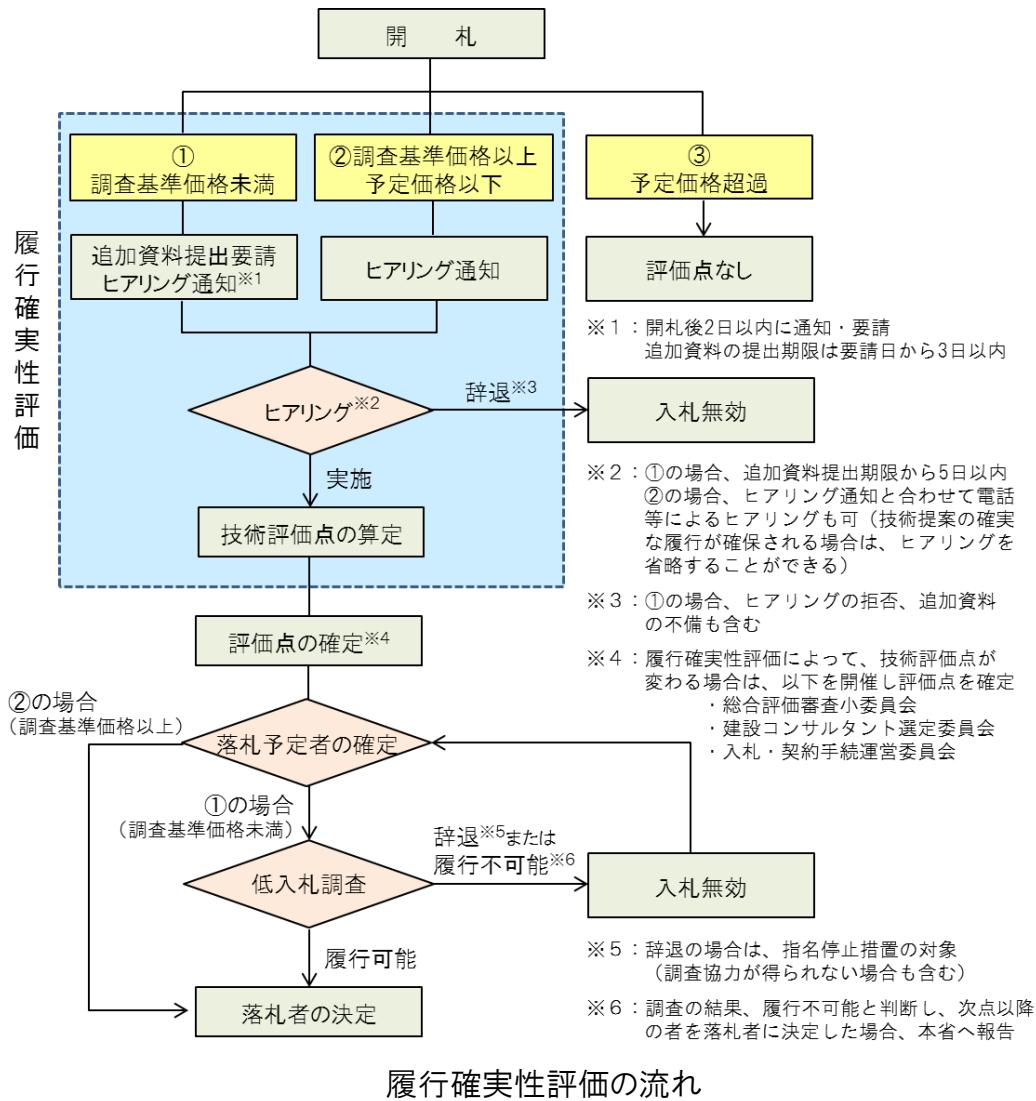
業種区分	上限値	下限値
地質調査	予定価格 × 0.85	予定価格 × 2/3
測量	予定価格 × 0.82	予定価格 × 0.6
地質調査、測量以外	予定価格 × 0.81	予定価格 × 0.6

② 履行確実性評価の流れ

○原則として、予定価格以下で入札したすべての応札者に対して、開札後速やかにヒアリングを実施する。

○調査基準価格未満で入札した応札者に対しては、ヒアリングの他に追加資料の提出を求めることとする。

3 土木関係建設コンサルタント業務等における審査・評価
3-4 【指名競争】総合評価落札方式における具体的な審査・評価について



③追加資料

○入札額が調査基準価格に満たない場合、以下の通り追加資料の提出を求めるものとする。

様式1	当該価格で入札した理由
様式2	入札価格の内訳書、入札価格の内訳書の明細書
様式2-1	一般管理費等内訳書
様式3	当該契約の履行体制
様式4	手持ちの建設コンサルタント業務等の状況
様式4-1	手持ち業務の人工
様式5	配置予定技術者名簿
様式5-1	直接人件費内訳書
様式6	手持ち機械等の状況(測量・地質調査に限る)
様式7	過去において受注・履行した同種・類似業務の名称及び発注者

④審査項目

履行確実性評価は、審査の視点の4項目について実施し、公正、公平な審査を適切に行う。

審査項目(視点)		審査内容
a	業務内容に対応した費用が計上されているか	直接人件費、直接経費、その他原価、一般管理費等が必要額を確保しているか
b	配置予定技術者に適正な報酬が支払われることになっているか	配置予定技術者への適正な報酬の支払いが確保されているか 配置予定技術者の人工が適正であるか
c	品質管理体制が確保されているか	照査予定技術者への適正な報酬の支払いが確保されているか 照査予定技術者の人工は適正であるか
d	再委託先への支払いは適正か	再委託業務内容を再委託先が確認しているか

⑤評価方法

審査項目毎に審査(○×評価)した上で、5段階(A～E)で総合的に評価し、履行確実性に関する度合い(履行確実性度)を技術提案評価点に乘じることにより評価する。

$$\text{「履行確実性度」} = \frac{\text{「○」と審査した項目数}}{4(\text{全項目数})}$$

○と審査した項目数	評価	履行確実性度
4	A	1
3	B	0.75
2	C	0.5
1	D	0.25
0	E	0

⑥技術点の算出

$$\text{技術点} = (\text{配置予定技術者の経験及び能力}) + (\text{履行確実性評価前の技術提案評価点}) \times \alpha \text{ (履行確実性度)}$$

3 土木関係建設コンサルタント業務等における審査・評価
 3-4 【指名競争】総合評価落札方式における具体的な審査・評価について

ただし、「簡易型(実施能力評価型)」の評価にあたっては、以下のとおりとする。

技術点=(企業の経験及び能力の評価点)+(配置予定技術者の経験及び能力の評価点)+(履行確実性評価前の技術提案評価点)× α (履行確実性度) p

※履行確実性度が「0.0」の場合、技術提案評価点の項が「0点」となる。

●総合評価落札方式【標準型】(価格評価点:技術評価点=1:3)

履行確実性 評価前	技術提案評価点以外の 評価点 ※1	技術提案評価点 ※2	
	配置予定技術者の 経験及び能力	実施方針 ※3	評価テーマ ※4
履行確実性 評価後	配置予定技術者の 経験及び能力	実施方針 × α ※6	評価テーマ × α ※6
		技術点 ※7	
価格評価点	技術評価点 ※8		
評価値 ※9			総合評価

●総合評価落札方式【標準型(技術者評価重視型)】(価格評価点:技術評価点=1:3)

●総合評価落札方式【簡易型】(価格評価点:技術評価点=1:1)

履行確実性 評価前	技術提案評価点以外の 評価点 ※1	技術提案評価点 ※2	
	配置予定技術者の 経験及び能力	実施方針 ※3	
履行確実性 評価後	配置予定技術者の 経験及び能力	実施方針 × α ※6	
		技術点 ※7	
価格評価点	技術評価点 ※8		
評価値 ※9			総合評価

●総合評価落札方式【簡易型(実施能力評価型)】(価格評価点:技術評価点=1:1)

履行確実性 評価前	技術提案評価点以外の 評価点 ※1	技術提案評価点 ※2	
	企業の経験及び能力	配置予定技術者の 経験及び能力	実施計画書 ※5
履行確実性 評価後	企業の絏験及び能力	配置予定技術者の 絏験及び能力	実施計画書 × α ※6
		技術点 ※7	
価格評価点	技術評価点 ※8		
評価値 ※9			総合評価

3 土木関係建設コンサルタント業務等における審査・評価

3-4 【指名競争】総合評価落札方式における具体的な審査・評価について

- ※1 技術提案評価点以外の評価点 = 配置予定技術者の経験及び能力に係る評価点
【実施能力評価型のみ】技術提案評価点以外の評価点 = 企業及び配置予定技術者の経験及び能力に係る評価点
- ※2 技術提案評価点 = 実施方針に係る評価点 + 評価テーマに係る評価点
- ※3 【実施方針】「実施方針」、「実施フロー」、「工程表」、「その他」
- ※4 【評価テーマ】評価テーマに関する技術提案
- ※5 【実施計画書】「工程表」と「精度管理」又は「安全管理」又は「品質を確保するための計画」
- ※6 【 α 】履行確実性度
- ※7 技術点=技術提案評価点以外の評価点(※1)+技術提案評価点(※2)×履行確実性度(※6)
- ※8 技術評価点=60×(技術点(※7)/技術点の満点)
- ※9 評価値 = 價格評価点 + 技術評価点(※8)

3-5 【指名競争】総合評価落札方式による落札者の決定

入札価格が予定価格の制限の範囲内にあるもののうち、評価値の最も高いものを落札者とする。評価値の算出方法としては、加算方式を基本とする。ただし、今回定めた加算方式以外の方法を用いる場合は、財務大臣協議を行う必要がある。

また、評価値の算出方法は下記のとおりとする。

①評価値の算出方式

$$\text{評価値} = \text{価格評価点} + \text{技術評価点}$$

②価格評価点の設定の考え方

技術評価点の満点を 60 点とし、価格評価点の配分点を以下の通りとする。

- ・簡易型(1:1)の場合 : 60 点、
- ・標準型(1:3)の場合 : 20 点とする。

各入札者の価格評価点は、以下の計算式により算出する。

$$\text{価格評価点} = [\text{価格評価点の配分点}] \times (1 - \text{入札価格} / \text{予定価格})$$

③技術評価点の算出方式

技術評価点は、下記の計算式により算出する。

$$\text{技術評価点} = 60 \text{ 点} \times \frac{\text{技術点}}{\text{技術点満点}}$$

3-6 價格競争入札方式における具体的な審査・評価について

(1) 入札説明書において明示すべき事項

1. 手続開始の公示日
2. 契約担当官等
3. 業務の概要
 - 1) 業務名
 - 2) 業務の目的
 - 3) 業務内容
 - 4) 主たる部分
 - 5) 再委託の禁止
 - 6) 成果品
 - 7) 履行期間
 - 8) 電子入札
 - 9) その他
4. 指名されるために必要な要件
 - 1) 入札参加者に要求される資格
 - 2) 参加表明書に関する要件
 - 3) 入札参加者を選定するための基準
5. 参加表明書の提出等
 - 1) 作成方法
 - 2) 関連資料
 - 3) 提出期限、提出場所及び提出方法
6. 非指名理由について
7. 入札説明書の内容についての質問の受付及び回答
8. 入札及び開札の日時及び場所
9. 入札方法等
10. 入札保証金及び契約保証金
11. 開札

12. 入札の無効
13. 落札者の決定方法
14. 適正な調査及び調査内容の実効を担保するための措置
15. 手続きにおける交渉の有無
16. 契約書作成の要否
17. 支払条件
18. 火災保険付保の要否
19. 関連情報を入手するための照会窓口
20. その他の留意事項
21. 苦情申し立てに関する事項

(2) 入札参加者を指名するための基準

■評価項目について

- 評価項目は原則「必須」項目のみとする。
 - 但し、「個々の業務内容を勘案」し「選択」項目等も設定可能。
- ※表中の「評価の着目点、判断基準」の欄が「◎」は必須項目、「○」は選択項目。

■評価ウェイト

- 満点は100点とする。
- 選択項目を追加する場合は、評価項目の重みと満点を変えないように設定する。

評価項目
評価の着目点
判断基準
参加表明者の経験及び能力
資格要件
<p>技術部門登録 【◎】</p> <p>【土木関係建設コンサルタント業務の場合】</p> <p>本業務に関する部門(〇〇部門)の建設コンサルタント登録がある機関、公益社団法人、公益財団法人、独立行政法人、学校教育法に基づく大学。</p> <p>【地質調査業務の場合】</p> <p>本業務に関する部門(〇〇部門)の建設コンサルタント登録がある機関、地質調査業者登録がある機関、公益社団法人、公益財団法人、独立行政法人、学校教育法に基づく大学。</p> <p>【測量の場合】</p> <p>測量業者登録がある機関。</p>
業務経験
<p>業務実績 【◎】</p> <p>平成27年度以降公示日までに完了した同種又は類似業務実績を評価する。</p> <ul style="list-style-type: none">○同種業務実績がある。○類似業務実績がある。
地域性
<p>地理的条件 【○】</p> <p>【「地質調査業務」及び「測量」のうち現場作業がある場合】</p> <p>【「土木関係建設コンサルタント業務」のうち現場作業(現地踏査等は除く)がある場合】</p> <p>本店、支店又は営業所の所在地を以下により評価する。</p> <ul style="list-style-type: none">① 〇〇〇に本店がある。② 〇〇〇に支店又は営業所がある。

③ 上記以外は指名しない

【「地質調査業務」及び「測量」のうち現場作業がない場合】

【「土木関係建設コンサルタント業務」のうち現場作業(現地踏査等は除く)がない場合】

本店、支店又は営業所の所在地を以下により評価する。

- ① ○○○に本店がある。
- ② ○○○に支店又は営業所がある。
- ③ 上記以外

【業務内容により①以外を指名しないとする場合】

本店の所在地を以下により評価する。

- ① ○○○に本店がある。
- 上記以外は指名しない

専門技術力

業務成績 【◎】

令和5年度以降令和6年度末までに完了した業務(設計共同体としての業務を含む。)のうち、国交省等発注業務の平均業務評定点を以下の順位で評価する。

- ①80点以上、②79点以上80点未満、③78点以上79点未満、④77点以上78点未満
- ⑤76点以上77点未満、⑥60点以上76点未満、⑦60点未満

なお、評価対象業務の業種区分は4. (1)1)に記載したものに限るものとし、上記の実績がない場合は加点しない。

※入札説明書(個別)4. (1)1)には「土木関係建設コンサルタント業務」、「地質調査業務」、「測量」等のうち当該業務の業種区分が記載される。

優良表彰 【◎】

国土交通省及び内閣府沖縄総合事務局開発建設部の発注業務(農業、漁港、港湾空港関係を除く)で、令和5年度以降令和6年度末までに完了した業務のうち、優良業務表彰等の表彰を受けた経験がある者を以下の順位で評価する。

なお、優良業務表彰における評価対象業務の業種区分は4. (1)1)に記載したものに限る。

- ①関東地方整備局発注業務で、優良業務表彰(局長)を受けた経験がある者。
- ②関東地方整備局発注業務で、優良業務表彰(部長、事務所長)を受けた経験がある者。
- ③インフラDX大賞(工事・業務分野における国土交通大臣賞、優秀賞)を受けた経験がある者。
- ④関東インフラDX大賞(局長)を受けた経験がある者。
- ⑤関東インフラDX大賞(事務所長)を受けた経験がある者。

※入札説明書(個別)4. (1)1)には「土木関係建設コンサルタント業務」、「地質調査業務」、「測量」等のうち当該業務の業種区分が記載される。なお、表彰以外は含まれない。

管理(主任)技術者の経験及び能力
資格要件
<p>技術者資格 【◎】</p> <p>【土木関係建設コンサルタント業務の場合】</p> <p>技術者資格を以下の項目で評価する。</p> <p>○技術士</p> <ul style="list-style-type: none">・総合技術監理部門(建設部門関連科目)・建設部門 <p>○博士(工学)又はそれと同等の学位</p> <p>○国土交通省登録技術者資格【登録資格の対象業務で管理技術者の位置づけがある場合に設定】</p> <p>○ORCCM、土木学会認定土木技術者(特別上級、上級、1級)</p>
<p>【地質調査業務の場合】</p> <p>技術者資格を以下の項目で評価する。</p> <p>○技術士</p> <ul style="list-style-type: none">・総合技術監理部門(建設部門:選択科目を「土質及び基礎」、又は「応用理学一地質」)・建設部門(選択科目を「土質及び基礎」)・応用理学部門(選択科目を「地質」) <p>○博士(理学)、博士(学術)又はそれと同等の学位</p> <p>○国土交通省登録技術者資格【登録資格の対象業務で主任技術者の位置づけがある場合に設定】</p> <p>○ORCCM(専門技術部門を「地質」又は「土質及び基礎」)</p> <p>○土木学会認定土木技術者(特別上級、上級、1級:資格分野を「地盤・基礎」)</p>
<p>【測量の場合】</p> <p>技術者資格を以下の項目で評価する。</p> <p>○測量士</p>
継続教育取組実績
<p>CPDの取得状況 【◎】</p> <p>【土木関係建設コンサルタント業務、地質調査業務の場合】</p> <p>CPDの取得状況について以下の項目で評価する。</p> <p>建設系CPD協議会の構成団体が発行する継続教育(CPD)の登録証明書等が有り、かつ建設系CPD協議会の各構成団体が推奨する単位を満たしている者。</p> <p>【測量の場合】</p> <p>CPDの取得状況について以下の項目で評価する。</p> <p>建設系CPD協議会若しくは測量系CPD協議会の構成団体が発行する継続教育(CPD)の登録証明書等が有り、かつ建設系CPD協議会若しくは測量系CPD協議会の各構成団体が推奨する単位を満たしている者。</p>

業務経験		
業務実績 【◎】		
【土木関係建設コンサルタント業務、地質調査業務の場合】 同種又は類似業務の実績等を以下の項目で評価する。 <input type="radio"/> 同種業務の実績を有する者。 <input type="radio"/> 同種業務に関する業務の成果をマネジメントした実務経験を有する者。 <input type="radio"/> 類似業務の実績を有する者。 <input type="radio"/> 類似業務に関する業務の成果をマネジメントした実務経験を有する者。 <input type="radio"/> 「〇〇」に関する研究実績を有する者。 【技術者資格に博士を設定した場合に記載、「〇〇」には求める研究実績を記載する】		
【測量の場合】 同種又は類似業務の実績等を以下の項目で評価する。 <input type="radio"/> 同種業務の実績を有する者。 <input type="radio"/> 類似業務の実績を有する者。 ※上記期間に長期休業を取得した場合は、休業期間に応じて評価対象期間を1年単位で延長するための申請を行うことができる。		
専門技術力		
業務成績 【◎】 令和3年度以降令和6年度末までに完了した業務(設計共同体としての業務を含む。)について、担当した国交省等発注業務(建築関係建設コンサルタント業務、補償関係コンサルタント業務及び港湾空港関係を除く)の平均技術者評定点を以下の順位で評価する。この場合、平均技術者評定点はテクリスに登録されている業務成績評定による。 ①80点以上、②79点以上80点未満、③78点以上79点未満、④77点以上78点未満 ⑤76点以上77点未満、⑥60点以上76点未満、⑦60点未満 なお、上記の実績がない場合は加点しない。 ※上記期間に長期休業を取得した場合は、休業期間に応じて評価対象期間を1年単位で延長するための申請を行うことができる。 ※入札説明書(共通事項)より 平均業務評定点は職務上従事した立場が、管理(主任)技術者又は担当技術者である業務を対象に算出する。 令和6年度に完了した業務について、担当した国交省等発注業務(建築関係建設コンサルタント業務、補償関係コンサルタント業務及び港湾空港関係を除く)の技術者評定点に60点未満がある場合は評価点を減ずる。 なお、職務上従事した立場は、管理(主任)技術者又は担当技術者とする。		

※他の評価項目において、長期休業に伴う技術者実績等の評価期間の延長の申請が行われている場合は、その内容に基づいて評価対象期間を1年単位で延長する。

優良表彰 【◎】

関東地方整備局発注業務(港湾空港関係を除く)で、令和3年度以降令和6年度末までに完了した業務のうち、優秀技術者表彰又は優良業務表彰等の実績がある者を以下の順位で評価する。

但し、照査技術者として従事した業務は除く。

なお、評価対象業務の業種区分は4.(1)(1)に限る。

○①・関東地方整備局発注業務で、優秀技術者表彰又は優良業務表彰を局長より受けた経験がある者。

・海外インフラプロジェクト優秀技術者 国土交通大臣賞を受けた経験がある者。

○②・関東地方整備局発注業務で、優秀技術者表彰又は優良業務表彰の表彰を部長・事務所長より受けた経験がある者。

・海外インフラプロジェクト優秀技術者 国土交通大臣奨励賞を受けた経験がある者。

③・関東地方整備局発注業務で、若手・女性技術者奨励賞を事務所長等より受けた経験がある者。

※入札説明書(個別)4.(1)(1)には「土木関係建設コンサルタント業務」、「地質調査業務」、「測量」等のうち当該業務の業種区分が記載される。なお、表彰以外は含まれない。

専任性

手持ち業務量 【◎】

手持ち業務量が、業務説明書(共通事項)による契約金額以上又は契約件数以上となる者は選定しない。

※入札説明書(共通事項)に以下のとおり記載。

手持ち業務量の制限は、管理(主任)技術者又は担当技術者となっている「国・特殊法人・地方公共団体等」から受注した契約金額500万円以上の業務(本業務を含まず、特定後未契約のもの及び落札決定通知を受けているが未契約のものを含む。)を対象とし、その契約額の合計が5億円未満かつ契約件数の合計が10件未満であることを標準とする。

担当技術者を兼任する場合は、手持ち業務量に当該業務を含めるものとする。

手持ち業務のうち、国土交通省所管に係る建設コンサルタント業務等において、調査基準価格を下回る金額で落札した業務がある場合には、手持ち業務量の契約金額の合計を2.5億円に、契約件数の合計を5件に読み替えるものとする。

複数年契約の業務及び設計共同体として受注した業務の場合の契約金額については以下のとおり業務金額を算出するものとする。

・複数年契約の業務の場合は、契約金額を履行期間の総月数で除し、当該年度の履行月数を乗じた金額とする。

・設計共同体として受注した業務の契約金額は、総契約金額に出資比率を乗じた金額(分担した業務の金額)と

		する。
照査技術者の経験及び能力		
資格要件		
技術者資格 【○】		
【土木関係建設コンサルタント業務の場合】		
技術者資格を以下の項目で評価する。		
○技術士		
・総合技術監理部門(建設部門関連科目)		
・建設部門		
○国土交通省登録技術者資格【登録資格の対象業務で管理技術者の位置づけがある場合に設定】		
○RCCM、土木学会認定土木技術者(特別上級、上級、1級)		
業務経験		
業務実績 【○】		
同種又は類似業務の実績等を以下の項目で評価する。		
○同種業務の実績を有する者。		
○類似業務の実績を有する者。		
※上記期間に長期休業を取得した場合は、休業期間に応じて評価対象期間を1年単位で延長するための申請を行うことができる。		
専門技術力		
業務成績 【○】		
令和3年度以降令和6年度末までに完了した業務(設計共同体としての業務を含む。)について、担当した国交省等発注業務(建築関係建設コンサルタント業務、補償関係コンサルタント業務及び港湾空港関係を除く)の平均技術者評定点が60点未満である場合は選定しない。		
※他の評価項目において、長期休業に伴う技術者実績等の評価期間の延長の申請が行われている場合は、その内容に基づいて評価対象期間を1年単位で延長する。		
※入札説明書(共通事項)より		
平均業務評定点は職務上従事した立場が、管理(主任)技術者、担当技術者又は照査技術者である業務を対象に算出する。		
業務実施体制		
業務実施体制の妥当性 【◎】		
以下のいずれかの項目に該当する場合には選定しない。		
○主たる部分を再委託する場合。		

3 土木関係建設コンサルタント業務等における審査評価
3-6 價格競争入札方式における具体的な審査・評価について

○業務の分担構成が、以下の1)から2)などで不明確又は不自然な場合。

- 1)業務内容と無関係な分担業務
- 2)分担業務の内容に対して過大又は過小な人員を配置

○管理(主任)技術者について複数名記載した場合。

○担当技術者について8名を超えて記載した場合。(設計共同体の場合でも全体で8名までの記載とする。構成員毎に8名ではない。)

○設計共同体による場合に、業務の分担構成が細分化され過ぎている場合、一の分担業務を複数の構成員が実施することとしている場合。

表3－1 プロポーザル方式の評価項目及び配点ウェイト

公募型・簡易公募型プロポーザル方式

評価項目	詳細項目	評価の着目点	必須：○ 選択：△	【土木関係コンサルタント業務、地質調査】				【測量】	備考		
				照査技術者なし		照査技術者有り					
				担当技術者なし	担当技術者あり	担当技術者なし	担当技術者あり				
技術提案書提出者を選定するための基準	企業の評価	資格・実績	資格要件	技術部門登録	○	5	5	5	5	参加の適否	
		業務経験	同種・類似業務の実績	○	10	10	10	10	15	過去10年間で原則1件とする	
		小計			15	15	15	15	15		
		成績・表彰	技術力	業務成績評点	○	30	30	30	30	過去2箇年度（R5・R6）を対象とする。	
			優良業務表彰の経験	○	5	5	5	5	5	過去2箇年度（R5・R6）を対象とする。	
		小計			35	35	35	35	35		
	管理（主任）技術者の評価	資格・実績	資格要件	技術者資格	○	4	4	4	4	参加の適否	
		継続教育取組実績	C P D の取得状況	○	1	1	1	1	5		
		業務経験	同種・類似業務の実績	○	10	10	10	10	10	過去10年間で原則1件とする	
		小計			15	15	15	15	15		
		成績・表彰	技術力	業務成績評点	○	30	30	30	30	過去4箇年度（R3・R4・R5・R6）を対象とする。	
					-5	-5	-5	-5	-5	過去1年間完了した業務の技術者評点に60点未満がある場合、減点する。	
			優良業務表彰等の経験	○	5	5	5	5	5	過去4箇年度（R3・R4・R5・R6）を対象とする。	
		小計			35	35	35	35	35		
	照査技術者の評価	専任制	手持ち業務量	○	参加の適否	参加の適否	参加の適否	参加の適否	参加の適否		
		資格・実績	資格要件	技術者資格	△					設計業務及び必要がある業務に設定	
		業務経験	同種・類似業務の実績	△						設計業務及び必要がある業務に設定	
		成績・表彰	技術力	業務成績評点	△					過去10年間で原則1件とする	
	業務実施体制	業務実施体制の妥当性			○	参加の適否	参加の適否	参加の適否	参加の適否	設計業務及び必要がある業務に設定	
		配点の合計				100	100	100	100		
技術提案書を特定するための基準	管理（主任）技術者の評価	資格・実績	資格要件	技術者資格	○	6	4	4	3	参加の適否	
			継続教育取組実績	C P D の取得状況	○	1	1	1	1	7	
			業務経験	同種・類似業務の実績	○	13	13	8	8	過去10年間で原則1件とする	
		小計			20	18	13	12	20		
		成績・表彰	技術力	業務成績評点	○	25	25	17	17	過去4箇年度（R3・R4・R5・R6）を対象とする。	
					-5	-5	-5	-5	-5	過去1年間完了した業務の技術者評点に60点未満がある場合、減点する。	
				優良業務表彰等の経験	○	5	5	3	3	過去4箇年度（R3・R4・R5・R6）を対象とする。	
		小計			30	30	20	20	30		
	担当技術者の評価	資格・実績	資格要件	技術者資格	△					国交省登録資格の対象業務で該当する資格保有者を担当技術者として配置する場合に評価する	
		小計				2			2		
	照査技術者の評価	資格・実績	資格要件	技術者資格	△					設計業務及び必要がある業務に設定	
			継続教育取組実績	C P D の取得状況	△					設計業務及び必要がある業務に設定	
			業務経験	同種・類似業務の実績	△					設計業務及び必要がある業務に設定	
		小計								過去10年間で原則1件とする	
		成績・表彰	技術力	業務成績評点	△					設計業務及び必要がある業務に設定	
										過去4箇年度（R3・R4・R5・R6）を対象とする。	
			小計								
	実施方針・実施フロー・工程計画・その他 特定テーマに関する技術提案 参考見積 ワーク・ライフ・バランス等推進企業の評価 配点の合計	○	50	50	50	50	50	50	50	ヒアリングを通じた評価を本項目に反映する	
		○	100	100	100	100	100	100	100	ヒアリングを通じた評価を本項目に反映する	
		○	参加の可否	参加の可否	参加の可否	参加の可否	参加の可否	参加の可否	参加の可否		
		○	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	評価基準を満たすワーク・ライフ・バランス等推進企業の認定を受けている者を評価する。	
			200.5	200.5	200.5	200.5	200.5	200.5	200.5		

※特定テーマは、1テーマを基本とし、業務内容に応じテーマを追加する。

なお、特定テーマを複数求めた場合は、テーマ間の整合性についても評価する。

表3－2 プロポーザル方式（拡大型）の評価項目及び配点ウェイト

簡易公募型（拡大型）プロポーザル方式

評価項目		詳細項目		評価の着目点	必須：○ 選択：△	【土木関係コンサルタント業務、地質調査】				【測量】	備考		
						照査技術者なし		照査技術者有り					
						担当技術者なし	担当技術者あり	担当技術者なし	担当技術者あり				
技術提案書提出の出基準を規定するための基準を選定す	企業の評価	資格・実績	資格要件	技術部門登録	△					参加の適否	測量業者登録がある（測量の場合）		
		業務経験	業務実績	○	参加の適否	参加の適否	参加の適否	参加の適否	参加の適否	参加の適否	過去10年間で実務経験を有する		
	管理（主任）技術者の評価	資格・実績	資格要件	技術者資格	○	参加の適否	参加の適否	参加の適否	参加の適否	参加の適否			
		業務経験	同種・類似業務の実績	○	参加の適否	参加の適否	参加の適否	参加の適否	参加の適否	参加の適否			
		専任制	手持ち業務量	○	参加の適否	参加の適否	参加の適否	参加の適否	参加の適否	参加の適否			
	照査技術者の評価	資格・実績	資格要件	技術者資格	△			参加の適否	参加の適否		設計業務及び必要がある業務に設定		
		業務経験	同種・類似業務の実績	△				参加の適否	参加の適否		設計業務及び必要がある業務に設定		
		成績・表彰	技術力	業務成績評点	△			参加の適否	参加の適否		過去10年間で原則1件とする		
	業務実施体制				○	参加の適否	参加の適否	参加の適否	参加の適否	参加の適否	設計業務及び必要がある業務に設定		
技術提案書を特定するための基準	管理（主任）技術者の評価	資格・実績	資格要件	技術者資格	○	6	4	4	3	参加の適否			
			継続教育取組実績	C P D の取得状況	○	1	1	1	1	7			
			業務経験	同種・類似業務の実績	○	13	13	8	8	13	過去10年間で原則1件とする		
		小計				20	18	13	12	20			
		成績・表彰	技術力	業務成績評点	○	25	25	17	17	25	過去4箇年度（R3・R4・R5・R6）を対象とする		
						-5	-5	-5	-5	-5	過去1年間完了した業務の技術者評点に60点未満がある場合、減点する		
	担当技術者の評価	資格・実績	優良業務表彰等の経験	○		5	5	3	3	5	過去4箇年度（R3・R4・R5・R6）を対象とする		
			小計			30	30	20	20	30			
		資格・実績	資格要件	技術者資格	△						国交省登録資格の対象業務で該当する資格保有者を担当技術者として配置する場合に評価する		
			継続教育取組実績	C P D の取得状況	△								
			業務経験	同種・類似業務の実績	△								
	照査技術者の評価	小計						7	6				
		成績・表彰	技術力	業務成績評点	△			10	10		設計業務及び必要がある業務に設定		
								10	10		過去10年間で原則1件とする		
		小計											
		実施方針・実施フロー・工程計画・その他				○	50	50	50	50	ヒアリングを通じた評価を本項目に反映する		
特定テーマに関する技術提案						○	100	100	100	100	ヒアリングを通じた評価を本項目に反映する		
参考見積				参考見積の妥当性		○	参加の可否	参加の可否	参加の可否	参加の可否			
ワーク・ライフ・バランス等推進企業の評価						○	0.5	0.5	0.5	0.5	評価基準を満たすワーク・ライフ・バランス等推進企業の認定を受けている者を評価する。		
配点の合計							200.5	200.5	200.5	200.5			

表3－3 プロポーザル方式（拡大型・実績要件緩和）の評価項目及び配点ウェイト

簡易公募型（拡大型（実績要件緩和型））プロポーザル方式

評価項目	詳細項目	評価の着目点	必須：○ 選択：△	【土木関係コンサルタント業務、地質調査】				備考	
				照査技術者なし		照査技術者有り			
				担当技術者なし	担当技術者あり	担当技術者なし	担当技術者あり		
技術提案書提出者を選定するための基準	企業の評価	資格・実績	業務経験	技術的経験	○	参加の適否	参加の適否	参加の適否	過去10年間の特定テーマの技術提案を裏付ける技術的経験がある
	管理（主任）技術者の評価	資格・実績	資格要件	技術者資格	○	参加の適否	参加の適否	参加の適否	
			継続教育取組実績	C P Dの取得状況	—				評価項目として設定しない
			業務経験	技術的経験	○	参加の適否	参加の適否	参加の適否	過去10年間の特定テーマの技術提案を裏付ける技術的経験がある
		専任制	手持ち業務量		○	参加の適否	参加の適否	参加の適否	
	照査技術者の評価	資格・実績	資格要件	技術者資格	△		参加の適否	参加の適否	設計業務及び必要がある業務に設定
			業務経験	技術的経験	△		参加の適否	参加の適否	過去10年間の特定テーマの技術提案を裏付ける技術的経験がある
		成績・表彰	技術力	業務成績評点	△		参加の適否	参加の適否	設計業務及び必要がある業務に設定
	業務実施体制	業務実施体制の妥当性			○	参加の適否	参加の適否	参加の適否	
技術提案書を特定するための基準	管理（主任）技術者の評価	資格・実績	資格要件	技術者資格	—	6	4	4	3
			継続教育取組実績	C P Dの取得状況	—				評価項目として設定しない
			業務経験	技術的経験	—	14	14	9	9 特定テーマの技術提案を裏付ける技術的経験がある
		成績・表彰	小計			20	18	13	12
			技術力	業務成績評点	—	25	25	17	17 過去4箇年度（R3・R4・R5・R6）を対象とする
					—	-5	-5	-5	過去1年間完了した業務の技術者評点に60点未満がある場合、減点する
		優良業務表彰等の経験	—			5	5	3	3 過去4箇年度（R3・R4・R5・R6）を対象とする
		小計				30	30	20	20
	担当技術者の評価	資格・実績	資格要件	技術者資格	—		2		2 設計業務及び必要がある業務に設定
							2		
		資格・実績	資格要件	技術者資格	△			3	2 設計業務及び必要がある業務に設定
			継続教育取組実績	C P Dの取得状況	—				評価項目として設定しない
照査技術者の評価	成績・表彰	業務経験	技術的経験	△			4	4	設計業務及び必要がある業務に設定 特定テーマの技術提案を裏付ける技術的経験がある
		小計					7	6	
		技術力	業務成績評点	△			10	10	設計業務及び必要がある業務に設定
		小計					10	10	
	実施方針・実施フロー・工程計画・その他			○	50	50	50	50	ヒアリングを通じた評価を本項目に反映する
参考見積	参考見積の妥当性			○	参加の可否	参加の可否	参加の可否	参加の可否	
	ワーク・ライフ・バランス等推進企業の評価			○	0.5	0.5	0.5	0.5	評価基準を満たすワーク・ライフ・バランス等推進企業の認定を受けている者を評価する。
	配点の合計				200.5	200.5	200.5	200.5	

表3－4 【指名競争】総合評価落札方式（標準型1：3）の評価項目及び配点ウェイト

総合評価落札方式（標準型）

評価項目	詳細項目	評価の着目点	必須：○ 選択：△	【土木関係コンサルタント業務、地質調査】						【測量】		備考		
				照査技術者なし 地理的条件を数値化 しない場合			照査技術者あり 地理的条件を数値化 する場合			地理的条件を数値化 しない場合				
				担当技術者なし	担当技術者あり	担当技術者なし	担当技術者あり	担当技術者なし	担当技術者あり	担当技術者なし	担当技術者あり			
企業の評価	資格・実績	資格要件	技術部門登録 (地域貢献度設定なし)	○	3 (5)	3 (5)	3	3 (5)	3 (5)	3	3	参加の適否	参加の適否	
		業務経験	同種・類似業務の実績 (地域貢献度設定なし)	○	6 (10)	6 (10)	6	6 (10)	6 (10)	6	6	9 (15)	9	
		地理的条件 (地域貢献度設定なし)	△				3 (6)	3 (6)			3 (6)	3 (6)	規模の小さい業務は本店又は支店の有無により数値化する。	
		地域性	地域貢献度(災害活動実績) (地域貢献度設定なし)	△	4 (0)	4 (0)	2 (0)	2 (0)	4 (0)	4 (0)	2 (0)	2 (0)	過去5年間に災害活動を証明する交付を受けている場合に評価する。	
		地域貢献度(災害協定) (地域貢献度設定なし)	△	2 (0)	2 (0)	1 (0)	1 (0)	2 (0)	2 (0)	1 (0)	1 (0)	2 (0)	1 (0)	関東地方整備局管内の事務所等との「災害協定締結の有無」を評価する。
	成績・表彰	小計		15	15	15	15	15	15	15	15	15	15	
		技術力	業務成績評点	○	30	30	30	30	30	30	30	30	過去2箇年度（R5・R6）を対象とする。	
		優良業務表彰の経験	○	5	5	5	5	5	5	5	5	5	過去2箇年度（R5・R6）を対象とする。	
		小計		35	35	35	35	35	35	35	35	35	35	
		資格要件	技術者資格	○	4	4	4	4	4	4	4	4	参加の適否	
管理（主任）技術者の評価	資格・実績	継続教育取組実績	C P D の取得状況	○	1	1	1	1	1	1	1	1	5 5	
		業務経験	同種・類似業務の実績	○	10	10	10	10	10	10	10	10	過去10年間で原則1件とする	
		小計		15	15	15	15	15	15	15	15	15	15	
		成績・表彰	業務成績評点	○	30	30	30	30	30	30	30	30	過去4箇年度（R3・R4・R5・R6）を対象とする	
		優良業務表彰等の経験	○	5	5	5	5	5	5	5	5	5	過去1年間完了した業務の技術者評点に60点未満がある場合、減点する	
	専任制	小計		35	35	35	35	35	35	35	35	35	過去4箇年度（R3・R4・R5・R6）を対象とする	
		技術力	手持ち業務量	○	参加の適否	参加の適否	参加の適否	参加の適否	参加の適否	参加の適否	参加の適否	参加の適否	参加の適否	
		資格・実績	資格要件	技術者資格	△								設計業務及び必要がある業務に設定	
		業務経験	同種・類似業務の実績	△									設計業務及び必要がある業務に設定	
		小計											過去10年間で原則1件とする	
照査技術者の評価	成績・表彰	技術力	業務成績評点	△									設計業務及び必要がある業務に設定	
		小計												
		業務実施体制	業務実施体制の妥当性	○	参加の適否	参加の適否	参加の適否	参加の適否	参加の適否	参加の適否	参加の適否	参加の適否	参加の適否	
		配点の合計		100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	
		資格・実績	資格要件	技術者資格	○	6	4	6	4	4	3	4	3 参加の適否 参加の適否	
		継続教育取組実績	C P D の取得状況	○	1	1	1	1	1	1	1	1	7 7	
		業務経験	同種・類似業務の実績	○	13	13	13	13	8	8	8	8	13 過去10年間で原則1件とする	
		小計		20	18	20	18	13	12	13	12	20	20	
	技術点を算出するための基準	成績・表彰	技術力	業務成績評点	○	25	25	25	25	17	17	17	17	25 過去4箇年度（R3・R4・R5・R6）を対象とする。
		小計		-5	-5	-5	-5	-5	-5	-5	-5	-5	過去1年間完了した業務の技術者評点に60点未満がある場合、減点する	
		資格・実績	優良業務表彰等の経験	○	5	5	5	5	3	3	3	3	5 過去4箇年度（R3・R4・R5・R6）を対象とする。	
		小計		30	30	30	30	20	20	20	20	30	30	
		担当技術者の評価	資格要件	技術者資格	△								国交省登録資格の対象業務で該当する資格保有者を担当技術者として配置する場合に評価する	
照査技術者の評価	成績・表彰	資格・実績	資格要件	技術者資格	△								設計業務及び必要がある業務に設定	
		小計		2	2	2	2	2	2	2	2	2	設計業務及び必要がある業務に設定	
		資格・実績	継続教育取組実績	△									設計業務及び必要がある業務に設定	
		業務経験	同種・類似業務の実績	△									設計業務及び必要がある業務に設定、過去10年間で原則1件とする	
		小計												
		技術力	業務成績評点	△									設計業務及び必要がある業務に設定	
		小計												
		実施方針・実施フロー・工程計画・その他	評価テーマに関する技術提案	○	50	50	50	50	50	50	50	50	ヒアリングを通じた評価を本項目に反映する	
		賞上げの実施に関する評価	○	100	100	100	100	100	100	100	100	100	ヒアリングを通じた評価を本項目に反映する	
		ワーク・ライフ・バランス等推進企業の評価	○	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	評価基準を満たすワーク・ライフ・バランス等推進企業の認定を受けている者を評価する。	
		配点の合計		211.5	211.5	211.5	211.5	211.5	211.5	211.5	211.5	211.5		

※評価テーマは、1テーマを基本とし、業務内容に応じテーマを追加する。 なお、評価テーマを複数求めた場合は、テーマ間の整合性についても評価する。

※原則、ヒアリングを実施する。

表3－5 【指名競争】総合評価落札方式（標準型1：3）「技術者評価重視型」の評価項目及び配点ウェイト

総合評価落札方式（標準型）（技術者評価重視型）土木コンサル										備考		
評価項目	詳細項目	評価の着目点	必須：○ 選択：△	【土木関係コンサルタント業務】								
				照査技術者なし		照査技術者あり		地理的条件を数値化しない場合		地理的条件を数値化する場合		
入札参加者を指名するための基準	企業の評価	資格・実績	技術部門登録（地域貢献度設定なし）	○	3 (5)	3 (5)	3	3	3 (5)	3 (5)	3	3
			同種・類似業務の実績（地域貢献度設定なし）	○	6 (10)	6 (10)	6	6	6 (10)	6 (10)	6	6
			地理的条件（地域貢献度設定なし）	△			3 (6)	3 (6)			3 (6)	3 (6)
			地域貢献度（災害活動実績）（地域貢献度設定なし）	△	4 (0)	4 (0)	2 (0)	2 (0)	4 (0)	4 (0)	2 (0)	2 (0)
			地域貢献度（災害協定）（地域貢献度設定なし）	△	2 (0)	2 (0)	1 (0)	1 (0)	2 (0)	2 (0)	1 (0)	1 (0)
			小計		15	15	15	15	15	15	15	
			業務成績評点	○	30	30	30	30	30	30	30	
			優良業務表彰の経験	○	5	5	5	5	5	5	5	
			小計		35	35	35	35	35	35	35	
			資格要件	○	4	4	4	4	4	4	4	
管理（主任）技術者の評価	成績・表彰	資格・実績	継続教育取組実績	○	1	1	1	1	1	1	1	
			業務実績	○	10	10	10	10	10	10	10	
			小計		15	15	15	15	15	15	15	
			技術力	○	30	30	30	30	30	30	30	
			業務成績評点	○	-5	-5	-5	-5	-5	-5	-5	
			優良業務表彰等の経験	○	5	5	5	5	5	5	5	
			小計		35	35	35	35	35	35	35	
			専任制	○	参加の有否	参加の有否	参加の有否	参加の有否	参加の有否	参加の有否	参加の有否	
			資格要件	△								
照査技術者の評価	成績・表彰	資格・実績	業務実績	△								
			技術力	△								
			業務実施体制の妥当性	○	参加の有否	参加の有否	参加の有否	参加の有否	参加の有否	参加の有否	参加の有否	
			小計		100	100	100	100	100	100	100	
			配点の合計									
			資格要件	○	6	4	6	4	4	3	3	
			継続教育取組実績	○	1	1	1	1	1	1	1	
			業務実績	○	13	13	13	13	8	8	8	
			若手技術者	—								
			小計		20	18	20	18	13	12	12	
技術点を算出するための基準	管理（主任）技術者の評価	成績・表彰	技術力	○	75	75	75	75	67	67	67	
			業務成績評点	○	-5	-5	-5	-5	-5	-5	-5	
			優良業務表彰等の経験	○	5	5	5	5	3	3	3	
			小計		80	80	80	80	70	70	70	
			担当技術者の評価	○	2	2	2	2	2	2	2	
			資格要件	△								
			小計		2	2	2	2	2	2	2	
			照査技術者の評価	○								
			資格要件	△								
			小計		7	6	7	6	7	6	7	
実施方針・実施フロー・工程計画・その他	評価テーマに関する技術提案	資格・実績	実施方針・実施フロー・工程計画・その他	○	100	100	100	100	100	100	100	
			評価テーマに関する技術提案	—								
			質上げの実施に関する評価	○	11	11	11	11	11	11	11	
			ワーク・ライフ・バランス等推進企業の評価	○	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	
			配点の合計		211.5	211.5	211.5	211.5	211.5	211.5	211.5	
			※評価テーマを設定しない。									
			※実施方針等に関するヒアリングを省略。									

表3－6（2）【指名競争】総合評価落札方式（簡易型1：1）の評価項目及び配点ウェイト
【測量】

総合評価落札方式（簡易型）測量

評価項目	詳細項目	評価の着目点	必須：○ 選択：△	【測量】				備考	
				地理的条件を数値化しない場合		地理的条件を数値化する場合			
				若手技術者なし	若手技術者あり	若手技術者なし	若手技術者あり		
企業の評価	資格・実績	資格要件	技術部門登録	○	参加の適否	参加の適否	参加の適否	参加の適否	
		業務経験	同種・類似業務の実績 (地域貢献度設定なし)	○	9 (15)	9 (15)	9	9	
		地域性	地理的条件 (地域貢献度設定なし)	△			3 (6)	3 (6)	
		地域貢献度(災害活動実績) (地域貢献度設定なし)	△	4 (0)	4 (0)	2 (0)	2 (0)	過去5年間に災害活動を証明する資料の交付を受けている場合に評価する。	
		地域貢献度(災害協定) (地域貢献度設定なし)	△	2 (0)	2 (0)	1 (0)	1 (0)	関東地方整備局管内の事務所等との「災害協定締結の有無」を評価する。	
	成績・表彰	小計		15	15	15	15		
		業務成績評点	○	30	30	30	30	過去2箇年度（R5・R6）を対象とする。	
		優良業務表彰の経験	○	5	5	5	5	過去2箇年度（R5・R6）を対象とする。	
		小計		35	35	35	35		
		小計		15	22	15	22		
管理（主任）技術者の評価	資格・実績	資格要件	技術者資格	○	参加の適否	参加の適否	参加の適否	参加の適否	
		継続教育取組実績	C P Dの取得状況	○	5	5	5	5	
		業務経験	同種・類似業務の実績	○	10	10	10	10 過去10年間で原則1件とする	
		若手技術者	若手技術者	△				若手技術者を配置する場合、加点する。	
		小計		15	22	15	22		
	成績・表彰	技術力	業務成績評点	○	30	25	30	25 過去4箇年度（R3・R4・R5・R6）を対象とする。	
					-5	-5	-5	過去1年間完了した業務の技術者評点に60点未満がある場合、減点する。	
		優良業務表彰等の経験	○	5	3	5	3	過去4箇年度（R3・R4・R5・R6）を対象とする。	
		小計		35	28	35	28		
		専任制	手持ち業務量	○	参加の適否	参加の適否	参加の適否	参加の適否	
照査技術者の評価	資格・実績	資格要件	技術者資格	△				設計業務及び必要がある業務に設定	
		業務経験	同種・類似業務の実績	△				設計業務及び必要がある業務に設定	
		成績・表彰	技術力	業務成績評点	△			過去10年間で原則1件とする	
	業務実施体制	業務実施体制の妥当性			○	参加の適否	参加の適否	参加の適否	
		配点の合計				100	100	100	
技術点を算出するための基準	管理（主任）技術者の評価	資格・実績	資格要件	技術者資格	○	参加の適否	参加の適否	参加の適否	
			継続教育取組実績	C P Dの取得状況	○	7	7	7	
			業務経験	同種・類似業務の実績	○	13	13	13 過去10年間で原則1件とする	
			若手技術者	若手技術者	△			若手技術者を配置する場合、加点する。	
			小計		20	28	20	28	
		成績・表彰	技術力	業務成績評点	○	25	20	25	
					-5	-5	-5	過去4箇年度（R3・R4・R5・R6）を対象とする。	
			優良業務表彰等の経験	○	5	2	5	2 過去1年間完了した業務の技術者評点に60点未満がある場合、減点する。	
			小計		30	22	30	22 過去4箇年度（R3・R4・R5・R6）を対象とする。	
	実施方針・実施フロー・工程計画・その他			○	50	50	50	50	
	賃上げの実施に関する評価			○	6	6	6	6 評価基準を満たす賃上げ表明書を提出した者を評価する。	
	ワーク・ライフ・バランス等推進企業の評価			○	0.5	0.5	0.5	0.5 評価基準を満たすワーク・ライフ・バランス等推進企業の認定を受けている者を評価する。	
	配点の合計				106.5	106.5	106.5	106.5	

※原則、ヒアリングを実施しない。

表3－7（2）【指名競争】総合評価落札方式（簡易型1：1）「実施能力評価型」の評価項目及び配点ウェイト
【測量】

総合評価落札方式（簡易型）（実施能力評価型）測量

評価項目	詳細項目	評価の着目点	必須：○ 選択：△	【測量（水質調査業務・交通量調査業務）】				備考			
				地理的条件を数値化しない場合		地理的条件を数値化する場合					
				若手技術者なし	若手技術者あり	若手技術者なし	若手技術者あり				
入札参加者を指名するための基準／技術点を算出するための基準	企業の評価 業務実施体制 管理（主任）技術者の評価 工程計画・その他 貢献度の算出 ワーク・ライフ・バランス等推進企業の評価 配点の合計	資格・実績	資格要件	技術部門登録 (地域貢献度設定なし)	○	参加の適否	参加の適否	参加の適否	参加の適否		
			業務経験	同種・類似業務の実績 (地域貢献度設定なし)	○	9 (15)	9 (15)	9	9	過去10年間で原則1件とする	
			地域性	地理的条件 (地域貢献度設定なし)	△			3 (6)	3 (6)	規模の小さい業務は本店又は支店の有無により数値化する。「本店の所在地」を要件とする場合は、設定しない。	
				地域貢献度(災害活動実績) (地域貢献度設定なし)	△	4 (0)	4 (0)	2 (0)	2 (0)	過去5年間に災害活動を証明する資料の交付を受けている場合に評価する。	
				地域貢献度(災害協定) (地域貢献度設定なし)	△	2 (0)	2 (0)	1 (0)	1 (0)	関東地方整備局管内の事務所等との「災害協定締結の有無」を評価する。	
		成績・表彰	小計			15	15	15	15		
			技術力	業務成績評点	○	30	30	30	30	過去2箇年度（R5・R6）を対象とする。	
			優良業務表彰の経験		○	5	5	5	5	過去2箇年度（R5・R6）を対象とする。	
		小計				35	35	35	35		
		業務実施体制 管理（主任）技術者の評価 専任制 工程計画・その他 貢献度の算出 ワーク・ライフ・バランス等推進企業の評価 配点の合計	資格・実績	業務実施体制の妥当性		○	参加の適否	参加の適否	参加の適否	参加の適否	
				資格要件	技術者資格	○	参加の適否	参加の適否	参加の適否		
				継続教育取組実績	C P Dの取得状況	○	5	5	5	5	
				業務経験	同種・類似業務の実績	○	10	10	10	過去10年間で原則1件とする	
				若手技術者	若手技術者	△		7	7	若手技術者を配置する場合、加点する。	
			小計			15	22	15	22		
			成績・表彰	技術力	業務成績評点	○	30	25	30	25	過去4箇年度（R3・R4・R5・R6）を対象とする。
					優良業務表彰等の経験	○	-5	-5	-5	過去1年間完了した業務の技術者評点に60点未満がある場合、減点する。	
				小計			5	3	5	過去4箇年度（R3・R4・R5・R6）を対象とする。	
			専任制	手持ち業務量	○	参加の適否	参加の適否	参加の適否	参加の適否		
			工程計画・その他		○	100	100	100	100		
			貢献度の実施に関する評価		○	11	11	11	11	評価基準を満たす貢献度表明書を提出した者を評価する。	
			ワーク・ライフ・バランス等推進企業の評価		○	0.5	0.5	0.5	0.5	評価基準を満たすワーク・ライフ・バランス等推進企業の認定を受けている者を評価する。	
			配点の合計			211.5	211.5	211.5	211.5		

※原則、ヒアリングを実施しない。

入札参加者を指名するための基準に「工程計画・その他」を含めない。

表3－8（1）【指名競争】総合評価落札方式（簡易型1：1）「実施能力評価拡大型」の評価項目及び配点ウェイト
【土木関係コンサルタント業務、地質調査】

総合評価落札方式（簡易型）（実施能力評価拡大型）土木コンサル・地質調査

評価項目	詳細項目	評価の着目点	必須： ○選択： △	【土木関係コンサルタント業務、地質調査】																備考		
				照査技術者なし								照査技術者あり										
				地理的条件を数値化しない場合				地理的条件を数値化する場合				地理的条件を数値化しない場合				地理的条件を数値化する場合						
				若手技術者なし		若手技術者あり		若手技術者なし		若手技術者あり		若手技術者なし		若手技術者あり		若手技術者なし		若手技術者あり				
				担当技術者なし	担当技術者あり	担当技術者なし	担当技術者あり	担当技術者なし	担当技術者あり	担当技術者なし	担当技術者あり	担当技術者なし	担当技術者あり	担当技術者なし	担当技術者あり	担当技術者なし	担当技術者あり	担当技術者なし	担当技術者あり			
入札参加者を指名する	企業の評価	資格・実績	資格要件	技術部門登録	○	3 (9)	3 (9)	3 (9)	3 (9)	3	3	3	3	3 (9)	3 (9)	3 (9)	3 (9)	3	3	3		
			業務経験	同種・類似業務の実績	○	4 (11)	4 (11)	4 (11)	4 (11)	4	4	4	4	4 (11)	4 (11)	4 (11)	4 (11)	4	4	4	4	過去10年間で原則1件とする
			地域性	地理的条件（地域貢献度設定なし）	○					10 (13)	10 (13)	10 (13)	10 (13)					10 (13)	10 (13)	10 (13)	10 (13)	本店又は支店の有無により数値化する。
				地域貢献度（災害活動実績）（地域貢献度設定なし）	△	9 (0)	9 (0)	9 (0)	9 (0)	2 (0)	2 (0)	2 (0)	2 (0)	9 (0)	9 (0)	9 (0)	9 (0)	2 (0)	2 (0)	2 (0)	2 (0)	過去5年間に災害活動を証明する資料の交付を受けている場合に評価する。
				地域貢献度（災害協定）（地域貢献度設定なし）	△	4 (0)	4 (0)	4 (0)	4 (0)	1 (0)	1 (0)	1 (0)	1 (0)	4 (0)	4 (0)	4 (0)	4 (0)	1 (0)	1 (0)	1 (0)	1 (0)	関東地方整備局管内の事務所等との「災害協定締結の有無」を評価する。
			新規契約の有無	新規契約の有無	○	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	各年度において、関東地方整備局発注業務の受注が無い場合に評価する。	
			小計				25	25	25	25	25	25	25	25	25	25	25	25	25	25		
			業務実施体制																			
			管理（主任）技術者の評価	業務実施体制の妥当性		○	参加の適否	参加の適否	参加の適否	参加の適否	参加の適否	参加の適否	参加の適否	参加の適否	参加の適否	参加の適否	参加の適否	参加の適否	参加の適否	参加の適否		
				資格要件	技術者資格	○	4	4	4	4	4	4	4	4	3	3	3	3	3	3	3	
				継続教育取組実績	C P Dの取得状況	○	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	過去10年間で原則1件とする
				業務経験	同種・類似業務の実績	○	10	8	6	4	10	8	6	4	6	6	4	4	6	6	4	4
				若手技術者	若手技術者	△				4	4			4	4			2	2		2	若手技術者を配置する場合、加点する。
			小計				15	13	15	13	15	13	15	13	10	10	10	10	10	10	10	
			照査技術者の評価	専任制		手持ち業務量		○	参加の適否	参加の適否	参加の適否	参加の適否	参加の適否	参加の適否	参加の適否	参加の適否	参加の適否	参加の適否	参加の適否	参加の適否		
				資格要件	技術者資格	△			2		2		2		2		1		1		1	国交省登録資格の対象業務で該当する資格保有者を担当技術者として配置する場合に評価する
				継続教育取組実績	C P Dの取得状況	△																
				業務経験	同種・類似業務の実績	△									2	1	2	1	2	1	2	設計業務及び必要がある業務に設定、過去10年間で原則1件とする
				小計											5	4	5	4	5	4	5	
			工程計画・技術的課題																			
			貢上げの実施に関する評価				○	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	評価基準を満たす貢上げ表明書を提出した者を評価する。	
			ワーク・ライフ・バランス等推進企業の評価				○	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	評価基準を満たすワーク・ライフ・バランス等推進企業の認定を受けている者を評価する。	
配点の合計						106.5	106.5	106.5	106.5	106.5	106.5	106.5	106.5	106.5	106.5	106.5	106.5	106.5	106.5	106.5	106.5	

※原則、ヒアリングを実施しない。

入札参加者を指名するための基準に「工程計画・技術的課題」を含めない。

表3－8（2）【指名競争】総合評価落札方式（簡易型1：1）「実施能力評価拡大型」の評価項目及び配点ウェイト

【測量】

総合評価落札方式（簡易型）（実施能力評価拡大型）測量

評価項目	詳細項目	評価の着目点	必須： <input type="radio"/> 選択： <input type="triangle"/>	【測量】				備考	
				地理的条件を数値化しない場合		地理的条件を数値化する場合			
				若手技術者なし	若手技術者あり	若手技術者なし	若手技術者あり		
入札参加者を指名するための基準／技術点を算出するための基準	企業の評価	資格・実績	資格要件	技術部門登録	<input type="radio"/>	参加の適否	参加の適否	参加の適否	
			業務経験	同種・類似業務の実績	<input type="radio"/>	7 (20)	7 (20)	7	過去10年間で原則1件とする
			地域性	地理的条件 (地域貢献度設定なし)	<input type="radio"/>			10 (13)	本店又は支店の有無により数値化する。
				地域貢献度(災害活動実績) (地域貢献度設定なし)	<input type="triangle"/>	9 (0)	9 (0)	2 (0)	過去5年間に災害活動を証明する資料の交付を受けている場合に評価する。
				地域貢献度(災害協定) (地域貢献度設定なし)	<input type="triangle"/>	4 (0)	4 (0)	1 (0)	関東地方整備局管内の事務所等との「災害協定締結の有無」を評価する。
			新規契約の有無	新規契約の有無	<input type="radio"/>	5	5	5	各年度において、関東地方整備局発注業務の受注がない場合に評価する。
			小計			25	25	25	
	業務実施体制	業務実施体制の妥当性		<input type="radio"/>	参加の適否	参加の適否	参加の適否	参加の適否	
入札参加者を指名するための基準／技術点を算出するための基準	管理（主任）技術者の評価	資格・実績	資格要件	技術者資格	<input type="radio"/>	参加の適否	参加の適否	参加の適否	
			継続教育取組実績	C P Dの取得状況	<input type="radio"/>	5	5	5	
			業務経験	同種・類似業務の実績	<input type="radio"/>	10	5	10	過去10年間で原則1件とする
			若手技術者	若手技術者	<input type="triangle"/>		5		若手技術者を配置する場合、加点する。
			小計			15	15	15	
		専任制	手持ち業務量	<input type="radio"/>	参加の適否	参加の適否	参加の適否	参加の適否	
入札参加者を指名するための基準	工程計画・技術的課題			<input type="radio"/>	60	60	60	60	
	質上げの実施に関する評価			<input type="radio"/>	6	6	6	6	評価基準を満たす質上げ表明書を提出した者を評価する。
	ワーク・ライフ・バランス等推進企業の評価			<input type="radio"/>	0.5	0.5	0.5	0.5	評価基準を満たすワーク・ライフ・バランス等推進企業の認定を受けている者を評価する。
	配点の合計				106.5	106.5	106.5	106.5	

※原則、ヒアリングを実施しない。

入札参加者を指名するための基準に「工程計画・技術的課題」を含めない。

3-7 その他審査・評価における試行について

(1) (試行：事業促進 PPP 業務実績を有する技術者を同種類似業務実績として認める試行)

○概要：事業促進PPP業務の管理技術者で、同種・類似業務の指導した実績をマネジメント経験として認定し、事業促進PPP業務以外の業務実績を有さない場合にも、他の設計業務等への参加が可能

○対象：プロポーザル方式、総合評価落札方式で発注する業務

○認定条件：過去10箇年度+公示日までに事業促進PPP業務の管理技術者の立場で、同種類似業務の指導経験がある（事業促進PPP業務発注者が指導実績証明を発行）者。

○評価の内容：技術者の同種・類似業務の実績（マネジメント経験）を有するものとする。

○指導実績証明書について

業務完了後、発注者より通知される成績評定通知書と合わせて、「指導実績証明書」を発行される証明書。（点数が決まった段階で発行の有無が決まるため、評定通知書と同時に通知）なお、指導実績証明書については、申請した業務の業務評定点が78点以上であることが条件となる。

(2) (試行：事業促進PPP業務の実績評価)

○プロポーザル方式において、事業促進PPP業務を管理技術者又は主任技術者で従事した実績を持つ技術者を配置予定の管理（主任）技術者とする場合は、試行的に優秀技術者（事務所長）表彰と同等に評価を行う。

○評価期間については、完了年月日が過去4過年度+公示日までとする。

○テクリスにおいて、同一の業種区分であり、かつ事業推進PPP業務であることが確認出来る場合に限る。

○当該試行を含めた、企業及び予定技術者の優良表彰の評価順位は、以下のとおりとする。

○注意：部長・事務所長表彰を有する場合は、従来の表彰実績で評価する。

4 発注者支援業務等における審査・評価

■審査・評価項目

4-1 審査・評価に関する基本的な考え方

4-2 資格要件について

4-2-1 基本的要件

4-2-2 中立性・公平性に関する資格要件

4-2-3 業務実施体制、実績等に関する資格要件

4-2-4 配置予定管理技術者（主任担当者）に関する資格要件

4-2-5 配置予定担当技術者に関する資格要件等

4-2-6 配置予定業務従事者に関する資格要件（用地補償総合技術業務のみ）

4-3 【一般競争】総合評価落札方式における具体的な審査・評価について

4-4 【一般競争】総合評価落札方式による落札者の決定

■発注業務一覧

区分	業務名称	主な業務内容
発注者支援業務等	積算技術業務	工事の積算に必要な工事発注用図面、数量総括表、積算資料、積算データの作成等の業務の支援。
	技術審査業務	入札契約手続きにおける企業の技術力評価のため、審査資料の作成等の業務の支援。
	工事監督支援業務	工事目的物の位置、寸法、使用する材料等についての適否の確認及び監督員の報告や工事施工業者から提出される資料と現地状況の照合及び、設計変更協議用資料の作成等の支援。
	河川巡視支援業務	河川が常時良好に保たれるよう、管理する区域(河川区域、河川予定地、河川保全区域)を巡視し、状況を把握、河川の異常・変状及び不法占用等の状況を報告・記録し必要な措置を講ずる。
	河川許認可審査支援業務	河川関係法令等に基づく申請書類の審査、許認可工作物の監督検査、苦情・問い合わせ対応、台帳整備、危機管理対応等の支援。
	ダム管理支援業務	ダム、貯水池や関連設備等を管理する上で必要な監視、点検、ゲート操作、気象水象等の観測記録及びダム管理資料整理等の業務の支援。
	堰・排水機場管理支援業務	管理する堰や排水機場及び樋門等の操作支援並びに操作に必要な情報収集や目視点検を行う。
	道路許認可審査・適正化指導業務	道路法に基づく各種申請書類の審査・指導、道路の不法使用、不法占有の指導取締り、境界確認申請審査・現地立会い、特殊車両通行の指導取締り等の支援。
	用地補償総合技術業務	損失の補償等を要する権利者に対し、公共用地交渉方針の策定を行ったうえで、公共用地交渉を実施し、補償契約の承諾を得る 等。
その他	調査設計資料作成業務	施工計画立案に関する資料とりまとめ、積算に必要な図面・数量その他資料作成、設計に用いる検討資料の作成、施工管理に関する資料の取りまとめ、業務の入札契約に関する資料作成を行う。
	用地調査点検等技術業務	土地等の取得等に伴う測量、調査、補償金額の算定等に係る進捗状況を確認するための工程管理補助若しくは成果の点検・調製確認または用地関係資料の作成等を行う業務。
	裁決申請等関係資料作成整理等業務	土地等の収用又は使用的裁決申請及び明渡裁決の申立て等に係る資料の作成整理等を行う業務。
	災害復旧用地関係資料作成整理等業務	災害復旧事業のための土地等の取得等及びこれに伴う損失の補償等に係る資料の作成整理等の業務支援を行う。
	行政事務補助業務②	施工体制調査業務
		施工体制調査に係る業務。

4-1 審査・評価に関する基本的な考え方

(1) 発注者支援業務、公物管理補助業務、用地補償総合技術業務

I 発注方式

○全て一般競争入札(総合評価落札方式:標準型(1:2))とする。

II 配点の基本的な考え方

○配置予定管理技術者(又は主任担当者)の「資格・実績等」や配置予定担当技術者の「実績」よりも「実施方針」や「技術提案」の配点割合を高くする。

○「実施方針」、「技術提案」は技術評価の配点合計の50%以上とする。

III 入札段階における配点

○入札段階における配置予定管理技術者(又は主任担当者)の評価の「資格・実績等」、配置予定担当技術者の評価の「実績」、「実施方針」、「技術提案」及び「賃上げ評価」に対する評価のウエイトは、以下の通りとする。

評価項目	管理技術者		担当技術者	技術提案等		賃上げ評価
	資格	実績等	実績	実施方針	評価テーマ	
評価のウエイト	23.5%		70.6%		5.9%	
	5.9% (5)	11.7% (10)	5.9% (5)	35.3% (30)	35.3% (30)	5.9% (5)

IV 設計共同体の活用

○発注者支援業務等において設計共同体による競争参加は、技術力の結集に品質確保の向上及び企業の積極的な参加による競争性の向上が図られることから、適切に評価できるよう配慮する。

○発注者支援業務等において設計共同体として認める業務区分は、以下の通りとする。

■設計共同体として認める業務区分

対象業務		分担できる業務の区分	
発注者支援業務	工事監督支援業務	業務内容	河川、道路、電気、機械、公園 等
		工種	維持修繕、改築 等
		区域	出張所(監督官)単位 河川単位 道路路線単位 等
	積算技術業務	業務内容	河川、道路、電気、機械、公園 等
		工種	維持修繕、改築 等
		区域	出張所(監督官)単位 河川単位 道路路線単位 等
公物管理補助業務	河川巡視支援業務	業務内容	河川、電気、機械 等
		区域	出張所単位 河川単位 等
	河川許認可審査支援業務	業務内容	河川、電気、機械 等 占用申請の審査受付、現地での占用状況の確認 等
		区域	出張所単位 河川単位 等
		業務内容	河川、電気、機械 等 流域放流区間巡回、ダム操作業務 等
	ダム管理支援業務	区域	出張所単位 河川単位 等
		業務内容	河川、電気、機械 等
	堰・排水機場等管理支援業務	区域	出張所単位 河川単位 施設単位 等
		業務内容	道路、電気、機械 等
		区域	占用申請の審査受付、現地立会 特車申請の審査・指導取締り 等
	道路許認可審査・適正化指導業務	区域	出張所単位 道路路線単位 等
		業務内容	河川、道路 等
		区域	河川単位 道路路線単位 等
用地補償総合技術業務		業務内容	河川、道路 等

4-1 審査・評価に関する基本的な考え方

(2) 行政事務補助業務①

I 発注方式

○全て一般競争入札(総合評価落札方式:簡易型(1:1))とする。

II 配点の基本的な考え方

○配置予定管理技術者(又は主任担当者)の「資格・実績等」や配置予定担当技術者の「実績」よりも「実施方針」の配点割合を高くする。

III 入札段階における配点

○入札段階における配置予定管理技術者(又は、主任担当者)の評価の「資格・実績等」、配置予定担当技術者の評価の「実績」、「実施方針」及び「賃上げ評価」に対する評価のウエイトは、以下の通りとする。

■調査設計資料作成業務

評価項目	管理技術者		担当技術者	技術提案等	賃上げ評価
	資格	実績等	実績	実施方針	
評価の ウエイト	35.3%		58.8%		5.9%
	11.8% (10)	17.6% (15)	5.9% (5)	58.8% (50)	5.9% (5)

■用地調査点検等技術業務

評価項目	主任担当者		技術提案等		賃上げ評価
	資格	実績等	実施方針	技術提案	
評価の ウエイト	35.3%		58.8%		5.9%
	11.8% (10)	23.5% (20)	29.4% (25)	29.4% (25)	5.9% (5)

■裁決申請等関係資料作成整理等業務

災害復旧用地関係資料作成整理等業務

評価項目	主任担当者		技術提案等	賃上げ評価
	資格	実績等	実施方針	
評価の ウエイト	35.3%		58.8%	5.9%
	11.8% (10)	23.5% (20)	58.8% (50)	5.9% (5)

IV 設計共同体の活用

○設計共同体による競争参加は認めない。

4-1 審査・評価に関する基本的な考え方

(3) 行政事務補助業務②

I 発注方式

○全て一般競争入札(総合評価落札方式:標準型(1:2))

II 配点の基本的な考え方

○配置予定管理技術者の「資格・実績等」や配置予定担当技術者の「実績」よりも「実施方針」や「技術提案」の配点割合を高くする。

○「実施方針」、「技術提案」は技術評価の配点合計の50%以上とする。

III 入札段階における配点

○配置予定管理技術者の評価の「資格・実績等」、配置予定担当技術者の評価の「実績」、「実施方針」、「技術提案」及び「賃上げ評価」に対する評価のウエイトは、以下の通りとする。

評価項目	管理技術者		担当技術者	技術提案等		賃上げ評価
	資格	実績等	実績	実施方針	評価テーマ	
評価のウエイト	23.5%		70.6%		5.9%	
	5.9% (5)	11.7% (10)	5.9% (5)	35.3% (30)	35.3% (30)	5.9% (5)

IV 設計共同体の活用

○設計共同体による競争参加は認めない。

4-2 資格要件について

4-2-1 基本的要件

(1) 発注者支援業務、公物管理補助業務、用地補償総合技術業務

①単体企業

- 1) 予算決算及び会計令(昭和22年勅令165号)第70条(一般競争に参加させることができない者)及び第71条(一般競争に参加させないことができる者)の規定に該当しない者であること。
- 2) 関東地方整備局(港湾空港関係を除く。)における令和7・8年度〇〇^{※1}に係る一般競争(指名競争)参加資格^{※2}の認定を受けていること。
(会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、関東地方整備局長が別に定める手続きに基づく一般競争(指名競争)入札参加資格の再認定を受けていること。)
- 3) 申請書の提出期限の日から開札の時までの期間に、関東地方整備局長から建設コンサルタント業務等に関し、指名停止の措置を受けていないこと。
- 4) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又は、これに準ずるものとして、国土交通省公共事業等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。
- 5) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てがなされている者(3)の再認定を受けた者を除く。)でないこと。
- 6) 法人税並びに消費税及び地方消費税の滞納が無いこと。
- 7) 労働保険、厚生年金保険等の適用を受けている場合、保険料等の滞納が無いこと。

【用地補償総合技術業務の場合、以下を適用】

- 8) 「補償コンサルタント登録規程」(昭和59年9月21日建設省告示第1341号)(以下、「登録規程」という。)第2条第1項の別表に掲げる総合補償部門又は土地調査部門、土地評価部門、物件部門及び補償関連部門の4部門全ての登録部門において登録を受けていること。

なお、登録規程第2条第1項の別表に掲げる総合補償部門又は土地調査部門、土地評価部門、物件部門及び補償関連部門の4部門全ての登録部門において登録を受けていない企業も申請書を提出することができるが、開札の時において、登録規程第2条第1項の別表に掲げる総合補償部門又は土地調査部門、土地評価部門、物件部門及び補償関連部門の4部門全ての登録部門において登録を受けていなければ

ならない。

9) 2)に掲げる一般競争(指名競争)参加資格の認定を受けていない者も申請書を提出することができるが、競争に参加するためには、開札の時において、当該資格の認定を受け、かつ、競争参加資格の確認を受けていなければならない。

②設計共同体^{※3}

1) 単体企業に掲げる条件を満たしている者により構成され、業務の特性に応じた分担業務となっている設計共同体であって、「競争参加者の資格に関する公示」(令和〇年〇月〇日【公示日】付け関東地方整備局長)に示すところにより、関東地方整備局長から〇〇〇〇業務に係る設計共同体としての競争参加者の資格の認定を当該業務の開札の時までに受けているものであること。

※1：〇〇には、「土木関係建設コンサルタント業務」、「補償関係コンサルタント業務」のうちいずれかを記載。

※2：4月1日以前の場合は、申請を行い受理されていること。

※3：設計共同体による競争参加を認める業種区分の場合に適用すること。

4-2-1 基本的要件

(2) 調査設計資料作成業務

① 単体企業(設計共同体での参加は認めない)

- 1) 予算決算及び会計令(昭和22年勅令165号)第70条(一般競争に参加させることができない者)及び第71条(一般競争に参加させないことができる者)の規定に該当しない者であること。
- 2) 関東地方整備局(港湾空港関係を除く。)における令和7・8年度土木関係コンサルタント業務に係る一般競争(指名競争)参加資格の認定を受けていること。
(会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、関東地方整備局長が別に定める手続きに基づく一般競争(指名競争)入札参加資格の再認定を受けていること。)
- 3) 申請書の提出期限の日から開札の時までの期間に、関東地方整備局長から建設コンサルタント業務等に関し、指名停止の措置を受けていないこと。
- 4) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又は、これに準ずるものとして、国土交通省公共事業等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。
- 5) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てがなされている者(2)の再認定を受けた者を除く。)でないこと。
- 6) 2)に掲げる一般競争(指名競争)参加資格の認定を受けていない者も申請書を提出することができるが、競争に参加するためには、開札の時において、当該資格の認定を受け、かつ、競争参加資格の確認を受けていなければならない。
- 7) 法人税並びに消費税及び地方消費税の滞納が無いこと。
- 8) 労働保険、厚生年金保険等の適用を受けている場合、保険料等の滞納が無いこと。

4-2-1 基本的要件

(3) 用地調査点検等技術業務、裁決申請等関係資料作成整理等業務、災害復旧用地関係資料作成整理等業務

① 単体企業(設計共同体での参加は認めない)

- 1) 予算決算及び会計令(昭和22年勅令165号)第70条(一般競争に参加させることができない者)及び第71条(一般競争に参加させないことができる者)の規定に該当しない者であること。
- 2) 関東地方整備局(港湾空港関係を除く。)における令和7・8年度補償関係コンサルタント業務に係る一般競争(指名競争)参加資格の認定を受けていること。
(会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、関東地方整備局長が別に定める手続きに基づく一般競争(指名競争)入札参加資格の再認定を受けていること。)
- 3) 申請書の提出期限の日から開札の時までの期間に、関東地方整備局長から建設コンサルタント業務等に関し、指名停止の措置を受けていないこと。
- 4) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又は、これに準ずるものとして、国土交通省公共事業等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。
- 5) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てがなされている者((2)の再認定を受けた者を除く。)でないこと。
- 7) 法人税並びに消費税及び地方消費税の滞納が無いこと。
- 8) 労働保険、厚生年金保険等の適用を受けている場合、保険料等の滞納が無いこと。

【用地調査点検等業務の場合、以下を適用】

- 9) 「補償コンサルタント登録規程」(昭和59年9月21日建設省告示第1341号)(以下「登録規程」という。)第2条第1項の別表に掲げる「補償関連部門」、「総合補償部門」又は「土地調査部門及び物件部門の両部門」の登録部門において登録を受けていること。

なお、登録規程第2条第1項の別表に掲げる「補償関連部門」、「総合補償部門」又は「土地調査部門及び物件部門の両部門」の登録部門において登録を受けていない企業も申請書を提出することができるが、開札の時において、登録規程第2条第1項の別表に掲げる「補償関連部門」、「総合補償部門」又は「土地調査部門及び物件部門の両部門」の登録部門において登録を受けていなければならない。

【裁決申請等関係資料作成整理等業務及び災害復旧用地関係資料作成整理等業務の場合、以下を適用】

- 10) 登録規程第2条第1項の別表に掲げる「補償関連部門」、「総合補償部門」、「土地調査部門」、「物件部門」のうちいずれかの登録部門において登録を受けていること。なお、登録規程第2条第1項の別表に掲げる「補償関連部門」、「総合補償部門」、「土地調査部門」、「物件部門」の登録部門において登録を受けていない企業も申請書を提出することができるが、開札の時において、登録規程第2条第1項の別表に掲げる「補償関連部門」、「総合補償部門」、「土地調査部門」、「物件部門」のうちいずれかの登録部門において登録を受けていなければならない。
- 11) 2)に掲げる一般競争(指名競争)参加資格の認定を受けていない者も申請書を提出することができるが、競争に参加するためには、開札の時において、当該資格の認定を受け、かつ、競争参加資格の確認を受けていなければならない。

4-2-1 基本的要件

(4) 施工体制調査業務

①単体企業(設計共同体での参加は認めない)

- 1) 予算決算及び会計令(昭和22年勅令165号)第70条(一般競争に参加させることができない者)及び第71条(一般競争に参加させないことができる者)の規定に該当しない者であること。
- 2) 関東地方整備局(港湾空港関係を除く。)における令和7・8年度土木関係コンサルタント業務に係る一般競争(指名競争)参加資格の認定を受けていること。
(会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、関東地方整備局長が別に定める手続きに基づく一般競争(指名競争)入札参加資格の再認定を受けていること。)
- 3) 申請書の提出期限の日から開札の時までの期間に、関東地方整備局長から建設コンサルタント業務等に関し、指名停止の措置を受けていないこと。
- 4) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又は、これに準ずるものとして、国土交通省公共事業等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。
- 5) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てがなされている者(2)の再認定を受けた者を除く。)でないこと。
- 6) 法人税並びに消費税及び地方消費税の滞納が無いこと。
- 7) 労働保険、厚生年金保険等の適用を受けている場合、保険料等の滞納が無いこと。
- 8) 2)に掲げる一般競争(指名競争)参加資格の認定を受けていない者も申請書を提出することができるが、競争に参加するためには、開札の時において、当該資格の認定を受け、かつ、競争参加資格の確認を受けていなければならない。

4-2-2 中立性・公平性に関する資格要件

(1) 発注者支援業務、公物管理補助業務、用地補償総合技術業務

① 入札参加者間に資本関係・人的関係^{※1}がないこと。

【発注者支援業務及びダム管理支援業務の場合、以下を適用】 (注1)

② 業務の履行期間中に工期がある当該事務所(管理所)の発注工事に参加^{※2}している者及びその発注工事に参加している者と資本面・人事面^{※3}で関係がないこと。

【河川巡視支援業務、河川許認可審査支援業務及びダム管理支援業務の場合、以下を適用】 (注2)

③ 業務対象河川内の占用者及びその占用者等と資本面・人事面^{※3}で関係がないこと。

【道路許可審査・適正化指導業務の場合、以下を適用】

④ 業務に関連する特定の企業や団体と資本面・人事面^{※3}における関連の有無に関わらず、業務提携及び技術提携等を行うなど、中立性・公平性に欠けることがないこと。

【用地補償総合技術業務の場合、以下を適用】

⑤ 入札に参加しようとする者は、本業務の履行箇所に係る被補償者との間において、資本的・人的関係^{※4}がないこと。

⑥ 上記②～⑤の確認資料又は誓約書を提出する。

(注1)：業務内容に監督の支援、積算の支援、技術審査の支援に関する業務が付随されている場合に適用。

(注2)：業務内容に許認可等の審査、指導の支援に関する業務が付随されている場合に適用。

※1：「資本関係、人的関係」とは以下のものをいう。

○資本関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。

a) 子会社等(会社法(平成17年法律第86号)第2条第3号の2に規定する子会社をいう。b)において同じ。)と親会社等(同条第4号の2に規定する親会社等をいう。b)において同じ)の関係にある場合

b) 親会社等と同じくする子会社等同士の関係にある場合

○人的関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。但しa)については、会社等(会社法施行規則(平成18年法務省令第12号)第2条第3項第2号に規定する会社等をいう。以下同じ。)民事再生法(平成11年法律第225号)第2条第4号に規定する再生手続きが存続中の会社等又は更生会社(会社更生法(平成14年法律第154号)第2条第7項に規定する更生会社をいう。)である場合を除く。

- a)一方の会社等の役員(株式会社の取締役(指名委員会等設置会社にあっては執行役)、持分会社(合名会社、合資会社若しくは合同会社をいう。)の業務を執行する社員、組合の理事又はこれらに準ずる者をいう。以下同じ。)が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合
- b)一方の会社等の役員が、他方の会社等の民事再生法第64条第2項又は会社更生法第67条第1項の規定により選任された管財人(以下単に「管財人」という。)を現に兼ねている場合
- c)一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合

○その他入札の適正さが阻害されると認められる場合

組合(設計共同体を含む。)とその構成員が同一の入札に参加している場合その他上記の資本関係又は人的関係と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合。

※2 : 「発注工事に参加」とは、当該工事を受注又は当該工事の下請けをしていること。

※3 : 「資本面・人事面で関係がある場合」とは以下のものをいう。

- 1)一方の会社等が他方の会社等の発行済株式総数の100分の50を超える株式を有し、又はその出資の総額の100分の50を超える出資をしている場合。
- 2)一方の会社等の代表権を有する役員が他方の会社等の代表権を有する役員を兼ねている場合。

※4 : 「資本的・人的関係がないこと」とは以下のことをいう。

- 1)会社法に基づく子会社等、親会社等の関係にないこと。
- 2)入札参加者自身が被補償者でないこと及び入札参加者の役員が被補償者でないこと又は入札参加者の役員が被補償者の役員を兼ねていないこと。

4-2-2 中立性・公平性に関する資格要件

(2) 調査設計資料作成業務

- ①入札に参加しようとする者の間に資本関係・人的関係^{※1}がないこと。
- ②業務の履行期間中に履行期間がある当該事務所(管理所)の発注業務に参加している者^{※2}及びその発注業務に参加している者と資本面・人事面^{※3}で関係がないこと。
- ③上記①～②が確認できる資料として誓約書を提出する。

※1、※2、※3について、「4-2-2中立性・公平性に関する資格要件(1) 発注者支援業務、公物管理補助業務、用地補償総合技術業務」の※1、※2、※3と同様。

4-2-2 中立性・公平性に関する資格要件

(3) 用地調査点検等技術業務、裁決申請等関係資料作成整理等業務、災害復旧用地関係資料作成整理等業務

①入札に参加しようとする者との間に資本関係・人的関係^{※1}がないこと。

【用地調査点検等技術業務の場合、以下を適用】

②本業務を受注した者及び本業務を受注した者と資本面・人事面で関係がある者^{※2}は、履行期間中、本業務の履行箇所に係る他の用地調査等業務の入札に参加してはならない。

【用地調査点検等技術業務の場合、以下を適用】

③本業務の履行期間中に本業務の履行箇所に係る用地調査等業務の履行期間がある業務を受注している者及びその者と資本面・人事面で関係がある者^{※2}は当該業務を受注することができない。^{※3}

④本業務の履行箇所に係る被補償者との間において、資本的・人的関係がないこと。^{※4}

⑤上記②～④の確認資料又は誓約書を提出する。

※1、※2、※4について、「4-2-2 中立性・公平性に関する資格要件(1) 発注者支援業務、公物管理補助業務、用地補償総合技術業務」の※1、※3、※4と同様。

※3：他の用地調査等業務及び当該業務の履行期間中に、当該業務の履行箇所に係る用地調査等業務の履行期間がある業務が、事業認定申請図書等作成業務など、当該業務における権利者に対する適正な補償の確保に影響を与えない業務である場合にはこの限りではない。

4-2-2 中立性・公平性に関する資格要件

(4) 施工体制調査業務

①入札に参加しようとする者との間に資本関係・人的関係^{※1}がないこと。

②業務の履行期間中に工期がある当該事務所(管理所)の発注工事に参加^{※2}している者及びその発注工事に参加している者と資本面・人事面^{※3}で関係がないこと。

③上記①～②が確認できる資料として誓約書を提出する。

※1、※2、※3について、「4-2-2 中立性・公平性に関する資格要件(1) 発注者支援業務、公物管理補助業務、用地補償総合技術業務」の※1、※2、※3と同様。

4-2-3 業務実施体制、実績等に関する資格要件

(1) 発注者支援業務、公物管理補助業務

- ①競争参加資格確認申請者は、○○^{※1}に業務拠点(配置予定管理技術者が恒常に常駐し業務を行うところ)を有するものであること。
- ②業務の主たる部分を再委託していないこと。
業務の分担構成が不明確又は不自然でないこと。
設計共同体の場合、業務の分担構成が必要以上に細分化されないこと。^{※2}
- ③「国、特殊法人、地方公共団体等」^{※3}から受注した、平成22年度から公示日までの間に完了した発注者支援業務等^{※4}において、1件以上^{※5}の実績を有すること。
- ④上記の実績業務において、地方整備局等委託業務等成績評定要領に基づく業務成績がある場合、60点以上であること。(60点未満の場合は実績として認めない)

※1：業務により以下のとおりとする。

- 発注者支援業務、河川許認可審査支援業務、道路許認可・適正化指導業務の場合
合：「関東地方整備局管内」
- 河川巡視業務、ダム管理支援業務、堰・排水機場等管理支援業務の場合
：「○○県内」

※2：設計共同体による競争参加を認める業種区分の場合に適用すること。

※3：「国、特殊法人、地方公共団体等」とは、国、特殊法人^(注1)、地方公共団体^(注2)、
地方公社^(注3)、公益法人^(注4)、大規模な土木工事を行う公益民間企業^(注5)をいう。

(注1)：「特殊法人」とは、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律施行令第一条に示す以下のものをいう。

- 国際空港(株)：新関西、成田
- 高速道路(株)：東日本、中日本、西日本、本州四国連絡、首都、阪神
- 日本中央競馬会
- 中間貯蔵・環境安全事業(株)
- 沖縄科学技術大学院大学学園
- 国立研究開発法人
 - 宇宙航空研究開発機構、科学技術振興機構、情報通信研究機構、
森林研究・整備機構、日本原子力研究開発機構
- 独立行政法人
 - 空港周辺整備機構、高齢・障害・求職者雇用支援機構、
国際協力機構、国立科学博物館、国立高等専門学校機構、
国立女性教育会館、国立青少年教育振興機構、国立美術館、
国立文化財機構、自動車事故対策機構、中小企業基盤整備機構、
鉄道建設・運輸施設整備支援機構、都市再生機構、日本学生支援機構、

日本芸術文化振興会、日本高速道路保有・債務返済機構、
日本スポーツ振興センター、水資源機構、労働者健康安全機構
(日本道路公団など同条に規定する法人の組織改編前の法人、附則第2条
及び第3条に示す独立行政法人を含む)

- 国土交通省所管のその他の独立行政法人
- 地方共同法人日本下水道事業団
- 文部科学省所管の大学共同利用機関法人

(注2) : 「地方公共団体」とは、地方自治法第1条の3に規定する以下のものをいう。

- 普通地方公共団体:都道府県、市町村
- 特別地方公共団体:特別区、地方公共団体の組合、財産区、地方開発事業団

(注3) : 「地方公社」とは、以下のものをいう。

- 地方道路公社法に基づく道路公社
- 公有地の拡大の推進に関する法律に基づき都道府県が設置した「土地開発公社」
- 地方住宅供給公社法に基づき都道府県が設立した「住宅供給公社」

(注4) : 「公益法人」とは、以下のものをいう。

- 一 公益法人とは、一般社団法人又は一般財団法人に関する法律に基づき設立された一般社団法人又は一般財団法人、及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律に基づき認定を受けた公益社団法人又は公益財団法人。
- 二 旧民法第34条の規定により設立された社団法人又は財団法人であって、平成20年12月1日現在、現に存する法人であって、新制度の移行の登記をしていない法人(特例社団法人又は特例財団法人)。

(注5) : 「大規模な土木工事を行う公益民間企業」とは、以下のものをいう。

- 鉄道会社、空港会社、道路会社、電力会社、ガス会社、石油備蓄会社、
電気通信会社

※4 : 「発注者支援業務等」とは、以下のものをいう。

発注者支援業務、公物管理補助業務、行政事務補助業務(公物管理補助業務のみ対象)、CM業務、PFI事業技術アドバイザリー業務、土木設計業務、調査検討・計画策定業務、管理施設調査・運用・点検業務、測量業務、地質調査業務

※5 : 記載する業務件数は、最大2件とする。

4-2-3 業務実施体制、実績等に関する資格要件

(2) 用地補償総合技術業務

- ①競争参加資格確認申請書者は、関東地方整備局管内に業務拠点(配置予定主任担当者が恒常に常駐し業務を行うところ)を有すること。
- ②業務の主たる部分を再委託するものでないこと。
業務の分担構成が不明確又は不自然でないこと。
設計共同体の場合、業務の分担構成が必要以上に細分化されないこと。^{※1}
- ③「国、特殊法人、地方公共団体等」^{※2}から受注した、平成22年度から公示日までの間に完了した用地補償技術(補助)業務等^{※3}において、1件以上^{※4}の実績を有すること
- ④上記の実績業務において、関東地方整備局用地調査等請負業務成績評定要領等^{※5}に基づく業務成績がある場合、60点以上であること。(60点未満の場合は実績として認めない)

※1について、「4-2-3 業務実施体制、実績等に関する資格要件(1) 発注者支援業務、公物管理補助業務」の※2と同様。

※2：「国、特殊法人、地方公共団体等」とは、国、特殊法人^(注1)、地方公共団体^(注2)、地方公社^(注3)又は土地収用法第3条各号の一に規定する事業を行う者をいう。
注1～3については、「4-2-3 業務実施体制、実績等に関する資格要件(1) 発注者支援業務、公物管理補助業務」と同様。

※3：「用地補償技術(補助)業務等」とは、以下のものをいう。

○「補償コンサルタント登録規程」第2条第1項の別表及び「補償コンサルタント登録規程の施行及び運用について」(令和6年12月24日付国不用第34号)記1の別紙に定めるいずれかの業務。
(用地補償技術(補助)業務、用地補償総合技術業務、用地関係資料作成整理等業務、用地調査点検等技術業務、裁決申請等関係資料作成整理等業務、災害復旧用地関係資料作成整理等業務及び環境省発注業務で中間貯蔵施設整備事業に従事し、環境省から業務実績の証明を受けた事業を含む。)

※4：記載する業務件数は、1件とする。

※5：「関東地方整備局用地調査等請負業務成績評定要領等」とは、以下のものをいう。

○関東地方整備局用地調査等請負業務成績評定要領
○関東地方整備局用地関係業務成績評定要領
○地方整備局用地関係業務成績評定要領
○国土交通省、内閣府沖縄総合事務局開発建設部(いずれも港湾空港関係を除く)が定める成績評定要領

4-2-3 業務実施体制、実績等に関する資格要件

(3) 調査設計資料作成業務

- ① 競争参加資格確認申請者は、関東地方整備局管内に業務拠点(配置予定管理技術者が恒常的に常駐し業務を行うところ)を有するものであること。
- ② 業務の主たる部分を再委託するものでないこと。
業務の分担構成が不明確又は不自然でないこと。
- ③ 「国、特殊法人、地方公共団体等」^{※1}から受注した、平成22年度から公示日までの間に完了した発注者支援業務等^{※2}において、1件以上^{※3}の実績を有すること。
- ④ 上記の実績業務において、地方整備局等委託業務等成績評定要領に基づく業務成績がある場合、60点以上であること。(60点未満の場合は欠格)

※1、※2、※3について、「4-2-3 業務実施体制、実績等に関する資格要件(1) 発注者支援業務、公物管理補助業務」の※3、※4、※5と同様。

4-2-3 業務実施体制、実績等に関する資格要件

(4) 用地調査点検等技術業務、裁決申請等関係資料作成整理等業務、災害復旧用地関係資料作成整理等業務

- ①競争参加資格確認申請者は、関東地方整備局管内に業務拠点(配置予定主任担当者が恒常に常駐し業務を行うところ)を有するものであること。
- ②業務の主たる部分を再委託していないこと。
業務の分担構成が不明確又は不自然でないこと。
- ③「国、特殊法人、地方公共団体等」※¹から受注した、平成22年度から公示日までに完了した用地補償技術(補助)業務等※²において、1件以上※³の実績を有すること。
- ④上記の実績業務において、関東地方整備局用地調査等請負業務成績評定要領等※⁴に基づく業務成績がある場合、60点以上であること。(60点未満の場合は実績として認めない)
- ⑤令和4年度から令和5年度までに完了した業務のうち、関東地方整備局発注業務(港湾空港関係を除く)の「補償関係コンサルタント業務」の平均業務成績が60点以上であること。
- ⑥守秘義務の厳守及び違反した場合の適切な罰則などについて、社則などに明記していること。
- ⑦用地補償に関する社内研修を定期的に実施している者であること又は用地補償に関する他機関主催の研修に参加している者であること。

※1、※2、※3、※4について、「4-2-3業務実施体制、実績等に関する資格要件(2) 用地補償総合技術業務」の※2、※3、※4、※5と同様。

4-2-3 業務実施体制、実績等に関する資格要件

(5) 施工体制調査業務

○業務実施体制、実績等に関する資格要件

- ①競争参加資格確認申請者は、関東地方整備局管内に業務拠点(配置予定管理技術者が恒常に常駐し業務を行うところ)を有すること。
- ②業務の主たる部分を再委託していないこと。
業務の分担構成が不明確又は不自然でないこと。
- ③「国、特殊法人、地方公共団体等」※¹から受注した、平成22年度から公示日までの間に完了した発注者支援業務等※²において、1件以上※³の実績を有すること。
- ④上記の実績業務において、地方整備局等委託業務等成績評定要領に基づく業務成績がある場合、60点以上であること。(60点未満の場合は実績として認めない)

※1、※2、※3について、「4-2-3業務実施体制、実績等に関する資格要件(1) 発注者支援業務、公物管理補助業務」の※3、※4、※5と同様。

4-2-4 配置予定管理技術者（主任担当者）に関する資格要件

（1）発注者支援業務※¹、公物管理補助業務

①以下のいずれかの資格等を有するもの

- 技術士（総合技術監理部門：建設部門関連科目又は建設部門）
- 一級土木施工管理技士
- 土木学会（特別上級、上級、1級）技術者
- RCCM又はRCCMと同等の能力を有する者※²
- 一級造園施工管理技士※³

【発注者支援業務の場合、以下を追加】

- （一社）全日本建設技術協会による公共工事品質確保技術者（Ⅰ）（Ⅱ）

【河川巡視支援業務の場合、以下を追加】

- 国土交通省登録技術者資格（施設分野：堤防・河道一業務：点検・診断）

【河川巡視支援業務及び河川許認可審査支援業務の場合、以下を追加】

- 河川維持管理技術者

【河川巡視支援業務、河川許認可審査支援業務、ダム管理支援業務及び堰・排水機場等管理支援の場合、以下を追加】

- 河川法第77条第1項の河川監理員の経験を1年以上有する者

【ダム管理支援業務の場合、以下を追加】

- 河川法第50条第1項の管理主任技術者の経験を5年以上有する者

【ダム管理支援業務及び堰・排水機場等管理支援の場合、以下を追加】

- 河川法施行規則第27条の2第1項第1号に基づく登録試験（ダム管理技士試験）に合格あるいは第2号の研修を修了した者

【道路許認可審査・適正化指導業務の場合、以下を追加】

- 道路法第71条第4項の道路監理員の経験を1年以上有する者
- 又はその他発注担当部署が認めた公物管理の資格を有する者

【河川巡視支援業務、河川許認可審査支援業務、ダム管理支援業務、堰・排水機場等管理支援及び道路許認可審査・適正化指導業務の場合、以下を追加】

- 河川又は道路関係の技術的行政経験※⁴を20年以上有する者

②「国、特殊法人、地方公共団体等」※⁵から受注した、平成22年度から公示日までの間に完了した同種又は類似業務※⁶について、1件以上の実績を有すること。

③上記の実績業務において、地方整備局等委託業務等成績評定要領に基づく業務成績がある場合、60点以上であること。（60点未満の場合は実績として認めない）

④本業務の履行期間中（契約日から業務完了まで）に、直接的雇用関係がなければなら

ない。

⑤公示日における手持ち業務量が「〇億円未満かつ〇件未満」※7の者であること。

※1：「工事監督支援業務」または「積算技術業務」のうち、電気通信設備工事のみが対象の場合は除く。

※2：「RCCM又はRCCMと同等が認めた同等の資格を有する者」とは以下のとおり。

○「RCCM」は、技術士部門と同様の建設部門に限る。

○「RCCMと同等の能力を有する者」とは、RCCM試験に合格しているが転職等により登録ができない立場にいる者。

※3：業務内容に造園工事が相当程度含まれる「工事監督支援業務」及び「積算技術業務」の場合に適用。

※4：「技術的行政経験」とは以下のとおり。

○国、都道府県、政令市、中核市、特殊法人等で職員として従事したことをいう。

※5：「4-2-3業務実施体制、実績等に関する資格要件(1) 発注者支援業務、公物管理補助業務」の※3と同様。

※6：元請として同種又は類似業務に従事した経験のほか、出向又は派遣、再委託を受けて行った業務実績も同種又は類似業務として認める。また、発注者として従事した同種又は類似業務の経験も実績として認める。ただし、照査技術者として従事した業務は除く。

※7：手持ち業務量について

○手持ち業務量の制限は、管理技術者又は担当技術者となっている契約金額500万円以上の業務を対象とし、5億円未満、10件未満を標準とする。

○手持ち業務のうち、国土交通省所管に係る建設コンサルタント業務等(港湾空港関係及び営繕工事に係るもの)において、調査基準価格を下回る金額で落札した業務がある場合には、手持ち業務量の契約金額を5億円から2.5億円に、件数を10件から5件にするものとする。

■同種又は類似業務 (●:同種業務 ○:類似業務)

(発注者支援業務)

業務内容 求める業務実績	発注者支援業務		
	積算技術業務	技術審査業務	工事監督支援業務
発注者支援業務	●	●	●
公物管理補助業務（河川・道路）	●	●	●
C M 業務	○	○	○
P F I 事業技術アドバイザリー業務	○	○	○
土木設計における概略・予備・詳細設計業務（河川・道路）	○	○	○
土木工事（監理技術者）	○	○	○

(公物管理補助業務)

業務内容 求める業務実績	公物管理補助業務				
	河川巡視支援業務	河川許認可支援業務	ダム管理支援業務	堰・排水機場等管理支援業務	道路許認可審査・適正化指導業務
発注者支援業務	●	●○	●○	●	●
公物管理補助業務（河川）	●	●○	●○	●	
公物管理補助業務（道路）					●
C M 業務					●
P F I 事業技術アドバイザリー業務					●
調査検討・計画策定業務（河川）	○	○	○	○	
管理施設調査・運用・点検業務（河川）	○	●○	○	○	
管理施設調査・運用・点検業務（道路）					●
土木設計における概略・予備・詳細設計業務（河川）	○	○	○	○	
土木設計における概略・予備・詳細設計業務（道路）					○
土木工事（監理技術者）	○	○	○	○	○

4-2-4 配置予定管理技術者（主任担当者）に関する資格要件

(2) 「工事監督支援業務」または「積算技術業務」のうち、
電気通信設備工事のみが対象の場合

①以下のいずれかの資格等を有するもの

- 技術士(総合技術監理部門:電気電子部門関連科目又は電気電子部門)
- 一級電気工事施工管理技士
- 一級電気通信工事施工管理技士
- (一社)全日本建設技術協会による公共工事品質確保技術者(I)(II)
- RCCM又はRCCMと同等の能力を有する者※1

②「国、特殊法人、地方公共団体等」※2から受注した、平成22年度から公示日までの間に完了した同種又は類似業務※3について、1件以上の実績を有すること。

③上記の実績業務において、地方整備局等委託業務等成績評定要領に基づく業務成績がある場合、60点以上であること。(60点未満の場合は実績として認めない)

④本業務の履行期間中(契約日から業務完了まで)に、直接的雇用関係がなければならない。

⑤公示日における手持ち業務量が「○億円未満かつ○件未満」※4の者であること。

※1、※2、※3、※4について、「4-2-4 配置予定管理技術者（主任担当者）に関する資格要件

(1)発注者支援業務、公物管理補助業務」の※2、※5、※6、※7と同様。

■同種又は類似業務 (●:同種業務 ○:類似業務)

(発注者支援業務)

業務内容	発注者支援業務	
	積算技術業務	工事監督支援業務
求める業務実績		
発注者支援業務	●	●
公物管理補助業務（河川・道路）	●	●
C M 業務	○	○
P F I 事業技術アドバイザリー業務	○	○
電気通信設備設計における概略・予備・詳細設計業務（河川・道）	○	○
電気通信設備工事（監理技術者）	○	○

4-2-4 配置予定管理技術者（主任担当者）に関する資格要件

（3）用地補償総合技術業務

①以下のいずれかの資格等を有するもの。

- 公共用地交渉業務及びこれに関連する業務を総合的に行う業務に関し7年以上の実務の経験を有する者であって、補償業務に関し5年以上の指導監督的実務の経験を有する者。
 - 補償業務全般に関する指導監督的実務の経験7年以上を含む20年以上の実務の経験を有する者。
 - 登録規程第2条第1項の別表に掲げる総合補償部門に係る補償業務管理者。
 - 一般社団法人日本補償コンサルタント協会が定める補償業務管理士研修及び検定試験実施規程(平成3年3月28日理事会決定)(以下「実施規程」という。)第3条に掲げる総合補償部門において実施規程第14条に基づく補償業務管理士登録台帳に登録された補償業務管理士。
 - 実施規程第3条に掲げる土地調査部門、土地評価部門、物件部門及び補償関連部門の4部門全てにおいて実施規程第14条に基づく補償業務管理士登録台帳に登録された補償業務管理士。
- ②「国、特殊法人、地方公共団体等」^{※1}から受注した、平成22年度から公示日までの間に完了した同種又は類似業務^{※2}において1件以上の実績^{※3}を有すること。
- ③上記の実績業務において、関東地方整備局用地調査等請負業務成績評定要領等^{※4}に基づく業務成績がある場合、60点以上であること。(60点未満の場合は実績として認めない)
- ④本業務の履行期間中(契約日から業務完了まで)に、直接的雇用関係がなければならない。
- ⑤配置予定主任担当者自身が被補償者でないこと及び被補償者の役員を兼ねていないこと。
- ⑥公示日における手持ち業務量が「〇億円未満かつ〇件未満」^{※5}の者であること。

※1、※3、※4について、「4-2-3業務実施体制、実績等に関する資格要件(2)用地補償総合技術業務」の※2、※4、※5と同様。

※5について、「4-2-4配置予定管理技術者（主任担当者）に関する資格要件(1)発注者支援業務、公物管理補助業務」の※7と同様。

※2：「同種業務又は類似業務」とは、以下のものをいう。

●同種業務：登録規程第2条第1項の別表及び運用通知記1の別紙で定める補償関連部門の補償説明業務又は総合補償部門の公共用地交渉業務(用地補償技術(補助)業務及び用地補償総合技術業務を含む)

○類似業務：登録規程第2条第1項の別表及び運用通知記1の別紙に定めるいずれかの業務(同種業務を除き、用地関係資料作成整理等業務、裁決申請等関係資料作成整理等業務、災害復旧用地関係資料作成整理等業務及び用地調査点検等技術業務を含む。)。

4-2-4 配置予定管理技術者（主任担当者）に関する資格要件

（4）調査設計資料作成業務

①以下のいずれかの資格等を有するもの。

- 技術士（総合技術監理部門：建設部門関連科目又は建設部門）
- 土木施工管理技士（一級）
- 土木学会（特別上級、上級、1級）土木技術者
- （一社）全日本建設技術協会による公共工事品質確保技術者（Ⅰ）（Ⅱ）
- RCM又はRCCMと同等の能力を有する者^{※1}

- ②「国、特殊法人、地方公共団体等」^{※2}から受注した、平成22年度から公示日までの間に完了した同種又は類似業務^{※3}について、1件以上の実績を有すること。
- ③上記の実績業務において、地方整備局等委託業務等成績評定要領等に基づく業務成績がある場合、60点以上であること。（60点未満の場合は実績として認めない）
- ④本業務の履行期間中（契約日から業務完了まで）に、直接的雇用関係がなければならない。
- ⑤公示日における手持ち業務量が「○億円未満かつ○件未満」の者^{※4}であること。

※1、※2、※4について、「4-2-4 配置予定管理技術者（主任担当者）に関する資格要件（1）発注者支援業務、公物管理補助業務」の※2、※5、※7と同様。

※3：「同種又は類似業務」とは、以下のとおり。

同種業務：国、都道府県、政令市、特殊法人等が発注した行政事務補助業務又は発注者支援業務、公物管理補助業務。

類似業務：地方公共団体（都道府県及び政令市を除く）、地方公社、公益法人又は大規模な土木工事を行う公益民間企業が発注した行政事務補助業務又は発注者支援業務。

国、特殊法人等、地方公共団体、地方公社、公益法人又は大規模な土木工事を行う公益民間企業が発注した公物管理補助業務、CM業務、PFI事業技術アドバイザリー業務、土木設計における概略・予備・詳細設計業務、土木工事における監理技術者の業務。

また、元請として同種又は類似業務に従事した経験のほか、出向又は派遣、再委託を受けて行った業務実績も同種又は類似業務として認める。また、発注者として従事した同種又は類似業務の経験も実績として認める。ただし、照査技術者として従事した業務は除く。

4-2-4 配置予定管理技術者（主任担当者）に関する資格要件

（5）用地調査点検等技術業務、裁決申請等関係資料作成整理等業務、災害復旧用地関係資料作成整理等業務

①以下のいずれかの資格等を有するもの。

- 登録規程第2条第1項の別表に掲げる「補償関連部門」、「総合補償部門」、「土地調査部門」又は「物件部門」に係る補償業務管理者
- 実施規程第3条に掲げる「補償関連部門」、「総合補償部門」、「土地調査部門」又は「物件部門」において実施規程第14条に基づく補償業務管理士登録台帳に登録された補償業務管理士
- 登録規程第2条第1項の別表及び運用についての記1の別紙に掲げる「補償関連部門」、「総合補償部門」、「土地調査部門」又は「物件部門」に係る補償業務に関し7年以上の実務経験を有する者^{※1}
- ②「国、特殊法人、地方公共団体等」^{※2}から受注した、平成22年度から公示日までに完了した同種又は類似業務^{※3}において1件以上の実績を有すること。
- ③上記の実績業務において、関東地方整備局用地調査等請負業務成績評定要領等^{※4}に基づく業務成績がある場合、60点以上であること。(60点未満の場合は欠格)
- ④令和2年度から令和5年度の間に完了した業務^{※5}のうち、関東地方整備局発注業務（港湾空港関係を除く）の「補償関係コンサルタント業務」の平均業務成績が60点以上であること。
- ⑤本業務の履行期間中（契約日から業務完了まで）に、直接的雇用関係がなければならない。
- ⑥配置予定主任担当者自身が被補償者でないこと及び被補償者の役員を兼ねていないこと。
- ⑦公示日における手持ち業務量が「〇億円未満かつ〇件未満」^{※6}の者であること。

※2、※4、※6について、「4-2-4 配置予定管理技術者（主任担当者）に関する資格要件（3）用地補償総合技術業務」の※1、※4、※5と同様。

※1：用地調査点検等技術業務の場合のみ、以下を適用する。

○「総合補償部門」にあっては、補償業務に関し7年以上の実務経験を有する者であって、補償業務に関し5年以上の指導監督的実務経験を有する者

※3：「同種又は類似業務」とは、以下のとおり。

●同種業務：登録規程第2条第1項の別表及び運用通知記1の別紙に定める「補償関連部門」の補償業務(用地関係資料作成整理等業務、用地調査点検等技術業務、用地補償技術(補助)業務、用地補償総合技術業務、災害復旧用地関係資料作成整理等業務及び裁決申請等関係資料作成整理等業務^(注)を含む。)。

○類似業務：登録規程第2条第1項の別表及び運用通知記1の別紙に定めるいづれかの業務(同種業務を除く)。

(注)：災害復旧用地関係資料作成整理等業務及び裁決申請等関係資料作成整理等業務のみ適用。

※5：「完了した業務」とは、以下のとおり。

○主任担当者又は担当技術者において従事した業務であること。
○ただし、関東地方整備局が発注した100万円を超える業務の受注実績がない場合は、この限りではない。

4-2-4 配置予定管理技術者（主任担当者）に関する資格要件

（6）施工体制調査業務

①以下のいずれかの資格等を有するもの。

- 技術士（総合技術監理部門：建設部門関連科目又は建設部門）
- 土木施工管理技士（一級）
- 土木学会（特別上級、上級、1級、2級）土木技術者
- （一社）全日本建設技術協会による公共工事品質確保技術者（Ⅰ）（Ⅱ）
- RCCM又はRCCMと同等の能力を有する者^{※1}

③「国、特殊法人、地方公共団体等」^{※2}から受注した、平成22年度から公示日までの間に完了した同種又は類似業務^{※3}について、1件以上の実績を有すること。

④上記の実績業務において、地方整備局等委託業務等成績評定要領等に基づく業務成績がある場合、60点以上であること。（60点未満の場合は実績として認めない）

⑤本業務の履行期間中（契約日から業務完了まで）に、直接的雇用関係がなければならぬ。

⑥公示日における手持ち業務量が「○億円未満かつ○件未満」の者^{※4}であること。

※1、※2、※3、※4について、「4-2-4 配置予定管理技術者（主任担当者）に関する資格要件

（4）調査設計資料作成業務」の※1、※2、※3、※4と同様。

4-2-5 配置予定担当技術者に関する資格要件

(1) 発注者支援業務^{※1}、公物管理補助業務

①以下のいずれかの資格等を有するもの^{※2}

- 技術士(総合技術監理部門:建設部門関連科目又は建設部門)
- 技術士補(建設部門)
- ORCCM又はRCCMと同等の能力を有する者^{※3}
- 土木施工管理技士(一級、二級)
- 土木施工管理技士補(一級)
- 土木学会(特別上級、上級、1級、2級)土木技術者
- 「予定管理技術者に必要とされる同種又は類似業務等の実績」と同様の実務経験が1年以上の者^{※4}
- 河川又は道路関係の技術的行政経験^{※5}を5年以上有する者

【発注者支援業務の場合、以下を追加】

- (一社)全日本建設技術協会による公共工事品質確保技術者(I)(II)

【河川巡視支援業務の場合、以下を追加】

- 国土交通省登録技術者資格(施設分野:堤防・河道一業務:点検・診断)

【河川巡視支援業務、河川許認可審査支援業務及び堰・排水機場等管理支援業務の場合、以下を追加】

- 河川維持管理技術者
- 河川点検士

【河川巡視支援業務、河川許認可審査支援業務、堰・排水機場等管理支援業務及びダム管理支援業務の場合、以下を追加】

- 河川法第77条第1項の河川監理員の経験を1年以上有する者
- その他発注担当部署が認めた公物管理の資格を有する者

【ダム管理支援業務の場合、以下を追加】

- 河川法第50条第1項の管理主任技術者の経験を5年以上有する者

【ダム管理支援業務及び堰・排水機場等管理支援業務の場合、以下を追加】

- 河川法施行規則第27条の2第1項第1号に基づく登録試験(ダム管理技士試験に合格あるいは第2号の研修を修了した者)

【道路許認可審査・適正化指導業務の場合、以下を追加】

- 道路法第71条第4項の道路監理員の経験を1年以上有する者
- 道路交通行政経験を5年以上有する者

②発注者支援業務の業務内容に土木營繕、電気通信設備等の工事が相当程度含まれる場合は、以下の資格を加える。

【発注者支援業務】

1) 土木營繕工事が相当数含まれる場合

- 建築士(一級、二級)
- 建築施工管理技士(一級、二級)
- 建築施工管理技士補(一級)

2) 造園工事が相当数含まれる場合

- 造園施工管理技士(一級、二級)
- 造園施工管理技士補(一級)
- 都市公園関係の技術的行政経験を5年以上有する者

【発注者支援業務及びダム管理支援業務】

3) 電気通信設備工事相当程度含まれる場合

- 技術士(総合技術監理部門:電気電子部門関連科目又は電気電子部門)
- 技術士補(電気電子部門)
- 電気工事施工管理技士(一級、二級)
- 電気工事施工管理技士補(一級)
- 電気通信工事施工管理技士(一級、二級)
- 電気通信工事施工管理技士補(一級)
- 電気工事士(第一種、第二種)
- 電気主任技術者(第一種、第二種、第三種)
- 電気通信主任技術者(伝送交換主任技術者又は線路主任技術者)
- 第一級陸上特殊無線技士の操作範囲の資格を有する者

4) 機械設備工事が相当数含まれる場合

- 技術士(総合技術監理部門:機械部門関連科目又は機械部門)
- 技術士補(機械部門)
- 建設機械施工管理技士(一級、二級)
- 建設機械施工管理技士補(一級)

5) 管工事が相当数含まれる場合

- 管工事施工管理技士(一級、二級)
- 管工事施工管理技士補(一級)

※1 : 「工事監督支援業務」または「積算技術業務」のうち、
電気通信設備工事のみが対象の場合は除く。

※2：担当技術者を複数名配置する場合、以下のとおりとする。

- 積算技術業務、技術審査業務及びダム管理支援業務の場合
 - ・一つの履行場所において担当技術者を複数配置する場合は、1名のみ資格を有する必要はない。
- 河川巡視支援業務の場合
 - ・担当技術者のうち1名以上が、「河川維持管理技術者」または「河川点検士」の資格を有する場合は、別の担当技術者1名に限り、資格を有する必要はない。
- 河川許認可審査支援業務の場合
 - ・一つの履行場所において担当技術者を複数配置する場合は、1名が資格をみたしていれば良い。ただし、資格者の配置割合は1／3(人)を下回らないこと。
- 道路許認可審査・適正化指導業務の場合
 - ・一つの履行場所において担当技術者を複数配置する場合は、1名が資格を満たしていれば良い。ただし、資格者の配置割合は1／5(人)を下回らないこと。
(特車業務は、1／3(人))

※3：「RCCM又はRCCMと同等が認めた同等の資格を有する者」とは以下のとおり。

- 「RCCM」は、技術士部門と同様の建設部門に限る。
- 「RCCMと同等の能力を有する者」とは、RCCM試験に合格しているが転職等により登録ができない立場にいる者。

※4：「実務経験が1年以上の者」とは、複数年契約の業務で完了していない場合においても、1年以上従事していれば、実務経験を有するものとする。

※5：「技術的行政経験」とは国、都道府県、政令市、中核市、特殊法人等で職員として従事したことをいう。

4-2-5 配置予定担当技術者に関する資格要件

(2) 「工事監督支援業務」または「積算技術業務」のうち、 電気通信設備工事のみが対象の場合

①以下のいずれかの資格等を有するもの。

- 技術士(総合技術監理部門:電気電子部門関連科目又は電気電子部門)
- 技術士補(電気電子部門)
- 電気工事施工管理技士(一級、二級)
- 電気工事施工管理技士補(一級)
- 電気通信工事施工管理技士(一級、二級)
- 電気通信工事施工管理技士補(一級)
- 電気工事士(第一種、第二種)
- 電気主任技術者(第一種、第二種、第三種)
- 電気通信主任技術者(電送交換主任技術者又は線路主任技術者)
- 第1級陸上特殊無線技士の操作範囲の資格を有する者
- ORCCM又はRCCMと同等の能力を有する者^{※1}
- 「予定管理技術者に必要とされる同種又は類似業務等の実績」と同様の実務経験が1年以上の者^{※2}
- 河川又は道路関係の技術的行政経験^{※3}を5年以上有する者

※1、※2、※3について、「4-2-5 配置予定担当技術者に関する資格要件(1)発注者支援業務、公物管理補助業務」の※3、※4、※5と同様。

4-2-5 配置予定担当技術者に関する資格要件

(3) 用地補償総合技術業務

①以下のいずれかの資格等を有するもの。

- 公共用地交渉業務及びこれに関連する業務を総合的に行う業務に関し5年以上の実務の経験を有する者であって、補償業務に関し3年以上の指導監督的実務の経験を有する者。
- 補償業務全般に関する指導監督的実務の経験5年以上を含む10年以上の実務の経験を有する者。
- 登録規程第2条第1項の別表に掲げる総合補償部門に係る補償業務管理者。
- 一般社団法人日本補償コンサルタント協会が定める「補償業務管理士研修及び検定試験実施規程(平成3年3月28日理事会決定)(以下「実施規程」という。)第3条に掲げる総合補償部門において実施規程第14条に基づく補償業務管理士登録台帳に登録された補償業務管理士。
- 実施規程第3条に掲げる土地調査部門、土地評価部門、物件部門及び補償関連部門の4部門全てにおいて実施規程第14条に基づく補償業務管理士登録台帳に登録された補償業務管理士。

②配置予定担当技術者自身が被補償者でないこと及び被補償者の役員を兼ねていないこと。

4-2-5 配置予定担当技術者に関する資格要件

(4) 調査設計資料作成業務

①以下のいずれかの資格等を有するもの。

- 技術士(総合技術監理部門:建設部門関連科目又は建設部門)
- 技術士補(建設部門)
- 土木施工管理技士(一級、二級)
- 土木施工管理技士補(一級)
- 土木学会(特別上級、上級、1級、2級)土木技術者
- (一社)全日本建設技術協会による公共工事品質確保技術者(I)(II)
- RCM又はRCCMと同等の能力を有する者^{※1}
- 「予定管理技術者に必要とされる同種又は類似業務等の実績」と同様の実務経験が1年以上の者^{※2}
- 河川又は道路関係の技術的行政経験^{※3}を5年以上有する者

※1、※2、※3について、「4-2-5配置予定担当技術者に関する資格要件(1)発注者支援業務、公物管理補助業務」の※3、※4、※5と同様。

4-2-5 配置予定担当技術者に関する資格要件

(5) 用地調査点検等技術業務、裁決申請等関係資料作成整理等業務、災害復旧用地関係資料作成整理等業務

- ①公共用地取得に関する補償業務について、1年以上の実務経験を有する者。^{※1}
- ②配置予定担当技術者自身が被補償者でないこと及び被補償者の役員を兼ねていないこと。
- ③業務の履行期間中(契約日から業務完了まで)に、直接的雇用関係があること。

※1 行政機関の職員としての経験、民間コンサルタントの職員としての経験の別を問わない

4-2-5 配置予定担当技術者に関する資格要件

(6) 施工体制調査業務

○配置予定（担当）技術者に関する資格要件

- ①以下のいずれかの資格等を有するもの。
 - 技術士（総合技術監理部門：建設部門関連科目又は建設部門）
 - 技術士補（建設部門）
 - 土木施工管理技士（一級、二級）
 - 土木施工管理技士補（一級）
 - 土木学会（特別上級、上級、1級、2級）土木技術者
 - （一社）全日本建設技術協会による公共工事品質確保技術者（I）（II）
 - RCCM又はRCCMと同等の能力を有する者^{※1}
 - 「予定管理技術者に必要とされる同種又は類似業務等の実績」と同様の実務経験が1年以上の者^{※2}
 - 河川又は道路関係の技術的行政経験^{※3}を5年以上有する者

※1、※2、※3について、「4-2-5 配置予定担当技術者に関する資格要件(1)発注者支援業務、公物管理補助業務」の※3、※4、※5と同様。

4-2-6 配置予定業務従事者に関する資格要件

(1) 用地補償総合技術業務

- ①以下の条件をすべて満たす者であること。ただし、業務従事者を複数名配置する場合、うち1名については、下記項目を満たす必要はない。
 - 公共用地取得に関する補償業務について、3年以上の実務経験を有する者(行政機関の職員としての経験、民間コンサルタントの職員としての経験の別を問わない)。
 - 配置予定業務従事者自身が被補償者でないこと及び被補償者の役員を兼ねていないこと

4-2-6 配置予定業務従事者に関する資格要件

(2) 用地調査点検等技術業務

- ①公共用地取得に関する補償業務について、1年以上の実務経験を有する者(行政機関の職員としての経験、民間コンサルタントの職員としての経験の別を問わない)。
- ②配置予定の業務に従事する者自身が被補償者でないこと及び被補償者の役員を兼ねていないこと。

4-3 【一般競争】総合評価落札方式における具体的な審査・評価について

I 入札説明書に明示すべき事項

1. 公示日
2. 契約担当官等
3. 業務名
4. 業務概要
 - 1) 業務目的
 - 2) 業務の内容
 - 3) 技術提案に関する要件
 - 4) 履行期間
 - 5) 主たる部分
 - 6) 再委託の禁止
 - 7) 成果品
 - 8) 総合評価落札方式
 - 9) 電子入札システム
 - 10) 貢上げ評価について
 - 11) 契約書(案)、特記仕様書
 - 12) 担当部局
5. 競争参加資格
 - 1) 単体企業に関する要件
 - 2) 設計共同体に関する要件(設計共同体を認める場合のみ)
 - 3) 入札参加者間の公平性に関する要件
 - 4) 競争参加資格確認申請者に関する要件
 - 5) 配置予定管理技術者に関する要件
 - 6) 配置予定担当技術者に関する要件
 - 7) 申請書に関する事項
6. 申請書及び資料等の提出等
7. 競争参加資格確認結果の通知及び競争参加資格がないと認めたものに対する理由の説明
8. 入札説明書及び積算基準資料等に対する質問の受付及び回答
9. 総合評価落札方式に関する事項
10. 入札及び開札の日時
11. 入札方法等
12. 電子くじについて
13. 入札保証金及び契約保証金
14. 開札
15. 入札の無効
16. 適正な調査及び調査内容の実効を担保するための措置
17. 契約書作成の要否
18. 支払条件
19. 火災保険付保の要否
20. 落札者の決定結果に不服がある者に対する理由の説明
21. 再苦情申立て
22. 関連情報を入手するための照会窓口
23. その他

4 発注者支援業務等における審査・評価

4-3 【一般競争】総合評価落札方式における具体的な審査・評価について

II 技術点を算出するための基準

○技術提案書の評価項目、判断基準、ならびに評価のウエイトは以下のとおりとする。

○なお、「実施方針」及び「技術提案」は、原則ヒアリングを通じた評価を実施せず、審査申請書類に記載された内容のみ確認する。

評価項目			業務分野別の評価基準			総合評価 (標準型)	
			工事監督支援	積算技術	技術審査		
管理技術者	資格要件	技術者資格等	①・技術士(総合技術監理部門:建設部門関連科目又は建設部門) ・一級土木施工管理技士 ・土木学会特別上級土木技術者、土木学会上級土木技術者又は土木学会一級土木技術者 ・(一社)全日本建設技術協会による公共工事品質確保技術者(I)、公共工事品質確保技術者(II)	①・技術士(総合技術監理部門:建設部門関連科目又は建設部門) ・一級土木施工管理技士 ・土木学会特別上級土木技術者、土木学会上級土木技術者又は土木学会一級土木技術者 ・(一社)全日本建設技術協会による公共工事品質確保技術者(I)、公共工事品質確保技術者(II) ※業務内容に造園工事が相当程度含まれると判断する場合 ・一級造園施工管理技士 ①電気通信設備工事の場合 ・技術士(総合技術監理部門-電気電子又は電気電子部門) ・一級電気施工管理技士 ・(一社)全日本建設技術協会による公共工事品質確保技術者(I)、公共工事品質確保技術者(II)	①・技術士(総合技術監理部門:建設部門関連科目又は建設部門) ・一級土木施工管理技士 ・土木学会特別上級土木技術者、土木学会上級土木技術者又は土木学会一級土木技術者 ・(一社)全日本建設技術協会による公共工事品質確保技術者(I)、公共工事品質確保技術者(II) ※業務内容に造園工事が相当程度含まれると判断する場合 ・一級造園施工管理技士 ②・RCCM又はRCCMと同等の能力を有する者(技術士部門と同様の部門に限る。)	①4 ②2	
			※業務内容に造園工事が相当程度含まれると判断する場合 ・一級造園施工管理技士 ①電気通信設備工事の場合 ・技術士(総合技術監理部門-電気電子又は電気電子部門) ・一級電気施工管理技士 ・(一社)全日本建設技術協会による公共工事品質確保技術者(I)、公共工事品質確保技術者(II)	①電気通信設備工事の場合 ・技術士(総合技術監理部門-電気電子又は電気電子部門) ・一級電気施工管理技士 ・(一社)全日本建設技術協会による公共工事品質確保技術者(I)、公共工事品質確保技術者(II)	②・RCCM又はRCCMと同等の能力を有する者(技術士部門と同様の部門に限る。)		
			②・RCCM又はRCCMと同等の能力を有する者(技術士部門と同様の部門に限る。)				
			継続教育取組実績	CPDの取得状況		1	
			①同種業務の実績がある。 ②類似業務の実績がある。			①5 ②3	
	専門技術力	業務執行技術力	①事務所等管内における同種又は類似業務の実績がある。 ②事務所等が所在する都県に隣接する都県(整備局管内)における同種又は類似業務の実績がある。 ③整備局管内における同種又は類似業務の実績がある。 ④事務所等が所在する都県に隣接する都県(整備局管外)における同種又は類似業務の実績がある。 ⑤その他(①～④以外)			①5 ②4 ③3 ④2 ⑤0	
	担当技術者等の経験	予定担当技術者等の専門技術力	① 同種業務の実績がある。 ② 類似業務の実績がある。 ③ ①、②以外	※複数の予定担当技術者が申請された場合は、申請された予定担当技術者の上位1名の評価値とする。		①5 ②3 ③0	
			業務理解度	業務の目的、条件、内容の理解度が高い場合に優位に評価する。		10	
実施方針等		実施体制	下記の場合に優位に評価する。 ・担当技術者(管理技術者は対象外)の人数、代替要員の確保など業務を遂行するうえで体制が確保されている場合。 ・担当技術者の技術力の確保及び向上に向けた取り組みが具体的に示されている場合。 ・業務発注担当部署からの指示事項等の担当技術者への円滑な伝達と共有のための手法、及び担当技術者へのフォロー方法が具体的に示されている場合。 ・業務工程等の変動による業務量の変動に対する業務実施体制が具体的に示されている場合。			20	
技術提案	本業務における留意点	的確性	必要なキーワード(着眼点、問題点、解決方法)が網羅されている場合に優位に評価する。			20	
		実現性	提案内容に説得力がある場合に優位に評価する。			10	
貢上げの実施に関する評価		大企業	令和7年4月以降に開始する参加者の最初の事業年度または令和7年(暦年)において、対前年度又は前年比で給与等受給者一人当たりの平均受給額を3%以上増加させる旨、従業員に表明している場合。			5	
		中小企業	令和7年4月以降に開始する参加者の最初の事業年度または令和7年(暦年)において、対前年度又は前年比で給与総額を1.5%以上増加させる旨、従業員に表明している場合。				

4 発注者支援業務等における審査・評価

4-3 【一般競争】総合評価落札方式における具体的な審査・評価について

評価項目			業務分野別の評価基準				総合評価 (標準型)			
			河川巡視支援	河川許認可審査支援	ダム管理支援	堰・排水機場等管理支援				
管理技術者	資格要件 技術者資格等	①・技術士(総合技術監理部門:建設部門関連科目又は建設部門) ・国土交通省登録技術者資格(施設分野:堤防・河道業務:点検・診断) ・土木学会特別上級土木技術者、土木学会上級土木技術者又は土木学会一級土木技術者 ・一級土木施工管理技士 ・河川法第77条1項の河川監理員の経験を1年以上有する者 ②・RCCM又はRCCMと同等の能力を有する者(技術士部門と同様の部門に限る。) ・河川又は道路関係の技術的な行政経験を20年以上有する者 ・その他発注担当部署が認めた公物管理の資格を有する者	①・技術士(総合技術監理部門:建設部門関連科目又は建設部門) ・河川維持管理技術者 ・土木学会特別上級土木技術者、土木学会上級土木技術者又は土木学会一級土木技術者 ・一級土木施工管理技士 ・河川法第77条1項の河川監理員の経験を1年以上有する者 ②・RCCM又はRCCMと同等の能力を有する者(技術士部門と同様の部門に限る。) ・河川又は道路関係の技術的な行政経験を20年以上有する者 ・その他発注担当部署が認めた公物管理の資格を有する者	①・技術士(総合技術監理部門:建設部門関連科目又は建設部門) ・土木学会特別上級土木技術者、土木学会上級土木技術者又は土木学会一級土木技術者 ・河川法施行規則第27条の2第1項第1号に基づく登録試験(ダム管理技士試験)に合格あるいは第2号の研修を修了した者 ・1級土木施工管理技士 ・河川法第77条1項の河川監理員の経験を1年以上有する者 ②・RCCM又はRCCMと同等の能力を有する者(技術士部門と同様の部門に限る。) ・河川又は道路関係の技術的な行政経験を20年以上有する者 ・その他発注担当部署が認めた公物管理の資格を有する者	①・技術士(総合技術監理部門:建設部門関連科目又は建設部門) ・河川維持管理技術者 ・土木学会特別上級土木技術者、土木学会上級土木技術者又は土木学会一級土木技術者 ・河川法施行規則第27条の2第1項第1号に基づく登録試験(ダム管理技士試験)に合格あるいは第2号の研修を修了した者 ・1級土木施工管理技士 ・河川法第77条1項の河川監理員の経験を1年以上有する者 ②・RCCM又はRCCMと同等の能力を有する者(技術士部門と同様の部門に限る。) ・河川又は道路関係の技術的な行政経験を20年以上有する者 ・その他発注担当部署が認めた公物管理の資格を有する者	①④ ②②				
			CPDの取得状況						1	
	専門技術力 業務執行技術力	①同種業務の実績がある。 ②類似業務の実績がある。							①⑤ ②③	
担当技術者等の経験	情報収集力 地域精通度	①事務所等管内における同種又は類似業務の実績がある。 ②事務所等が所在する都県に隣接する都県(整備局管内)における同種又は類似業務の実績がある。 ③整備局管内における同種又は類似業務の実績がある。 ④事務所等が所在する都県に隣接する都県(整備局管外)における同種又は類似業務の実績がある。 ⑤その他(①～④以外)						①⑤ ②④ ③③ ④② ⑤①		
	資格要件 技術者資格等	①・技術士(総合技術管理部門:建設部門関連科目又は建設部門) ・国土交通省登録技術者資格(施設分野:堤防・河道業務:点検・診断) ・土木学会特別上級土木技術者、土木学会上級土木技術者又は土木学会一級土木技術者 ・一級土木施工管理技士 ・河川法第77条1項の河川監理員の経験を1年以上有する者 ②・技術士補 ・一級土木施工管理技士補 ・二級土木施工管理技士 ・土木学会二級土木技術者 ・RCCM又はRCCMと同等の能力を有する者(技術士部門と同様の部門に限る。) ・河川又は道路関係の技術的な行政経験を5年以上有する者 ・その他発注担当部署が認めた公物管理の資格を有する者 ※1	—	—	—	—	①② ②①			
	専門技術力 業務執行能力等	① 同種業務の実績がある。 ② 類似業務の実績がある。 ③ ①、②以外 ※1	—	—	—	—	—	①③ ②② ③①		
	予定担当技術者の専門技術力	—	① 同種業務の実績がある。 ② 類似業務の実績がある。 ③ ①、②以外 ※2	① 同種業務の実績がある。 ② 類似業務の実績がある。 ③ ①、②以外 ※2	① 同種業務の実績がある。 ② 類似業務の実績がある。 ③ ①、②以外 ※2	① 同種業務の実績がある。 ② 類似業務の実績がある。 ③ ①、②以外 ※2	—	①⑤ ②③ ③①		

4 発注者支援業務等における審査・評価

4-3 【一般競争】総合評価落札方式における具体的な審査・評価について

評価項目		業務分野別の評価基準				総合評価 (標準型)	
		河川巡視支援	河川許認可審査支援	ダム管理支援	堰・排水機場等管理支援		
実施方針等	業務理解度	業務の目的、条件、内容の理解度が高い場合に優位に評価する。				10	
	実施体制	下記の場合に優位に評価する。 ・担当技術者(管理技術者は対象外)の人数、代替要員の確保など業務を遂行するうえで体制が確保されている場合。 ・担当技術者の技術力の確保及び向上に向けた取り組みが具体的に示されている場合。 ・業務発注担当部署からの指示事項等の担当技術者への円滑な伝達と共有のための手法、及び担当技術者へのフォロー方法が具体的に示されている場合。 ・業務工程等の変化による業務量の変動に対する業務実施体制が具体的に示されている場合。				20	
技術提案	本業務における留意点	的確性	必要なキーワード(着眼点、問題点、解決方法)が網羅されている場合に優位に評価する。				20
		実現性	提案内容に説得力がある場合に優位に評価する。				10
貢上げの実施に関する評価		大企業	令和7年4月以降に開始する参加者の最初の事業年度または令和7年(暦年)において、対前年度又は前年比で給与等受給者一人当たりの平均受給額を3%以上増加させる旨、従業員に表明している場合。				5
		中小企業	令和7年4月以降に開始する参加者の最初の事業年度または令和7年(暦年)において、対前年度又は前年比で給与総額を1.5%以上増加させる旨、従業員に表明している場合。				

※1 複数の予定担当技術者が申請された場合は、申請された予定担当技術者の上位1名の評価値とする。

※2 複数の予定担当技術者が申請された場合は、申請された「調査職員勤務時間外及び閉庁日における情報連絡業務」に従事する予定担当技術者を除く予定担当技術者の上位1名の評価値とする。

※3 複数の予定担当技術者及び予定業務従事者が申請された場合は、全ての予定担当技術者及び予定業務従事者の上位1名の評価値とする。

4 発注者支援業務等における審査・評価

4-3 【一般競争】総合評価落札方式における具体的な審査・評価について

評価項目			業務分野別の評価基準		
			道路許認可審査・適正化指導	用地補償総合技術	総合評価 (標準型)
管理技術者 主任担当者 (用地補償)	資格要件	技術者資格等	①・技術士(総合技術監理部門:建設部門関連科目又は建設部門) ・一級土木施工管理技士 ・土木学会特別上級土木技術者、土木学会上級土木技術者又は土木学会一級土木技術者 ②・RCCM又はRCCMと同等の能力を有する者(技術士部門と同様の部門に限る。) ・道路法71条第4項の道路監理員の経験を1年以上有する者 ・道路又は河川関係の技術的行政経験を20年以上有する者 ・その他発注担当部署が認めた公物管理の資格を有する者	①・公共用地交渉業務及びこれに関連する業務を総合的に行う業務に関し7年以上の実務の経験を有する者であって、補償業務に関し5年以上の指導監督的実務の経験を有する者 ・補償業務全般に関する指導監督的実務の経験7年以上を含む20年以上の実務の経験を有する者 ・補償業務管理者(総合補償部門) ・補償業務管理士(総合補償部門) ・補償業務管理士(総合補償部門を除く7部門)	①④ ②②
	継続教育取組実績		CPDの取得状況		1
	専門技術力	業務執行技術力	①同種業務の実績がある。 ②類似業務の実績がある。	①・同種業務の実績がある。 ・土地調査、土地評価、物件及び補償関連の4部門すべての業務について実績がある。 ②・類似業務の実績がある。	①⑤ ②③
担当技術者等 の経験	情報収集力	地域精通度	①事務所等管内における同種又は類似業務の実績がある。 ②事務所等が所在する都県に隣接する都県(整備局管内)における同種又は類似業務の実績がある。 ③整備局管内における同種又は類似業務の実績がある。 ④事務所等が所在する都県に隣接する都県(整備局管外)における同種又は類似業務の実績がある。 ⑤その他(①～④以外)		①⑤ ②④ ③③ ④② ⑤①
	資格要件	技術者資格等	—	—	—
	専門技術力	業務執行能力等	—	—	—
実施方針等	予定担当技術者の専門技術力		① 同種業務の実績がある。 ② 類似業務の実績がある。 ③ ①、②以外	①過去15年間において、本業務の補償対象と同種の補償について調査又は補償金算定に関する業務の実績がある。 ③①以外	①⑤ ②③ ③①
	業務理解度		業務の目的、条件、内容の理解度が高い場合に優位に評価する。		※3
	実施体制		下記の場合に優位に評価する。 ・担当技術者(管理技術者は対象外)の人数、代替要員の確保など業務を遂行するうえで体制が確保されている場合。 ・担当技術者の技術力の確保及び向上に向けた取り組みが具体的に示されている場合。 ・業務発注担当部署からの指示事項等の担当技術者への円滑な伝達と共有のための手法、及び担当技術者へのフォロー方法が具体的に示されている場合。 ・業務工程等の変化による業務量の変動に対する業務実施体制が具体的に示されている場合。		下記の場合に優位に評価する。 ・担当技術者・業務従事者(主任担当者は対象外)の人数、代替要員の確保など業務を遂行するうえで体制が確保されている場合。 ・担当技術者・業務従事者の技術力の確保及び向上に向けた取組が具体的に示されている場合。 ・業務発注担当部署からの指示事項等の担当技術者・業務従事者への円滑な伝達と共有のための手法、及び担当技術者・業務従事者へのフォロー方法が具体的に示されている場合。

4 発注者支援業務等における審査・評価

4-3 【一般競争】総合評価落札方式における具体的な審査・評価について

評価項目			業務分野別の評価基準		
技術提案	本業務における留意点	的確性	道路許認可審査・適正化指導	用地補償総合技術	総合評価 (標準型)
		実現性	提案内容に説得力がある場合に優位に評価する。		20
賃上げの実施に関する評価	大企業		令和7年4月以降に開始する参加者の最初の事業年度または令和7年(暦年)において、対前年度又は前年比で給与等受給者一人当たりの平均受給額を3%以上増加させる旨、従業員に表明している場合。		5
		中小企業	令和7年4月以降に開始する参加者の最初の事業年度または令和7年(暦年)において、対前年度又は前年比で給与総額を1.5%以上増加させる旨、従業員に表明している場合。		

※1 複数の予定担当技術者が申請された場合は、申請された予定担当技術者の上位1名の評価値とする。

※2 複数の予定担当技術者が申請された場合は、申請された(「調査職員勤務時間外及び閉庁日における情報連絡業務」に従事する予定担当技術者を除く)予定担当技術者の上位1名の評価値とする。

※3 複数の予定担当技術者及び予定業務従事者が申請された場合は、全ての予定担当技術者及び予定業務従事者の上位1名の評価値とする。

4 発注者支援業務等における審査・評価

4-3 【一般競争】総合評価落札方式における具体的な審査・評価について

評価項目			業務分野別の評価基準									
			調査設計資料作成業務	総合評価 (簡易型)	用地調査点検等技術業務	総合評価 (簡易型)	裁決申請等関係資料作成整理等業務及び災害復旧用地関係資料作成整理等業務	総合評価 (簡易型)	施工体制調査業務	総合評価 (標準型)		
予定管理技術者	資格要件	資格	①・技術士(建設部門又は総合技術監理部門-建設) -一般土木施工管理技士 -土木学会特別上級土木技術者、土木学会上級土木技術者又は土木学会一般土木技術者。 -(社)全日本建設技術協会による公工事品質確保技術者(Ⅰ)又は公工事品質確保技術者(Ⅱ) ②-RCCM又はRCCMに同等の能力を有する者(技術士部門と同様の部門に限る。)	①⑨ ②⑤	①補償業務管理者又は補償業務管理士(補償関連部門、総合補償部門、土地調査部門又は物件部門) ②補償関連部門、総合補償部門、土地調査部門又は物件部門に係る補償業務に關して7年以上の実務の経験を有する者(ただし、総合補償部門にあっては、補償業務に關して7年以上の実務経験を有する者であって、5年以上の指導監督の実務経験を有する者)	①⑨ ②⑤	①補償業務管理者又は補償業務管理士(補償関連部門、総合補償部門、土地調査部門又は物件部門) ②補償関連部門、総合補償部門、土地調査部門又は物件部門に係る補償業務に關して7年以上の実務の経験を有する者(ただし、総合補償部門にあっては、5年以上の指導監督の実務経験を有する者)	①⑨ ②⑤	①・技術士(建設部門又は総合技術監理部門-建設) -一般土木施工管理技士 -土木学会特別上級土木技術者、土木学会上級土木技術者又は土木学会一般土木技術者。 -(社)全日本建設技術協会による公工事品質確保技術者(Ⅰ)又は公工事品質確保技術者(Ⅱ) ②-RCCM又はRCCMに同等の能力を有する者(技術士部門と同様の部門に限る。)	①④ ②②		
			継続教育取組実績 CPDの取得状況	1	CPDの取得状況	1	CPDの取得状況	1	CPDの取得状況	1		
	専門技術力	実績	①同種業務の実績がある。 ②類似業務の実績がある。	①⑩ ②⑥	①同種業務の実績がある。 ②類似業務の実績がある。	①⑩ ②⑥	①同種業務の実績がある。 ②類似業務の実績がある。	①⑩ ②⑥	①同種業務の実績がある。 ②類似業務の実績がある。	①⑤ ②③		
			予定主任担当者(用地調査のみ) 業務成績	-	-	-5	令和5年度に完了した業務について担当した関東地方整備局業務(港湾空港関係を除く。)の補償コンサルタント業務の技術者評点に60点未満がある場合は、評価点を減ずる。ただし、照査技術者として從事した業務は除く。	-5	-	-		
	優良表彰		-	-	-	-	令和2年度から令和5年度までに完了した業務(港湾空港関係を除く。)で、令和2年度から令和5年度までに完了した業務 ①優秀技術者表彰又は優良業務表彰の経験がある者。 ②上記以外。	①⑤ ②⑩	令和2年度から令和5年度までに完了した業務(港湾空港関係を除く。)で、令和2年度から令和5年度までに完了した業務 ①優秀技術者表彰又は優良業務表彰の経験がある者。 ②上記以外。	①⑤ ②⑩		
			情報収集力 地域精通度	①事務所等管内における同種又は類似業務の実績がある。 ②事務所等が所在する都県に隣接する都県(整備局管内)における同種又は類似業務の実績がある。 ③整備局管内における同種又は類似業務の実績がある。 ④事務所等が所在する都県に隣接する都県(整備局管外)における同種又は類似業務の実績がある。 ⑤その他(①～④以外)	①⑤ ②④ ③③ ④② ⑤①	①事務所等管内における同種又は類似業務の実績がある。 ②事務所等が所在する都県に隣接する都県(整備局管内)における同種又は類似業務の実績がある。 ③整備局管内における同種又は類似業務の実績がある。 ④事務所等が所在する都県に隣接する都県(整備局管外)における同種又は類似業務の実績がある。 ⑤その他(①～④以外)	①⑤ ②④ ③③ ④② ⑤①	①事務所等管内における同種又は類似業務の実績がある。 ②事務所等が所在する都県に隣接する都県(整備局管内)における同種又は類似業務の実績がある。 ③整備局管内における同種又は類似業務の実績がある。 ④事務所等が所在する都県に隣接する都県(整備局管外)における同種又は類似業務の実績がある。 ⑤その他(①～④以外)	①⑤ ②④ ③③ ④② ⑤①	①事務所等管内における同種又は類似業務の実績がある。 ②事務所等が所在する都県に隣接する都県(整備局管内)における同種又は類似業務の実績がある。 ③整備局管内における同種又は類似業務の実績がある。 ④事務所等が所在する都県に隣接する都県(整備局管外)における同種又は類似業務の実績がある。 ⑤その他(①～④以外)	①⑤ ②④ ③③ ④② ⑤①	
	予定担当技術者等の経験	予定担当技術者等の専門技術力	①同種業務の実績がある。 ②類似業務の実績がある。 ③その他 ※複数の予定担当技術者が申請された場合は、申請された予定担当技術者の上位1名の評価値とする。	①⑤ ②③ ③①	-	-	-	-	①同種業務の実績がある。 ②類似業務の実績がある。 ③その他 ※複数の予定担当技術者が申請された場合は、申請された予定担当技術者の上位1名の評価値とする。	①⑤ ②③ ③①		
			業務理解度	20	-	10	-	20	-	10		
	実施方針等	実施体制	-	30	-	15	-	30	-	20		
			的確性	-	-	15	-	-	-	20		
	技術提案	本業務における留意点	実現性	-	-	10	-	-	-	10		
			質上げの実施に関する評価	大企業	令和7年4月以降に開始する参加者の最初の事業年度または令和7年(曆年)において、対前年度又は前年比で給与等受給者一人当たりの平均受給額を3%以上増加させる旨、従業員に表明している場合。	5	令和7年4月以降に開始する参加者の最初の事業年度または令和7年(曆年)において、対前年度又は前年比で給与等受給者一人当たりの平均受給額を3%以上増加させる旨、従業員に表明している場合。	5	令和7年4月以降に開始する参加者の最初の事業年度または令和7年(曆年)において、対前年度又は前年比で給与等受給者一人当たりの平均受給額を3%以上増加させる旨、従業員に表明している場合。	5	令和7年4月以降に開始する参加者の最初の事業年度または令和7年(曆年)において、対前年度又は前年比で給与等受給者一人当たりの平均受給額を3%以上増加させる旨、従業員に表明している場合。	5
			中小企業	令和7年4月以降に開始する参加者の最初の事業年度または令和7年(曆年)において、対前年度又は前年比で給与総額を1.5%以上増加させる旨、従業員に表明している場合。	-	令和7年4月以降に開始する参加者の最初の事業年度または令和7年(曆年)において、対前年度又は前年比で給与総額を1.5%以上増加させる旨、従業員に表明している場合。	-	令和7年4月以降に開始する参加者の最初の事業年度または令和7年(曆年)において、対前年度又は前年比で給与総額を1.5%以上増加させる旨、従業員に表明している場合。	-	5		

III 履行確実性評価

- 予定価格が、1,000万円を超える業務について、履行確実性評価を実施する。
- 実施方法は、「3 土木関係建設コンサルタント業務等」3-4(4)に準ずる。

4-4 【一般競争】総合評価落札方式による落札者の決定

入札価格が予定価格の制限の範囲内にあるもののうち、評価値の最も高いものを落札者とする。評価値の算出方法としては、加算方式を基本とする。ただし、今回定めた加算方式以外の方法を用いる場合は、財務大臣協議を行う必要がある。

また、評価値の算出方法は下記のとおりとする。

① 評価値の算出方式

$$\text{評価値} = \text{価格評価点} + \text{技術評価点}$$

② 価格評価点の設定の考え方

技術評価点の満点を60点とし、価格評価点の配分点を以下のとおりとする。

- ・簡易型(1:1)の場合 : 60点
- ・標準型(1:2)の場合 : 30点

$$\text{価格評価点} = [\text{価格評価点の配分点}] \times (1 - \text{入札価格} / \text{予定価格})$$

③ 技術評価点の算出方式

技術評価点は、下記の計算式により算出する。

$$\text{技術評価点} = 60 \text{点} \times \frac{\text{技術点}}{\text{技術点満点}}$$

5 補償関係コンサルタント業務における審査・評価

5-1 審査・評価に関する基本的な考え方

(1) 配点の基本的な考え方

○「3 土木関係建設コンサルタント業務等」3-1(1)に準ずる。

(2) 技術提案書提出者の選定、指名段階における配点

○「3 土木関係建設コンサルタント業務等」3-1(2)に準ずる。

(試行①：地域要件の設定)

○「3 土木関係建設コンサルタント業務等」3-1(2)に準ずる。

(試行②：若手技術者の活用)

○「3 土木関係建設コンサルタント業務等」3-1(2)に準ずる。

(試行③：災害協定および災害協定等に基づく活動実績の評価)

○「3 土木関係建設コンサルタント業務等」3-1(2)に準ずる。

(3) 発注方式別の選定・指名業者数

○「3 土木関係建設コンサルタント業務等」3-1(3)に準ずる。

(4) 技術提案書の特定、技術点算出段階における配点

■ 【指名競争】総合評価落札方式

○予定主任担当者の評価の「資格・実績」「成績・表彰」及び技術提案の「実施方針」「評価テーマ」に対する評価のウエイトは、下記の通りとする。

○なお、評価点は標準型が 200 点満点、簡易型は 100 点とし、各評価項目の配点は評価ウエイトに応じた点数とする。

評価項目		予定技術者		技術提案	
		資格・実績	成績・表彰	実施方針	評価テーマ
評価の ウエイト	標準型 (1:3)	25%		75%	
		10% (20)	15% (30)	25% (50)	50% (100)
ウエイト	簡易型 (1:1)	50%		50%	
		20% (20)	30% (30)	50% (50)	—

※() : 配点

※標準型(1:2)で発注する発注者支援業務等における配点は、4-1審査・評価に関する基本的な考え方(2)P4-1に掲載

■プロポーザル方式

○予定技術者の「資格・実績」「成績・表彰」及び技術提案の「実施方針」「特定テーマ」に対する評価のウエイトは、「3 土木関係建設コンサルタント業務等」3-1(4)プロポーザル方式に準ずる。

○技術評価における評価項目及び配点ウエイトを表5-1~3に示す。

(5) 同種・類似業務、地域貢献度、業務成績・優良表彰の評価対象期間

○「3 土木関係建設コンサルタント業務等」3-1(7)に準ずる。

(試行：ワークライフバランスを考慮した評価対象期間の延長)

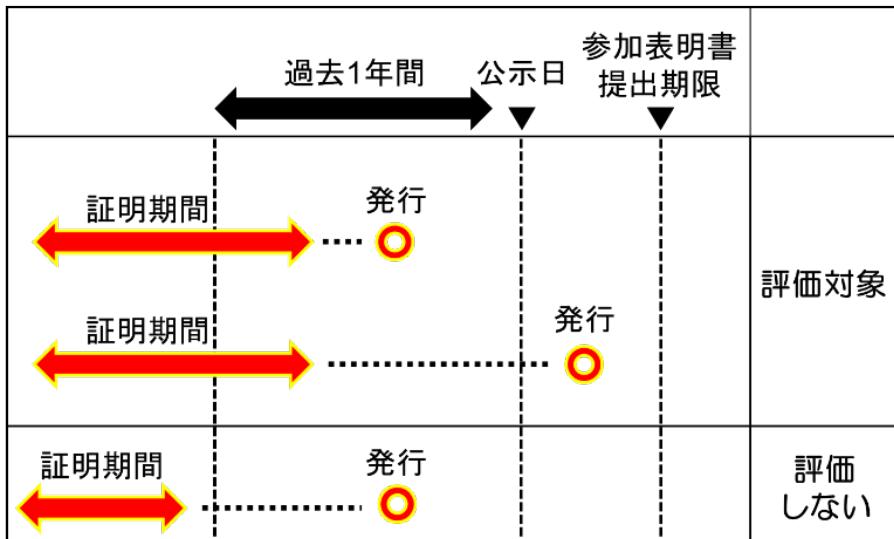
○「3 土木関係建設コンサルタント業務等」3-1(7)に準ずる。

(6)継続教育取組実績(CPD)の評価

○配置予定技術者の継続教育取組実績(CPD)の取得状況に関して、補償コンサルタントCPD協議会の発行する補償コンサルタントCPD学習プログラム取得ポイント証明書(写し)または補償コンサルタントCPDプログラム学習履歴証明書(個人用)(写し)を添付すること。

○配置予定技術者が、補償コンサルタントCPD協議会が推奨する単位を満たしている場合に評価する。

○CPD取得ポイントの証明は、公示日から過去1年以内または、公示日以降に発行されたものとし、公示日から過去1年以内に証明期間の一部が含まれているものとする。なお、「公示日から過去1年以内」は公示日の1年前の日を含まず、公示日を含む。



○評価は年単位で評価することとし、証明期間に端数がある場合は、切り上げるものとする。

例) 推奨ポイント : 30 ポイント／年

証明期間 : 1年3ヶ月 ⇒ 「2年」に切り上げ

登録単位 : 40 ポイント／2年 = 20 ポイント／年

上記の場合、推奨ポイントに満たないため、評価しない。

※証明期間とは、証明書に記載されている「証明期間」であり、受講した日付により算出するものではない。

(7) 業務成績の評価区分

業種区分による業務成績の評価区分については下記のとおりとする。

	評価区分	評価の ウエイト
	補償コン	
①	77点以上	100%
②	76点以上 77点未満	80%
③	75点以上 76点未満	60%
④	74点以上 75点未満	40%
⑤	73点以上 74点未満	20%
⑥	60点以上 73点未満	0%
	60点未満	欠格

(8) 業務成績の評価

企業及び予定技術者の業務成績の評価については、下記のとおりとする。

- 関東地方整備局での業務成績(100万円を超える業務)の平均を用いて評価を行う。
- 評価期間については、5-1-(5)に準ずる。
- 評価区分については、5-1-(7)に準ずる。

(試行①：業務成績の全国評価)

- 関東地方整備局における業務成績がない場合は、加点しないこととしているが、下記対象機関における全ての業務成績の平均を用いる評価を、試行的に実施する。

【対象機関】

- ・関東地方整備局を除く国土交通省地方整備局等（本省内部を除く）（北海道開発局、国土地理院、国土技術政策総合研究所等を含み、農水及び港湾空港関係を除く）
- ・内閣府沖縄総合事務局開発建設部（農業、漁港、港湾空港関係を除く）
- 当該試行を適用する企業及び予定技術者は、業務成績を確認するための「成績評定通知書」の写しを、参加表明書に添付しなければならない。（ただし、業務完了直後で、参加表明書の提出期限までに、成績評定通知書が届いていない場合は除く）
- 評価対象業務については、変更しない。
- 評価対象期間については、5-1-(5)に準ずる。
- 評価区分については、変更しない。

(試行②：業務成績の自治体実績評価)

○関東地方整備局及び上記試行①の対象機関においても業務成績がない場合は、「地方自治体等」の業務実績を用いる評価を、試行的に実施する。

【対象となる自治体等】

○関東地整管内の地方自治体(都県、政令市)

茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、山梨県、長野県、さいたま市、千葉市、横浜市、川崎市、相模原市

○関東地整管内の特殊法人、地方公社^{※1}、公益法人及び大規模な工事を行う公

益民間

企業^{※2}

※1:地方道路公社法に基づく「道路公社」

公有地の拡大の推進に関する法律に基づき都県が設置した「土地開発公社」地方住宅供給公社法に基づき都県が設立した「住宅供給公社」

※2:鉄道会社、空港会社、道路会社、電力会社、ガス会社、石油備蓄会社、電気通信会社、地方自治体・特殊法人・地方公社・大規模な工事を行う公益民間企業が設置した研究機関

○当該試行は、【指名競争】総合評価落札方式(簡易型)で発注する業務に限定し適用する。

○当該試行を適用する企業は、関東地方整備局管内における同一の地方自治体等より、当該発注業務で求める同種・類似業務(テクリスでの確認可能なもの)の実績を2件以上有していなければならない。

○予定技術者が当該試行を適用する場合、上記企業に所属し、かつ上記で確認した業務と同一自治体より、当該発注業務で求める同種・類似業務(テクリスでの確認可能なもの)の実績を1件以上有していなければならない。

○企業が関東地方整備局の実績を有している場合には、予定技術者は当該試行を適用する事はできない。

○評価対象期間は、企業及び予定技術者とも令和3年度以降令和6年度末まで(過去4箇年度)【8月更新】とする。

○業務実績が確認できた場合は、業務成績の評価区分を5-1-(7)の③として評価するものとする。

(9) 優良表彰の評価

■優良表彰等の場合

企業及び予定技術者の優良表彰の評価については、下記のとおりとする。

- 発注業務と同様の業種区分における発注業務(100万円を超える業務。ただし、空港港湾関係の業務を除く)において、優良表彰等の表彰を受けた経験がある場合に評価する。
- 災害関連の感謝状の類は除くものとする。
- プロポーザル方式は「全国実績」で評価し、総合評価方式は「関東地整実績」で評価するものとする。
- 評価期間については、5-1-(5)による。
- 優良表彰該当業務の技術者として、テクリスでの確認ができない場合は、表彰実績として認めない。

■インフラ分野のDXに係る取組の場合

公共工事等の品質確保や生産性向上等、建設生産プロセスの高度化に関する取組を表彰された企業の評価については、下記のとおりとする。

- インフラDX大賞(工事・業務分野における国土交通大臣賞、優秀賞)または関東インフラDX大賞(局長表彰、事務所長表彰)を受けた経験がある企業を評価する。
- 評価期間については、5-1-(5)による。
- 「優良業務表彰」、「インフラDX大賞」、「関東インフラDX大賞」で複数の受賞実績がある企業は、最も評価が高くなる1つの実績で評価する。
- 「インフラDX大賞」、「関東インフラDX大賞」の受賞実績については、発注する業務の業種区分に関わらず評価する。

■若手・女性技術者奨励賞の場合

予定技術者の若手・女性技術者奨励賞の評価については、下記のとおりとする。

- 関東地方整備局発注業務(農業、漁港、港湾空港関係を除く)で、若手・女性技術者奨励賞(局長表彰、事務所長表彰)を受けた経験がある場合に評価する。

- 評価期間については、5-1-(5)による。
 - 「優良業務表彰」、「若手・女性技術者奨励賞」のうち複数の受賞実績がある技術者や事業促進PPPもしくは用地取得監理業務に関する業務経歴がある技術者は、最も評価が高くなる1つの実績で評価する。
 - 「若手・女性技術者奨励賞」の受賞実績については、発注する業務の業種区分と同一の業種区分に限る。
- 企業及び予定技術者の優良表彰の評価順位は、以下のとおりとする。

発注方式	評価区分	企 業	予定技術者
プロポーザル方式	①	国交省等発注業務における優良業務(局長)表彰の経験	国交省等発注業務における優良業務、優秀技術者(局長)表彰の経験
	②	国交省等発注業務における優良業務(部長・事務所長)表彰の経験	国交省等発注業務における優良業務、優秀技術者(部長・事務所長)表彰の経験
	③	インフラDX大賞(工事・業務部門における国土交通大臣賞、優秀賞)	事業促進PPPもしくは用地取得監理業務において、管理技術者又は主任技術者の経験がある者
	④	関東インフラDX大賞(局長表彰)	関東地方整備局発注業務における若手・女性技術者奨励賞を事務所長等より受けた経験
	⑤	関東インフラDX大賞(事務所長表彰)	—
総合評価方式	①	関東地方整備局発注業務における優良業務(局長)表彰を受けた経験	関東地方整備局発注業務における優良業務、優秀技術者(局長)表彰の経験
	②	関東地方整備局発注業務における優良業務(部長・事務所長)表彰の経験	関東地方整備局発注業務における優良業務、優秀技術者(部長・事務所長)表彰の経験
	③	インフラDX大賞(工事・業務部門における国土交通大臣賞、優秀賞)	関東地方整備局発注業務における若手・女性技術者奨励賞を事務所長等より受けた経験
	④	関東インフラDX大賞(局長表彰)	—
	⑤	関東インフラDX大賞(事務所長表彰)	—

(10) 設計共同体に対する審査・評価

プロポーザル方式又は【指名競争】総合評価落札方式において設計共同体による競争参加を受けた場合には、技術力を結集して業務を実施することによる利点を適切に評価できるよう配慮する。

(ヒアリング)

- 設計共同体へ実施するヒアリングについては、原則、予定管理技術者に行うものとする。
- ただし、業務内容によっては、予定管理技術者に加え、設計共同体の構成員となっている他社の予定担当技術者(分担業務の責任者)も、ヒアリングに参加できるものとする。
- 一部の業務においては、説明者の他に 40 歳以下の技術者の同席を 1 名まで認めることとする。

(地域貢献度・業務成績・優良表彰の評価)

- 設計共同体における災害活動実績、業務成績及び優良業務表彰の評価にあたっては、原則、全ての構成員の評価点を個別に算出し、その平均点を評価点とする。

例)2者からなる設計共同体の場合

	評価点		
	A者	B者	設計共同体
災害活動実績	3 点	2 点	2.5 点
業務成績	18 点	6 点	12 点
優良表彰	5 点	0 点	2.5 点

(11) 賃上げの実施に関する評価

- 対象業務は、総合評価落札方式により契約手続きを行う業務とする。
- 賃上げ実施を表明する参加者への賃上げの実施に関する評価(加点)は、下表のとおりとする。

評価項目	評価基準		配点
賃上げの実施に関する評価	大企業※ ₁	契約を行う予定の会計年度に開始する参加者の事業年度または契約を行う予定の暦年※ _{2,3} において、対前年度または前年比で給与等受給者一人当たりの平均受給額を3%以上増加させる旨、従業員に表明している場合。	11点 ※簡易型6点
	中小企業等※ ₁	契約を行う予定の会計年度に開始する参加者の事業年度または契約を行う予定の暦年※ _{2,3} において、対前年度または前年比で給与総額を1.5%以上増加させる旨、従業員に表明している場合。	

※1:「中小企業等」とは、法人税法第66条第2項又は第3項に該当する者をいう。ただし、同条第5項に該当するものは除く。「大企業」はそれ以外の者をいう。

※2:「契約を行う予定の会計年度」及び「契約を行う予定の暦年」は、入札説明書(個別)による。

賃上げ表明書の評価(加点)を実施する適用期間については関東地方整備局ホームページ(<https://www.ktr.mlit.go.jp/gijyutu/gijyutu00000227.html>)に掲載している。

※3:経年的に本評価項目によって加点を受けようとする場合、事業年度単位か暦年単位かの選択を前年度又は前年から変えることによって、前年度等に加点を受けるために表明した期間と、当該年度等に加点を受けるために表明した期間が重なり、賃上げ表明の期間と加点を受ける期間との間に不整合が生じることのないよう、賃上げ表明を行う期間は、前年度等に加点を受けるために表明した期間と重ならない期間とすること。

○提出書類や賃上げ実施の確認方法等の詳細については、入札説明書に記載のとおりとする。

(12) ワーク・ライフ・バランス等推進企業の評価

○対象業務は、プロポーザル方式及び総合評価落札方式により契約手続きを行う業務とする。

○ワーク・ライフ・バランス等推進企業に関する認定を受けている場合に評価(加点)を行う。評価対象の認定は、下表のとおりとする。

評価項目	評価基準	配点
ワーク・ライフ・バランス等 推進企業の 評価	次に掲げるいずれかの認定を受けていること。 ○女性活躍推進法に基づく認定等※1 ・プラチナえるぼし、えるぼし認定企業等 ○次世代法に基づく認定※2 ・プラチナくるみん、くるみん(令和4年4月1日以降の基準)認定企業 ・くるみん(平成29年4月1日～令和4年3月31日までの基準)認定企業 ・トライくるみん、くるみん(平成29年3月31日までの基準)認定企業 ○若者雇用促進法に基づく認定※3 ・ユースエール認定企業	0.5点

※1 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(平成 27 年法律第 64 号)第9条若しくは第 12 条の規定に基づく基準に適合するものと認定された企業(労働時間等の働き方に係る基準を満たすものに限る。)をいう。(同法第8条の規定に基づく一般事業主行動計画を策定・届出のみの企業については本取組の対象としない。)

※2 次世代育成支援対策推進法(平成 15 年法律第 120 号)第 13 条又は第 15 条の規定に基づく基準に適合するものと認定された企業をいう。

※3 青少年の雇用の促進等に関する法律(昭和 45 年法律第 98 号)第 15 条の規定に基づく基準に適合するものと認定された企業をいう。

表5-1 プロポーザル方式の評価項目及び配点ウエイト

評価項目	詳細項目	評価の着目点	必須:○ 選択:△	【換算コンサルタント業務】		備考
				照査技術者なし	照査技術者有り	
企業の評価	資格・実績	資格要件	技術部門登録	○	参加の適否	参加の適否
		業務経験	同種・類似業務の実績	○	15	15
		地域性	地理的条件	—	—	—
		小計		15	15	
	成績・表彰	技術力	業務成績評点	○	30	30
			優良業務表彰等の経験	○	5	5
			技術力	○	参加の適否	参加の適否
		小計		35	35	
	資格・実績	資格要件	技術者資格	○	4	4
		継続教育取組実績	C P D の取得状況	○	1	1
		業務経験	同種・類似業務の実績	○	10	10
		小計		15	15	過去10年間で原則1件とする
主任担当者の評価	成績・表彰	技術力	業務成績評点	○	30	30
			優良業務表彰等の経験	○	-5	-5
			小計	5	5	過去1年間完了した業務の技術者評点に60点未満がある場合、減点する
		小計		35	35	
	専任制	手持ち業務量	○	参加の適否	参加の適否	
	照査技術者の評価	資格・実績	資格要件	技術者資格	△	参加の適否
			業務経験	同種・類似業務の実績	△	参加の適否
			小計			物件調査業務及び必要がある業務に設定
		成績・表彰	技術力	業務成績評点	△	参加の適否
	担当技術者の評価	資格・実績	資格要件	技術者資格	△	参加の適否
	業務実施体制	業務実施体制の妥当性		○	参加の適否	用地測量業務又は用地測量業務を含む場合に設定
	配点の合計				100	100
主任担当者の評価	資格・実績	資格要件	技術者資格	○	6	4
		継続教育取組実績	C P D の取得状況	○	1	1
		業務経験	同種・類似業務の実績	○	13	8
		小計		20	13	過去10年間で原則1件とする
	成績・表彰	技術力	業務成績評点	○	25	17
			優良業務表彰等の経験	○	-5	-5
			小計	5	3	過去1年間完了した業務の技術者評点に60点未満がある場合、減点する
		小計		30	20	
	照査技術者の評価	資格・実績	資格要件	技術者資格	△	3
			継続教育取組実績	C P D の取得状況	△	1
			業務経験	同種・類似業務の実績	△	3
		小計			7	過去10年間で原則1件とする
		成績・表彰	技術力	業務成績評点	△	10
		小計			10	物件調査業務及び必要がある業務に設定
実施方針・実施フロー・工程表・その他	実施方針・実施フロー・工程表・その他		○	50	50	ヒアリングを通じた評価を本項目に反映する
	特定テーマに関する技術提案		○	100	100	ヒアリングを通じた評価を本項目に反映する
	参考見積り	参考見積りの妥当性		参加の可否	参加の可否	
	ワーク・ライフ・バランス等推進企業の評価		○	0.5	0.5	評価基準を満たすワーク・ライフ・バランス等推進企業の認定を受けている者を評価する。
	配点の合計			200.5	200.5	

※評価テーマについては、1テーマを基本とし、業務内容に応じテーマを追加する。なお、評価テーマを複数求めた場合は、テーマ間の整合性についても評価する。

表5-2 【指名競争】総合評価落札方式（標準型1：3）の評価項目及び配点ウエイト

評価項目	詳細項目	評価の着目点	必須：○ 選択：△	【補償コンサルタント業務】								備考	
				照査技術者なし				照査技術者あり					
				地理的条件なし		地理的条件あり		地理的条件なし		地理的条件あり			
				災害活動実績なし	災害活動実績あり	災害活動実績なし	災害活動実績あり	災害活動実績なし	災害活動実績あり	災害活動実績なし	災害活動実績あり		
				△	△	△	△	△	△	△	△		
企業の評価 入札参加者を指名するための基準	資格・実績	資格要件	技術部門登録	○	参加の適否								
		業務経験	同種・類似業務の実績	○	15	9	9	9	15	9	9	過去10年間で原則1件とする	
		地理的条件	△			6	3			6	3		
		地域貢献度（災害活動実績）	△		4		2		4		2		
		地域貢献度（災害協定）	△		2		1		2		1		
	成績・表彰	小計		15	15	15	15	15	15	15	15		
		技術力	業務成績評点	○	30	30	30	30	30	30	30		
		優良業務表彰の経験	○	5	5	5	5	5	5	5	5		
		技術力	○	参加の適否	参加の適否	参加の適否	参加の適否	参加の適否	参加の適否	参加の適否	参加の適否		
		小計		35	35	35	35	35	35	35	35		
主任担当者の評価 照査技術者の評価	資格・実績	資格要件	技術者資格	○	4	4	4	4	4	4	4		
		継続教育取組実績	C P Dの取得状況	○	1	1	1	1	1	1	1		
		業務経験	同種・類似業務の実績	○	10	10	10	10	10	10	10	過去10年間で原則1件とする	
		小計		15	15	15	15	15	15	15	15		
		技術力	業務成績評点	○	30	30	30	30	30	30	30	過去1年間完了した業務の技術者評点に60点未満がある場合、減点する	
		優良業務表彰等の経験	○	5	5	5	5	5	5	5	5		
		小計		35	35	35	35	35	35	35	35		
	成績・表彰	専任制	手持ち業務量	○	参加の適否								
		資格・実績	技術者資格	△								物件調査業務及び必要がある業務に設定	
		業務経験	同種・類似業務の実績	△								物件業務及び必要がある業務に設定	
		小計										過去10年間で原則1件とする	
		技術力	業務成績評点	△								物件調査業務及び必要がある業務に設定	
担当技術者の評価 照査技術者の評価 技術点を算出するための基準	成績・表彰	成績・表彰	資格要件	技術者資格	△	参加の適否	用地測量業務又は用地測量業務を含む場合に設定						
		業務実施体制	業務実施体制の妥当性	○	参加の適否		用地測量業務又は用地測量業務を含む場合に設定						
		配点の合計		100	100	100	100	100	100	100	100	100	
		資格・実績	資格要件	技術者資格	○	6	6	6	6	4	4	4	
		継続教育取組実績	C P Dの取得状況	○	1	1	1	1	1	1	1	1	過去10年間で原則1件とする
	成績・表彰	業務経験	同種・類似業務の実績	○	13	13	13	13	8	8	8	8	過去1年間完了した業務の技術者評点に60点未満がある場合、減点する
		小計		20	20	20	20	13	13	13	13	13	
		技術力	業務成績評点	○	25	25	25	25	17	17	17	17	過去1年間完了した業務の技術者評点に60点未満がある場合、減点する
		優良業務表彰等の経験	○	-5	-5	-5	-5	-5	-5	-5	-5	-5	
		小計		30	30	30	30	20	20	20	20	20	
照査技術者の評価 実施方針・実施フロー・工程表・その他 評価テーマに関する技術提案 質上げの実施に関する評価 ワーク・ライフ・バランス等推進企業の評価 配点の合計	資格・実績	資格・実績	資格要件	技術者資格	△				3	3	3	3	物件調査業務及び必要がある業務に設定
		継続教育取組実績	C P Dの取得状況	△					1	1	1	1	物件調査業務及び必要がある業務に設定、過去10年間で原則1件とする
		業務経験	同種・類似業務の実績	△					3	3	3	3	
		小計							7	7	7	7	
		技術力	業務成績評点	△					10	10	10	10	物件調査業務及び必要がある業務に設定
	成績・表彰	成績・表彰	小計						10	10	10	10	小計
		実施方針・実施フロー・工程表・その他	○	50	50	50	50	50	50	50	50	50	ヒアリングを通じた評価を本項目に反映する
		評価テーマに関する技術提案	○	100	100	100	100	100	100	100	100	100	ヒアリングを通じた評価を本項目に反映する
		質上げの実施に関する評価	○	11	11	11	11	11	11	11	11	11	評価基準を満たす質上げ表明書を提出した者を評価する。
		ワーク・ライフ・バランス等推進企業の評価	○	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	評価基準を満たすワーク・ライフ・バランス等推進企業の認定を受けている者を評価する。
		配点の合計		211.5	211.5	211.5	211.5	211.5	211.5	211.5	211.5	211.5	

※評価テーマについては、1テーマを基本とし、業務内容に応じテーマを追加する。なお、評価テーマを複数求めた場合は、テーマ間の整合性についても評価する。

※原則、ヒアリングを実施する。

5－2 資格要件について

(1) 競争参加者に対する資格要件

○基本的要件

①単体企業

- 1) 予算決算及び会計令(以下「予決令」という。)第98条において準用する予決令第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
- 2) 関東地方整備局(港湾空港関係を除く。)における令和7・8年度 補償関係コンサルタント業務に係る一般競争(指名競争)参加資格の認定を受けていること。
(会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続き開始の決定後、関東地方整備局長が別に定める手続きに基づく一般競争(指名競争)入札参加資格の再認定を受けていること。)
- 3) 「補償コンサルタント登録規程」(昭和59年9月21日建設省告示第1341号)(以下「登録規程」という。)第2条第1項の別表の〇〇部門^{※1}の登録を受けていること。
- 4) 参加表明書の提出期限の日から開札の時までの期間に、関東地方整備局長から建設コンサルタント業務等に関し指名停止を受けている期間中でないこと。
- 5) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずるものとして、国土交通省公共事業等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。
- 6) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てがなされている者(2)の再認定を受けた者を除く。)でないこと。

②設計共同体

単体企業に掲げる条件を満たしている者により構成される設計共同体であって、「競争参加者の資格に関する公示」(令和〇年〇月〇日付け関東地方整備局長)に示すところにより、関東地方整備局長から〇〇〇〇業務に係る設計共同体として競争参加者の資格の認定を受けている者であること。

※1 実施する業務に係る登録部門全てを記載する。

○資本関係又は人的関係

①技術提案書を提出しようとする者の間に資本関係又は人的関係※がないこと。

※：資本関係又は人的関係とは以下のものをいう。

○資本関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。

a)子会社等(会社法(平成17年法律第86号)第2条第3号の2に規定する子会社をいう。b)において同じ。)と親会社等(同条第4号の2に規定する親会社等をいう。b)において同じ)の関係にある場合

b)親会社等と同じくする子会社等同士の関係にある場合

○人的関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。但しa)については、会社等(会社法施行規則(平成18年法務省令第12号)第2条第3項第2号に規定する会社等をいう。以下同じ。)の一方が民事再生法(平成11年法律第225号)第2条第4号に規定する再生手続きが存続中の会社等又は更生会社(会社更生法(平成14年法律第154号)第2条第7項に規定する更生会社をいう。)である場合を除く。

a)一方の会社等の役員(会社法施行規則第2条第3項第3号に規定する役員のうち、次に掲げる者をいう。以下同じ。)が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合

i. 株式会社の取締役。ただし、次に掲げる者を除く。

① 会社法第2条第11号の2に規定する監査等委員会設置会社における監査等委員である取締役

② 会社法第2条第12号に規定する指名委員会等設置会社における取締役

③ 会社法第2条第15号に規定する社外取締役

④ 会社法第348条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を遂行しないこととされている取締役

ii. 会社法第402条に規定する指名委員会等設置会社の執行役

iii. 会社法第575条第1項に規定する持分会社(合名会社、合資会社又は合同会社をいう。)の社員(同法第590条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を遂行しないこととされている社員を除く。)

iv. 組合の理事

v. その他業務を遂行する者であって、iからivまでに掲げる者に準ずる者

- b)一方の会社等の役員が、他方の会社等の民事再生法第64条第2項又は会社更生法第67条第1項の規定により選任された管財人(以下単に「管財人」という。)を現に兼ねている場合
- c)一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合

○その他入札の適正さが阻害されると認められる場合

組合(設計共同体を含む。)とその構成員が同一の入札に参加している場合その他上記の資本関係又は人的関係と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合。

○業務実績等に関する資格要件

- ①「国、特殊法人、地方公共団体等」※¹から受注した、平成〇年度※²から当該発注業務の公示日までに完了した「同種又は類似業務」について、1件以上の実績※³を有すること。
- ②「本店、支店又は営業所」※⁴が〇〇地域※⁵に所在すること。③令和〇年度から令和〇年度※²関東地方整備局発注業務(港湾空港関係を除く)の平均業務成績が60点以上であること。ただし、関東地方整備局発注業務の実績(100万円を超える業務)がない場合は、この限りでない。
- ④業務履行箇所に係る用地調査点検等技術業務及び災害復旧用地関係資料作成整理等業務の履行期間がある業務を受注している者及びその者と資本面・人事面で関係がある※⁶者でないこと。
- ⑤業務履行箇所に係る補償関係者との間において資本的・人的関係がないこと※⁷。
- ⑥守秘義務の遵守及び違反した場合の適切な罰則などについて、社則などに明記していること。
- ⑦用地補償に関する社内研修を定期的に実施している者であること又は用地補償に関する他機関主催の研修に参加している者であること。

※1 「国、特殊法人、地方公共団体等」とは、国、特殊法人^{注1}、地方公共団体^{注2}、地方公社^{注3}、公益法人^{注4}、大規模な土木工事を行う公益民間企業^{注5}をいう。

注1:「特殊法人」とは、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律施令第一条に示す以下のものをいう。

- ・国際空港(株):新関西、成田
- ・高速道路(株):東日本、中日本、西日本、本州四国連絡、首都、阪神
- ・中間貯蔵・環境安全事業(株)
- ・沖縄科学技術大学院大学学園

- ・日本中央競馬会
- ・国立研究開発法人
 - 宇宙航空研究開発機構、科学技術振興機構、情報通信研究機構、
 - 日本原子力研究開発機構、森林研究・整備機構
- ・独立行政法人
 - 空港周辺整備機構、高齢・障害・求職者雇用支援機構、国際協力機構、
 - 国立科学博物館、国立高等専門学校機構、国立女性教育会館、
 - 国立青少年教育振興機構、国立美術館、国立文化財機構、
 - 自動車事故対策機構、中小企業基盤整備機構、
 - 鉄道建設・運輸施設整備支援機構、都市再生機構、日本学生支援機構、
 - 日本芸術文化振興会、日本高速道路保有・債務返済機構、
 - 日本スポーツ振興センター、水資源機構及び労働者健康安全機構
 - (日本道路公団など同条に規定する法人の組織改編前の法人、附則第2条から第3条に示す独立行政法人を含む)
- ・国土交通省所管のその他の国立研究開発法人、独立行政法人、
- ・地方共同法人日本下水道事業団
- ・国立大学法人法施行令及び同施行規則に定められた各国立大学法人等

注2:「地方公共団体」とは、地方自治法第1条の3に規定する以下のものをいう。

- ・普通地方公共団体:都道府県、市町村
- ・特別地方公共団体:特別区、地方公共団体の組合、財産区、地方開発事業団

注3:「地方公社」とは、以下のものをいう。

- ・地方道路公社法に基づく「道路公社」
- ・公有地の拡大の推進に関する法律に基づき都道府県が設置した「土地開発公社」
- ・地方住宅供給公社法に基づき都道府県が設立した「住宅供給公社」

注4:「公益法人」とは、以下のものをいう。

- 一 公益法人とは、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律に基づき設立された一般社団法人又は一般財団法人、及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律に基づき認定を受けた公益社団法人又は公益財団法人。
- 二 旧民法第34条の規定により設立された社団法人又は財団法人であって、平成20年1月1日現在、現に存する法人であって、新制度の移行の登記をしていない法人(特例社団法人又は特例財団法人)。

注5:「大規模な土木工事を行う公益民間企業」とは、以下のものをいう。

鉄道会社、空港会社、道路会社、電力会社、ガス会社、石油備蓄会社、電気通信会社、
注1～注4及び上記公益民間企業が設置した研究機関

※2 5-1(5)同種・類似業務、地域貢献度、業務成績・優良表彰の評価対象期間を参照。

※3 実績として挙げた業務が、テクリス若しくは、書類等により受注実績及び同種又は類似業務であることが確認できた場合に実績と見なす。ただし、以下の業務は認めない。

a)再委託による業務(環境省発注業務で中間貯蔵施設整備事業(「中間貯蔵施設設置に伴う用地総合支援業務」、「中間貯蔵施設設置に伴う土地建物等調査等業務」及び「中間貯蔵施設設置に伴う用地補償説明業務」)に従事し、環境省から業務実績の証明を受けた業務は除く。)

b)国土交通省発注業務のうち国土交通省競争参加資格(全省庁統一資格)における「役務の提供等」に認定されていることを競争参加資格とした業務
(ただし、国土交通省大臣官房技術調査課、都市局、水管理・国土保全局又は道路局発注業務でテクリス登録されている業務若しくは補償関係コンサルタント業務と同等と認められる業務は除く。)

また、実績として挙げた業務が以下の発注機関^{注1}の場合、業務成績が 60 点以上^{注2}なければ実績として認めない(60 点未満の場合は欠格)

注1:対象となる発注機関

- ・関東地方整備局
- ・関東地整を除く国土交通省(北海道開発局、国土地理院、国土技術政策総合研究所を含む)
- ・沖縄内閣府沖縄総合事務局開発建設部(農業、漁港、空港港湾関係を除く)

注2:関東地方整備局発注業務において平成 20 年 6 月 16 日以降公示した業務で低入札価格調査を経て契約を行った業務については 65 点以上であること。

また、平成 21 年 2 月 16 日以降公示した予定価格が 100 万円を超えて 1,000 万円以下の業務のうち、その落札価格が予定価格に10分の7を乗じて得た額又は平成 25 年 10 月 1 日以降公示した予定価格が 100 万円を超えて 1,000 万円以下の業務のうち、その落札価格が予定価格に品質確保基準価格を下回る価格で契約を行った業務については 65 点以上であること。

ただし、「地方整備局委託業務等成績評定要領」(平成 20 年 9 月 26 日付け国官技第 126 号)、「地方整備局委託業務等成績評定要領」(平成 23 年 3 月 28 日付け国官技第 360 号)、及び「地方整備局委託業務等成績評定要領」(平成 30 年 1 月 4 日付国官技第 187 号)、「関東地方整備局用地調査等請負業務成績評定要領」、「関東地方整備局用地関係業務成績評定要領」、「地方整備局用地関係業務成績評定要領」及び国土交通省、内閣府沖縄総合事務局開発建設部(いずれも港湾空港関係を除く)の定める同様の成績評定要領に基づく業務成績以外の業務は、この限りでない。

※4 十分な競争性が確保できる場合には、「本店、支店又は営業所」を「本店」のみに設定することとする。

※5 「用地測量」及び「用地調査業務」の現場作業のある場合には、業務規模により地域要件を設定することができる。また、十分な競争性が確保できるよう、施工箇所から○km 圏内、事務所管内区域から○km 圏内、施工箇所の都県・近接県など、適切に設定する。

※6 「資本面・人事面で関係がある」とは、次の①又は②に該当するものをいう。

- ① 一方の会社等が他方の会社等の発行済み株式総数の100分の50を超える株式を有し、又はその出資の総額の100分の50を超える出資をしている場合。
- ② 一方の会社等の代表権を有する役員が他方の会社等の代表権を有する役員を兼ねている場合。

※7 「資本的・人的関係がないこと」とは、次のことをいう。

- ① 会社法に基づく子会社、親会社の関係ないこと。
- ② 参加表明者自身が被補償者でないこと及び参加表明者の役員が被補償者でないこと又は参加表明者の役員が被補償者の役員を兼ねていないこと。
- ③ 配置予定技術者自身が被補償者でないこと。

(2) 主任担当者に対する資格要件

○主任担当者の資格要件

① 下記のいずれかの資格等を有する者。

[1] 登録規程第3条に定める登録規程第2条第1項の別表に掲げる「〇〇部門※1」に係る補償業務の管理をつかさどる専任の者(補償業務管理者)

[2]一般社団法人日本補償コンサルタント協会が定める「補償業務管理士研修及び検定試験実施規程(平成3年3月28日理事会決定)(以下「実施規程」という。)第3条に掲げる「〇〇部門※1」において実施規程第14条に基づく補償業務管理士登録台帳に登録された補償業務管理士

[3] 登録規程第2条第1項の別表に掲げる「〇〇部門※1」に係る補償業務に関し7年以上の実務の経験※2を有する者。

[4] 行政機関の職員時において、補償業務全般に関する指導監督的実務の経験※43年以上を含む20年以上の実務の経験を有する者。

【「総合補償部門」を求める場合は[3],[4]を下記のとおりとする。】

[3] 登録規程第2条第1項の別表に掲げる「総合補償部門」に係る補償業務に関し7年以上の実務の経験※2を有する者であって、補償業務に関し5年以上の指導監督的実務の経験※3を有する者。

[4] 行政機関の職員時において、補償業務全般に関する指導監督的実務の経験※47年以上を含む20年以上の実務の経験を有する者。

② 「国、特殊法人、地方公共団体等」※5から受注した、平成27年度から当該業務の公示日までに完了した同種又は類似業務について、1件以上の実績※6を有すること。

③ 業務の履行期間中(契約日から業務完了まで)に、直接的雇用関係※7がなければならない。

④ 業務の履行箇所に係る被補償者との間において人的関係がない者※8

⑤ 手持ち業務量※9が〇億円未満かつ〇件未満である者。

⑥ 担当した関東地方整備局発注業務(港湾空港関係を除く)の平均技術者成績※10が60点以上であること。

※1 主たる補償業務の登録部門を1部門記載する。

※2 「運用について」の記2. (3)の規定による経験とする。

※3 「運用について」の記2. (2)の規定による経験とする。

※4 「運用について」の記2. (4)の規定による経験とする。

※5 上記(1)業務実績等に関する資格要件①の「国、特殊法人、地方公共団体等」と同様

※6 実績として挙げた業務において、テクリス若しくは、書類等により主任担当者又は担当技術者として従事した実績及び、同種又は類似業務であることが確認できた場合に実績とみなす。ただし、以下の業務は実績として認めない。

- ・再委託による業務(環境省発注業務で中間貯蔵施設整備事業(「中間貯蔵施設設置に伴う用地総合支援業務」、「中間貯蔵施設設置に伴う土地建物等調査等業務」及び「中間貯蔵施設設置に伴う用地補償説明業務」)に従事し、環境省から業務実績の証明を受けた業務は除く。)

- ・国土交通省発注業務のうち国土交通省競争参加資格(全省庁統一資格)における「役務の提供等」に認定されていることを競争参加資格とした業務(ただし、国土交通省大臣官房技術調査課、都市局、水管理・国土保全局又は道路局発注業務でテクリス登録されている業務若しくは補償関係コンサルタント業務と同等と認められる業務は除く。)

- ・技術者評点が60点未満(関東地方整備局発注業務において平成20年6月16日以降公示した業務で低入札価格調査を経て契約を行い技術者評点が65点未満、また、平成21年2月16日以降公示した予定価格が100万円を超えて1,000万円以下の業務のうち、その落札価格が予定価格に10分の7を乗じて得た額を下回る価格で契約を行った業務の技術者評点が65点未満、また、平成25年10月1日以降公示した予定価格が100万円を超えて1,000万円以下の業務のうち、その落札価格が品質確保基準価格を下回る価格で契約を行った業務の技術者評点が65点未満)の業務

なお、「地方整備局委託業務等成績評定要領」(平成20年9月26日付け国官技第126号)、「地方整備局委託業務等成績評定要領」(平成23年3月28日付け国官技第360号)、「地方整備局委託業務等成績評定要領」(平成30年1月4日付け国官技第187号)、「関東地方整備局用地調査等請負業務成績評定要領」、「関東地方整備局用地関係業務成績評定要領」、「地方整備局用地関係業務成績評定要領」及び国土交通省、内閣府沖縄総合事務局開発建設部(いずれも港湾空港関係を除く)の定める同様の成績評定要領に基づく業務成績以外の業務は、この限りではない。

※7 予定主任担当者と参加表明者との間に第三者の介入する余地のない雇用に関する一定の権利義務関係が存在していることをいい、在籍出向者、派遣社員は直接的雇用関係にあるとはいえない。

※8 「人的関係がない」とは、次のa)及びb)の全ての要件を満たしていること。

a)予定主任担当者自身が本業務に係る被補償者でないこと。

b)本業務に係る被補償者が法人の場合は、予定主任担当者が当該法人の役員でないこと。

※9 手持ち業務量について

- 手持ち業務量の制限は、主任担当者又は担当技術者(これらに相当する技術者を含む)となっている国・特殊法人・地方公共団体等から受注した契約金額500万円以上の業務を対象とし、「5億円未満かつ10件未満」を標準とする。
- 担当技術者を兼任する場合は、手持ち業務量に当該業務を含めるものとする。
- 手持ち業務のうち、国土交通省所管^(注1)に係る建設コンサルタント業務等(港湾空港関係及び営繕工事に係るものを除く。)において、調査基準価格を下回る金額で落札した業務がある場合には、手持ち業務量の契約金額を5億円から2.5億円に、件数を10件から5件に読み替えるものとする。

(注1)：「国土交通省所管」とは、以下のものをいう。

国土交通省各地方整備局、北海道開発局、国土地理院、
国土技術政策総合研究所、内閣府沖縄総合事務局開発建設部

※10 100万円を超える業務を対象とし、対象期間は過去4力年を標準とする。

(3) 照査技術者に対する資格要件

○照査技術者の資格要件

① 下記のいずれかの資格等を有する者。

[1] 登録規程第3条に定める登録規程第2条第1項の別表に掲げる「〇〇部門^{※1}」に
係る補償業務の管理をつかさどる専任の者(補償業務管理者)

[2] 実施規程第3条に掲げる「〇〇部門^{※1}」において実施規程第14条に基づく補償業
務管理士登録台帳に登録された補償業務管理士

[3] 登録規程第2条第1項の別表に掲げる「〇〇部門^{※1}」に係る補償業務に関し7年
以上の実務の経験^{※2}を有する者。

[4] 行政機関の職員時において、補償業務全般に関する指導監督的実務の経験^{※4}3
年以上を含む20年以上の実務の経験を有する者。

【「総合補償部門」を求める場合は[3],[4]を下記のとおりとする。】

[3] 登録規程第2条第1項の別表に掲げる「総合補償部門」に係る補償業務に関し7
年以上の実務の経験^{※2}を有する者であって、補償業務に関し5年以上の指導監督
的実務の経験^{※3}を有する者。

[4] 行政機関の職員時において、補償業務全般に関する指導監督的実務の経験^{※4}7
年以上を含む20年以上の実務の経験を有する者。

② 「国、特殊法人、地方公共団体等」^{※5}から受注した、平成27年度から当該業務の公
示日までに完了した同種又は類似業務について、1件以上の実績^{※6}を有すること。

③ 業務の履行期間中(契約日から業務完了まで)に、直接的雇用関係^{※7}がなければな
らない。

④ 業務の履行箇所に係る被補償者との間において人的関係がない者^{※8}

⑤ 担当した関東地方整備局発注業務(港湾空港関係を除く)の平均技術者成績^{※9}が6
0点以上であること。

○ 照査技術者の配置については、照査を要する物件調査等業務及び必要がある業務を
対象とする。

※1 照査を要する主たる補償業務の登録部門を1部門記載する。

※2 「運用について」の記2. (3)の規定による経験とする。

※3 「運用について」の記2. (2)の規定による経験とする。

- ※4 「運用について」の記2. (4)の規定による経験とする。
- ※5 上記(1)業務実績等に関する資格要件①の「国、特殊法人、地方公共団体等」と同様
- ※6 実績として挙げた業務において、テクリス若しくは、書類等により主任担当者または担当技術者として従事した実績及び、同種又は類似業務であることが確認できた場合に実績とみなす。ただし、以下の業務は実績として認めない。
- ・再委託による業務（環境省発注業務で中間貯蔵施設整備事業（「中間貯蔵施設設置に伴う用地総合支援業務」、「中間貯蔵施設設置に伴う土地建物等調査等業務」及び「中間貯蔵施設設置に伴う用地補償説明業務」）に従事し、環境省から業務実績の証明を受けた業務は除く。）
 - ・国土交通省発注業務のうち国土交通省競争参加資格（全省庁統一資格）における「役務の提供等」に認定されていることを競争参加資格とした業務（ただし、国土交通省大臣官房技術調査課、都市局、水管理・国土保全局又は道路局発注業務でテクリス登録されている業務若しくは補償関係コンサルタント業務と同等と認められる業務は除く。）
 - ・技術者評点が60点未満（関東地方整備局発注業務において平成20年6月16日以降公示した業務で低入札価格調査を経て契約を行い技術者評点が65点未満の業務、また、平成21年2月16日以降公示した予定価格が100万円を超えて1,000万円以下の業務のうち、その落札価格が予定価格に10分の7を乗じて得た額を下回る価格で契約を行った業務の技術者評点が65点未満、また、平成25年10月1日以降公示した予定価格が100万円を超えて1,000万円以下の業務のうち、その落札価格が品質確保基準価格を下回る価格で契約を行った業務の技術者評点が65点未満）の業務
なお、「地方整備局委託業務等成績評定要領」（平成20年9月26日付け国官技第126号）、「地方整備局委託業務等成績評定要領」（平成23年3月28日付け国官技第360号）、「関東地方整備局用地調査等請負業務成績評定要領」、「関東地方整備局用地関係業務成績評定要領」、「地方整備局用地関係業務成績評定要領」、「地方整備局委託業務等成績評定要領」（平成30年1月4日付け国官技第187号）、及び国土交通省、内閣府沖縄総合事務局開発建設部（いずれも港湾空港関係を除く）の定める同様の成績評定要領に基づく業務成績以外の業務は、この限りではない。
- ※7 予定照査技術者と参加表明者との間に第三者の介入する余地のない雇用に関する一定の権利義務関係が存在していることをいい、在籍出向者、派遣社員は直接的雇用関係にあるとはいえない。
- ※8 「人的関係がない」とは、次のa)及びb)の全ての要件を満たしていること。
- a) 予定照査技術者自身が本業務に係る被補償者でないこと。
 - b) 本業務に係る被補償者が法人の場合は、予定照査技術者が当該法人の役員でないこと。
- ※9 100万円を超える業務を対象とし、対象期間は過去4カ年を標準とする。

(4) 担当技術者に対する資格要件

○担当技術者の資格要件

- ① 測量士の資格を有する者を1名配置する。
- ② 業務の履行期間中(契約日から業務完了まで)に、直接的雇用関係^{※1}がなければならない。

○ 用地測量を含む業務の場合に要件を設定する。

※1 予定担当技術者と参加表明者との間に第三者の介入する余地のない雇用に関する一定の権利義務関係が存在していることをいい、在籍出向者、派遣社員は直接的雇用関係にあるとはいえない。

5－3 プロポーザル方式における具体的な審査・評価について

(1) 業務説明書において明示すべき事項

1. 業務の概要
 - (1)業務の目的
 - (2)業務内容
 - (3)主たる部分
 - (4)再委託の禁止
 - (5)成果物
 - (6)履行期間
 - (7)電子入札
 - (8)その他
2. 技術提案書の提出者に要求される資格要件
 - (1)技術提案書の提出者
 - (2)予定技術者
3. 技術提案書の提出者を選定するための基準
 - (1)参加表明書の評価項目、判断基準、ならびに評価ウエイト
4. 参加表明書の留意事項
 - (1)作成方法
 - (2)関連資料
 - (3)提出期限、提出場所及び提出方法
 - (4)選定・非選定通知
5. 技術提案書を特定するための基準
 - (1)技術提案書の評価項目、判断基準、ならびに評価ウエイト
6. 技術提案書の留意事項
 - (1)基本事項
 - (2)作成方法
 - (3)提出期限、提出場所及び提出方法
 - (4)既存資料の閲覧
 - (5)ヒアリング
 - (6)特定・非特定通知
7. 説明書の内容についての質問の受付及び回答
8. 支払条件
9. その他の留意事項
10. 苦情申し立てに関する事項

(2) 技術提案書の提出者を選定するための基準

参加表明書の評価項目、判断基準は以下のとおりとする。

【評価項目について】

※表中の「必須・選択」項目「◎」においては必須項目、「○」においては選択項目とする。

評価項目	評価の着目点		
		必須・選択	判断基準
参加表明者（企業）の経験及び能力	資格要件	技術部門登録	◎ 当該業務に関する部門(〇〇部門)の補償関係コンサルタント登録がある。 【業務に応じて記載する。実施する登録部門全て】
	業務経験	業務実績	◎ 平成27年度以降公示日までに完了した同種又は類似業務実績を下記の順位で評価する。 ①同種業務の実績がある。 ②類似業務の実績がある。
	専門技術力	業務成績	◎ 令和5年度以降令和6年度末までに完了した業務(設計共同体としての業務を含む。)のうち関東地方整備局発注(港湾空港関係を除く)の補償関係コンサルタント業務の平均業務成績を評価する。 ①77点以上、②76点以上77点未満、③75点以上76点未満、④74点以上75点未満 ⑤73点以上74点未満、⑥60点以上73点未満、⑦60点未満 評価対象の優先順位は以下のとおりとし、優先順位の高い実績がある者が、優先順位の低い実績で参加しようとした場合は加点しない。 また、複数の実績で参加しようとした場合についても加点しない。 1)関東地方整備局発注業務の実績 2)業務成績評価における全国評価の試行 なお、上記1)、2)の実績がない場合は加点しない。
	優良表彰	◎ 国土交通省及び内閣府沖縄総合事務局開発建設部の発注業務(農業、漁港、港湾空港関係を除く)で、令和5年度以降令和6年度末までに完了した補償関係コンサルタント業務のうち、優良業務表彰等の表彰を受けた経験がある者を下記の順位で評価する。 ① 國土交通省等発注業務で、優良業務表彰(局長)の経験がある者。 ② 國土交通省等発注業務で、優良業務表彰(部長・事務所長)の経験がある者。 ③ インフラ DX 大賞(工事・業務分野における國土交通省大臣賞、優秀賞)を受けた経験がある者。 ④ 関東インフラ DX 大賞(局長)を受けた経験がある者。 ⑤ 関東インフラ DX 大賞(事務所長)を受けた経験がある者。 ただし、災害関連の感謝状の類は除く。	
	中立公平性	◎ 本業務の履行箇所に係る補償関係者との間において資本的・人的関係がないこと。	
	守秘性	◎ 守秘義務の遵守及び違反した場合の適切な罰則などについて、社則などに明記していること。	

		技術力	◎	用地補償に関する社内研修を定期的に実施している者であること又は用地補償に関する他機関主催の研修に参加している者であること。
主任担当者の経験及び能力	資格要件	技術者資格	◎	<p>技術者資格を下記の順位で評価する。</p> <p>①ア)「〇〇部門」【主たる補償業務】に係る補償業務の管理をつかさどる専任の者(補償業務管理者) イ)「〇〇部門」【主たる補償業務】の補償業務管理士 ②ウ)「〇〇部門」【主たる補償業務】に係る補償業務に関し7年以上の実務の経験を有する者。 エ)行政機関の職員時において、補償業務全般に関する指導監督的実務の経験3年以上を含む20年以上の実務の経験を有する者。</p> <p>【「総合補償部門」を求める場合は②を下記のとおりとする。】 ②ウ)「総合補償部門」に係る補償業務に関し7年以上の実務の経験を有する者であって、補償業務に関し5年以上の指導監督的実務の経験を有する者。 エ)行政機関の職員時において、補償業務全般に関する指導監督的実務の経験7年以上を含む20年以上の実務の経験を有する者。</p>
	継続教育取組実績	CPDの取得状況	◎	<p>CPDの取得状況について以下の項目で評価する。なお、CPD単位取得の証明は、公告日から過去1年以内または、公告日以降に発行されたものとし、公告日から過去1年以内に証明期間の一部が含まれているものとする。</p> <p>①補償コンサルタントCPD協議会が発行する継続教育(CPD)の登録証明書が有り、かつ補償コンサルタントCPD協議会が推奨する単位を満たしている。 ②上記以外</p>
	業務経験	業務実績	◎	<p>平成27年度以降公示日までに完了した同種又は類似業務の実績を下記の順位で評価する。上記期間に長期休業を取得した場合は、休業期間に応じて評価対象期間を1年単位で延長するための申請を行うことができる。</p> <p>①同種業務の実績を有する者。 ②類似業務の実績を有する者。</p>
	専門技術力	業務成績	◎	<p>令和3年度以降令和6年度末までに完了した業務(設計共同体としての業務を含む。)について、担当した関東地方整備局発注(港湾空港関係を除く)の補償関係コンサルタント業務の平均技術者評点を評価する。</p> <p>①77点以上、②76点以上77点未満、③75点以上76点未満、④74点以上75点未満 ⑤73点以上74点未満、⑥60点以上73点未満、⑦60点未満</p> <p>この場合、平均技術者評点はテクリス評価点及び関東地方整備局保有の評価点による。 評価対象の優先順位は以下のとおりとし、優先順位の高い実績がある者が、優先順位の低い実績で参加しようとした場合は加点しない。 また、複数の実績で参加しようとした場合についても加点しない。 1)関東地方整備局発注業務の実績 2)業務成績評価における全国評価の試行 なお、上記1)、2)の実績がない場合は加点しない。</p> <p>※上記期間に長期休業を取得した場合は、休業期間に応じて評価対象期間を1年単位で延長するための申請を行うことができる。</p> <p>※業務説明書(共通事項)より 平均技術者評点は職務上従事した立場が、主任担当者又は担当技術者である業務を対象に算出する。</p> <p>令和6年度に完了した業務について、担当した関東地方整備局発注(港湾空港関係を除く)の補償関係コンサルタント業務の技術者評点に60点未満がある場合は評価点を減ずる。 なお、職務上従事した立場は、主任担当者、担当技術者とする。</p> <p>※他の評価項目において、長期休業に伴う技術者実績等の評価期間延長の申請が行われている場合は、その内容に基づいて評価対象期間を1年単位で延長する。</p>

	優良表彰	◎	<p>国土交通省及び内閣府沖縄総合事務局開発建設部の発注業務(農業、漁港、港湾空港関係を除く)で、令和3年度以降令和6年度末までに完了した補償関係コンサルタント業務のうち、優秀技術者表彰又は優良業務表彰等の表彰を受けた経験がある者を下記の順位で評価する。</p> <p>上記期間に長期休業を取得した場合は、休業期間に応じて評価対象期間を1年単位で延長するための申請を行うことができる。</p> <p>①国土交通省等発注業務で、優秀技術者表彰又は優良業務表彰を局長より受けた経験がある者。 ②国土交通省等発注業務で、優秀技術者表彰又は優良業務表彰等の表彰を部長又は事務所長より受けた経験がある者。 ③事業促進PPPもしくは用地取得監理業務において、管理技術者又は主任技術者の経験がある者。 ④関東地方整備局発注業務(港湾空港関係を除く)で、若手・女性技術者奨励賞を事務所長等より受けた経験がある者。</p> <p>ただし、照査技術者として從事した業務、災害関連の感謝状の類は除く。</p>
専任性	手持ち業務量	◎	<p>手持ち業務量が、業務説明書(共通事項)による契約金額以上又は契約件数以上となる者は選定しない。</p> <p>※業務説明書(共通事項)に以下のとおり記載。</p> <p>手持ち業務量の制限は、主任担当者又は担当技術者となっている「国・特殊法人・地方公共団体等」から受注した契約金額500万円以上の業務(本業務を含まず、特定後未契約のもの及び落札決定通知を受けていますが未契約のものを含む。)を対象とし、その契約額の合計が公示日時点において5億円未満かつ契約件数の合計が10件未満であることを標準とする。</p> <p>担当技術者を兼任する場合は、手持ち業務量に当該業務を含めるものとする。</p> <p>手持ち業務のうち、国土交通省所管に係る建設コンサルタント業務等において、調査基準価格を下回る金額で落札した業務がある場合には、手持ち業務量の契約金額の合計を2.5億円に、契約件数の合計を5件に読み替えるものとする。</p> <p>複数年契約の業務及び設計共同体として受注した業務の場合の契約金額については以下のとおり業務金額を算出するものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・複数年契約の業務の場合は、契約金額を履行期間の総月数で除し、当該年度の履行月数を乗じた金額とする。 ・設計共同体として受注した業務の契約金額は、総契約金額に出資比率を乗じた金額(分担した業務の金額)とする。
照査技術者の経験及び能力	資格要件	技術者資格	<p>【照査技術者を定める業務のみ設定する】</p> <p>下記のいずれかの資格等を有すること。</p> <p>ア)「〇〇部門」「主たる補償業務」に係る補償業務の管理をつかさどる専任の者(補償業務管理者) イ)「〇〇部門」「主たる補償業務」の補償業務管理士 ウ)「〇〇部門」「主たる補償業務」に係る補償業務に関し7年以上の実務の経験を有する者。 エ)行政機関の職員時において、補償業務全般に関する指導監督的実務の経験3年以上を含む20年以上の実務の経験を有する者。</p> <p>【「総合補償部門」を求める場合はウ)エ)を下記のとおりとする。】</p> <p>ウ)「総合補償部門」に係る補償業務に関し7年以上の実務の経験を有する者であって、補償業務に関し5年以上の指導監督的実務の経験を有する者。 エ)行政機関の職員時において、補償業務全般に関する指導監督的実務の経験7年以上を含む20年以上の実務の経験を有する者。</p>

業務経験	業務実績	○	【照査技術者を定める業務のみ設定する】 平成27年度以降公示日までに完了した業務において下記の実績を有する者であること。 上記期間に長期休業を取得した場合は、休業期間に応じて評価対象期間を1年単位で延長するための申請を行うことができる。 ①同種業務の実績を有する者。 ②類似業務の実績を有する者。
専門技術力	業務成績	○	【照査技術者を定める業務のみ設定する】 令和3年度以降令和6年度末までに完了した業務(設計共同体としての業務を含む。)について、担当した関東地方整備局発注業務(港湾空港関係を除く)の補償関係コンサルタント業務の平均技術者評点が60点未満である場合は選定しない。 ※上記期間に長期休業を取得した場合は、休業期間に応じて評価対象期間を1年単位で延長するための申請を行うことができる。 ※業務説明書(共通事項)より 平均技術者評点は職務上従事した立場が、主任担当者又は担当技術者である業務を対象に算出する。
及び担当能技術者の経験	資格要件	○	【用地測量を含む業務のみ設定する】 下記の資格を有する者を1名配置すること ・測量士
業務実施体制	業務実施体制の妥当性	◎	業務の分担について記載する。 登録規程第2条第1項別表の登録部門が複数ある場合は、各部門の業務を担当する技術者間の連携が十分に図れる体制とすること。 なお、下記のいずれかの項目に該当する場合には選定しない。 ①主たる部分を再委託する場合。 ②業務の分担構成が、以下の1)から3)などで不明確又は不自然な場合。 1) 分担業務の記載がない 2) 業務内容と無関係な分担業務 3) 分担業務の内容に対して過大又は過小な人数を配置 ③担当技術者が複数にわたる場合は、8名までの記載とし、8名を越えて記載した場合。 ④設計共同体による場合に、業務の分担構成が細分化され過ぎている場合、一の分担業務を複数の構成員が実施することとしている場合。

【拡大型】※以下の要件を満たす全ての者を選定する。

評価項目	評価の着目点		
	必須選択		判断基準
参加表明者（企業）の経験及び能力	資格要件	技術部門登録	◎ 当該業務に関する部門（〇〇部門）の補償関係コンサルタント登録がある。 【業務に応じて記載する。実施する登録部門全て】
	業務経験	業務実績	◎ 平成27年度以降公示日までに完了した下記の業務実績を有すること。 ・登録規程第2条第1項の別表及び「運用について」の記1.の別紙に定めるいずれかの業務
	専門技術力	業務成績	◎ 令和5年度以降令和6年度末までに完了した業務（設計共同体としての業務を含む。）のうち関東地方整備局発注業務（港湾空港関係を除く）の補償コンサルタント業務の平均業務成績が60点以上であること。 ただし、関東地方整備局発注業務（100万円を超える業務）がない場合は、この限りではない。
		中立公平性	◎ 本業務の履行箇所に係る補償関係者との間において資本的・人的関係がないこと。
		守秘性	◎ 守秘義務の遵守及び違反した場合の適切な罰則などについて、社則などに明記していること。
		技術力	◎ 用地補償に関する社内研修を定期的に実施している者であること又は用地補償に関する他機関主催の研修に参加している者であること。

主任担当者の経験及び能力	資格要件	技術者資格	◎	<p>下記のいずれかの資格等を有すること。</p> <p>ア)「〇〇部門」【主たる補償業務】に係る補償業務の管理をつかさどる専任の者(補償業務管理者) イ)「〇〇部門」【主たる補償業務】の補償業務管理士 ウ)「〇〇部門」【主たる補償業務】に係る補償業務に関し7年以上の実務の経験を有する者。 エ)行政機関の職員時において、補償業務全般に関する指導監督的実務の経験3年以上を含む20年以上的実務の経験を有する者。 【「総合補償部門」を求める場合はウ)エ)を下記のとおりとする。】 ウ)「総合補償部門」に係る補償業務に関し7年以上の実務の経験を有する者であって、補償業務に関し5年以上の指導監督的実務の経験を有する者。 エ)行政機関の職員時において、補償業務全般に関する指導監督的実務の経験7年以上を含む20年以上的実務の経験を有する者。</p>
	業務経験	業務実績	◎	<p>平成27年度以降公示日までに完了した同種又は類似業務の実績等を以下の項目で評価する。 上記期間に長期休業を取得した場合は、休業期間に応じて評価対象期間を1年単位で延長するための申請を行うことができる。</p> <p>○同種業務の実績を有する者。 ○類似業務の実績を有する者。</p>
	専門技術力	業務成績	◎	<p>令和3年度以降令和6年度末までに完了した業務(設計共同体としての業務を含む。)について、担当した関東地方整備局発注業務(港湾空港関係を除く)の補償関係コンサルタント業務の平均技術者評点が60点以上であること。</p> <p>この場合、平均技術者評点はテクリス及び関東地方整備局保有の評価点による。</p> <p>※上記期間に長期休業を取得した場合は、休業期間に応じて評価対象期間を1年単位で延長するための申請を行うことができる。</p> <p>※業務説明書(共通事項)より</p> <p>平均技術者評点は職務上従事した立場が、主任担当者又は担当技術者である業務を対象に算出する。</p>
	専任性	手持ち業務量	◎	<p>手持ち業務量が、業務説明書(共通事項)による契約金額以上又は契約件数以上となる者は選定しない。</p> <p>※業務説明書(共通事項)に以下のとおり記載。</p> <p>手持ち業務量の制限は、主任担当者又は担当技術者となっている「国・特殊法人・地方公共団体等」から受注した契約金額500万円以上の業務(本業務を含まず、特定後未契約のもの及び落札決定通知を受けているが未契約のものを含む。)を対象とし、その契約額の合計が公示日時点において5億円未満かつ契約件数の合計が10件未満であることを標準とする。</p> <p>担当技術者を兼任する場合は、手持ち業務量に当該業務を含めるものとする。</p> <p>手持ち業務のうち、国土交通省所管に係る建設コンサルタント業務等において、調査基準価格を下回る金額で落札した業務がある場合には、手持ち業務量の契約金額の合計を2.5億円に、契約件数の合計を5件に読み替えるものとする。</p> <p>複数年契約の業務及び設計共同体として受注した業務の場合の契約金額については以下のとおり業務金額を算出するものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・複数年契約の業務の場合は、契約金額を履行期間の総月数で除し、当該年度の履行月数を乗じた金額とする。 ・設計共同体として受注した業務の契約金額は、総契約金額に出資比率を乗じた金額(分担した業務の金額)とする。
照査技術者の経験及び能力	資格要件	技術者資格	○	<p>【照査技術者を定める業務のみ設定する】</p> <p>下記のいずれかの資格等を有すること。</p> <p>ア)「〇〇部門」【主たる補償業務】に係る補償業務の管理をつかさどる専任の者(補償業務管理者) イ)「〇〇部門」【主たる補償業務】の補償業務管理士 ウ)「〇〇部門」【主たる補償業務】に係る補償業務に関し7年以上の実務の経験を有する者。 エ)行政機関の職員時において、補償業務全般に関する指導監督的実務の経験3年以上を含む20年以上的実務の経験を有する者。 【「総合補償部門」を求める場合はウ)エ)を下記のとおりとする。】 ウ)「総合補償部門」に係る補償業務に関し7年以上の実務の経験を有する者であって、補償業務に関し5年以上の指導監督的実務の経験を有する者。 エ)行政機関の職員時において、補償業務全般に関する指導監督的実務の経験7年以上を含む20年以上的実務の経験を有する者。</p>

	業務経験	業務実績	○	【照査技術者を定める業務のみ設定する】 平成27年度以降公示日までに完了した同種又は類似業務の実績等を以下の項目で評価する。 上記期間に長期休業を取得した場合は、休業期間に応じて評価対象期間を1年単位で延長するための申請を行うことができる。 ○同種業務の実績を有する者。 ○類似業務の実績を有する者。
担当技術者の経験及び能力	資格要件	技術者資格	○	【用地測量を含む業務のみ設定する】 下記の資格を有する者を1名配置すること ・測量士
業務実施体制	業務実施体制の妥当性	◎		業務の分担について記載する。 なお、下記のいずれかの項目に該当する場合には指名しない。 ①主たる部分を再委託する場合。 ②業務の分担構成が、以下の1)から3)などで不明確又は不自然な場合。 1) 分担業務の記載がない 2) 業務内容と無関係な分担業務 3) 分担業務の内容に対して過大又は過小な人数を配置 ③担当技術者が複数にわたる場合は、8名までの記載とし、8名を越えて記載した場合。 ④設計共同体による場合に、業務の分担構成が細分化され過ぎている場合、一の分担業務を複数の構成員が実施することとしている場合。

(3) 技術提案書を特定するための基準（「拡大型」も含む）

技術提案書の評価項目、判断基準は以下のとおりとする。

なお、評価項目「実施方針・実施フロー・工程計画その他」及び「特定テーマに関する技術提案」は、ヒアリングを通じた評価を反映し、評価する。

【評価項目について】

※表中の「必須・選択」項目「◎」においては必須項目、「○」においては選択項目とする。

評価 項目	評価の着目点		
		必須 選択	判断基準
主任担当者の経験及び能力	資格要件	技術者資格	<p>◎ 技術者資格を下記の順位で評価する。</p> <p>①ア)「〇〇部門」【主たる補償業務】に係る補償業務の管理をつかさどる専任の者(補償業務管理者) イ)「〇〇部門」【主たる補償業務】の補償業務管理士</p> <p>②ウ)「〇〇部門」【主たる補償業務】に係る補償業務に関し7年以上の実務の経験を有する者。 エ)行政機関の職員時において、補償業務全般に関する指導監督的実務の経験3年以上を含む20年以上の実務の経験を有する者。</p> <p>【「総合補償部門」を求める場合は②を下記のとおりとする。】 ②ウ)「総合補償部門」に係る補償業務に関し7年以上の実務の経験を有する者であって、補償業務に関し5年以上の指導監督的実務の経験を有する者。 エ)行政機関の職員時において、補償業務全般に関する指導監督的実務の経験7年以上を含む20年以上の実務の経験を有する者。</p>
	継続教育取組実績	CPDの取得状況	<p>◎ CPDの取得状況について以下の項目で評価する。なお、CPD単位取得の証明は、公告日から過去1年以内または、公告日以後に発行されたものとし、公告日から過去1年以内に証明期間の一部が含まれているものとする。</p> <p>①補償コンサルタントCPD協議会が発行する継続教育(CPD)の登録証明書が有り、かつ補償コンサルタントCPD協議会が推奨する単位を満たしている。 ②上記以外</p>
	業務経験	業務実績	<p>◎ 平成27年度以降公示日までに完了した同種又は類似業務の実績を下記の順位で評価する。 上記期間に長期休業を取得した場合は、休業期間に応じて評価対象期間を1年単位で延長するための申請を行うことができる。</p> <p>①同種業務の実績を有する者。 ②類似業務の実績を有する者。</p>

専門技術力	業務成績	◎	<p>令和3年度以降令和6年度末までに完了した業務(設計共同体としての業務を含む。)について、担当した関東地方整備局発注(港湾空港関係を除く)の補償関係コンサルタント業務の平均技術者評点を評価する。</p> <p>①77点以上、②76点以上77点未満、③75点以上76点未満、④74点以上75点未満 ⑤73点以上74点未満、⑥60点以上73点未満、⑦60点未満</p> <p>この場合、平均技術者評点はテクリス評価点及び関東地方整備局保有の評価点による。 評価対象の優先順位は以下のとおりとし、優先順位の高い実績がある者が、優先順位の低い実績で参加しようとした場合は加点しない。また、複数の実績で参加しようとした場合についても加点しない。</p> <p>1)関東地方整備局発注の実績 2)業務成績評価における全国評価の試行 なお、1)及び2)の実績がない場合は加点しない。</p> <p>※上記期間に長期休業を取得した場合は、休業期間に応じて評価対象期間を1年単位で延長するための申請を行うことができる。</p> <p>※業務説明書(共通事項)より 平均技術者評点は職務上従事した立場が、主任担当者又は担当技術者である業務を対象に算出する。</p>
			<p>令和6年度に完了した業務について、担当した関東地方整備局発注(港湾空港関係を除く)の補償関係コンサルタント業務の技術者評点に60点未満がある場合は評価点を減ずる。</p> <p>なお、職務上従事した立場は、主任担当者・担当技術者とする。</p>
	優良表彰	◎	<p>国土交通省及び内閣府沖縄総合事務局開発建設部の発注業務(農業、漁港、港湾空港関係を除く)で、令和3年度以降令和6年度末までに完了した補償関係コンサルタント業務のうち、優秀技術者表彰又は優良業務表彰等の表彰を受けた経験がある者を下記の順位で評価する。</p> <p>上記期間に長期休業を取得した場合は、休業期間に応じて評価対象期間を1年単位で延長するための申請を行うことができる。</p> <p>①国土交通省等発注業務で、優秀技術者表彰又は優良業務表彰を局長より受けた経験がある者。 ②国土交通省等発注業務で、優秀技術者表彰又は優良業務表彰等の表彰を部長又は事務所長より受けた経験がある者。 ③事業促進PPPもしくは用地取得監理業務において、管理技術者又は主任技術者の経験がある者。 ④関東地方整備局発注業務(港湾空港関係を除く)で、若手・女性技術者奨励賞を事務所長等より受けた経験がある者。</p> <p>ただし、照査技術者として従事した業務、災害関連の感謝状の類は除く。</p>
照査技術者の経験及び能力	資格要件	○	<p>【照査技術者を定める業務のみ設定する】技術者資格を下記の順位で評価する。</p> <p>①ア)「〇〇部門」【主たる補償業務】に係る補償業務の管理をつかさどる専任の者(補償業務管理者) イ)「〇〇部門」【主たる補償業務】の補償業務管理士 ②ウ)「〇〇部門」【主たる補償業務】に係る補償業務に関し7年以上の実務の経験を有する者。 エ)行政機関の職員時において、補償業務全般に関する指導監督的実務の経験3年以上を含む20年以上の実務の経験を有する者。</p> <p>【「総合補償部門」を求める場合は②を下記のとおりとする。】 ②ウ)「総合補償部門」に係る補償業務に関し7年以上の実務の経験を有する者であって、補償業務に関し5年以上の指導監督的実務の経験を有する者。 エ)行政機関の職員時において、補償業務全般に関する指導監督的実務の経験7年以上を含む20年以上の実務の経験を有する者。</p>

継続教育取組実績	CPDの取得状況	○	CPDの取得状況について以下の項目で評価する。なお、CPD単位取得の証明は、公告日から過去1年以内または、公告日以降に発行されたものとし、公告日から過去1年以内に証明期間の一部が含まれているものとする。 ①補償コンサルタントCPD協議会が発行する継続教育(CPD)の登録証明書が有り、かつ補償コンサルタントCPD協議会が推奨する単位を満たしている。 ②上記以外
業務経験	業務実績	○	【照査技術者を定める業務のみ設定する】 平成27年度以降公示日までに完了した同種又は類似業務の実績を下記の順位で評価する。 上記期間に長期休業を取得した場合は、休業期間に応じて評価対象期間を1年単位で延長するための申請を行うことができる。 ①同種業務の実績を有する者。 ②類似業務の実績を有する者。
専門技術力	業務成績	○	【照査技術者を定める業務のみ設定する】 令和3年度以降令和6年度末までに完了した業務(設計共同体としての業務を含む。)について、担当した関東地方整備局発注(港湾空港関係を除く)の補償関係コンサルタント業務の平均技術者評点を評価する。 ①77点以上、②76点以上77点未満、③75点以上76点未満、④74点以上75点未満 ⑤73点以上74点未満、⑥60点以上73点未満、⑦60点未満 この場合、平均技術者評点はテクリス評価点及び関東地方整備局保有の評価点による。評価対象の優先順位は以下のとおりとし、優先順位の高い実績がある者が、優先順位の低い実績で参加しようとした場合は加点しない。また、複数の実績で参加しようとした場合についても加点しない。 1)関東地方整備局発注の実績 2)業務成績評価における全国評価の試行 なお、1)及び2)の実績がない場合は加点しない。 ※上記期間に長期休業を取得した場合は、休業期間に応じて評価対象期間を1年単位で延長するための申請を行うことができる。 ※業務説明書(共通事項)より 平均技術者評点は職務上従事した立場が、主任担当者又は担当技術者である業務を対象に算出する。
実施方針・実施フロー・工程計画その他	業務理解度	○	目的、条件、内容の理解度が高い場合に優位に評価する。
	実施手順	○	業務実施手順を示す実施フローの妥当性が高い場合に優位に評価する。
	工程計画	○	業務量の把握状況を示す工程計画の妥当性が高い場合に優位に評価する。 工程計画は、予定履行期間内で記載すること。 予定履行期間内ではない場合は加点しない。
	その他	○	有益な代替案の提案、重要事項の指摘がある場合に優位に評価する。
		○	なお、業務の目的の理解がされておらず、実施フローや工程計画の妥当性が著しく劣る場合は、特定しない。 また、参考見積の対象外の技術提案については、評価対象外とする。

特定テーマに関する技術提案	全体	特定テーマ間の整合性	<input type="radio"/> 複数の特定テーマ間の整合性が高い場合は優位に評価し、矛盾がある等整合性が著しく悪い場合は特定しない。
			<input checked="" type="radio"/> 地形、環境、地域特性などの与条件との整合性が高い場合に優位に評価する。 <input checked="" type="radio"/> 着眼点、問題点、解決方法等が適切かつ論理的に整理されており、本業務を遂行するにあたって有効性が高い場合に優位に評価する。 <input type="radio"/> 事業の重要度を考慮した提案となっている場合に優位に評価する。 <input type="radio"/> 事業の難易度に相応しい提案となっている場合に優位に評価する。 <input checked="" type="radio"/> 業務の的確性に著しく欠ける場合は特定しない。 また、参考見積の対象外の技術提案については、加点しない。
参考見積	参考見積りの妥当性	特定テーマ	<input checked="" type="radio"/> 提案内容に説得力がある場合に優位に評価する。 <input checked="" type="radio"/> 提案内容を裏付ける類似実績が明示されている場合に優位に評価する。 <input type="radio"/> 利用しようとする補償基準、資料が適切な場合に優位に評価する。 <input checked="" type="radio"/> 業務の実現性に著しく欠ける場合は特定しない。 また、参考見積の対象外の技術提案については、加点しない。
			<input type="radio"/> 高度な知見に基づく前例のない提案がある場合に優位に評価する。
			<input type="radio"/> 高度の検討・解析手法の提案がある場合に優位に評価する。
			<input checked="" type="radio"/> 提示した業務規模と大きくかけ離れているか、又は提案内容に対して見積りが不適切な場合には特定しない。 なお、積算の参考とするため、特定者には再度見積りを依頼する場合がある。

ワーク・ライフ・バランス等推進企業の評価【◎】

評価基準を満たすワーク・ライフ・バランス等推進企業の認定を受けている者を評価する。

5－4 【指名競争】総合評価落札方式における具体的な審査・評価について

(1) 入札説明書において明示すべき事項

1. 手続開始の公示日
2. 契約担当官等
3. 業務の概要
 - (1)業務名
 - (2)業務内容
 - (3)業務の詳細な説明
 - (4)主たる部分
 - (5)再委託の禁止
 - (6)成果物
 - (7)履行期間
 - (8)電子入札
 - (9)その他
4. 指名されるために必要な要件
 - (1)入札参加者に要求される資格
 - (2)参加表明書に関する要件
 - (3)入札参加者を指名するための基準
5. 参加表明書の提出等
 - (1)作成方法
 - (2)関連資料
 - (3)提出期限、提出場所及び提出方法
6. 非指名理由について
7. 入札説明書の内容についての質問の受付及び回答
8. 総合評価に関する事項
 - (1)落札者の決定方法
 - (2)総合評価の方法
 - (3)技術点を算出するための基準
 - (4)評価内容の担保
9. 技術提案書の提出等
 - (1)作成方法
 - (2)技術提案書の無効
 - (3)実施方針・業務フロー・工程計画その他
 - (4)評価テーマ
 - (5)提出期限、提出場所及び提出方法
 - (6)既存資料の閲覧
 - (7)実施方針及び評価テーマに関するヒアリング
 - (8)履行確実性に関するヒアリング
10. 入札及び開札の日時及び場所
11. 入札方法等
12. 入札保証金及び契約保証金
13. 開札
14. 入札の無効
15. 適正な調査及び調査内容の実効を担保するための措置
16. 手続きにおける交渉の有無
17. 契約書作成の要否
18. 支払条件
19. 火災保険付保の要否
20. 関連情報を入手するための照会窓口
21. 品質確保対策
22. その他の留意事項
23. 苦情申し立てに関する事項

(2) 入札参加者を指名するための基準

参加表明書の評価項目、判断基準は以下のとおりとする。

【評価項目について】

※表中の「必須・選択」項目「○」においては必須項目、「□」においては選択項目とする。

【標準型、簡易型】

評価 項目	評価の着目点		
		必須 選択	判断基準
参加表明者(企業)の経験及び能力	資格要件	技術部門登録	<p>◎ 当該業務に関する部門(○○部門)【業務に応じて記載する。実施する登録部門全て】の補償関係コンサルタント登録がある。</p> <p>【測量を含む場合】 測量法第55条に基づく登録がある。</p>
	業務経験	業務実績	<p>◎ 平成27年度以降公示日までに完了した同種又は類似業務実績を下記の順位で評価する。</p> <p>①同種業務の実績がある。 ②類似業務の実績がある。</p>
	地域性	地理的条件	<p>○ 【業務規模により設定する】 本店、支店又は営業所の所在地を下記により評価する。</p> <p>①○○地域に本店がある。 ②○○地域に支店又は営業所等がある。 ③上記以外は指名しない。</p> <p>※ 業務内容に応じ、「①」以外指名しないとする場合がある。</p>

	地域貢献度	○ 国・特殊法人・地方公共団体等発注業務(設計共同体としての業務を含む)において、令和2年度以降参加表明書提出までに、以下の災害活動実績がある者及び参加表明書提出日に以下の災害協定締結のある者を評価する。
	専門技術力	<p>【災害活動実績】</p> <p>①発注事務所における災害活動実績がある。</p> <p>②発注事務所管内を含む都県内に所在地がある関東地方整備局の本局・事務所等における災害活動実績がある。</p> <p>③関東地方整備局管内における災害活動実績がある。関東地方整備局管外における災害活動実績がある。(関東地整管外における災害活動実績については、関東地方整備局長からの要請を受け災害活動を行った場合に限る)</p> <p>④上記以外</p> <p>②の場合は、③を満たすこと。</p> <p>なお、上記の「事務所等」には、出張所は含まれない。また、②及び③の発注機関は国(関東地整以外)の機関、地方公共団体、特殊法人等を含む。</p> <p>【災害協定】</p> <p>①発注事務所における災害協定締結がある。</p> <p>②上記以外</p>

	優良表彰	◎	国土交通省及び内閣府沖縄総合事務局開発建設部の発注業務(農業、漁港、港湾空港関係を除く)で、令和5年度以降令和6年度末までに完了した補償関係コンサルタント業務のうち、優良業務表彰等の表彰を受けた経験がある者を下記の順位で評価する。 ① 関東地方整備局発注業務で、優良業務表彰(局長)の経験がある者。 ② 関東地方整備局発注業務で、優良業務表彰(部長・事務所長)の経験がある者。 ③ インフラDX大賞(工事・業務分野における国土交通大臣賞、優秀賞)を受けた経験がある者。 ④ 関東インフラDX大賞(局長)を受けた経験がある者。 ⑤ 関東インフラDX大賞(事務所長)を受けた経験がある者。 ただし、災害関連の感謝状の類は除く。
	中立公平性	◎	本業務の履行箇所に係る補償関係者との間において資本的・人的関係がないこと。
	守秘性	◎	守秘義務の遵守及び違反した場合の適切な罰則などについて、社則などに明記していること。
	技術力	◎	用地補償に関する社内研修を定期的に実施している者であること又は用地補償に関する他機関主催の研修に参加している者であること。
主任担当者の経験及び能力	資格要件	技術者資格	技術者資格を下記の順位で評価する。 ①ア)「〇〇部門」【主たる補償業務】に係る補償業務の管理をつかさどる専任の者(補償業務管理者) イ)「〇〇部門」【主たる補償業務】の補償業務管理士 ②ウ)「〇〇部門」【主たる補償業務】に係る補償業務に関し7年以上の実務の経験を有する者。 エ)行政機関の職員時において、補償業務全般に関する指導監督的実務の経験3年以上を含む 20年以上の実務の経験を有する者。 【「総合補償部門」を求める場合は②を下記のとおりとする。】 ②ウ)「総合補償部門」に係る補償業務に関し7年以上の実務の経験を有する者であって、補償業務に 関し5年以上的指導監督的実務の経験を有する者。 エ)行政機関の職員時において、補償業務全般に関する指導監督的実務の経験7年以上を含む 20年以上の実務の経験を有する者。
	継続教育取組実績	CPDの取得状況	CPDの取得状況について以下の項目で評価する。なお、CPD単位取得の証明は、公告日から過去1年以内または、公告日以降に発行されたものとし、公告日から過去1年内に証明期間の一部が含まれているものとする。 ①補償コンサルタントCPD協議会が発行する継続教育(CPD)の登録証明書が有り、かつ補償コンサルタントCPD協議会が推奨する単位を満たしている。 ②上記以外

業務経験	業務実績	◎	平成27年度以降公示日までに完了した同種又は類似業務の実績を下記の順位で評価する。 上記期間に長期休業を取得した場合は、休業期間に応じて評価対象期間を1年単位で延長するための申請を行うことができる。 ①同種業務の実績を有する者。 ②類似業務の実績を有する者。
		○	【若手技術者評価の対象の場合】 若手技術者の活用について以下の順位で評価する。 ①主任担当者に若手技術者(35歳以下)を配置する場合。 ②主任担当者に若手技術者(40歳以下*)を配置する場合。*①を除く ③上記以外 ※入札説明書(共通事項)より 若手技術者とは本業務の公示日現在の年齢が対象年齢以下のものとする。 なお、生年月日を証明する書類(運転免許証、もしくは健康保険証の写し等の年齢が確認できるもの)を参加表明書に添付し提出する必要があり、証明する書類の添付がない場合は加点を行わないものとする。
	専門技術力	◎	令和3年度以降令和6年度末までに完了した業務(設計共同体としての業務を含む。)について、担当した関東地方整備局発注(港湾空港関係を除く)の補償関係コンサルタント業務の平均技術者評点を評価する。 ①77点以上、②76点以上77点未満、③75点以上76点未満、④74点以上75点未満 ⑤73点以上74点未満、⑥60点以上73点未満、⑦60点未満 なお、平均技術者評点はテクリス評価点及び関東地方整備局保有の評価点による。 上記期間に長期休業を取得した場合は、休業期間に応じて評価対象期間を1年単位で延長するための申請を行うことができる。 ただし、照査技術者として従事した業務は除く。 【標準型】 1)関東地方整備局発注の実績 2)業務成績評価における全国評価の試行 なお、上記1)、2)の実績がない場合は加点しない。 【簡易型】 1)関東地方整備局発注の実績 2)業務成績評価における全国評価の試行 3)地方自治体等の受注実績を評価する試行 なお、上記3)の実績により評価を行う場合は③と評価し加点するが、1)から3)の実績がない場合は加点しない。
	業務成績	◎	令和6年度に完了した業務について、担当した関東地方整備局発注(港湾空港関係を除く)の補償関係コンサルタント業務の技術者評点に60点未満がある場合は評価点を減ずる。また、他の評価項目において、長期休業に伴う技術者実績等の評価期間延長の申請が行われている場合は、その内容に基づいて評価対象期間を1年単位で延長する。 なお、職務上従事した立場は、主任担当者、担当技術者とする。

	優良表彰	◎	<p>国土交通省及び内閣府沖縄総合事務局開発建設部の発注業務(農業、漁港、港湾空港関係を除く)で、令和3年度以降令和6年度末までに完了した補償関係コンサルタント業務のうち、優秀技術者表彰又は優良業務表彰等の表彰を受けた経験がある者を下記の順位で評価する。</p> <p>上記期間に長期休業を取得した場合は、休業期間に応じて評価対象期間を1年単位で延長するための申請を行うことができる。</p> <p>①関東地方整備局発注業務で、優秀技術者表彰又は優良業務表彰を局長より受けた経験がある者。</p> <p>②関東地方整備局発注業務で、優秀技術者表彰又は優良業務表彰等の表彰を部長又は事務所長より受けた経験がある者。</p> <p>③関東地方整備局発注業で、若手・女性技術者奨励賞を事務所長等より受けた経験がある者。</p> <p>ただし、照査技術者として従事した業務、災害関連の感謝状の類は除く。</p>
	専任性	◎	<p>手持ち業務量が、入札説明書(共通事項)による契約金額以上又は契約件数以上となる者は選定しない。</p> <p>※入札説明書(共通事項)に以下のとおり記載。</p> <p>手持ち業務量の制限は、主任担当者又は担当技術者となっている「国・特殊法人・地方公共団体等」から受注した契約金額500万円以上の業務(本業務を含まず、特定後未契約のもの及び落札決定通知を受けているが未契約のものを含む。)を対象とし、その契約額の合計が公示日時点において5億円未満かつ契約件数の合計が10件未満であることを標準とする。</p> <p>担当技術者を兼任する場合は、手持ち業務量に当該業務を含めるものとする。</p> <p>手持ち業務のうち、国土交通省所管に係る建設コンサルタント業務等において、調査基準価格を下回る金額で落札した業務がある場合には、手持ち業務量の契約金額の合計を2.5億円に、契約件数の合計を5件に読み替えるものとする。</p> <p>複数年契約の業務及び設計共同体として受注した業務の場合の契約金額については以下のとおり業務金額を算出するものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・複数年契約の業務の場合は、契約金額を履行期間の総月数で除し、当該年度の履行月数を乗じた金額とする。 ・設計共同体として受注した業務の契約金額は、総契約金額に出資比率を乗じた金額(分担した業務の金額)とする。
照査技術者の経験及び能力	資格要件	○	<p>【照査技術者を定める業務のみ設定する】</p> <p>下記のいずれかの資格等を有すること。</p> <p>ア)「〇〇部門」【主たる補償業務】に係る補償業務の管理をつかさどる専任の者(補償業務管理者) イ)「〇〇部門」【主たる補償業務】の補償業務管理士 ウ)「〇〇部門」【主たる補償業務】に係る補償業務に関し7年以上の実務の経験を有する者。 エ)行政機関の職員時において、補償業務全般に関する指導監督的実務の経験3年以上を含む20年以上の実務の経験を有する者。</p> <p>【「総合補償部門」を求める場合はウ)エ)を下記のとおりとする。】</p> <p>ウ)「総合補償部門」に係る補償業務に関し7年以上の実務の経験を有する者であって、補償業務に関し5年以上の指導監督的実務の経験を有する者。 エ)行政機関の職員時において、補償業務全般に関する指導監督的実務の経験7年以上を含む20年以上の実務の経験を有する者。</p>

	業務経験	業務実績	○	<p>【照査技術者を定める業務のみ設定する】</p> <p>下記のいずれかの業務実績を有すること</p> <p>平成27年度以降公示日までに完了した業務において下記の実績を有する者であること</p> <p>上記期間に長期休業を取得した場合は、休業期間に応じて評価対象期間を1年単位で延長するための申請を行うことができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ①同種業務の実績を有する者。 ②類似業務の実績を有する者。
	専門技術力	業務成績	○	<p>【照査技術者を定める業務のみ設定する】</p> <p>令和3年度以降令和6年度末までに完了した業務(設計共同体としての業務を含む。)について、担当した関東地方整備局発注(港湾空港関係を除く)の補償関係コンサルタント業務の平均技術者評点が60点未満である場合は指名しない。</p> <p>上記期間に長期休業を取得した場合は、休業期間に応じて評価対象期間を1年単位で延長するための申請を行うことができる。</p> <p>ただし、照査技術者として従事した業務は除く。</p> <p>なお、関東地方整備局発注業務の実績(100万円を超える業務)がない場合は、この限りではない。</p>
経験及び能力	担当技術者の経験	資格要件	技術者資格	<p>【用地測量を含む業務のみ設定する】</p> <p>下記の資格を有する者を1名配置すること</p> <ul style="list-style-type: none"> ・測量士
業務実施体制		業務実施体制の妥当性	◎	<p>業務の分担について記載する。</p> <p>登録規程第2条第1項別表の登録部門が複数ある場合は、各部門の業務を担当する技術者間の連携が十分に図れる体制とすること。</p> <p>なお、下記のいずれかの項目に該当する場合には指名しない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ①主たる部分を再委託する場合。 ②業務の分担構成が、以下の1)から3)などで不明確又は不自然な場合。 <ul style="list-style-type: none"> 1) 分担業務の記載がない 2) 業務内容と無関係な分担業務 3) 分担業務の内容に対して過大又は過小な人数を配置 ③主任担当者について複数名記載した場合。 ④担当技術者が複数にわたる場合は、8名までの記載とし、8名を越えて記載した場合。 ⑤設計共同体による場合に、業務の分担構成が細分化され過ぎている場合、一の分担業務を複数の構成員が実施することとしている場合。

(3) 技術点を算出するための基準

技術提案書の評価項目、判断基準は以下のとおりとする。

なお、評価項目「実施方針・実施フロー・工程計画その他」及び「評価テーマに関する技術提案」は、ヒアリングを通じた評価を反映し、評価する。

【評価項目について】

※表中の「必須・選択」項目「◎」においては必須項目、「○」においては選択項目とする。

①予定技術者の経験及び能力【標準型、簡易型】

評価 項目	評価の着目点		
			判断基準
主任担当者の経験及び能力	資格要件	技術者資格	◎
	<p>技術者資格を下記の順位で評価する。</p> <p>①ア)「〇〇部門」「主たる補償業務」に係る補償業務の管理をつかさどる専任の者(補償業務管理者) イ)「〇〇部門」「主たる補償業務」の補償業務管理士</p> <p>②ウ)「〇〇部門」「主たる補償業務」に係る補償業務に関し7年以上の実務の経験を有する者。 エ)行政機関の職員時において、補償業務全般に関する指導監督的実務の経験3年以上を含む20年以上的実務の経験を有する者。</p> <p>【「総合補償部門」を求める場合は②を下記のとおりとする。】 ②ウ)「総合補償部門」に係る補償業務に関し7年以上の実務の経験を有する者であって、補償業務に関し5年以上の指導監督的実務の経験を有する者。 エ)行政機関の職員時において、補償業務全般に関する指導監督的実務の経験7年以上を含む20年以上的実務の経験を有する者。</p>		
	継続教育取組実績	CPDの取得状況	◎
	<p>CPDの取得状況について以下の項目で評価する。なお、CPD単位取得の証明は、公告日から過去1年以内または、公告日以降に発行されたものとし、公告日から過去1年内に証明期間の一部が含まれているものとする。</p> <p>①補償コンサルタントCPD協議会が発行する継続教育(CPD)の登録証明書が有り、かつ補償コンサルタントCPD協議会が推奨する単位を満たしている。 ②上記以外</p>		
業務経験	業務実績	◎	<p>平成27年度以降公示日までに完了した同種又は類似業務の実績を下記の順位で評価する。</p> <p>上記期間に長期休業を取得した場合は、休業期間に応じて評価対象期間を1年単位で延長するための申請を行うことができる。</p> <p>①同種業務の実績を有する者。 ②類似業務の実績を有する者。</p>
	若手技術者	○	<p>【若手技術者評価の対象の場合】</p> <p>若手技術者の活用について以下の順位で評価する。</p> <p>①主任担当者に若手技術者(35歳以下)を配置する場合。 ②主任担当者に若手技術者(40歳以下*)を配置する場合。*①を除く ③上記以外</p> <p>※入札説明書(共通事項)より 若手技術者とは本業務の公示日現在の年齢が対象年齢以下のものとする。 なお、生年月日を証明する書類(運転免許証、健康保険証)を参加表明書に添付し提出する必要があり、証明する書類の添付がない場合は加点を行わないものとする。</p>

専門技術力	業務成績	◎	<p>令和3年度以降令和6年度末までに完了した業務(設計共同体としての業務を含む。)について、担当した関東地方整備局発注(港湾空港関係を除く)の補償関係コンサルタント業務の平均技術者評点を評価する。</p> <p>①77点以上、②76点以上77点未満、③75点以上76点未満、④74点以上75点未満 ⑤73点以上74点未満、⑥60点以上73点未満、⑦60点未満</p> <p>なお、平均技術者評点はテクリス評価点及び関東地方整備局保有の評価点による。 上記期間に長期休業を取得した場合は、休業期間に応じて評価対象期間を1年単位で延長するための申請を行うことができる。 ただし、照査技術者として従事した業務は除く。</p> <p>【標準型】 1)関東地方整備局発注の実績 2)業務成績評価における全国評価の試行 なお、上記1)、2)の実績がない場合は加点しない。</p> <p>【簡易型】 1)関東地方整備局発注の実績 2)業務成績評価における全国評価の試行 3)地方自治体等の受注実績を評価する試行 なお、上記3)の実績により評価を行う場合は③と評価し加点するが、1)から3)の実績がない場合は加点しない。</p>
		◎	<p>令和6年度に完了した業務について、担当した関東地方整備局発注(港湾空港関係を除く)の補償関係コンサルタント業務の技術者評点に60点未満がある場合は評価点を減ずる。 また、他の評価項目において、長期休業に伴う技術者実績等の評価期間延長の申請が行われている場合は、その内容に基づいて評価対象期間を1年単位で延長する。 なお、職務上従事した立場は、主任担当者・担当技術者とする。</p>
優良表彰	◎		<p>国土交通省及び内閣府沖縄総合事務局開発建設部の発注業務(農業、漁港、港湾空港関係を除く)で、令和3年度以降令和6年度末までに完了した補償関係コンサルタント業務のうち、優秀技術者表彰又は優良業務表彰等の表彰を受けた経験がある者を下記の順位で評価する。</p> <p>上記期間に長期休業を取得した場合は、休業期間に応じて評価対象期間を1年単位で延長するための申請を行うことができる。</p> <p>①関東地方整備局発注業務で、優秀技術者表彰又は優良業務表彰を局長より受けた経験がある者。 ②関東地方整備局以外の発注業務で、優秀技術者表彰又は優良業務表彰等の表彰を部長又は事務所長より受けた経験がある者。 ③関東地方整備局発注業務で、若手・女性技術者奨励賞を事務所長等より受けた経験がある者。 ただし、照査技術者として従事した業務、災害関連の感謝状の類は除く。</p>
照査技術者の経験及び能力	資格要件	○	<p>【照査技術者を定める業務のみ設定する】 技術者資格を下記の順位で評価する。</p> <p>①ア)「〇〇部門」「主たる補償業務」に係る補償業務の管理をつかさどる専任の者(補償業務管理者) イ)「〇〇部門」「主たる補償業務」の補償業務管理士 ②ウ)「〇〇部門」「主たる補償業務」に係る補償業務に関し7年以上の実務の経験を有する者。 エ)行政機関の職員時において、補償業務全般に関する指導監督的実務の経験3年以上を含む20年以上の実務の経験を有する者。</p> <p>【「総合補償部門」を求める場合は②を下記のとおりとする。】 ②ウ)「総合補償部門」に係る補償業務に関し7年以上の実務の経験を有する者であって、補償業務に関し5年以上の指導監督的実務の経験を有する者。 エ)行政機関の職員時において、補償業務全般に関する指導監督的実務の経験7年以上を含む20年以上の実務の経験を有する者。</p>

継続教育取組実績	CPDの取得状況	○	CPDの取得状況について以下の項目で評価する。なお、CPD単位取得の証明は、公告日から過去1年以内または、公告日以降に発行されたものとし、公告日から過去1年以内に証明期間の一部が含まれているものとする。 ①補償コンサルタントCPD協議会が発行する継続教育(CPD)の登録証明書が有り、かつ補償コンサルタントCPD協議会が推奨する単位を満たしている。 ②上記以外
			【照査技術者を定める業務のみ設定する】 平成27年度以降公示日までに完了した同種又は類似業務の実績を下記の順位で評価する。 上記期間に長期休業を取得した場合は、休業期間に応じて評価対象期間を1年単位で延長するための申請を行うことができる。 ①同種業務の実績を有する者。 ②類似業務の実績を有する者。
業務経験	業務実績	○	【照査技術者を定める業務のみ設定する】 令和3年度以降令和6年度末までに完了した業務(設計共同体としての業務を含む。)について、担当した関東地方整備局発注(港湾空港関係を除く)の補償関係コンサルタント業務の平均技術者評点を評価する。 ①77点以上、②76点以上77点未満、③75点以上76点未満、④74点以上75点未満 ⑤73点以上74点未満、⑥60点以上73点未満、⑦60点未満 なお、平均技術者評点はテクリス評価点及び関東地方整備局保有の評価点による。 上記期間に長期休業を取得した場合は、休業期間に応じて評価対象期間を1年単位で延長するための申請を行うことができる。 ただし、照査技術者として従事した業務は除く。 【標準型】 1)関東地方整備局発注の実績 2)業務成績評価における全国評価の試行 なお、上記1)、2)の実績がない場合は加点しない。 【簡易型】 1)関東地方整備局発注の実績 2)業務成績評価における全国評価の試行 3)地方自治体等の受注実績を評価する試行 なお、上記3)の実績により評価を行う場合は③と評価し加点するが、1)から3)の実績がない場合は加点しない。
専門技術力	業務成績	○	

②実施方針【標準型】

評価項目	評価の着目点		
	判断基準		
実施方針・実施フロー・工程計画その他	業務理解度	◎	目的、条件、内容の理解度が高い場合に優位に評価する。
	実施手順	◎	業務実施手順を示す実施フローの妥当性が高い場合に優位に評価する。
	工程計画	◎	業務量の把握状況を示す工程計画の妥当性が高い場合に優位に評価する。 工程計画は、予定履行期間内で記載すること。 予定履行期間内でない場合は加点しない。
	その他	◎	有益な代替案の提案、重要事項の指摘がある場合に優位に評価する。
	◎		仕様の内容を超えるような記載がある場合は、加点しない。 また、以下の場合は技術提案書を無効とする。 ・業務の目的が理解されておらず、実施フローや工程計画の妥当性が著しく劣る場合。

③実施方針【簡易型】

評価項目	評価の着目点		
	判断基準		
実施方針・実施フロー・工程計画	業務理解度 (課題、着目理由)	◎	業務を履行するうえでの課題及びその理由が適切であり、業務目的、条件、内容の理解度が高い場合に優位に評価する。 なお、課題については、最も重要なものを1項目記載することとし、2項目以上記載した場合、又は複数の課題を1項目として記載した場合は、加点しない。
	対応方針	◎	課題、着目理由を踏まえ、適切な対応方針が記載されており、本業務の履行にあって有効性が高い場合に優位に評価する。
	実施フロー	◎	業務実施手順を示す実施フローの妥当性が高い場合に優位に評価する。
	工程計画	◎	業務量の把握状況を示す工程計画の妥当性が高い場合に優位に評価する。 工程計画は、予定履行期間内で記載すること。 予定履行期間内でない場合は加点しない。
	◎		仕様の内容を超えるような記載がある場合は、加点しない。 また、以下の場合は技術提案書を無効とする。 ・業務の目的の理解がされておらず、実施フローや工程計画の妥当性が著しく劣る場合。 ・入札説明書(個別)3.(4)に示された内容以外の事項を記載した場合。 ・様式-7に示された記載様式に適合しない(課題、着目理由、対応方針、実施フロー、工程計画以外の内容を記載した場合を含む。)技術提案である場合。

④評価テーマ【標準型のみ】

評価項目	評価の着目点		
			判断基準
評価テーマに関する技術	全体	評価テーマ間の整合性	<input type="radio"/> 複数の評価テーマ間の整合性が高い場合は優位に評価し、矛盾がある等整合性が著しく悪い場合は評価しない。
提案	評価テーマ1	的確性	<input checked="" type="radio"/> 地形、環境、地域特性などの与条件との整合性が高い場合に優位に評価する。
			<input checked="" type="radio"/> 着眼点、問題点、解決方法が適切かつ論理的に整理されており、本業務を遂行するにあたって有効性が高い場合に優位に評価する。
			<input type="radio"/> 事業の重要度を考慮した提案となっている場合に優位に評価する。
			<input type="radio"/> 事業の難易度に相応しい提案となっている場合に優位に評価する。
			<input checked="" type="radio"/> 業務の的確性に著しく欠ける場合は評価しない。また、仕様の内容を超えるような記載がある場合は、加点しない。
	実現性	<input checked="" type="radio"/>	提案内容に説得力がある場合に優位に評価する。
			<input checked="" type="radio"/> 提案内容を裏付ける類似実績が明示されている場合に優位に評価する。
		<input type="radio"/>	利用しようとする補償基準、資料が適切な場合に優位に評価する。
		<input checked="" type="radio"/>	業務の実現性に著しく欠ける場合は評価しない。また、仕様の内容を超えるような記載がある場合は、加点しない。

⑤賃上げの実施に関する評価【標準型、簡易型】

賃上げの実施に関する評価【○】
評価基準を満たす賃上げ表明書を提出した者を評価する。

⑥ワーク・ライフ・バランス等推進企業の評価【標準型、簡易型】

ワーク・ライフ・バランス等推進企業の評価【○】
評価基準を満たすワーク・ライフ・バランス等推進企業の認定を受けている者を評価する。

(4) 履行確実性評価【予定価格 100万円を超える業務】

「3 土木関係建設コンサルタント業務等」3-4(4)に準ずる。

5-5 【指名競争】総合評価落札方式による落札者の決定

「3 土木関係建設コンサルタント業務等」3-5に準ずる。

5－6 価格競争入札方式における具体的な審査・評価について

(1) 入札説明書において明示すべき事項

1. 手続開始の公示日
2. 契約担当官等
3. 業務の概要
 - (1)業務名
 - (2)業務の目的
 - (3)業務内容
 - (4)主たる部分
 - (5)再委託の禁止
 - (6)成果物
 - (7)履行期間
 - (8)電子入札
 - (9)その他
4. 指名されるために必要な要件
 - (1)入札参加者に要求される資格
 - (2)参加表明書に関する要件
 - (3)入札参加者を選定するための基準
5. 参加表明書の提出等
 - (1)作成方法
 - (2)関連資料
 - (3)提出期限、提出場所及び提出方法
6. 非指名理由について
7. 入札説明書の内容についての質問の受付及び回答
8. 入札及び開札の日時
9. 入札方法等
10. 入札保証金及び契約保証金
11. 開札
12. 入札の無効
13. 落札者の決定方法
14. 適正な調査及び調査内容の実効を担保するための措置
15. 手続きにおける交渉の有無
16. 契約書作成の要否
17. 支払条件
18. 火災保険付保の要否
19. 関連情報を入手するための照会窓口
20. 品質確保対策
21. その他の留意事項
22. 苦情申し立てに関する事項

(2) 入札参加者を選定するための基準

参加表明書の評価項目、判断基準は以下のとおりとする。

【評価項目について】

※表中の「必須・選択」項目「◎」においては必須項目、「○」においては選択項目とする。

評価項目	評価の着目点		
		必須 選択	判断基準
参加表明者（企業）の経験及び能力	資格要件	技術部門登録	◎ 当該業務に関する部門（〇〇部門）【業務に応じて記載する。実施する登録部門全て】の補償関係コンサルタント登録がある。
	業務経験	業務実績	◎ 平成27年度以降公示日までに完了した同種又は類似業務実績を下記の順位で評価する。 ①同種業務の実績がある。 ②類似業務の実績がある。
	地域性	地理的条件	○ 【業務規模に応じ選定する】 本店、支店又は営業所の所在地を下記により評価する。 ①〇〇地域に本店がある。 ②〇〇地域に支店又は営業所等がある。 ※ 業務内容に応じ、「①」以外指名しないとすることもできる。 (その場合も、十分な競争性が確保できるようにする。)
	専門技術力	業務成績	◎ 令和5年度以降令和6年度末までに完了した業務（設計共同体としての業務を含む。）のうち関東地方整備局発注（港湾空港関係を除く）の「補償関係コンサルタント業務」の平均業務成績で評価する。 なお、関東地方整備局発注業務（100万円を越える業務）の実績がない場合は、加点しない。
	優良表彰		◎ 国土交通省及び内閣府沖縄総合事務局開発建設部の発注業務（農業、漁港、港湾空港関係を除く）で、令和5年度以降令和6年度末までに完了した補償関係コンサルタント業務のうち、優良業務表彰等の表彰を受けた経験がある者を下記の順位で評価する。 ①関東地方整備局発注業務で、優良業務表彰（局長）の経験がある者。 ②関東地方整備局発注業務で、優良業務表彰（部長・事務所長）の経験がある者。 ③インフラDX大賞（工事・業務分野における国土交通大臣賞、優秀賞）を受けた経験がある者。 ④関東インフラDX大賞（局長）を受けた経験がある者。 ⑤関東インフラDX大賞（事務所長）を受けた経験がある者。ただし、災害関連の感謝状の類は除く。
	中立公平性		◎ 本業務の履行箇所に係る補償関係者との間において資本的・人的関係がないこと。
	守秘性		◎ 守秘義務の遵守及び違反した場合の適切な罰則などについて、社則などに明記していること。

	技術力	◎	用地補償に関する社内研修を定期的に実施している者であること又は用地補償に関する他機関主催の研修に参加している者であること。
主任担当者の経験及び能力	資格要件	◎	<p>技術者資格を下記の順位で評価する。</p> <p>①ア)「〇〇部門」【主たる補償業務】に係る補償業務の管理をつかさどる専任の者(補償業務管理者) イ)「〇〇部門」【主たる補償業務】の補償業務管理士 ②ウ)「〇〇部門」【主たる補償業務】に係る補償業務に関し7年以上の実務の経験を有する者。 エ)行政機関の職員時において、補償業務全般に関する指導監督的実務の経験3年以上を含む20年以上の実務の経験を有する者。</p> <p>【「総合補償部門」を求める場合はウ)エ)を下記のとおりとする。】</p> <p>②ウ)「総合補償部門」に係る補償業務に関し7年以上の実務の経験を有する者であって、補償業務に 関し5年以上の指導監督的実務の経験を有する者。 エ)行政機関の職員時において、補償業務全般に関する指導監督的実務の経験7年以上を含む20年以上的実務の経験を有する者。</p>
	継続教育取組実績	◎	<p>CPDの取得状況について以下の項目で評価する。なお、CPD単位取得の証明は、公告日から過去1年以内または、公告日以降に発行されたものとし、公告日から過去1年以内に証明期間の一部が含まれているものとする。</p> <p>①補償コンサルタントCPD協議会が発行する継続教育(CPD)の登録証明書が有り、かつ補償コンサルタントCPD協議会が推奨する単位を満たしている。 ②上記以外</p>
	業務経験	◎	<p>平成27年度以降公示日までに完了した同種又は類似業務の実績を下記の順位で評価する。 上記期間に長期休業を取得した場合は、休業期間に応じて評価対象期間を1年単位で延長するための申請を行うことができる。</p> <p>①同種業務の実績を有する者。 ②類似業務の実績を有する者。</p>
	専門技術力	◎	<p>令和3年度以降令和6年度末までに完了した業務(設計共同体としての業務を含む。)について、担当した関東地方整備局発注(港湾空港関係を除く)の補償関係コンサルタント業務の平均技術者評点を評価する。</p> <p>この場合、平均業務成績はテクリス評価点及び関東地方整備局保有の評価点による。 上記期間に長期休業を取得した場合は、休業期間に応じて評価対象期間を1年単位で延長するための申請を行うことができる。 ただし、照査技術者として従事した業務は除く。 なお、関東地方整備局発注業務(100万円を超える業務)の実績がない場合は、加点しない。</p> <p>令和6年度に完了した業務について、担当した関東地方整備局発注(港湾空港関係を除く)の補償関係コンサルタント業務の技術者評点に60点未満がある場合は評価点を減ずる。また、他の評価項目において、長期休業に伴う技術者実績等の評価期間延長の申請が行われている場合は、その内容に基づいて評価対象期間を1年単位で延長する。 なお、職務上従事した立場は、主任担当者、担当技術者とする。</p>

	優良表彰	◎	<p>国土交通省及び内閣府沖縄総合事務局開発建設部の発注業務(農業、漁港、港湾空港関係を除く)で、令和3年度以降令和6年度末までに完了した補償関係コンサルタント業務のうち、優秀技術者表彰又は優良業務表彰等の表彰を受けた経験がある者を下記の順位で評価する。</p> <p>上記期間に長期休業を取得した場合は、休業期間に応じて評価対象期間を1年単位で延長するための申請を行うことができる。</p> <p>①関東地方整備局発注業務で、優秀技術者表彰又は優良業務表彰を局長より受けた経験がある者。 ②関東地方整備局発注業務で、優秀技術者表彰又は優良業務表彰等の表彰を部長又は事務所長より受けた経験がある者。 ③関東地方整備局発注業務で、若手・女性技術者奨励賞を事務所長等より受けた経験がある者。</p> <p>ただし、照査技術者として従事した業務、災害関連の感謝状の類は除く。</p>
	専任性 手持ち業務量	◎	<p>手持ち業務量が、入札説明書(共通事項)による契約金額以上又は契約件数以上となる者は選定しない。</p> <p>※入札説明書(共通事項)に以下のとおり記載。</p> <p>手持ち業務量の制限は、主任担当者又は担当技術者となっている「国・特殊法人・地方公共団体等」から受注した契約金額500万円以上の業務(本業務を含まず、特定後未契約のもの及び落札決定通知を受けているが未契約のものを含む。)を対象とし、その契約額の合計が公示日時点において5億円未満かつ契約件数の合計が10件未満であることを標準とする。</p> <p>担当技術者を兼任する場合は、手持ち業務量に当該業務を含めるものとする。</p> <p>手持ち業務のうち、国土交通省所管に係る建設コンサルタント業務等において、調査基準価格を下回る金額で落札した業務がある場合には、手持ち業務量の契約金額の合計を2.5億円に、契約件数の合計を5件に読み替えるものとする。</p> <p>複数年契約の業務及び設計共同体として受注した業務の場合の契約金額については以下のとおり業務金額を算出するものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・複数年契約の業務の場合は、契約金額を履行期間の総月数で除し、当該年度の履行月数を乗じた金額とする。 ・設計共同体として受注した業務の契約金額は、総契約金額に出資比率を乗じた金額(分担した業務の金額)とする。
照査技術者の経験及び能力	資格要件 技術者資格	○	<p>【照査技術者を定める業務のみ設定する】</p> <p>下記のいずれかの資格等を有すること。</p> <p>ア)「〇〇部門」「主たる補償業務」に係る補償業務の管理をつかさどる専任の者(補償業務管理者) イ)「〇〇部門」「主たる補償業務」の補償業務管理士 ウ)「〇〇部門」「主たる補償業務」に係る補償業務に関し7年以上の実務の経験を有する者。 エ)行政機関の職員時において、補償業務全般に関する指導監督的実務の経験3年以上を含む20年以上の実務の経験を有する者。</p> <p>【「総合補償部門」を求める場合はウ)エ)を下記のとおりとする。】</p> <p>ウ)「総合補償部門」に係る補償業務に関し7年以上の実務の経験を有する者であって、補償業務に関し5年以上の指導監督的実務の経験を有する者。 エ)行政機関の職員時において、補償業務全般に関する指導監督的実務の経験7年以上を含む20年以上の実務の経験を有する者。</p>

業務経験	業務実績	○	【照査技術者を定める業務のみ設定する】 下記のいずれかの業務実績を有すること 平成27年度以降公示日までに完了した業務でいずれかの実績を有する者であること。 上記期間に長期休業を取得した場合は、休業期間に応じて評価対象期間を1年単位で延長するための申請を行うことができる。 ①同種業務の実績を有する者。 ②類似業務の実績を有する者。
			【照査技術者を定める業務のみ設定する】 令和3年度以降令和6年度末までに完了した業務(設計共同体としての業務を含む。)について、担当した関東地方整備局発注(港湾空港関係を除く)の補償関係コンサルタント業務の平均技術者評点が60点未満である場合は指名しない。 上記期間に長期休業を取得した場合は、休業期間に応じて評価対象期間を1年単位で延長するための申請を行うことができる。 ただし、照査技術者として従事した業務は除く。 なお、関東地方整備局発注業務業務(100万円を超える業務)がない場合は、この限りではない。
担 任 資 格 要 件	資格要件	○	【用地測量を含む業務のみ設定する】 下記の資格を有する者を1名配置すること ・測量士
業務実施体制	の妥当性	◎	業務の分担について記載する。 登録規程第2条第1項別表の登録部門が複数ある場合は、各部門の業務を担当する技術者間の連携が十分に図れる体制とすること。 なお、下記のいずれかの項目に該当する場合には選定しない。 ② 主たる部分を再委託する場合。 ②業務の分担構成が、以下の1)から3)などで不明確又は不自然な場合。 1) 分担業務の記載がない 2) 業務内容と無関係な分担業務 3) 分担業務の内容に対して過大又は過小な人数を配置 ③主任担当者について複数名記載した場合。 ④担当技術者が複数わたりる場合は、8名までの記載とし、8名を越えて記載した場合。 ⑤設計共同体による場合に、業務の分担構成が細分化され過ぎている場合、一の分担業務を複数の構成員が実施することとしている場合。

6 建築関係建設コンサルタント業務等における審査・評価

6-1 審査・評価に関する基本的な考え方

(1) 入札契約方式の区分と配点の基本的な考え方

入札契約方式の区分は、「1-2発注方式の選定の考え方」の「図2標準的な業務内容に応じた発注方式事例」に準ずることとし、主な業務のうち、建築設計は①プロポーザル方式を、建築改修設計、設備改修設計、工事監理及び積算は③一般競争入札総合評価落札方式(簡易型)を標準とする。

プロポーザル方式及び総合評価落札方式における実施方針及び評価テーマに関する技術提案を重視し、プロポーザル方式における特定段階及び総合評価落札方式における入札段階において、管理技術者及び主任担当技術者について評価を行うこととする。

参加表明者の評価のウエイトは、プロポーザル方式の選定・特定段階については、表6-1、一般競争入札総合評価落札方式(簡易型)については、表6-2の通りとする。

建築関係建設コンサルタント業務等における技術評価の基本的な考え方

発注方式	選定段階の技術評価		特定・入札段階の技術評価	価格評価点： 技術評価点の 設定															
<p>①プロポーザル方式 <適用範囲> ・建築物の建築又は大規模な改修に係る設計業務(注1) ・象徴性、記念性、芸術性、独創性、創造性等を求められる場合、及び高度な技術的判断を必要とする設計業務(注2)</p>	<p>(配点イメージ)</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td>資格者の資格・実績</td> <td>技術者の成績</td> </tr> </table> <p style="text-align: center;">60% 40%</p>	資格者の資格・実績	技術者の成績		<p>・技術提案：実施方針および評価テーマ(3つ以下) ・ヒアリング：技術者の能力を直接確認する必要があることから必須 (評価テーマ3つの場合の配点イメージ)</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td style="text-align: center;">35</td> <td style="text-align: center;">:</td> <td style="text-align: center;">65</td> </tr> <tr> <td>技術者の資格・実績</td> <td>技術者の成績・CPD</td> <td>実施方針等</td> <td>評価テーマ</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">19.9%</td> <td style="text-align: center;">15% 0.5%</td> <td style="text-align: center;">19.9%</td> <td style="text-align: center;">44.7%</td> </tr> </table>	35	:	65	技術者の資格・実績	技術者の成績・CPD	実施方針等	評価テーマ	19.9%	15% 0.5%	19.9%	44.7%	—		
資格者の資格・実績	技術者の成績																		
35	:	65																	
技術者の資格・実績	技術者の成績・CPD	実施方針等	評価テーマ																
19.9%	15% 0.5%	19.9%	44.7%																
<p>②【一般競争】 総合評価落札方式(標準型) <適用範囲> ・上記プロポーザル方式の適用範囲を除く業務</p>			<p>・技術提案：実施方針および評価テーマ(2つ以下) ・ヒアリング：技術者の能力を直接確認する必要がある場合に原則実施 (価格評価点：技術評価点=1:2、評価テーマ2つの場合の配点イメージ)</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td style="text-align: center;">41</td> <td style="text-align: center;">:</td> <td style="text-align: center;">59</td> </tr> <tr> <td>価格評価点</td> <td>技術者の資格・実績</td> <td>技術者の成績・CPD</td> <td>実施方針等</td> <td>評価テーマ</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">17%</td> <td style="text-align: center;">24%</td> <td style="text-align: center;">24%</td> <td style="text-align: center;">35%</td> </tr> </table>	41	:	59	価格評価点	技術者の資格・実績	技術者の成績・CPD	実施方針等	評価テーマ	17%	24%	24%	35%	1:2 (1:3)			
41	:	59																	
価格評価点	技術者の資格・実績	技術者の成績・CPD	実施方針等	評価テーマ															
17%	24%	24%	35%																
<p>③【一般競争】 総合評価落札方式(簡易型) <適用範囲> ・上記プロポーザル方式の適用範囲を除く業務</p>			<p>・技術提案：実施方針のみ ・ヒアリング：技術者の能力を直接確認する必要がある場合に原則実施 (価格評価点：技術評価点=1:1の場合の配点イメージ)</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td style="text-align: center;">60</td> <td style="text-align: center;">:</td> <td style="text-align: center;">34</td> <td style="text-align: center;">:</td> <td style="text-align: center;">6</td> </tr> <tr> <td>価格評価点</td> <td>技術者の資格・実績</td> <td>技術者の成績・CPD</td> <td>実施方針</td> <td>質上げ表明</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">31%</td> <td style="text-align: center;">29%</td> <td style="text-align: center;">34%</td> <td style="text-align: center;">5%</td> <td style="text-align: center;">1%</td> </tr> </table>	60	:	34	:	6	価格評価点	技術者の資格・実績	技術者の成績・CPD	実施方針	質上げ表明	31%	29%	34%	5%	1%	1:1
60	:	34	:	6															
価格評価点	技術者の資格・実績	技術者の成績・CPD	実施方針	質上げ表明															
31%	29%	34%	5%	1%															
④価格競争方式			—	—															

(注1)「国及び独立行政法人等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する基本方針」(H19.12.7付、閣議決定)に基づき「環境配慮型プロポーザル方式」を採用する対象業務。

(注2)「プロポーザル方式に基づく建設コンサルタント等の特定手続について」(H6.6.21付、建設省厚発第269号、建設省技調発第135号、建設省営建発第24号)によるプロポーザル方式の対象業務。

表6-1 令和7年度 プロポーザル方式の標準的な評価点

【建築関係建設コンサルタント業務】(建築設計業務)

■:必須項目 ■:評価の重み(小項目) □:評価の重み(大項目)

評価項目	評価の着目点 判断基準	欠格有り: ● 加点要素: ◎	必須: ○ 選択: △	<選定段階> 評価のウエイト (関東地方整備局営繕部標準)		欠格有り: ● 加点要素: ◎	必須: ○ 選択: △	<特定段階> 評価のウエイト (関東地方整備局営繕部標準)		備考
				小計	小計			小計	小計	
資格	専門分野の技術者資格 各担当分野について、資格の内容を資格評価表により評価する。	管理技術者 建築 構造 電気設備 機械設備	● ○ — ◎ △ 2 ◎ △ 1 ◎ △ 1 18% ◎ △ 1 5	● ○ — ◎ △ 2 ◎ △ 1 ◎ △ 1 5.0% ◎ △ 1 5	● ○ — ◎ △ 2 ◎ △ 1 ◎ △ 1 5.0% ◎ △ 1 5	参加条件なので加点しない				
	平成27年4月1日以降の同種又は類似業務の実績(実績の有無、携わった立場) 次の順で評価する。 ①同種業務の実績がある。 ②類似業務の実績がある 上記の他に、実績の立場を次の順で評価する。 △管理技術者の場合 ①管理技術者又はこれに準ずる立場 ②主任担当技術者又はこれに準ずる立場 ③担当技術者又はこれに準ずる立場 ◇主任担当技術者の場合 ①管理技術者、主任担当技術者又はこれに準ずる立場 ②担当技術者又はこれに準ずる立場	管理技術者 建築 構造 電気設備 機械設備	●○ ○ 6 ●○ ○ 4.5 ●○ ○ 1.5 ●○ ○ 1.5 ●○ ○ 1.5	●○ ○ 6 ●○ ○ 4.5 ●○ ○ 1.5 ●○ ○ 1.5 ●○ ○ 1.5	●○ ○ 6 ●○ ○ 4.5 ●○ ○ 1.5 ●○ ○ 1.5 ●○ ○ 1.5	過去10年間で原則1件評価 特殊な施設の場合、技術者のウエイトの重みを変更する				
技術力	令和2年4月1日から令和7年3月31までに契約履行が完了した国土交通省営繕部等発注の営繕事業に係る業務の成績評価 次の内容で評価する。 ①実績の有無 ②業務の成績	管理技術者 建築 構造 電気設備 機械設備	●○ ○ 2.6 ●○ ○ 2 ●○ ○ 0.8 ●○ ○ 0.8 26% ●○ ○ 0.8 7	●○ ○ 2.6 ●○ ○ 2 ●○ ○ 0.8 ●○ ○ 0.8 7.0% ●○ ○ 0.8 7	●○ ○ 2.6 ●○ ○ 2 ●○ ○ 0.8 ●○ ○ 0.8 7.0% ●○ ○ 0.8 7	過去5年間の対象業務(全て)の平均点を評価する 特殊な施設の場合、技術者のウエイトの重みを変更する				
	令和4年4月1日から令和7年3月31までに契約履行が完了した国土交通省営繕部等発注の営繕事業に係る「優良業務表彰又優良技術者表彰」等の評価 次の内容で評価する。 ①表彰の有無 ②表彰の立場	管理技術者 建築 構造 電気設備 機械設備	— — — — — — — — — —	— — — — — — — — — —	— — — — — — — — — —	過去3年間の業務の表彰の立場で評価する				
	CPD取得単位 CPD単位取得の状況を評価する	管理技術者 建築 構造 電気設備 機械設備	— — — — — — — — — —	— — — — — — — — — —	— — — — — — — — — —					
	ワーク・ライフ・バランス等推進企業に関する評価 法令に基づく認定を受けた企業その他これに準ずる企業を加点評価する。	— — — —	— — — —	— — — —	— — — —	0.5 0.5% 0.5 0.5%	35.4% 35.5			
				100% 27						
業務実施方針及び手法 (評価にあたっては技術提案書の内容及びアリングにより評価を行う。また、評価の着目点のいずれかに〇点(各委員の平均点)の評価がある場合は特定しない。)	業務の理解度及び取組意欲 業務の実施方針	業務への取組体制、設計チームの特徴、特に重視する設計上の配慮事項等について(ただし、評価テーマに対する内容を除く。)の確性、独創性、実現性等を総合的に評価する。	●○ ○ 8 ●○ ○ 12 ●○ ○ 15 ●○ ○ 15	●○ ○ 8 ●○ ○ 12 ●○ ○ 15 ●○ ○ 15	●○ ○ 8 ●○ ○ 12 ●○ ○ 15 ●○ ○ 15	ヒアリングを通じた評価を本項目に反映				
	評価テーマに対する技術提案 ①	テーマ①について、その確性(与条件との整合性が取れているか等)、独創性(工学的知見に基づく独創的な提案がされているか等)、実現性(提案内容が理論的に裏付けられており、説得力のある提案となっているか等)を考慮して総合的に評価する。	●○ ○ 15 ●○ ○ 15	●○ ○ 15 ●○ ○ 15	●○ ○ 15 ●○ ○ 15	ヒアリングを通じた評価を本項目に反映				
	同上 ②	テーマ②について、同上	●○ ○ 15 ●○ ○ 15	●○ ○ 15 ●○ ○ 15	●○ ○ 15 ●○ ○ 15	64.6% 65				
	同上 ③	テーマ③について、同上	合計	27	27		100.5	100.5	100.5	

表6－2 令和7年度【一般競争】総合評価落札方式（簡易型）の標準的な評価点
【建築関係建設コンサルタント業務】（建築改修設計業務）（設備改修設計業務）（積算業務）（工事監理業務）

		■:必須項目 ■:評価の重み(小項目) □:評価の重み(大項目)							
評価項目	評価の着目点	判断基準	欠格あり:● 加点のみ:◎	必須:○ 選択:△	評価のウエイト (関東地方整備局営繕部標準)		備考		
資格	専門分野の技術者資格	各担当分野について、資格の内容を資格評価表により評価する。	管理技術者 主任担当技術者 建築 構造 電気設備 機械設備	小計		小計			
				●	○	—			
技術力	平成27年4月1日以降の同種又は類似業務の実績（実績の有無及び件数、携わった立場	次の順で評価する。 ①同種業務の実績がある。 ②類似業務の実績がある 上記の他に、実績の立場を次の順で評価する。 △管理技術者の場合 ①管理技術者又はこれに準ずる立場 ②主任担当技術者又はこれに準ずる立場 ③担当技術者又はこれに準ずる立場 ◇主任担当技術者の場合 ①管理技術者、主任担当技術者又はこれに準ずる立場 ②担当技術者又はこれに準ずる立場		◎	△	2	22%	参加条件なので加点しない 取得資格により評価。 主任担当技術者を求めるない分野がある場合は、評価ウエートを管理技術者及び求める主任担当技術者に割りふる。 小計値は変えず、業務内容により求める各技術者の重みを変えるものとする。	
				◎	△	1			
	評価対象とする各分担業務分野の担当技術者数 建築分野:1人 構造分野:1人 電気設備分野:1人 機械設備分野:1人	①同種業務の実績がある。 ②類似業務の実績がある 上記の他に、実績の立場を次の順で評価する。 △管理技術者の場合 ①管理技術者又はこれに準ずる立場 ②主任担当技術者又はこれに準ずる立場 ③担当技術者又はこれに準ずる立場 ◇主任担当技術者の場合 ①管理技術者、主任担当技術者又はこれに準ずる立場 ②担当技術者又はこれに準ずる立場		◎	△	1			
				●◎	○	4			
	令和2年4月1日から令和7年3月31日までに契約履行が完了した国土交通省営繕部等発注の営繕事業に係る業務の成績評価	次の内容で評価する。 ①実績の有無 ②業務の成績		●◎	○	3		【主任担当技術者】は、過去10年間で原則1件評価 主任担当技術者を求めるない分野がある場合は、評価ウエートを管理技術者及び求める主任担当技術者に割りふる。 小計値は変えず、業務内容により求める各技術者の重みを変えるものとする。	
				●◎	○	3			
	令和4年4月1日から令和7年3月31日までに契約履行が完了した国土交通省営繕部等発注の営繕事業に係る「優良業務表彰又優良技術者表彰」等の評価	次の内容で評価する。 ①表彰の有無 ②表彰の立場		●◎	○	2			
				●◎	○	1			
	CPD取得単位	CPD単位取得の状況を評価する		●◎	○	1		過去5年間の業務の平均点を評価する 主任担当技術者を求めるない分野がある場合は、評価ウエートを管理技術者及び求める主任担当技術者に割りふる。 小計値は変えず、業務内容により求める各技術者の重みを変えるものとする。	
				●◎	○	1			
業務実施方針及び手法 (評価にあたっては技術資料の内容により総合的に評価を行う。)	業務の理解度	業務内容及び業務背景、手続の理解が高く、積極性が見られる場合に優位に評価する。	◎	○	8	8	過去3年間の業務の表彰の立場で評価する 主任担当技術者を求めるない分野がある場合は、評価ウエートを管理技術者及び求める主任担当技術者に割りふる。 小計値は変えず、業務内容により求める各技術者の重みを変えるものとする。		
				○	○	12			
賃上げの実施に関する評価			◎	○	3	3	主任担当技術者を求めるない分野がある場合は、評価ウエートを管理技術者及び求める主任担当技術者に割りふる。 小計値は変えず、業務内容により求める各技術者の重みを変えるものとする。		
ワーク・ライフ・バランス等推進企業に関する評価				○	○	0.5			
合計					58.5	58.5	60%		
					35				

(2) 業務成績の評価

過去の 国土交通省営繕部等 が発注した営繕事業に係る業務の業務評定点を評価する。

	業務評定点	評価のウエイト
複数の場合 はその平均	①78点以上	100%
	②76点以上78点未満	80%
	③74点以上76点未満	60%
	④72点以上74点未満	40%
	⑤70点以上72点未満	20%
	⑥65点以上70点未満	0%
	⑦60点以上65点未満	-100%
	⑧60点未満	欠格
	⑨業務実績なし	0%
	⑩関東地方整備局営繕部発注の業務で60点以上65点未満	-100%
	⑪関東地方整備局営繕部発注の業務で60点未満(※)	欠格

※その業務の管理技術者及び主たる分担業務分野の主任担当技術者については、60点未満の業務評定点が1件以上ある場合、①～⑦に関わらず「欠格」とする。また、当該技術者が所属する競争参加資格確認申請者の組織については、60点未満の業務評定点が1件以上ある場合は、当該技術者の①～⑦及び⑨～⑩に関わらず「欠格」とする。

発注者において、対象期間に契約履行が完了した国土交通省営繕部等発注の営繕事業に係る業務の成績について、PUBDISの「業務カルテ情報」にて登録情報の確認を行う。

「国土交通省営繕部等発注の営繕事業に係る業務の成績」とは、下表「業務成績の相互利用機関と適用対象」に示す各発注機関の「相互利用の適用対象」のうち、対象期間に契約履行が完了した当該業務に係る成績。

表「業務成績の相互利用機関と適用対象」(令和7年4月1日現在)

発注機関または発注担当部局等		相互利用の適用対象(※1)
衆議院	・庶務部営繕課、電気施設課	平成25年4月1日以降に契約を締結した建築関係の業務(設計、設計意図伝達、診断)の成績
参議院	・管理部営繕課、電気施設課	平成25年4月1日以降に契約を締結した建築関係の業務(設計、設計意図伝達、診断)の成績
国立国会図書館	・総務部会計課 ・関西館総務課	令和4年4月1日以降に契約を締結した建築関係の業務(設計、設計意図伝達、診断)の成績
最高裁判所	・最高裁判所 ・高等裁判所	平成23年4月1日以降に契約を締結した建築関係の業務(設計、設計意図伝達、診断)の成績
内閣府 沖縄総合事務局	・開発建設部 (但し、調査職員が営繕課又は営繕監督保全室の職員であったもの)	平成19年4月1日以降に契約履行が完了した建築関係の業務(設計、設計意図伝達、診断)の成績
	・開発建設部 (但し、河川、道路、公園事業に係る営繕に限る)	平成24年4月1日以降に契約を締結した建築関係の業務(設計、設計意図伝達、診断)の成績
法務省	・所管各庁(除く、法務総合研究所、公安審査委員会、公安調査事務所、公安庁研修所)	平成25年4月1日以降に入札公告等を行った建築関係の業務(設計、設計意図伝達、診断)の成績
文部科学省	・大臣官房会計課 ・大臣官房文教施設企画・防災部 ・文化庁	令和3年4月1日以降に契約を締結した建築関係の業務(設計、設計意図伝達、診断)の成績
農林水産省	・大臣官房予算課	令和3年4月1日以降に契約履行が完了した建築関係の業務(設計、設計意図伝達、診断)の成績
環境省	・自然環境局 ・国民公園等管理事務所 ・地方環境事務所 ・都道府県の自然公園等事業担当部(局)(環境省から施行委任したものに限る)	平成23年4月1日以降に契約を締結した建築関係の業務(設計、設計意図伝達、診断)の成績
防衛省	・装備施設本部 ・地方防衛局 ・地方防衛支局	平成24年4月1日以降に契約を締結した建築関係の業務(設計、設計意図伝達、診断)の成績
	・本省内部部局 ・防衛大学校 ・防衛研究所 ・総合幕僚監部 ・海上幕僚監部 ・情報本部 ・陸上自衛隊 ・防衛医科大学校 ・陸上幕僚監部 ・航空幕僚監部 ・防衛監察本部 ・海上自衛隊	平成28年4月1日以降に契約を締結した建築関係の業務(設計、設計意図伝達、診断)の成績

	・航空自衛隊 ・防衛装備庁	
青森県	・東青地域県民局地域整備部営繕課	令和3年4月1日以降に契約を締結した建築関係の業務（設計、設計意図伝達、診断）の成績
	・総務部財産管理課	令和4年4月1日以降に契約を締結した建築関係の業務（設計、設計意図伝達、診断）の成績
茨城県	・土木部営繕課	令和2年4月1日以降に入札公告等を行った建築関係の業務（設計、設計意図伝達、診断）の成績
京都府	・建設交通部営繕課	平成27年4月1日以降に入札公告等を行った建築関係の業務（設計、設計意図伝達、診断）の成績
島根県	・総務部営繕課 ・隠岐支庁県民局 ・東部県民センター ・西部県民センター	令和3年4月1日以降に入札公告等を行った建築関係の業務（設計、設計意図伝達、診断）の成績
佐賀県	・県土整備部建築住宅課	令和3年4月1日以降に契約を締結した建築関係の業務（設計、設計意図伝達、診断）の成績
国土 交通省	・大臣官房官庁営繕部 ・地方整備局営繕部（※2） ・地方整備局営繕事務所 ・北海道開発局営繕部	平成19年4月1日以降に契約履行が完了した建築関係の業務（設計、設計意図伝達、診断）の成績
	・地方整備局河川部 ・地方整備局道路部 ・地方整備局河川国道事務所等（※3） （但し、河川、道路、公園事業に係る営繕に限る） ・北海道開発局開発建設部 （但し、治水、道路、港湾整備、水産基盤整備、農業農村整備、空港整備及び国営公園整備事業に係る営繕に限る）	平成24年4月1日以降に契約を締結した建築関係の業務（設計、設計意図伝達、診断）の成績

注：※1 各発注機関が成績評定の対象とした業務に限る。

※2 筑波研究学園都市施設管理官による分任官契約分を含む。

※3 「河川国道事務所等」とは、河川国道事務所、砂防国道事務所、復興事務所、河川事務所、砂防事務所、ダム砂防事務所、ダム工事事務所、水質管理所、総合開発工事事務所、総合開発調査事務所、導水工事事務所、調整池工事事務所、国道事務所、道路調査事務所、公園事務所、技術事務所、調査事務所、ダム統合管理事務所、広域ダム管理事務所及びダム管理所をいう。

(3) 発注方式別選定者数

- プロポーザル方式における選定者数を以下に示す。

入札契約方式	選定者数	備考
プロポーザル方式	5者	

※評価順位が同点の者が複数存在する場合は、選定者数を増やすこととする。

6-2 資格要件について

(1) 基本的要件

①単体企業

- 1)予決令第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
- 2)関東地方整備局(港湾空港関係を除く)における令和7・8年度建築関係建設コンサルタント業務に係る一般競争(指名競争)参加資格の認定を受けていること。(会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、関東地方整備局長が別に定める手続きに基づく一般競争(指名競争)参加資格の再認定を受けていること。)
- 3)申請書の提出期限の日から開札の時までの期間に、関東地方整備局長から建設コンサルタント業務等に関し、指名停止の措置を受けていないこと。
- 4)警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずるものとして、国土交通省公共事業等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。
- 5)会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき、更生手続き開始の申立てがなされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てがなされている者((2)の再認定を受けた者を除く。)でないこと。

②設計共同体

- ①単体企業に掲げる条件を満たしている者により構成される設計共同体であって、「競争参加者の資格に関する公示」(令和〇〇年〇月〇日【公告日】付け関東地方整備局長)に示すところにより関東地方整備局長から〇〇〇〇設計業務に係る設計共同体としての競争参加者の資格(以下「設計共同体としての資格」という。)の認定を当該業務の開札の日までに受けているものであること。
- ③入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係が無いこと(資本関係又は人的関係がある者すべてが設計共同体の代表者以外の構成員である場合を除く。)。

○「建築設計」及び「工事監理」は下記についても適用

①単体企業

- 1) 建築士法(昭和 25 年 5 月 24 日法律第 202 号)第 23 条の規定に基づく一級建築士事務所の登録を行っていること。

○「設備改修設計」は下記についても適用

- 1) 会社等の技術者として建築設備士又は一級建築士を有すること。

(2) 公平性・中立性に関する資格要件

①入札参加者(技術提案書の提出者)の間に資本関係又は人的関係^{※1}がないこと。

○「工事監理」は下記についても適用

①本業務の対象となる工事の受注者及び当該工事に係る設計業務等の受託者又は、それらと資本若しくは人事面において関連^{※2}のある建設コンサルタント業者でないこと。また、以下の工事等のうち受注者が未定のものについて、当該工事契約等が成立した時点で、工事受注者等と資本面若しくは人事面において関連がある場合は、競争参加資格を失うものとする。協力事務所においても同様とする。

資本関係又は人的関係(※1)、入札に参加しようとする者と本業務の対象となる工事の受注者及び当該工事に係る設計業務等の受託者の関係(※2)とは以下のものをいう。

○資本関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。

- (ア) 子会社等(会社法(平成 17 年法律第 86 号)第2条第3号の2に規定する子会社等をいう。(イ)において同じ。)と親会社等(同条第4号の2に規定する親会社等をいう。(イ)において同じ。)の関係にある場合
(イ) 親会社等と同じくする子会社等同士の関係にある場合

○人的関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし(ア)については、会社等(会社法施行規則(平成 18 年法務省令第 12 号)第2条第3項第2号に規定する会社等をいう。以下同じ。)の一方が民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)第2条第4号に規定する再生手続が存続中

の会社等又は更生会社(会社更生法(平成14年法律第154号)第2条第7項に規定する更生会社をいう。)である場合を除く。

(ア) 一方の会社等の役員(会社法施行規則第2条第3項第3号に規定する役員のうち、次に揚げる者をいう。以下同じ。)が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合

A. 株式会社の取締役。ただし、次に揚げる者を除く。

a. 会社法第2条第11号の2に規定する監査等委員会設置会社における監査等委員である取締役

b. 会社法第2条第12号に規定する指名委員会等設置会社における取締役

c. 会社法第2条第15号に規定する社外取締役

d. 会社法第348条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている取締役

B. 会社法第402条に規定する指名委員会等設置会社の執行役

C. 会社法第575条第1項に規定する持分会社(合名会社、合資会社又は合同会社をいう。)の社員(同法第590条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている社員を除く。)

D. 組合の理事

E. その他業務を執行する者であつて、AからDまでに揚げる者に準ずる者

(イ) 一方の会社等の役員が、他方の会社等の民事再生法第64条第2項又は会社更生法第67条第1項の規定により選任された管財人(以下単に「管財人」という。)を現に兼ねている場合

(ウ) 一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合

○その他入札の適正さが阻害されると認められる場合

組合(共同企業体を含む。)とその構成員が同一の入札に参加している場合その他上記①又は②と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合。

(3) 業務実施体制に関する資格要件

- ①本業務の主たる分担業務分野^{※1}は、〇〇分野とする。
- ②管理技術者及び主たる分担業務分野の主任担当技術者は、入札参加者(技術提案の提出者)の組織に所属していること。
- ③管理技術者及び記載を求める各主任担当技術者は、それぞれ1名であること。
(ただし、兼任を認めた場合を除く)
- ④管理技術者及び記載を求める各主任担当技術者は、同種又は類似業務の実績を有する者であること。
- ⑤主たる分担業務分野業務を再委託しないこと。
- ⑥入札参加者(技術提案の提出者)又は協力事務所が、他の入札参加者(技術提案の提出者)の協力事務所となっていないこと。

○ 「建築設計」及び「工事監理」は下記についても適用

- ①管理技術者は一級建築士であり、申請書の提出時点において建築士法第22条の2に定める期間内に同条に定める定期講習を受講していること(ただし、建築士法施行規則第17条の37第1項1一級建築士定期講習の項イに該当する場合を除く。)。

○ 「設備改修設計」は下記についても適用

- ①管理技術者は建築設備士又は一級建築士であること。なお、一級建築士の場合は、申請書の提出時において建築士法第22条の2に定める期間内に同条に定める定期講習を受講していること(ただし、建築士法施行規則第17条の37第1項1 一級建築士定期講習の項イに該当する場合を除く。)。

※1 「分担業務分野」の分類は下表による。

分担業務分野	業務内容
建築分野	令和6年国土交通省告示第8号別添一第1項第一号及び第二号において示される「設計の種類」における「総合」
構造分野	同上「構造」
電気設備分野	同上「設備」のうち、「電気設備」に係るもの
機械設備分野	同上「設備」のうち、「給排水衛生設備」、「空調換気設備」及び「昇降機等」に係るもの

6－3 プロポーザル方式における具体的な審査・評価について

(1) 業務説明書において明示すべき事項

※環境配慮型プロポーザル方式を採用した場合にあっては、発注予定情報の公表に当たって環境配慮型プロポーザル方式を採用する旨を示すとともに、公示文及び説明書において、環境配慮型プロポーザル方式の適用業務であることを明記する。

1. 業務の概要

- 1) 業務内容（技術提案を求める評価テーマ明示）
- 2) 履行期間
- 3) 電子入札システム対象業務
- 4) 業務実施上の条件
- 5) その他

2. 担当部局

3. 参加表明書の作成及び記載上の留意事項

- 1) 参加表明書の作成要領
- 2) 参加表明書の作成及び記載上の留意事項
- 3) 参加表明書の無効
- 4) 参加表明書の内容に関する確認事項

4. 参加表明書の提出方法、提出先及び提出期限

- 1) 提出方法
- 2) 提出期限、提出場所及び提出方法

5. 技術提案書の提出者を選定するための基準

- 1) 参加表明書の評価項目、判断基準及び配点

6. 選定・非選定通知

7. 技術提案書の作成及び記載上の留意事項

- 1) 技術提案書の作成上の基本事項
- 2) 技術提案書の作成要領
- 3) 技術提案書の作成及び記載上の留意事項
- 4) 業務量の目安
- 5) 技術提案書の無効

8. 技術提案書の提出方法、提出先及び提出期限

- 1) 提出方法
- 2) 提出期限、提出場所及び提出方法

9. 技術提案書を特定するための評価基準

- 1) 技術提案書の評価項目、判断基準及び配点

10. ヒアリング

11. 特定・非特定通知

12. 説明書の内容についての質問の受付及び回答

13. 契約書作成の要否

14. 支払条件

15. 苦情申し立てに関する事項

16. その他の留意事項

(2) 選定段階での技術評価

参加表明書の評価項目、判断基準、ならびに評価のウエイトは以下のとおりとする。

【評価項目について】

各技術者の資格と技術力の評価を行う。

【評価ウエイトについて】

満点は、27点とする。

各技術者の配点は、業務内容等に応じて適宜設定する。ただし、配点の小計・ウエイトの値は変えないものとする。

プロポーザル方式の選定段階における評価基準及び得点配分の設定例

評価項目	評価の着目点 判断基準	配点/評価ウエイト				
						小計
資格	専門分野の技術者資格	各分担業務分野について、資格の内容により評価する。	管理技術者	一	5 (18%)	
			主任担当技術者	建築 構造 電気 機械	2 1 1 1	
技術力	業務実績	平成27年4月1日以降の同種業務または類似業務の実績(実績の有無及び携わった立場)	管理技術者	6	15 (56%)	
		次の順で評価する。 ①同種業務の実績がある。 ②類似業務の実績がある。 上記の他に、実績の立場を下記の順で評価する。 ◇管理技術者の場合 ①管理技術者又はこれに準ずる立場 ②主任担当技術者又はこれに準じる立場 ③担当技術者又はこれに準ずる立場 ◇主任担当技術者 ①管理技術者、主任担当技術者又はこれに準ずる立場 ②担当技術者又はこれに準ずる立場	主任担当技術者	建築 構造 電気 機械	4.5 1.5 1.5 1.5	
	業務成績	令和2年4月1日以降令和7年3月31日までに契約履行が完了した国土交通省営繕部等発注業務の業務成績(複数の実績がある場合は、各実績の業務評定点の平均)	管理技術者	2.6	7 (26%)	
		以下の順で評価する。 ①78点以上 ②76点以上78点未満 ③74点以上76点未満 ④72点以上74点未満 ⑤70点以上72点未満 ⑥65点以上70点未満 ⑦60点以上65点未満 ⑧60点未満 ⑨業務実績なし (①～⑤加点、⑥～⑨0点、⑦減点、⑧欠格)	主任担当技術者	建築 構造 電気 機械	2 0.8 0.8 0.8	
		令和6年4月1日以降令和7年3月31日までに契約履行が完了した関東地方整備局営繕部発注業務の業務成績	⑩関東地方整備局営繕部発注の業務で60点以上65点未満 ⑪関東地方整備局営繕部発注の業務で60点未満(⑩減点、⑪欠格)			
合計点						27 (100%)

(3) 特定段階での技術評価

技術提案書の評価項目、判断基準、ならびに評価のウエイトは以下のとおりとする。なお、配置予定技術者を対象にヒアリングを実施する。その場合、事前に提出された実施方針及び評価テーマに関する技術提案の内容について確認し、総合的に評価する。

【評価項目について】

各技術者の資格と技術力の評価を行う。

【評価ウエイトについて】

配点合計は、100.5点とする。

各技術者の配点は、業務内容等に応じて適宜設定する。ただし、配点の小計・ウエイトの値は変えないものとする。

【プロポーザル方式の特定段階における評価基準及び得点配分の設定例】

①予定管理技術者及び予定主任担当技術者の経験及び能力

評価項目	評価の着目点 判断基準	配点/評価ウエイト				
						小計
資格	専門分野の技術者資格	各分担業務分野について、資格の内容により評価する。	管理技術者	一	5 (5%)	
			主任担当技術者	建築 構造 電気 機械	2 1 1 1	
技術力	業務実績	平成27年4月1日以降の同種業務または類似業務の実績(実績の有無及び携わった立場)	次の順で評価する。 ①同種業務の実績がある。 ②類似業務の実績がある。 上記の他に、実績の立場を下記の順で評価する。 ◇管理技術者の場合 ①管理技術者又はこれに準ずる立場 ②主任担当技術者又はこれに準ずる立場 ③担当技術者又はこれに準ずる立場 ◇主任担当技術者 ①管理技術者、主任担当技術者又はこれに準ずる立場 ②担当技術者又はこれに準ずる立場	管理技術者 建築 構造 電気 機械	6 4.5 1.5 1.5 1.5	15 (14.9%)
	業務成績	令和2年4月1日から令和6年3月31日までに契約履行が完了した国土交通省営繕部等発注業務の業務成績(複数の実績がある場合は、各実績の業務評定点の平均)	以下の順で評価する。 ①78点以上 ②76点以上78点未満 ③74点以上76点未満 ④72点以上74点未満 ⑤70点以上72点未満 ⑥65点以上70点未満 ⑦60点以上65点未満 ⑧60点未満 ⑨業務実績なし (①～⑤加点、⑥⑨0点、⑦減点、⑧欠格)	管理技術者 建築 構造 電気 機械	2.6 2 0.8 0.8 0.8	7 (7%)
		令和6年4月1日以降令和7年3月31日までに契約履行が完了した関東地方整備局営繕部発注業務の業務成績	⑩関東地方整備局営繕部発注の業務で60点以上65点未満 ⑪関東地方整備局営繕部発注の業務で60点未満(⑩減点、⑪欠格)			

6 建築関係建設コンサルタント業務等における審査・評価

優良表彰	令和4年4月1日以降令和7年3月31日までに契約履行が完了した国土交通省営繕部等発注業務の優良業務等の経験、海外インフラプロジェクト技術者認定・表彰制度の表彰又はインフラDX大賞及び関東インフラDX大賞の表彰等	次の順で評価する。 (1)表彰の有無 表彰の有無を次の順で評価する。 ①地方整備局長等の表彰 ①国土交通大臣賞(※1) ①国土交通大臣賞、優良賞(※2) ①局長賞(※3) ②地方整備局等の部長、事務所長表彰 ②国土交通省大臣奨励賞(※1) ※1「海外インフラプロジェクト技術者認定・表彰制度の表彰」 ※2「インフラDX大賞の表彰」 ※3「関東インフラDX大賞の表彰」 ③若手・女性技術者奨励賞 (2)表彰の立場 表彰の立場を次の順で評価する。 ◇管理技術者の場合 ①管理技術者又はこれに準ずる立場 ②主任担当技術者又はこれに準ずる立場 ◇主任担当技術者 ①管理技術者、主任担当技術者又はこれに準ずる立場	管理技術者 主任担当技術者	1.2 建築 構造 電気 機械	3 (3%) 0.9 0.3 0.3 0.3		
CPD取得単位	CPD単位取得の状況を評価する。	管理技術者 主任担当技術者	1 建築 構造 電気 機械	5 (5%) 1 1 1 1			
ワーク・ライフ・バランス等推進企業に関する評価	法令に基づく認定を受けた企業その他これに準ずる企業を加点評価する。			0.5	0.5 (0.5%)		
計				35.5	35.4%)		

②実施方針等

評価項目	評価の着目点		配点/評価 ウェイト	小計
	判断基準			
業務の実施方針及び手法 (評価にあたっては技術提案書の内容及びヒアリングの結果により総合的に判断を行う。)	業務の理解度及び取組意欲	業務内容、業務背景及び手続きの理解が高く、積極性が見られる場合に優位に評価する。	8	65 (64.6%)
	業務の実施方針	業務への取組体制、設計チームの特徴、特に重視する設計上の配慮事項等について(ただし、評価テーマに対する内容を除く。)、的確性、独創性、実現性等を総合的に評価する。	12	
	評価テーマ① に対する技術提案	テーマ①について、その的確性(与条件との整合が取れているか等)、独創性(工学的知見に基づく独創的な提案がされているか等)、実現性(提案内容が理論的に裏付けられており、説得力ある提案となっているか等)を考慮して総合的に評価する。	15	
	②	テーマ②について、同上。	15	
	③	テーマ③について、同上。	15	
計			65 (64.6%)	
合計			100.5 (100%)	

※評価テーマの判断基準内容については、業務内容に応じて記載する。

※「業務の理解度及び取組意欲」、「業務の実施方針」及び「評価テーマに対する技術提案」のいずれかに0点の評価がある場合には特定しない（「評価テーマに対する技術提案」はテーマごと）。

※環境配慮型プロポーザル方式を採用した場合は、技術提案のテーマに温室効果ガス等の排出の削減に関する内容を盛り込むものとする。

※温室ガス等の排出の削減に関する技術提案は、精緻な数値目標等を求めるものではなく、設計に当たっての考え方や具体的な取組方法を求めるものであること。また、特定された技術提案書に盛り込まれた温室効果と実現可能性等を考慮して実現すべきと判断したものについては特記仕様書に明記し、その実現にできる限り努めること。

※環境配慮型プロポーザル方式を採用した業務においては、「官庁施設の環境保全性基準」等に基づく環境保全性の評価の実施について特記仕様書に明記することにより、設計成果について総合的な環境保全性能及び生涯二酸化炭素排出量(LCCO₂)の評価を設計者に確実に求めること。

※予定技術者が、評価対象期間内において、出産前・後、育児、介護休業を取得している場合、その期間を遡り、評価対象期間を延長する試行を実施する。対象とする休業は、「労働基準法」「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」で規定する「産前・産後休業」、「育児休業」、「介護休業」とする。休業の取得期間は、評価対象期間において取得した累積日数とし、年単位で切り上げて評価対象期間を遡り延長するものとする。

6－4 【一般競争】総合評価落札方式における審査・評価

(1) 入札説明書において明示すべき事項

1. 公告日
2. 契約担当官等
3. 業務名
4. 業務概要
 - (1)業務の内容
 - (2)技術提案に関する要件
 - (3)履行期間
 - (4)主たる分担業務分野
 - (5)再委託の禁止
 - (6)総合評価落札方式
 - (7)電子入札
 - (8)契約書(案)、特記仕様書
 - (9)担当部局
5. 競争参加資格
 - (1)単体企業に関する要件
 - (2)設計共同体に関する要件
 - (3)参加資格の認定に関する要件
 - (4)入札参加者の公平性に関する要件
 - (5)競争参加資格確認申請者に関する要件
 - (6)配置予定技術者等に関する要件
 - (7)申請書及び資料等に関する要件
6. 申請書及び資料等の提出等
7. 競争参加資格確認結果の通知及び競争参加資格がないと認めた者に対する理由の説明
8. 入札説明書及び入札に関する質問の受付及び回答
9. 総合評価落札方式に関する事項
10. 入札及び開札の日時及び場所
11. 入札方法等
12. 入札保証金及び契約保証金
13. 開札
14. 入札の無効
15. 適正な調査及び調査内容の実効を担保するための措置
16. 契約書作成の要否等
17. 支払条件
18. 火災保険付保の要否
19. 落札者の決定結果に不服がある者に対する理由の説明
20. 再苦情申立て
21. 関連情報を入手するための照会窓口
22. 手続における交渉の有無
23. その他の留意事項

(2) 技術評価点を算出するための基準

技術提案書の評価項目、判断基準、ならびに評価のウエイトは以下のとおりとする。

なお、評価項目「業務の実施方針及び手法」を、提出された資料の内容を踏まえ総合的に評価する。

【評価項目について】

各技術者の資格と技術力の評価を行う。

【評価ウエイトについて】

配点合計は、58.5点とする。

各技術者の配点は、業務内容等に応じて適宜設定する。ただし、配点の小計・ウエイトの値は変えないものとする。

【(一般競争) 総合評価落札方式の技術評価点算出段階における

評価基準及び得点配分の設定例】

① 予定管理技術者及び予定主任担当技術者の経験及び能力

評価項目	評価の着目点						配点/評価ウエイト		
		判断基準				小計			
資格	専門分野の技術者資格	各分担業務分野について、資格の内容により評価する。				管理技術者 主任担当技術者 建築 構造 電気 機械	— 2 1 1 1 5 (9%)		
技術力	業務実績	平成27年4月1日以降の同種業務または類似業務の実績(実績の有無及び携わった立場)				管理技術者 主任担当技術者 建築 構造 電気 機械	4 3 2 2 2 13 (22%)		
		次の順で評価する。 ①同種業務の実績がある。 ②類似業務の実績がある。 上記の他に、実績の立場を下記の順で評価する。 ◇管理技術者の場合 ①管理技術者又はこれに準じる立場 ②主任担当技術者又はこれに準ずる立場 ③担当技術者又はこれに準ずる立場 ◇主任担当技術者 ①管理技術者、主任担当技術者又はこれに準ずる立場 ②担当技術者又はこれに準ずる立場							
業務成績	令和2年4月1日から令和7年3月31日までに契約履行が完了した国土交通省営繕部等発注業務の業務成績(複数の実績がある場合は、各実績の業務評定点の平均)	以下の順で評価する。 ①78点以上 ②76点以上78点未満 ③74点以上76点未満 ④72点以上74点未満 ⑤70点以上72点未満 ⑥65点以上70点未満 ⑦60点以上65点未満 ⑧60点未満 ⑨業務実績なし (①～⑤加点、⑥～⑨減点、⑧欠格)				管理技術者 主任担当技術者 建築 構造 電気 機械	3 2 1 1 1 8 (14%)		
	令和6年4月1日以降令和7年3月31日までに契約履行が完了した関東地方整備局営繕部発注業務の業務成績	⑩関東地方整備局営繕部発注の業務で60点以上65点未満 ⑪関東地方整備局営繕部発注の業務で60点未満 (⑩減点、⑪欠格)							

6 建築関係建設コンサルタント業務等における審査・評価

優良表彰	令和4年4月1日以降令和7年3月31日までに契約履行が完了した国土交通省営繕部等発注業務の優良業務等の経験、海外インフラプロジェクト技術者認定・表彰制度の表彰又はインフラDX大賞及び関東インフラDX大賞の表彰等	次の順で評価する。 (1)表彰の有無 表彰の有無を次の順で評価する。 ①地方整備局長等の表彰 ①国土交通大臣賞(※1) ①国土交通大臣賞、優良賞(※2) ①局長賞(※3) ②地方整備局等の部長、事務所長表彰 ②国土交通省大臣奨励賞(※1) ※1「海外インフラプロジェクト技術者認定・表彰制度の表彰」 ※2「インフラDX大賞の表彰」 ※3「関東インフラDX大賞の表彰」 ③若手・女性技術者奨励賞 (2)表彰の立場 表彰の立場を次の順で評価する。 ◇管理技術者の場合 ①管理技術者又はこれに準ずる立場 ②主任担当技術者又はこれに準ずる立場 ◇主任担当技術者 ①管理技術者、主任担当技術者又はこれに準ずる立場	管理技術者 主任担当技術者 建築 構造 電気 機械	0.4	2 (3%)
				0.4	
				0.4	
				0.4	
CPD取得単位	CPD単位取得の状況を評価する。	小計	管理技術者 主任担当技術者 建築 構造 電気 機械	1.4	7 (12%)
				1.4	
				1.4	
				1.4	
				1.4	
小計				35	(60%)

②実施方針等

評価項目	評価の着目点	判断基準	配点/評価ウエイト		
			小計		
業務の実施方針及び手法(評価にあたっては技術資料の内容により総合的に評価を行う。)	業務の理解度	業務内容、業務背景及び手続きの理解が高い場合に優位に評価する。	8	20 (34%)	
	業務の実施方針等	業務への取組体制、設計チームの特徴及び特に重視する事項について、評価する。			
小計			20 (34%)		
賃上げの実施に関する評価			3 (5%)		
ワーク・ライフ・バランス等推進企業に関する評価			0.5 (1%)		
合計			58.5 (100%)		

※予定技術者が、評価対象期間内において、出産前・後、育児、介護休業を取得している場合、その期間を遡り、評価対象期間を延長する試行を実施する。対象とする休業は、「労働基準法」「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」で規定する「産前・産後休業」、「育児休業」、「介護休業」とする。休業の取得期間は、評価対象期間において取得した累積日数とし、年単位で切り上げて評価対象期間を遡り延長するものとする。

(3) 履行確実性評価【予定価格 100 万円を超える業務】

- 予定価格が、100 万円を超える業務について、履行確実性評価を実施する。
- 実施方法は、「3 土木関係建設コンサルタント業務等」3-4(4)に準ずる。

6-5 【一般競争】総合評価落札方式による落札者の決定

入札価格が予定価格の制限の範囲内にあるもののうち、評価値の最も高いものを落札者とする。評価値の算出方法としては、加算方式を基本とする。ただし、今回定めた加算方式以外の方法を用いる場合は、財務大臣協議を行う必要がある。

また、評価値の算出方法は下記のとおりとする。

① 評価値の算出方式

$$\text{評価値} = \text{価格評価点} + \text{技術評価点}$$

② 価格評価点の設定の考え方

各入札者の価格評価点は、以下の計算式により算出する。

$$\text{価格評価点} = [\text{価格評価点の配分点}] \times (1 - \text{入札価格} / \text{予定価格})$$

③ 技術評価点の算出方式

技術評価点は、下記の計算式により算出する。

$$\begin{aligned}\text{技術評価点} &= (\text{技術評価点の満点}) \\ &\quad \times (\text{技術評価の得点合計} / \text{技術評価の配点合計})\end{aligned}$$

7 審査・評価の留意事項

7-1 評価内容の担保

(1) プロポーザル方式

① 技術提案の特記仕様書への反映の徹底

特定された技術提案書の内容(見積もりの範囲内)については、当該業務の特記仕様書に適切に反映するものとする。また、技術提案書の特定後に、提案内容を適切に反映した特記仕様書の作成のために必要と判断した場合は、ヒアリング以外に業務内容についての意見交換を行っても差し支えないものとする。

(反映する内容の例)

- ・特定した技術提案において、他者と比較して優位だった内容
- ・特定した技術提案に記載されている、当初予定していた検討項目に関する具体的な調査手法、新技術等
- ・特定した技術提案に記載されている新たな追加検討項目

また、特定後に技術提案を反映しやすいように、手続き前の特記仕様書(案)の記載を工夫する。

(特記仕様書(案)の記載例)

- ・○○○○○○○○○○について調査する。なお、具体的な調査手法については、プロポーザル方式の手続きにおいて提出された技術提案の内容を受けて決定するものとする。

② 反映内容の担保

特記仕様書に反映された技術提案書の内容が受注者の責により実施されなかった場合は、契約書に基づき修補の請求損害賠償の請求を行うことができる。また、業務成績評定の業務執行に係る過失に伴う減点の「業務執行上の過失」として評価項目(その他)にチェックして、-3点減点するものとする。

(2) 総合評価落札方式

① 契約書における明記

落札者決定に反映された技術提案については、発注者と落札者の責任の分担とその内容を契約上明らかにするとともに、その履行の担保や履行できなかつた場合の措置について契約上取り決めておくものとする。

②評価内容の担保

契約書に明記された技術提案書の内容が受注者の責により実施されなかった場合は、契約書に基づき修補及び損害賠償の請求を行うことができる。

また、業務成績評定の業務執行に係る過失に伴う減点の「業務執行上の過失」として評価項目(その他)にチェックして、－3点減点するものとする。

履行確実性評価を経て、予算決算及び会計令第85条の基準に基づく価格を下回る価格で契約した場合及び予定価格が100万円を超えて1,000万円以下の業務で予算決算及び会計令85条に基づく調査基準価格に準じて算出した品質確保基準価格を下回る価格で契約した場合においては、受注者は下記の事項に協力をしなければならない。

受注者は、完了検査時までに履行確実性評価のヒアリング審査時に提出した資料を実施額に修正し、(根拠資料を含む)発注者に提出するものとする。

なお、提出された資料は、下記項目により業務達成状況等を確認し、その結果を業務成績評定に厳格に反映する。

- 1) 審査時に比較して正当な理由がなく必要額を下回っていないか。
- 2) 審査時に比較して正当な理由がなく再委託額が下回っていないか。
- 3) その他、業務実施体制に関する問題が生じていないか。
- 4) 業務成果品の瑕疵及び不備等がないか。

7-2 中立かつ公平な審査・評価の確保

プロポーザル方式及び総合評価落札方式の適用にあたっては、手続の透明性及び競争性の向上を図るとともに、発注者の恣意性を排除し、中立かつ公正な審査・評価を行う必要があることから、学識経験者等からなる総合評価委員会等を設置し審議を行うこと。

(1) 総合評価委員会等における審議案件

①評価方法の策定

- ・参加資格条件、技術提案書の提出者の選定・特定の際の評価内容(評価項目、評価基準及び得点配分)、落札者の決定方法の標準的な基準の策定
- ・標準的な基準を使用しない業務において個別に設定する基準の妥当性

②評価結果の妥当性

- ・技術提案書の提出者の選定・特定の際の評価結果の妥当性

(2)技術提案に関する機密の保持

発注者は、提出された技術提案については、提案 자체が各提案者の知的財産であることから、他者にその内容が知られることがあってはならない。また、発注者は、知り得た内容を提案者の了承を得ることなく当該業務に流用することがあってはならない。

また、総合評価委員会等の学識経験者についても、職を退いた後も含め、本審議の中で知り得た情報を他に漏らしてはならない。

7-3 情報公開

手続の透明性・公平性を確保するため、参加資格条件、技術提案書の提出者の選定・特定の際の評価内容(評価項目、評価基準及び得点配分)、落札者の決定方法については、入札説明書等において明らかにすること。

また、技術提案提出者や入札者の提示した技術評価点について記録し、プロポーザル方式においては特定通知後、総合評価落札方式においては契約後、速やかに公表する。

なお、「建設コンサルタント業務等における入札及び契約過程並びに契約の内容等に係る情報の公表について」(最終改正令和7年6月12日付け国官会第4117号、国官技第103号及び国営整第47号、)に基づく公表もあわせて行うものとする。

(1)プロポーザル方式を選定した業務

①手続開始時

- ・説明書において以下の事項を明記する。
 - 1)プロポーザル方式の適用の旨
 - 2)参加資格
 - ・単体企業
 - ・設計共同体
 - 3)技術提案書の提出者を選定するための基準
 - 4)技術提案書の特定のための評価に関する基準

②技術提案書特定通知後

- ・技術提案書の特定通知後は、速やかに以下の事項を公表する。

(公表様式:様式一1)

- 1)業者名(すべて実名公表とする)
- 2)各業者の技術評価点

※「予定技術者の資格及び実績等」、「予定技術者の成績及び表彰」「実

施方針」及び「特定テーマ」(特定テーマが複数の場合は、テーマ別に評価結果を公表)の4項目に係るそれぞれの小計及び合計点を公表。

③審査結果に対する質問及び説明要求等への対応

- ・技術提案書提出者からの審査結果に関する質問及び説明要求等に速やかに回答できるよう、評価項目ごとに評価の結果及びその理由を整理しておく。
- ・また、特定されなかった技術提案提出者から特定に関する説明要求があった場合には、当該提出者と特定された者の評価結果について、評価項目別の得点を提供する。

(2) 総合評価落札方式

①手続開始時

- ・入札説明書等において以下の事項を明記する。
 - 1)総合評価落札方式の適用の旨
 - 2)指名されるために必要な要件
 - ・入札参加者に要求される資格
 - ・入札参加者を選定するための基準
 - 3)総合評価に関する事項
 - ・落札者の決定方法
 - ・総合評価の方法

②落札者決定後

- ・落札者決定後は、速やかに以下の事項を公表する。

(公表様式: 様式-2(入札調書))

- 1)業者名(すべて実名公表とする)
- 2)各業者の入札価格
- 3)各業者の価格評価点
- 4)各業者の技術評価点

※「予定技術者の資格及び実績等」、「予定技術者の成績及び表彰」、「賃上げの実施に関する評価」、「実施方針」、「評価テーマ」(評価テーマが複数の場合は、テーマ別に評価結果を公表)及び「履行確実性度」の6項目に係るそれぞれの小計及び合計点を公表。

ただし、簡易型及び標準型(1:3)「技術者評価を重視した選定」の場合には「評価テーマ」に係る項目を除くものとする。

- 5)各業者の評価値
- 6)予定価格、調査基準価格

③契約後

- ・契約後は、速やかに以下の事項を公表する。

(公表様式:様式一3(総合評価落札方式【技術点評価表】))

1)各業者の技術評価点

※「予定技術者の資格及び実績等」、「予定技術者の成績及び表彰」「実施方針」、「評価テーマ」、「賃上げの実施に関する評価」の内訳を公表

④質問及び説明要求等の対応

- ・総合評価の審査結果については、評価項目ごとに評価の結果及びその理由を記録しておく。

■公表様式：様式－1【適用：土木、測量、地質、補償】

様式－1

プロポーザル評価表（総合評価型・技術者評価型）

1. 件名 ○○橋詳細設計業務
2. 所属事務所 ○○河川国道事務所
3. 技術提案書の特定通知日 令和〇年〇月〇日

業者名	技術評価点の内訳						技術評価点合計	備考	摘要			
	予定技術者の資格及び実績等	予定技術者の成績及び表彰	実施方針	特定テーマ								
				全体	特定テーマ1	特定テーマ2						
評価のウェート	20	30	50	30	35	35	200					
○○設計事務所(株)	18.0	24.0	40.0	25.0	35.0	35.0	177.0		特定			
(株)○○エンジニアリング	18.0	24.0	40.0	10.0	20.0	20.0	132.0					
(株)○○技術	16.0	18.0	30.0	30.0	35.0	35.0	164.0					
○○コンサルタント(株)	16.0	18.0	30.0	20.0	25.0	25.0	134.0					
(株)○○測量設計									無効※1			

※1 技術提案書を無効とする場合

■公表様式:様式-1【適用:建築】

様式-1 プロポーザル評価表																
1. 件名		○○○○○○○○設計業務														
2. 所属		○○○○事務所														
3. 技術提案書の特定通知日		平成○○年○○月○○日														
業者名	技術点の内訳											技術評価点合計	イメージ図の書き過ぎによる減点	減点後の合計	備考	摘要
	資格	技術力				実施方針及び手法										
		同種又は類似業務の実績	国土交通省等発注の成績評価	国土交通省等発注の表彰の経験	CPD	業務の理解度及び取組意欲	業務の実施方針	評価テーマ			テーマ①					
評価のウエイト	5	10	10	5	5	8	12	15	15	15	100					
○○○○(株)	5.00	9.00	6.50	2.00	0.00	3.65	7.50	12.00	13.00	13.00	71.65				特定	
(株)○○○○	5.00	8.00	5.00	0.00	0.00	3.50	6.50	10.00	12.00	12.00	62.00					
○○○○コンサルタント(株)	5.00	8.00	3.50	0.00	0.00	3.00	6.00	8.00	12.00	10.00	55.50					

■公表様式:様式一2(入札調書)【適用:土木、測量、地質、補償】

様式一2										予定価格 25,000,000 (消費税抜き) 調査基準価格 18,000,000 (消費税抜き) 価格点の満点 20		
入札調書(総合評価落札方式)												
1. 件名	○○○○○○○詳細設計業務											
2. 所属事務所	△△△△事務所											
3. 入札日時	令和〇年〇月〇日			〇〇:〇〇~								
業者名	技術評価点の内訳					履行確実性度	技術評価点合計(A)	第1回			備考	摘要
	予定技術者の資格及び実績等	予定技術者の成績及び表彰	質上げの実施に関する評価	実施方針	評価テーマ			入札価格	価格評価点(B)	評価値 (A)+(B)		
評価のウェート	5.6	8.5	3.1	14.2	28.4	60.0000	—	20.0000	80.0000			
(株)○○	5.6	3.6	3.1	7.3	17.6	0.50	25.0236	17,900,000	5.6800	30.7036	落札、低入札	
(株)○△	4.2	1.7	0.0	6.2	7.6	1.00	19.9052	20,000,000	4.0000	23.9052		
□○(株)	3.9	5.1	0.0	4.2	15.9			辞退				
(株)□□	2.8	5.4	0.0	7.9	8.5			33,600,000	予定価超過			
△□(株)	4.5	4.5	-3.4	4.8	14.5			無効				
(株)□○	5.1	3.4	0.0	4.8	14.2	0.25	13.2938	15,000,000	8.0000	21.2938	低入札	
(株)△△	2.5	2.8	-0.2	7.9	7.3			30,000,000	予定価超過			
(株)□△	4.5	3.9	-3.4	0.2	3.6			辞退				
※「技術評価点の内訳」の各項目の評価点は小数第2位を切り捨てて算出しているため、各項目の和に「履行確実性度」に係る係数を乗じて求めた値と、技術評価点合計(A)の値は合致しません。												
※評価値(A)+(B)は、端数処理を行う前の技術評価点と価格評価点の和に対し、少数第5位以下を切り捨てて算出しているため、技術評価点合計(A)+価格評価点(B)と合致しない場合があります。												
入札金額は、入札者が見積もった契約金額の110分の100に相当する金額である。												

■公表様式：様式一2(入札調書)【適用：建築】

様式一2 入札調書(総合評価落札方式)															
1. 件名	〇〇〇設備改修設計業務														
2. 所属事務所	営繕部														
3. 入札日時	令和〇年〇月〇日 〇時〇分														
業者名	技術点の内訳								履行確実性度	技術点合計	第1回			備考	摘要
	資格	技術力			CPD取得単位の状況	業務実施方針及び手法		業務の理解度及び取組意欲			業務の実施方針	技術評価点合計(A)	入札価格		
		専門分野の技術者資格	同種又は類似業務の実績	国土交通省監査等発注の監査事業に係る業務の成績評価		国土交通省監査等発注の監査事業に係る業務等の意義等									
評価のウエート	5.00	10.00	8.00	2.00	10.00	3.00	8.00	12.00	1.00	58.00	60.00				
(株)〇〇設計	5.00	10.00	8.00	0.00	0.00	0.00	6.00	9.00	1.00	38.00	39.3103	18,000,000	3.1578	42,4681	落札
〇〇エンジニアリング(株)	5.00	5.00	6.80	0.00	5.00	0.00	3.00	10.00							
〇〇コンサルタント(株)	5.00	3.50	2.80	0.00	0.00	0.00	0.00	8.00							
(株)〇〇設計	5.00	5.00	2.80	0.00	5.00	0.00	5.00	5.00				19,500,000	予定価格超過	-	
〇〇(株)	5.00	5.00	0.00	2.00	0.00	0.00	6.00	5.00				20,000,000	予定価格超過	-	
※技術評価点合計(A)点数 + 価格評価点(B)と評価値(A)+(B)は、端数処理のため、合致しない場合があります。															
入札金額は、入札者が見積もった契約金額の110分の100に相当する金額である。 会計法第29条の3第1項　予算決算及び会計令第73条															

■公表様式:様式一3(指名競争入札 総合評価落札方式【技術点評価表】)【適用:土木、測量、地質、補償】

評価項目		配点項目 (評価の着目点)		評価の ウエイト	1 (株)〇〇〇 社	2 (株)〇〇コン サルタント	3 〇〇〇〇 (株)	4 (株)〇〇設 計事務所	5	6	7	8	9	10		
予定 技術者 の経験 及び 能力	資格要件	技術者資格	技術者資格、その専門分野の内容	6	6	6	3	無 効								
	継続業務 取組状況	CPDの 取得状況	CPDの取得状況	1	1	1	0									
	業務経験	業務実績	同種又は類似業務の実績の内容	13	13	13	7									
	専門技術力	業務成績	担当した業務の業務成績	25	20	25	20									
			担当した業務の業務成績 (60点未満の有無)	-5	0	0	0									
		優良表彰	技術者表彰、業務表彰経験の有無	5	5	0	0		0	0	0	0	0	0		
	小計(1)			50	45	45	30									
	実施方針 実施フロー 工程計画 その他	業務理解度	目的、条件、内容の理解度	15	15	15	10									
		実施手順	業務実施手順を示す実施フローの妥当性	15	15	10	10									
		工程計画	業務量の把握状況を示す工程計画の妥当性	10	10	10	10									
		その他	有益な代替案の提案、重要事項の指摘	10	10	10	10									
評価テーマに 関する技術提 案	的確性	地形、環境、地域特性などの与条件との整合 着眼点、問題点、解決方法等	50	45	45	50										
	実現性	提案内容の説得力 提案内容を裏付ける類似実績	50	40	30	20										
	小計(2)			150	135	120	110	0	0	0	0	0	0			
賃上げの実施に関する評価				11	11	11	0									
合計				211	191	176	140	0	0	0	0	0	0			

※入札辞退、予定価格超過、履行確実性が無効の場合（履行確実性に関するヒアリングに応じない場合及び追加資料の提出を求められた者が追加資料を提出しない場合）は各項目の配点を表示させる。

※技術提案書が無効の場合（未提出、評価テーマが異なる技術提案書、白紙など入札説明書（共通事項）記載の「無効」となる条件の場合）は配点を表示せず「無効」と表示させる。

8 品質確保対策

8-1 低入札価格業務における品質確保対策

建設コンサルタント業務等の低入札業務においては、業務成績評定点における低評価が顕著になる傾向があり、品質確保の観点から以下の様々な対策を講じているところである。

(1) 詳細な低入札価格調査

予定価格が1,000万円を超えるすべての業務を「詳細な低入札価格調査」の対象とする。また、事務所長が必要と認めた業務においては以下の追加調査を実施するものとする。

- 同種・類似業務の「落札率」「業務-成績」とともに「業務成績に65点未満のものがある場合は、当該業務の履行を踏まえ品質確保対策や適正な履行の確保対策等を記した資料」
- 入札価格の「詳細な内訳書」
- 「入札価格で成果品の品質確保、適正な履行の確保、社会的コンプライアンスが果たせることを証した書面」

(2) 業務コスト調査

予算決算及び会計令第85条の基準に基づく価格を下回る価格で契約した業務については、業務コスト調査を実施するものとする。

- 業務コスト調査については、業務完了日の翌日から起算して90日以内に業務コスト調査マニュアルに基づき調査票等を提出するものとする。
- 相当の理由がなく期限内に調査票等の提出がないとき又は調査票等に虚偽の記入があることが判明したときは、これらの事実を業務成績評定に厳格に反映させる。

(3) 予定管理技術者の手持ち業務量の制限

手持ち業務に国土交通省発注業務(港湾空港関係及び営繕工事に係るもの)を除く。)における低価格受注業務が確認された場合、予定管理技術者等の手持ち業務量を標準の設定に対して半数となるよう設定することとする。

また、業務履行期間中に手持ち業務量の制限量を超えた場合は、業務の履行を継続することが著しく不適当として、当該管理技術者を当該管理者と同等以上の実績、資格及び平均業務成績等を有する者と交代させる措置を行うものとする。(但し、手持ち業務の変更による請負金額の増により、金額の制限量を超えた場合は除く。)

(4) 「第三者照査の義務づけ」「履行体制強化」等の実施

【土木関係建設コンサルタント業務】

①第三者照査の対象業務

概略設計、予備設計、詳細設計等の照査対象業務について、通常の照査に代えて第三者照査の実施を義務づけるものとする。

②第三者照査の方法

照査については、詳細設計照査要領(国土交通省大臣官房技術調査課監修令和4年3月)に準拠して行うものとし、具体的な照査時期、照査事項等を定めた照査実施計画を作成しなければならない。また、照査実施計画書で定めた照査時期毎に照査を行い、業務完了時の打合せにおいて管理技術者は第三者照査技術者とともに調査職員に対し報告するものとする。

③履行体制の強化

第三者照査技術者は、業務の節目毎に照査結果を管理技術者に提出し、管理技術者は照査結果をその都度(業務の節目毎)、調査職員に対して報告することとする。

【測量業務】

①履行体制の強化

測量作業等で、精度管理における点検測量にあたっては、主任技術者は点検測量を自ら実施又は、立ち会いのうえ実施するものとする。

②成果検定の強化

第三者機関で行う成果品の検定について、検定対象外となっている測量について受注者の責任において実施するものとし、以下の測量を対象とする。

[成果検定の対象拡大]

3級水準測量、4級水準測量、3級基準点測量、4級基準点測量の全てを検定の対象とする。また、路線測量・河川測量において実施される縦断測量の全てを検定の対象とする。

【地質調査業務】

①第三者照査の対象業務

土質柱状図、地質縦断図の作成、土質定数の設定の他、これに類する業務内容(機械ボーリング、現位置試験や室内試験などの結果を用いて整理された成果)に対して第三者照査の実施を義務づけるものとする。

②第三者照査の方法

土質柱状図、地質縦断図の作成については、地質想定の妥当性について照査するものとし、土質定数の設定については設定値の妥当性について照査するものとする。また、その他、これに類する業務内容(機械ボーリング、現位置試験や室内試験などの結果を用いて整理された成果)について、その妥当性を照査するものとする。

なお、業務完了時の打合せにおいて、主任技術者は第三者照査技術者とともに調査職員に対し報告するものとする。

【建築関係建設コンサルタント業務等】

① 履行体制の強化

現地調査を実施する業務については、管理技術者は自ら実施又は立ち会いのうえ実施するものとする。また、実施設計で作成した設計図が現地の状況を的確に反映しているかを検証するため、審査用資料を調査職員に提出する前に管理技術者は、自ら実施又は、立ち会いのうえ現地の確認を実施するものとする。

関連通達等

【本省発出通達一覧】

○入札契約全般

- ・ 建設コンサルタント業務等の入札・契約手続の改善について
[平成22年7月29日国地契第15号、国官技第116号、国営整第88号]
→工事契約実務要覧〔令和6年度版〕P1392 参照
- ・ 建設コンサルタント業務等の入札・契約手続の運用について
[令和5年2月27日国官会第19132号、国官技第273号、国営計第129号、国営整第155号、国北予第14号]
→工事契約実務要覧〔令和6年度版〕P1395 参照
- ・ 「建設コンサルタント業務等におけるプロポーザル方式及び総合評価落札方式の運用ガイドライン」の改正について
[令和5年3月22日国会公契第43号、国官技第356号、国営整第170号、国北予第48号]

○プロポーザル方式関係

- ・ プロポーザル方式に基づく建設コンサルタント等の特定手続について
[平成6年6月21日建設省厚発第269号、建設省技調発第135号、建設省営建発第24号]
→工事契約実務要覧〔令和6年度版〕P1337 参照
- ・ 公募型プロポーザル方式に基づく建設コンサルタント等の選定・特定手続について
[令和5年1月27日国官会第19132号、国官技第273号、国営計第129号、国営整第155号、国北予第14号]
→工事契約実務要覧〔令和6年度版〕P1340 参照
- ・ 簡易公募型プロポーザル方式に基づく建設コンサルタント等の選定・特定手続について
[令和5年1月27日国官会第19132号、国官技第273号、国営計第129号、国営整第155号、国北予第14号]
→工事契約実務要覧〔令和6年度版〕P1346 参照

○競争入札方式関係

- ・ 公募型競争入札方式に基づく建設コンサルタント等の選定手続について
[令和5年12月27日国官会第19132号、国官技第273号、国営計第129号、国営整第155号、国北予第14号]
→工事契約実務要覧〔令和6年度版〕P1353 参照
- ・ 簡易公募型競争入札方式に基づく建設コンサルタント等の選定手続について
[令和5年12月27日国官会第19132号、国官技第273号、国営計第129号、国営整第155号、国北予第14号]
→工事契約実務要覧〔令和6年度版〕P1369 参照

○総合評価落札方式関係

- ・ 公共工事に関する調査及び設計に関する入札に係る総合評価落札方式について
[平成20年5月9日国官会第187号]
→工事契約実務要覧〔令和6年度版〕P1203 参照
- ・ 公共工事に関する調査及び設計に関する入札に係る総合評価落札方式の実施について
[平成20年11月5日国官会第1354号、国地契第38号]
→工事契約実務要覧〔令和6年度版〕P1204 参照
- ・ 建設コンサルタント業務等における総合評価落札方式に関する新たな品質確保対策の試行について
[平成22年4月27日国地契第5号、国官技第26号、国営整第22号]
→工事契約実務要覧〔令和6年度版〕P1484 参照
- ・ 建設コンサルタント業務等における総合評価落札方式に関する新たな品質確保対策の試行の運用について
[平成31年3月27日国地契第38号、国官技第284号、国営整第155号]
→工事契約実務要覧〔令和6年度版〕P1488 参照

○設計共同体関連

- ・ 建設コンサルタント業務等における共同設計方式の取扱いについて
[令和6年5月9日国会公契第1号、国官技第46号、国営管第48号、国営計第13号、国営整第14号、国港総第27号、国港技第9号、国北予第2号]
→工事契約実務要覧〔令和6年度版〕P961 参照

○情報公開関連

- ・建設コンサルタント業務等に係る発注予定情報の公表について
〔令和5年12月27日国官会第19132号、国官技第273号、国営計第129号、国営整第155号、国北予第14号〕
→工事契約実務要覧〔令和6年度版〕P1580 参照
- ・建設コンサルタント業務等における入札及び契約の過程並びに契約の内容等に係る情報の公表について
〔令和5年12月27日国官会第19132号、国官技第273号、国営計第129号、国営整第155号、国北予第14号〕
→工事契約実務要覧〔令和6年度版〕P1581 参照

○低入札価格調査関連

- ・予算決算及び会計令第85条の基準について（協議）
〔令和6年3月22日国官会第25943号〕
→工事契約実務要覧〔令和6年度版〕P1831 参照
- ・予算決算及び会計令第85条の基準の取扱いについて
〔令和6年4月15日国官会第44号〕
→工事契約実務要覧〔令和6年度版〕P1832 参照
- ・「予算決算及び会計令第85条の基準の取扱いについて」の留意事項について
〔平成31年3月29日国地契第77号、国官技第454号、国営官第478号、国営計第175号、国営整第213号、国北予第65号〕
→工事契約実務要覧〔令和6年度版〕P1834 参照
- ・予算決算及び会計令第85条の基準の取扱いに関する事務手続について
〔平成19年10月5日国官会第946-3号〕
→工事契約実務要覧〔令和6年度版〕P1835 参照
- ・建設コンサルタント業務等に係る低入札価格調査の運用について
〔平成19年10月5日国地契第34号、国官技第172号、国営整第84-4号、国土用第14-5号〕
→工事契約実務要覧〔令和6年度版〕P1928 参照
- ・業務コスト調査について
〔平成20年3月31日国地契第75号、国官技第323号、国営整第179号、国土用第59号〕
→工事契約実務要覧〔令和6年度版〕P1928 参照

- ・建設コンサルタント業務等における低価格受注業務がある場合の管理技術者等の手持ち業務量の制限等の試行について
〔平成21年10月2日国地契第20号、国官技第194号〕
→工事契約実務要覧〔令和6年度版〕P1951 参照

関東地方整備局総合評価審査委員会規則を次のように定める

平成 17 年 9 月 28 日

平成 18 年 5 月 26 日

平成 20 年 2 月 8 日

平成 21 年 3 月 24 日

平成 23 年 6 月 1 日

最終改定 令和 5 年 2 月 28 日

関東地方整備局長

関東地方整備局総合評価審査委員会規則

(趣 旨)

第 1 条 「公共工事の品質確保の促進に関する法律」(平成17年法律第18号)第9条第1項に基づき定められた「公共工事の品質確保の促進に関する施策を総合的に推進するための基本的な方針について」(令和元年10月18日閣議決定)第2の4、8に基づき、関東地方整備局が発注する工事、建設コンサルタント業務等及び役務の提供等(以下、「工事等」という。)に関し、工事の総合評価落札方式及び技術提案・交渉方式、建設コンサルタント業務等の総合評価方式及びプロポーザル方式並びに役務の提供等の総合評価方式及び企画競争(以下、「総合評価方式等」という。)における競争参加者の技術提案等に対し、中立かつ公正な審査・評価を行うため、関東地方整備局総合評価審査委員会(以下、「委員会」という。)を設置する。

(委員会の事務)

第 2 条 委員会は、次に掲げる事項を審議する。

- 一 工事等における総合評価方式等の実施方針に関すること。
- 二 工事等における総合評価方式等の技術提案の共通する評価方法(評価項目、評価基準及び得点配分等)に関すること
- 三 工事等の個別の評価方法に関すること。
- 四 工事等における総合評価方式等の技術提案の審査・評価に関すること。
- 五 工事の総合評価落札方式における技術提案に基づいて予定価格を作成する場合の予定価格の作成方法や考え方に関すること。
- 六 工事の総合評価落札方式における落札者決定の考え方に関すること。
- 七 工事等の技術提案・交渉方式の適用の可否及び価格等の交渉段階における交渉の合意内容及び予定価格の算定の考え方などに関すること。

(委員会の委員等及び任期等)

第3条 委員は、中立かつ公正な立場で、客観的に技術提案の審査・評価その他の事務を適切に行うことができる学識経験等を有する者のうちから、関東地方整備局長が委嘱する。

2 委員会は、委員11人以内で組織する。

3 委員会に、専門の部門に関して意見の聴取等必要があるときは、専門委員を置くことができるものとし、当該部門における専門の学識経験を有する者のうちから、関東地方整備局長が委嘱する。

4 委員及び専門委員(以下、「委員等」という。)の任期は、2年とする。

5 委員等は、再任することができる。

6 委員等は、非常勤とする。

7 委員等の氏名及び職業は、公表するものとする。

(委員長)

第4条 委員会には委員長を置き、委員長は委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、会務を総理し委員会を代表する。

3 委員長に事故あるときは、あらかじめ委員長の指名する委員がその職務を代理する。

(委員会の開催)

第5条 委員会は、委員長が招集し、原則として毎年度1回開催するほか、必要に応じ委員長が招集するものとする。

2 委員会は、委員の過半数の出席をもって成立する。

3 委員会は、原則として報道機関を通じて公開とする。ただし、審議内容によっては、委員会に諮り、非公開とすることができる。

(委員会等の設置)

第6条 委員会に、次の表の左欄に掲げる委員会、分科会及び専門部会(以下、「委員会等」という。)を置き、これらの委員会等の事務は、委員会の事務のうち、それぞれ同表の右欄に掲げるとおりとする。

名 称	事 务
総合評価審査小委員会	工事等の本官契約(分任官契約を除く契約)に係る第2条三号から六号の事務
総合評価審査分科会	工事等の分任官契約(会計法第13条第5項に規定する分任支出負担行為担当官が行う契約をいう。)に係る第2条三号から六号の事務
技術提案・交渉方式専門部会	工事等の技術提案・交渉方式に係る第2条三号、四号、七号の事務

2 委員会は、委員会等の審議をもって委員会の審議とすることができる。

3 委員会等の構成及び運営に関し必要な事項は、別途定めるものとする。

(委員の除斥)

第7条 委員等は、第2条二号から七号の事務に関しては、自己又は3親等以内の親族の利害に關係のある議事に加わることができない。

(秘密を守る義務)

第8条 委員等は、第2条の事務を処理する上で知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(委員会の庶務)

第9条 委員会の庶務は、企画部技術調査課及び港湾空港部品質確保室において処理する。

(雑則)

第10条 この規則に定めるものの他、本委員会の運営に必要な事項は、委員会に諮って定めるものとする。

附 則

(施行時期)

本規則は、平成17年9月28日から適用する。

附 則

(施行時期)

本規則は、平成18年5月26日から適用する。

附 則

(施行時期)

本規則は、平成20年2月8日から適用する。

附 則

(施行時期)

本規則は、平成21年3月24日から適用する。

附 則

(施行時期)

本規則は、平成23年6月1日から適用する。

附 則

(施行時期)

本規則は、令和5年2月28日から適用する。

関東地方整備局総合評価審査小委員会設置要領

関東地方整備局総合評価審査委員会規則(以下、「規則」という。)第6条第3項に基づき、関東地方整備局総合評価審査小委員会設置要領(以下、「本要領」という。)について次のように定める。

平成18年 7月 7日
平成18年 9月 13日(改訂)
平成19年 4月 2日(改訂)
平成20年 2月 8日(改訂)
平成21年 5月 7日(改訂)
平成23年 7月 5日(改訂)
平成25年 5月 24日(改訂)

関東地方整備局長

第一 構 成

規則第6条に規定された総合評価審査小委員会は、第一小委員会及び第二小委員会(以下、「小委員会」という。)により構成し、小委員会に部会を置く。

第二 審議事項

- 1 小委員会は、規則第6条第1項に定める総合評価審査小委員会に係る事務(以下、「小委員会事務」という。)を行うにあたり、審議方法等の必要な事項を審議するものとする。
- 2 第一小委員会は、小委員会事務のうち、地方整備局組織規則(平成13年国土交通省令第21号)第2条第3項に規定する港湾空港関係事務を除く事項に関する審議を行うものとする。
- 3 第二小委員会は、小委員会事務のうち、港湾空港関係事務に係る事項に関する審議を行うものとする。
- 4 小委員会は、部会において小委員会事務を行わせることができるものとする。
- 5 小委員会において規則第6条第1項に定める総合評価審査分科会に係る事務を審議することを妨げないものとする。

第三 小委員会の委員

- 1 小委員会の委員は、関東地方整備局総合評価審査委員会(以下、「審査委員会」という。)の委員及び専門委員(以下、「審査会委員」という。)並びに中立かつ公正な立場で、客観的に技術提案の審査・評価その他の事務を適切に行うことができる下記の者のうちから、関東地方整備局長(第二小委員会については副局長)が委嘱する者(以下、「品確技術者委員」という。)をあてる。
 - 一. 一般社団法人全日本建設技術協会が定める資格「公共工事品質確保技術者(I)」に合格し、資格登録を行っている者または一般社団法人公共建築協会が定める「公共建築工事品質確保技術者(I)」に合格し、資格登録を行っている者。
 - 二. その他、局長が品質確保技術者としてふさわしいと認めた者。
- 2 小委員会は、別紙委員により組織する。
- 3 委員の任期は、2年とする。ただし、品確技術者委員の任期は、1年とする。
- 4 委員は、再任することができる。
- 5 委員は、非常勤とする。
- 6 委員の氏名等は、公表するものとする。

第四 小委員長及び部会長

- 1 第一小委員会及び第二小委員会には、それぞれ小委員長を置き、小委員長は、審査会委員の互選によりこれを定める。
- 2 小委員長は、会務を総理し、小委員会を代表する。
- 3 部会には、部会長を置き、部会長には、部会開催毎に審査会委員をあてる。なお、審査会委員が2名以上出席している場合は当該委員の協議により部会長を定める。
- 4 部会長は、部会の事務を掌理する。

第五 会 議

- 1 小委員会は、毎年度1回開催するほか、必要に応じ開催するものとする。
- 2 小委員会の開催は、委員の過半数の出席を必要とする。
- 3 部会は、適宜開催するものとする。
- 4 部会の開催は、審査会委員を1名以上含む委員2名以上の出席を必要とする。
- 5 小委員会及び部会は、非公開とする。

第六 委員の除斥

- 1 委員は、審議事項に関して、自己又は3親等以内の親族の利害に關係のある議事に加わることができない。
- 2 委員は、審議事項に関して、受注の機会又は利害關係に関する個別案件の議事に加わることはできない。

第七 品確技術者委員の委嘱取り消し

局長は、品確技術者委員に対して法令の遵守及び秘密の保持を確保できないと認められた場合等委員としてふさわしくないと判断した場合、委嘱を取り消すことができる。

なお、委嘱を取り消す場合は、本人に理由を付し通知するものとする。

第八 秘密を守る義務

委員は、小委員会事務を処理する上で知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

第九 庶務

第一小委員会の庶務は、企画部技術調査課、技術管理課及び企画課において処理するものとし、第二小委員会の庶務は、港湾空港部品質確保室において処理するものとする。

雑 則

本要領に定めるものの他、小委員会の運営に必要な事項は、小委員会に諮って定めるものとする。

附 則

- 1 この設置要領は、平成25年5月24日から適用する。

〇〇〇〇事務所総合評価審査分科会に係る構成及び運営について

【標準モデル】

関東地方整備局総合評価審査委員会規則（以下、「規則」という。）第6条第3項に基づき、〇〇〇〇事務所総合評価審査分科会設置要領（以下、「本要領」という。）を次のように定める。

平成18年6月　　日
平成20年2月　　日（改訂）
平成22年　月　　日（改訂）
平成23年　月　　日（改訂）

〇〇〇〇事務所長　　○　○　○　○

総合評価審査分科会設置要領（案）

1 趣　　旨

規則第6条の規定に基づき、〇〇〇〇事務所が発注する工事、建設コンサルタント業務等及び役務の提供等（以下、「工事等」という。）において、工事の総合評価落札方式、建設コンサルタント業務等の総合評価方式及びプロポーザル方式並びに役務の提供等の総合評価方式及び企画競争（以下、「総合評価方式等」という。）に関する審議を行うことを目的に、〇〇〇〇事務所総合評価審査分科会（以下、「分科会」という。）を設置するものとする。

2 構　　成

分科会には、部会を置く。

3 審議事項

- 1 分科会は、規則第6条第1項に定める総合評価審査分科会に係る事務（以下、「分科会事務」という。）を行うにあたり、審議方法等の必要な事項を審議するものとする。
- 2 分科会は、分科会事務に掲げる事項に関する審議を行うものとする。
- 3 分科会は、部会において分科会事務を行わせることができるものとする。

4 委　　員

- 1 委員は、中立かつ公正な立場で、客観的に技術提案の審査・評価その他の事務を適切に行うことができる学識経験等を有する者（以下、「学識者委員」という。）及び「公共工事品質確保技術者制度の創設について」（平成18年3月1日国管整技管第137号）の規定に基づく公共工事品質確保技術者〔「公共工事品質確保技術者制度実施要領」（平成23年3月31日国管整技調第1018号）一部改正〕のうちから、事務所長が委嘱する者をあてる。
- 2 分科会は、別紙委員により組織する。
- 3 委員の任期は、1年とする。
- 4 委員は、再任することができる。
- 5 委員は、非常勤とする。
- 6 委員等の氏名等は、公表するものとする。

5 分科会長及び部会長

- 1 分科会には、会長を置き、会長は、委員の互選によりこれを定める。
- 2 会長は、会務を総理し、分科会を代表する。
- 3 部会には、部会長を置き、部会長には、部会開催毎に学識者委員をあてる。
なお、学識者委員が2名以上出席している場合は当該委員の協議により部会長を定める。
- 4 部会長は、部会の事務を掌理する。

6 会　　議

- 1 分科会は、毎年度1回開催するほか、必要に応じ開催するものとする。
- 2 分科会の開催は、委員の過半数の出席を必要とする。
- 3 部会は、適宜開催するものとする。
- 4 部会の開催は、学識者委員を1名以上含む委員2名以上の出席を必要とする。
- 5 分科会及び部会は、非公開とする。

7 委員の除斥

- 1 委員は、個別の工事等の審議事項に関して、自己又は3親等以内の親族の利害に関係のある議事に加わることができない。
- 2 委員は、個別の工事等の審議事項に関して、受注の機会又は利害関係に関する個別案件の議事に加わることはできない。

8 秘密を守る義務

委員は、分科会事務を処理する上で知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

9 庶務

- 1 分科会の庶務は、〇〇事務所〇〇課及び〇〇課において処理するものとする。

雑則

本要領に定めるものの他、分科会の運営に必要な事項は、分科会に諮って定めるものとする。

附則

- 1 この分科会設置要領は、平成18年 6月 日から適用する。

附則

- 1 この分科会設置要領は、平成20年 2月 日から適用する。

附則

- 1 この分科会設置要領は、平成22年 月 日から適用する。

附則

- 1 この分科会設置要領は、平成23年 月 日から適用する。

関東地方整備局総合評価審査委員会

技術提案・交渉方式専門部会設置要領

関東地方整備局総合評価審査委員会規則(以下、「規則」という。)第6条第3項に基づき、関東地方整備局総合評価審査委員会技術提案・交渉方式専門部会設置要領(以下、「本要領」という。)について次のように定める。

令和 5年 2月 28日

関東地方整備局長

第一 構 成

規則第6条に規定された技術提案・交渉方式専門部会は、技術提案・交渉方式での個別発注手続き工事案件毎に専門部会を置く。

第二 審議事項

技術提案・交渉方式専門部会は、規則第6条第1項に定める技術提案・交渉方式専門部会に係る事務(以下、「技術提案・交渉方式専門部会事務」という。)を行うにあたり、審議方法等の必要な事項を審議するものとする。

第三 技術提案・交渉方式専門部会の委員

- 1 技術提案・交渉方式専門部会の委員は、関東地方整備局総合評価審査委員会(以下、「審査委員会」という。)の委員及び専門委員(以下、「審査会委員」という。)をあてる。
- 2 技術提案・交渉方式専門部会は、個別発注手続き工事案件毎に審査会委員より3名以上選出し、組織する。
- 3 技術提案・交渉方式専門部会の委員の任期は、当該個別発注手続き工事案件の意見等を聴取する期間とする。
- 4 技術提案・交渉方式専門部会の委員は、非常勤とする。
- 5 技術提案・交渉方式専門部会の委員の氏名等は、公表するものとする。

第四 技術提案・交渉方式専門部会長

- 1 技術提案・交渉方式専門部会には、個別発注手続き工事案件毎に技術提案・交渉方式専門部会長を置き、技術提案・交渉方式専門部会長は、技術提案・交渉方式専門部会委員の互選によりこれを定める。
- 2 技術提案・交渉方式専門部会長は、会務を総理し、技術提案・交渉方式専門部会を代表する。
- 3 技術提案・交渉方式専門部会長に事故あるときは、あらかじめ技術提案・交渉方式専門部会長の指名する委員がその職務を代理する。

第五 会 議

- 1 技術提案・交渉方式専門部会は、必要に応じ適宜開催するものとする。
- 2 技術提案・交渉方式専門部会の開催は、委員の2名以上の出席を必要とする。
- 3 技術提案・交渉方式専門部会は、非公開とする。

第六 委員の除斥

- 1 委員は、審議事項に関して、自己又は3親等以内の親族の利害に關係のある議事に加わ

ることができない。

- 2 委員は、審議事項に関して、受注の機会又は利害関係に関する個別案件の議事に加わることはできない。

第七 秘密を守る義務

委員は、技術提案・交渉方式専門部会事務を処理する上で知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

第八 庶務

技術提案・交渉方式専門部会の庶務は、企画部技術調査課及び港湾空港部品質確保室において処理するものとする。

雑 則

本要領に定めるものの他、技術提案・交渉方式専門部会の運営に必要な事項は、技術提案・交渉方式専門部会に諮って定めるものとする。

附 則

- 1 この設置要領は、令和 5年 2月 28日から適用する。

公共工事の品質確保の促進に関する法律の一部を改正する法律

(平成17年3月31日法律第18号)

(平成26年6月4日一部改正)

(令和元年6月14日一部改正)

(令和6年6月19日一部改正)

目次

第一章 総則（第一条—第八条）

第二章 基本方針等（第九条—第十一条）

第三章 多様な入札及び契約の方法等

第一節 競争参加者の技術的能力の審査等（第十二条・第十三条）

第二節 多様な入札及び契約の方法（第十四条—第二十一条）

第三節 発注関係事務を適切に実施することができる者の活用及び発注者に対する支援等（第二十二条—第二十五条）

第四章 公共工事の品質確保のための基盤の整備等（第二十六条—第三十二条）

附則

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、公共工事の品質確保が、良質な社会資本の整備を通じて、豊かな国民生活の実現及びその安全の確保、環境の保全（良好な環境の創出を含む。）、自立的で個性豊かな地域社会の形成等に寄与するものであるとともに、現在及び将来の世代にわたる国民の利益であることに鑑み、公共工事の品質確保に関する基本理念、国等の責務、基本方針の策定等その担い手の中長期的な育成及び確保の促進その他の公共工事の品質確保の促進に関する基本的事項を定めることにより、現在及び将来の公共工事の品質確保の促進を図り、もって国民の福祉の向上及び国民経済の健全な発展に寄与することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「公共工事」とは、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成十二年法律第百二十七号）第二条第二項に規定する公共工事をいう。

2 この法律において「公共工事に関する調査等」とは、公共工事に関し、国、特殊法人等（公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律第二条第一項に規定する特殊方針等をいう。以下同じ。）又は地方公共団体が発注する測量、地質調査その他の調査（点検及び診断を含む。）及び設計（以下「調査等」という。）をいう。

(基本理念)

第三条 公共工事の品質は、公共工事が現在及び将来における国民生活及び経済活動の基盤となる社会資本を整備するものとして社会経済上重要な意義を有することに鑑み、国及び地方公共団体並びに公共工事等（公共工事及び公共工事に関する調査等をいう。以下同じ。）の発注者及び受注者がそれぞれの役割を果たすことにより、現在及び将来の国民のために確保されなければならない。

2 公共工事の品質は、建設工事が、目的物が使用されて初めてその品質を確認できること、その品質が工事等（工事及び調査等をいう。以下同じ。）の受注者の技術的能力に負うところが大きいこと、個別の工事により条件が異なること等の特性を有することに鑑み、経済性に配慮しつつ価格以外の多様な要素をも考慮し、価格及び品質が総合的に優れた内容の契約がなされることにより、確保されなければならない。

3 公共工事の品質は、施工技術及び調査等に関する技術の維持向上が図られ、並びにそれらを有する者等が公共工事の品質確保の担い手として中長期的に育成され、及び確保されることにより、将来にわたり確保されなければならない。

4 公共工事の品質は、公共工事等の発注者（以下単に「発注者」という。）の能力及び体制を考慮しつつ、工事等の性格、地域の実情等に応じて多様な入札及び契約の方法の中から適切な方法が選択されることにより、確保されなければならない。

5 公共工事の品質は、これを確保する上で工事等の効率性、安全性、環境への影響等が重要な意義を有することに鑑み、地盤の状況に関する情報その他工事等に必要な情報が的確に把握され、より適切な技術又は工夫が活用されることにより、確保されなければならない。

6 公共工事の品質は、公共工事等に関する技術の研究開発並びにその成果の普及及び実用化が適切に推進され、その技術が新たな技術として活用されることにより、将来にわたり確保されなければならない。

7 公共工事の品質は、完成後の適切な点検、診断、維持、修繕その他の維持管理により、将来にわたり確保されなければならない。

8 公共工事の品質は、地域において災害時における対応を含む社会資本

の維持管理が適切に行われるよう、地域の実情を踏まえ地域における公共工事の品質確保の担い手が育成され及び確保されるとともに、災害応急対策又は災害復旧に関する工事等（以下「災害応急対策工事等」という。）が迅速かつ円滑に実施される体制が整備されることにより、将来にわたり確保されなければならない。

- 9 公共工事の品質は、これを確保する上で公共工事等の受注者のみならず下請負人及びこれらの者に使用される技術者、技能労働者がそれぞれ重要な役割を果たすことに鑑み、公共工事等における請負契約（下請け契約を含む。）の当事者が、各々の対等な立場における合意に基づいて、市場における労務の取引価格、健康保険法（大正十一年法律第七十号）等の定めるところにより事業主が納付義務を負う保険料（第八条第二項及び第二十七条第一項において単に「保険料」という。）等を的確に反映した適正な額の請負代金及び適正な工事又は調査等の履行期（以下、「工期等」という。）を定める公正な契約を締結し、その請負代金をできる限り速やかに支払う等信義に従って誠実にこれを履行するとともに、公共工事等に従事する者の賃金、労働時間、休日その他労働条件、安全衛生その他労働環境の適正な整備について配慮がなされることにより、確保されなければならない。
- 10 公共工事の品質確保に当たっては、公共工事等の入札及び契約の過程並びに契約の内容の透明性並びに競争の公正性が確保されること、談合、入札談合等関与行為その他の不正行為の排除が徹底されること、その請負代金の額によっては公共工事等の適正な実施が通常見込まれない契約の締結が防止されること並びに契約された公共工事等の適正な実施が確保されることにより、公共工事等の受注者（以下単に「受注者」という。）としての適格性を有しない建設業者等が排除されること等の入札及び契約の適正化が図られるように配慮されなければならない。
- 11 公共工事の品質確保に当たっては、民間事業者の能力が適切に評価され、並びに公共工事等の入札及び契約に適切に反映されること、民間事業者の積極的な技術提案（公共工事等に関する技術又は工夫についての提案をいう。以下同じ。）及び創意工夫が活用されること等により民間事業者の能力が活用されるように配慮されなければならない。
- 12 公共工事の品質確保に当たっては、新たな技術を活用した資材、機械、工法等の採用が公共工事の品質の向上に及ぼす効果が適切に評価されること等により、新たな技術の活用が価格のみを理由として妨げられることのないように配慮されなければならない。
- 13 公共工事の品質確保に当たっては、踏査等、施工及び維持管理の各段階における情報通信技術（デジタル社会形成基本法（令和三年法律第三

十五号) 第二条に規定する情報通信技術をいう。以下同じ。) の活用 (当該各段階におけるデータ (電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録に記録された情報をいう。以下この項において同じ。) の適切な引継ぎ及び多用かつ大量のデータの適正かつ効果的な活用を含む。以下同じ。) 等を通じて、その生産性の向上が図られるように配慮されなければならない。

- 14 公共工事の品質確保に当たっては、脱炭素化（脱炭素社会（地球温暖化対策の推進に関する法律（平成十年法律第百十七号）第二条の二に規定する脱炭素社会をいう。）の実現に寄与することを旨として、社会経済活動その他の活動に伴って発生する温室効果ガス（同法第二条第三項に規定する温室効果ガスをいう。）の排出の量の削減並びに吸収作用の保全及び強化を行うことをいう。第七条第一項第二号において同じ。）に向けた技術又は工夫が活用されるように配慮されなければならない。
- 15 公共工事の品質確保に当たっては、公共工事に関する調査等の業務の内容に応じて必要な知識又は技術を有する者の能力がその者の有する資格等により適切に評価され、及びそれらの者が十分に活用されなければならない。

(国の責務)

第四条 国は、前条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、公共工事の品質確保の促進に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第五条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、その地域の実情を踏まえ、公共工事の品質確保の促進に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国及び地方公共団体の相互の連携及び協力)

第六条 国及び地方公共団体は、公共工事の品質確保の促進に関する施策の策定及び実施に当たっては、基本理念の実現を図るため、相互に緊密な連携を図りながら協力しなければならない。

(発注者等の責務)

第七条 発注者は、基本理念にのっとり、現在及び将来の公共工事の品質が確保されるよう、公共工事の品質確保の担い手の中長期的な育成及び確保に配慮しつつ、公共工事等の仕様書及び設計書の作成、予定価格の作

成、入札及び契約の方法の選択、契約の相手方の決定、工事等の監督及び検査並びに工事等の実施中及び完了時の施工状況又は調査等の状況（以下「施工状況等」という。）の確認及び評価その他の事務（以下「発注関係事務」という。）を、次に定めるところによる等適切に実施しなければならない。

- 一 公共工事等を実施する者が、公共工事の品質確保の担い手が中長期的に育成され及び確保されるための適正な利潤を確保することができるよう、適切に作成された仕様書及び設計書に基づき、経済社会情勢の変化を勘案し、市場における労務及び資材等の取引価格、健康保険等の定めるところにより事業主が納付義務を負う保険料、公共工事等に従事する者の業務上の負傷等に対する補償に必要な金額を担保するための保険契約の保険料、第五項の協定に基づき発注者がその実施を要請する災害応急対策工事等に係る次条第五項の保険契約の保険料、工事等、公共工事等の実施の実態等を的確に反映した積算を行うことにより、予定価格を適正に定めること。
- 二 価格に加え、工期、安全性、生産性、脱炭素化に対する寄与の程度その他の要素を考慮して総合的に価値の最も高い資材、機械、工法等（新たな技術を活用した資材、機械、工法等を含む。第六号において「総合的に価値の最も高い資材等」という。）を採用するに当たっては、これに必要な費用を適切に反映した積算を行うことにより、予定価格を適正に定めること。
- 三 入札に付しても定められた予定価格に起因して入札者又は落札者がなかったと認める場合において更に入札に付するとき、災害その他の特別な事情により通常の積算の方法によっては適正な予定価格の算定が困難と認めるときその他必要があると認めるときは、入札に参加する者から当該入札に係る工事等の全部又は一部の見積書を徵すことその他の方法により積算を行うことにより、適正な予定価格を定め、できる限り速やかに契約を締結するよう努めること。
- 四 災害時においては、手続きの透明性及び公正性の確保に留意しつつ、災害応急対策又は緊急性が高い災害復旧に関する工事等にあっては随意契約を、その他の災害復旧に関する工事等にあっては指名競争入札を活用する等緊急性に応じた適切な入札及び契約の方法を選択するよう努めること。
- 五 その請負代金の額によっては公共工事等の適正な実施が通常見込まれない契約の締結を防止するため、その入札金額によっては当該公共工事等の適正な実施が通常見込まれない契約となるおそれがあると認められる場合の基準又は最低制限価格の設定その他の必要な

措置を講ずること。

- 六 公共工事等の発注に関し、経済性に配慮しつつ、総合的に価値の最も高い資材等を採用するよう努めること。
- 七 地域における公共工事の品質確保の担い手が中長期的に育成され及び確保されるよう、地域の実情を踏まえ、競争に参加する者に必要な資格、発注しようとする公共工事等の規模その他の入札に関する事項を適切に定めること。
- 八 地域における公共工事の品質確保の担い手がその地域で十分に普及していない技術を円滑に習得することができるよう、発注又は契約の相手方の選定に関し、必要に応じて、当該技術を有する民間事業者と当該地域の民間事業者との連携及び技術的な協力のために必要な措置を講ずること。
- 九 災害からの迅速な復旧復興に資するよう、発注又は契約の相手方の選定に関し、必要に応じて、災害からの迅速な復旧復興に資する事業のために必要な能力を有する民間事業者と地域の民間事業者との連携及び協力のために必要な措置を講ずること。
- 十 地域における公共工事等の実施の時期の平準化を図るため、計画的に発注を行うとともに、工期等が一年に満たない公共工事等についての繰越明許費（財政法（昭和二十二年法律第三十四号）第十四条の三第二項に規定する繰越明許費又は地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百十三条第二項に規定する繰越明許費をいう。第十二号において同じ。）又は財政法第十五条に規定する国庫債務負担行為若しくは地方自治法第二百二十四条に規定する債務負担行為の活用による翌年度にわたる工期等の設定、他の発注者との連携による中長期的な公共工事等の発注の見通しの作成及び公表その他の必要な措置を講ずること。
- 十一 公共工事等に従事する者の労働時間その他の労働条件が適正に確保されるよう、公共工事等に従事する者の休日、工事等の実施に必要な準備期間、天候その他のやむを得ない事由により工事等の実施が困難であると見込まれる日数等を考慮し、適正な工期等を設定すること。
- 十二 設計図書（仕様書、設計書及び図面をいう。以下この号において同じ。）に適切に施工条件又は調査等の実施の条件を明示するとともに、設計図書に示された施工条件と実際の工事現場の状態が一致しない場合、設計図書に示されていない施工条件又は調査等の実施の条件について予期することができない特別な状態が生じた場合その他の場合において必要があると認められるときは、適切に設計

図書の変更及びこれに伴い必要となる請負代金の額又は工期等の変更を行うこと。この場合において、工期等が翌年度にわたることとなったときは、繰越明許費の活用その他の必要な措置を適切に講ずること。

十三 公共工事の契約において市場における労務及び資材等の取引価格の変動に基づく請負代金の額の変更及びその適切な算定方法に関する定めを設け、当該定めの適用に関する基準を策定するとともに、当該契約の締結後に当該変動が生じたときは、当該契約及び当該基準に基づき適切に請負代金の額の変更を行うこと。

十四 公共工事等の監督及び検査並びに施工状況等の確認及び評価に当たっては、積極的な情報通信技術の活用を図るとともに、必要に応じて、発注者及び受注者以外の者であって専門的な知識又は技術を有するものによる、工事等が適正に実施されているかどうかの確認の結果の活用を図るよう努めること。

十五 必要に応じて完成後の一定期間を経過した後において施工状況の確認及び評価を実施するよう努めること。

- 2 発注者は、公共工事の施工状況等及びその評価に関する資料その他の資料が将来における自らの発注に、及び発注者間においてその発注に相互に、有效地に活用されるよう、その評価の標準化のための措置並びにこれらの資料の保存のためのデータベースの整備及び更新その他の必要な措置を講じなければならない。
- 3 発注者は、発注関係事務を適切に実施するため、その実施に必要な知識又は技術を有する職員の育成及び確保、必要な職員の配置その他の体制の整備に努めるとともに、他の発注者と情報交換を行うこと等により連携を図るよう努めなければならない。
- 4 発注者は、発注者及び受注者の負担の軽減に資するよう、発注関係事務の実施に関し、情報通信技術の活用等に努めなければならない。
- 5 発注者は、災害応急対策工事等が迅速かつ円滑に実施されるよう、あらかじめ、建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十七条の三十七に規定する建設業者団体（第二十六条及び第三十一条において単に「建設業者団体」という。）との他の者の災害応急対策工事等の実施に関する協定の締結その他必要な措置を講ずるよう努めるとともに、他の発注者と連携を図るよう努めなければならない。
- 6 発注者は、災害応急対策工事等の迅速かつ円滑な実施に資するため、公共工事の目的物の被害状況の把握に関し、当該目的物の整備及び維持管理について必要な知識及び経験を有する者を活用するよう努めなければならない。

7 国、特殊法人等及び地方公共団体は、公共工事の目的物の維持管理を行うに際しては、当該目的物の備えるべき品質が将来にわたり確保されるよう、維持管理の担い手の中長期的な育成及び確保並びに生産性の向上に配慮しつつ、情報通信技術の活用等により、当該目的物について、適切に点検、診断、維持、修繕等を実施するよう努めなければならない。この場合において、当該目的物の維持管理を広域的または包括的に行うときは、必要な連携体制の構築に努めなければならない。

(受注者等の責務)

第八条 受注者は、基本理念にのっとり、契約された公共工事等を適正に実施しなければならない。

2 公共工事等を実施する者は、下請契約を締結するときは、下請負人に使用される技術者、技能労働者等の賃金、労働時間、休日その他の労働条件、安全衛生その他の労働環境が適正に整備されるよう、市場における労務の取引価格、保険料等を的確に反映した適正な額の請負代金及び適正な工期等を定める下請契約を締結しなければならない。

3 公共工事等を実施する者（公共工事等を実施する者となろうとする者を含む。次項において同じ。）は、契約された又は将来実施することとなる公共工事等の適正な実施のために必要な技術的能力（新たな技術を活用した資材、機械、工法等を効果的に活用する能力を含む。）の向上、情報通信技術を活用した公共工事等の実施の効率化等による生産性の向上並びに技術者、技能労働者等の育成及び確保並びにこれらの者に係る賃金、労働時間、休日その他の労働条件、安全衛生その他の労働環境の改善に努めなければならない。

4 公共工事等を実施する者は、その使用者の有する能力に応じた適切な処遇を確保するとともに、外国人等を含む多様な人材がその有する能力を有效地に発揮できるよう、その従事する職業に適応することを容易にするための措置の実施その他の雇用管理の改善に努めなければならない。

5 前条第五項の協定に基づき災害応急対策工事等を実施する受注者は、当該応急対策工事等に従事する者の業務上の負傷等に対する補償及び当該災害応急対策工事等の実施について第三者に加えた損害の賠償に必要な金額を担保するため、当該災害応急対策工事等の実施に当たり、適切な保険契約を締結するよう努めなければならない。

第二章 基本方針等

(基本方針)

第九条 政府は、公共工事の品質確保の促進に関する施策を総合的に推進するための基本的な方針（以下「基本方針」という。）を定めなければならない。

- 2 基本方針は、次に掲げる事項について定めるものとする。
 - 一 公共工事の品質確保の促進の意義に関する事項
 - 二 公共工事の品質確保の促進のための施策に関する基本的な方針
- 3 基本方針の策定に当たっては、特殊法人等及び地方公共団体の自主性に配慮しなければならない。
- 4 政府は、基本方針を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 5 前二項の規定は、基本方針の変更について準用する。

(基本方針に基づく責務)

第十条 各省各庁の長（財政法第二十条第二項に規定する各省各庁の長をいう。）、特殊法人等の代表者（当該特殊法人等が独立行政法人（独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第二条第一項に規定する独立行政法人をいう。）である場合にあっては、その長）及び地方公共団体の長は、基本方針に定めるところに従い、公共工事の品質確保の促進を図るため必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(関係行政機関の協力体制)

第十一條 政府は、基本方針の策定及びこれに基づく施策の実施に関し、関係行政機関による協力体制の整備その他の必要な措置を講ずるものとする。

第三章 多様な入札及び契約の方法等

第一節 競争参加者の技術的能力の審査等

(競争参加者の技術的能力の審査)

第十二条 発注者は、その発注に係る公共工事等の契約につき競争に付するときは、競争に参加しようとする者について、工事等の経験、施工状況等の評価、当該公共工事等に配置が予定される技術者の経験又は有する資格その他競争に参加しようとする者の技術的能力に関する事項を審査しなければならない。

(競争参加者の中長期的な技術的能力の確保に関する審査等)

第十三条 発注者は、その発注に係る公共工事等の契約につき競争に付するときは、当該公共工事等の性格、地域の実情等に応じ、競争に参加する者（競争に参加しようとする者を含む。以下同じ。）について、若年の技術者、技能労働者等の育成及び確保の状況、建設機械の保有の状況、災害時における工事等の実施体制の確保の状況等に関する事項を適切に審査し、又は評価するよう努めなければならない。

第二節 多様な入札及び契約の方法

(多様な入札及び契約の方法の中からの適切な方法の選択)

第十四条 発注者は、入札及び契約の方法の決定に当たっては、その発注に係る公共工事等の性格、地域の実情等に応じ、この節に定める方式その他の多様な方法の中から適切な方法を選択し、又はこれらの組合せによることができる。

(競争参加者等の技術提案を求める方式)

第十五条 発注者は、競争に参加する者に対し、技術提案を求めるよう努めなければならない。ただし、発注者が、当該公共工事等の内容に照らし、その必要がないと認めるときは、この限りでない。

- 2 発注者は、前項の規定により技術提案を求めるに当たっては、競争に参加する者の技術提案に係る負担に配慮しなければならない。
- 3 発注者は、競争に付された公共工事等につき技術提案がされたときは、これを適切に審査し、及び評価しなければならない。この場合において、発注者は、中立かつ公正な審査及び評価が行われるようこれらに関する当事者からの苦情を適切に処理することその他の必要な措置を講ずるものとする。
- 4 発注者は、競争に付された公共工事等を技術提案の内容に従って確実に実施することができないと認めるときは、当該技術提案を採用しないことができる。
- 5 発注者は、競争に参加する者に対し技術提案を求めて落札者を決定する場合には、あらかじめその旨及びその評価の方法を公表するとともに、その評価の後にその結果を公表しなければならない。ただし、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律第四条 から第八条 までに定める公共工事の入札及び契約に関する情報の公表がなされない公

共工事についての技術提案の評価の結果については、この限りでない。

- 6 発注者は、その発注に係る公共工事に関する調査等の契約につき競争に付さないときは、受注者となろうとする者に対し、技術提案を求めるよう努めなければならない。ただし、発注者が、当該公共工事に関する調査等の内容に照らし、その必要がないと認めるときは、この限りでない。
- 7 第二項から第五項まで（同項ただし書を除く。）の規定は、前項に規定する場合において、技術提案がされたときについて準用する。この場合において、第二項中「前項」とあるのは「第六項」と、第三項及び第四項中「競争に付された公共工事等」とあるのは「競争に付されなかった公共工事に関する調査等」と、第五項中「落札者」とあるのは「受注者」と読み替えるものとする。

(段階的選抜方式)

第十六条 発注者は、競争に参加する者に対し技術提案を求める方式による場合において競争に参加する者の数が多数であると見込まれるときその他必要があると認めるときは、必要な施工技術又は調査等の技術を有する者が新規に競争に参加することが不当に阻害されることのないように配慮しつつ、当該公共工事等に係る技術的能力に関する事項を評価すること等により一定の技術水準に達した者を選抜した上で、これらの者の中から落札者を決定することができる。

(技術提案の改善)

第十七条 発注者は、技術提案をした者に対し、その審査において、当該技術提案についての改善を求め、又は改善を提案する機会を与えることができる。この場合において、発注者は、技術提案の改善に係る過程について、その概要を公表しなければならない。

- 2 第十五条第五項ただし書の規定は、技術提案の改善に係る過程の概要の公表について準用する。

(技術提案の審査及び価格等の交渉による方式)

第十八条 発注者は、当該公共工事等の性格等により当該工事等の仕様の確定が困難である場合において自らの発注の実績等を踏まえ必要があると認めるときは、技術提案を公募の上、その審査の結果を踏まえて選定した者と工法、価格等の交渉を行うことにより仕様を確定した上で契約することができる。この場合において、発注者は、技術提案の審査及び交渉の結果を踏まえ、予定価格を定めるものとする。

- 2 発注者は、前項の技術提案の審査に当たり、中立かつ公正な審査が行われるよう、中立の立場で公正な判断ができる学識経験者の意見を聞くとともに、当該審査に関する当事者からの苦情を適切に処理することその他の必要な措置を講ずるものとする。
- 3 発注者は、第一項の技術提案の審査の結果並びに審査及び交渉の過程の概要を公表しなければならない。この場合においては、第十五条第五項ただし書の規定を準用する。

(高度な技術等を含む技術提案を求めた場合の予定価格)

第十九条 発注者は、前条第一項の場合を除くほか、高度な技術又は優れた工夫を含む技術提案を求めたときは、当該技術提案の審査の結果を踏まえて、予定価格を定めることができる。この場合において、発注者は、当該技術提案の審査に当たり、中立の立場で公正な判断ができる学識経験者の意見を聞くものとする。

(地域における社会資本の維持管理に資する方式)

第二十条 発注者は、公共工事等の発注に当たり、地域における社会資本の維持管理の効率的かつ持続的な実施のために必要があると認めるときは、地域の実情に応じ、次に掲げる方式等を活用するものとする。

- 一 工期等が複数年度にわたる公共工事等を一の契約により発注する方式
- 二 複数の公共工事等を一の契約により発注する方式
- 三 複数の建設業者等により構成される組合その他の事業体が競争に参加することができることとする方式

(競争が存在しないことの確認による方式)

第二十一条 発注者は、その発注に係る公共工事等に必要な技術、設備又は体制等からみて、その地域において受注者になろうとする者が極めて限られており、当該地域において競争が存在しない状況が継続すると見込まれる公共工事等の契約について、当該技術、設備又は体制等及び受注者となることが見込まれる者が存在することを明示した上で公募を行い、競争が存在しないことを確認したときは、随意契約によることができる。

第三節 発注関係事務を適切に実施することができる者の活用及び発注者に対する支援等

(発注関係事務を適切に実施することができる者の活用)

第二十二条 発注者は、その発注に係る公共工事等が専門的な知識又は技術を必要とすること、職員の不足その他の理由により自ら発注関係事務を適切に実施することが困難であると認めるときは、国、地方公共団体その他法令又は契約により発注関係事務の全部又は一部を行うことができる者の能力を活用するよう努めなければならない。この場合において、発注者は、発注関係事務を適正に行うことができる知識及び経験を有する職員が置かれていること、法令の遵守及び秘密の保持を確保できる体制が整備されていることその他発注関係事務を公正に行うことができる条件を備えた者を選定するものとする。

- 2 発注者は、前項の場合において、契約により発注関係事務の全部又は一部を行うことができる者を選定したときは、その者が行う発注関係事務の公正性を確保するために必要な措置を講ずるものとする。
- 3 第一項の規定により、契約により発注関係事務の全部又は一部を行う者は、基本理念にのっとり、発注関係事務を適切に実施しなければならない。
- 4 国及び都道府県は、発注者を支援するため、専門的な知識又は技術を必要とする発注関係事務を適切に実施することができる者の育成及びその活用の促進、発注関係事務を公正に行うことができる条件を備えた者の適切な評価及び選定に関する協力、発注関係事務に関し助言その他の援助を適切に行う能力を有する者の活用の促進、発注者間の連携体制の整備その他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。
- 5 国及び当道府県は、発注者が発注関係事務の適切な実施に必要な知識又は技術を有する職員を育成することを支援するため、講習会の開催、自らが実施する研修への発注者の職員の受入れ、民間団体による研修の活用の促進その他必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(発注関係事務の実施に関する助言等)

第二十三条 国は、発注者の発注関係事務の実施の実態を調査し、及びその結果を公表するよう努めるとともに、その結果を踏まえ、発注者が発注関係事務を適切に実施することができるよう、必要な助言を行わなければならない。

(発注関係事務の運用に関する指針)

第二十四条 国は、基本理念にのっとり、発注者を支援するため、地方公共団体、学識経験者、民間事業者その他の関係者の意見を聴いて、公共工事等の性格、地域の実情等に応じた入札及び契約の方法の選択その他の発

注関係事務の適切な実施に係る制度の運用に関する指針を定めるものとする。

(国の援助)

第二十五条 国は、第二十二条第四項及び第五項並びに前二条に規定するもののほか、地方公共団体が講ずる公共工事の品質確保の担い手の中長期的な育成及び確保の促進その他の公共工事の品質確保の促進に関する施策に関し、必要な助言その他の援助を行うよう努めなければならない。

第四章 公共工事の品質確保のための基盤の整備等

(職業訓練実施者に対する支援等)

第二十六条 国及び地方公共団体は、公共工事の品質確保の担い手の中長期的な育成及び確保のため、工事等に関する専門的な知識又は技術を有する人材を育成するための職業訓練を実施する者に対する支援等、工事等に関する基礎的な知識及び技能を習得させるための教育を行う高等学校等と民間事業者及び建設業者団体等との間の連携の促進並びに外国人等を含む多様な人材の確保等に必要な環境の整備の促進について必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(労務費等に関する実態調査等)

第二十七条 国は、下請負人その他の公共工事を実施する者（以下この項及び次項において「下請負人等」という。）に対して市場における労務の取引価格、保険料等を的確に反映した適正な額の請負代金が支払われるとともに、下請負人等により公共工事に従事する者に対して適正な額の賃金が支払われるよう、公共工事の請負契約の締結の状況及び下請負人等が講じた公共工事に従事する者の能力等に即した評価に基づく賃金の支払その他の公共工事に従事する者の適切な処遇を確保するための措置に関する実態の調査を行うよう努めなければならない。

- 2 国は、下請負人等に使用される公共工事に従事する者に対して適切に休日が与えられるよう、その休日の付与の実態の調査を行うよう努めなければならない。
- 3 国は、前二項の規定による調査の結果を公表するとともに、その結果を踏まえ、公共工事に従事する者の適正な労働条件の確保のために必要な施策の策定及び実施に努めなければならない。

(民間事業者等による研究開発の促進)

第二十八条 国は、公共工事等に必要な高度な技術の研究開発に資するため、第十八条第一項の契約の方式の活用を通じた設計に携わる民間事業者と施工に携わる民間事業者との連携その他の民間事業者等相互間の連携を促進するよう努めなければならない。

2 国は、公共工事等に必要な高度な技術の研究開発を民間事業者等に委託し又は請け負わせる場合には、当該民間事業者等がその成果を有効に活用することができるようするため、当該成果に係る知的財産権の取扱いについて適切に配慮するよう努めなければならない。

(研究開発の安定的な推進)

第二十九条 国は、公共工事等に関する技術に係る研究機関の機能の強化並びに当該技術の研究開発並びにその成果の普及及び実用化を中長期にわたって安定的に推進するため、必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(地方公共団体の関係部局の連携)

第三十条 地方公共団体は、公共工事等の実施の時期の平準化を図るための措置に関する施策その他の公共工事の品質確保の促進に関する施策の実施に当たっては、公共工事等の入札及び契約に関する業務を担当する部局、公共工事等の実施に関する業務を担当する部局、財政に関する業務を担当する部局その他の関係部局の相互の緊密な連携を確保するよう努めなければならない。

(国民の关心及び理解の増進)

第三十一条 国及び地方公共団体は、建設業者団体等と連携しつつ、公共工事の品質確保及びその担い手の活動（災害時における活動を含む。）の重要性に関する国民の关心と理解を深めるため、それらに関する広報活動及び啓発活動の充実その他の必要な施策を講ずるよう努めなければならない。

(公共工事に関する調査等に係る資格等に関する検討)

第三十二条 国は、公共工事に関する調査等及び設計に関し、その業務の内容に応じて必要な知識又は技術を有する者の能力がその者の有する資格等により適切に評価され、及びそれらの者が十分に活用されるようにするため、公共工事に関する調査等の担い手の中長期的な育成及び確保に留意して、これらに係る資格等の評価及び資格等に係る制度の運用の在り方等について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附 則

(施行期日)

1 この法律は、平成十七年四月一日から施行する。

(検討)

2 政府は、この法律の施行後三年を経過した場合において、この法律の施行の状況等について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

附 則 (平成二六年六月四日法律第五六号) 抄

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から施行する。

(検討)

2 政府は、この法律の施行後五年を目途として、この法律による改正後の公共工事の品質確保の促進に関する法律の施行の状況等について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附 則

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から施行する。

(検討)

2 政府は、この法律の施行後五年を目途として、この法律による改正後の公共工事の品質確保の促進に関する法律の施行の状況等について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

理 由

公共工事の品質確保の促進を図るため、基本理念、発注者の責務等として、災害復旧工事等の迅速かつ円滑な実施のための体制整備、適正な工期等による請負契約の締結、情報通信技術の活用等を通じた生産性の向上等について定めるとともに、公共工事に関する調査等の位置付けを改める等の必要がある。これが、この法律を提出する理由である。